

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年6月27日

【会計年度】 自 2024年1月1日 至 2024年12月31日

【発行者の名称】 ルーマニア
(Romania)

【代表者の役職氏名】 アレクサンドル・ナザレ
(Alexandru Nazare)
財務相
(Minister of Finance)

【事務連絡者氏名】 弁護士 吉井 一浩
同 高柳 志帆

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【縦覧に供する場所】 該当なし

注：

- (1) 別段の記載がない限り、本書において、「政府」はルーマニア政府を指し、「EEA」は欧州経済領域を指し、「加盟国」はEEA加盟国を指し、「米ドル」および「ドル」はアメリカ合衆国のドルを指し、「ルーマニア・レウ」および「レウ」は新ルーマニア・レウを指し、「EUR」および「ユーロ」は欧州連合の機能に関する条約（改正を含む。）に基づき、欧州経済通貨同盟の第3段階の開始時に導入された単一通貨を指し、「日本円」および「円」は日本の法定通貨を指す。日本円に対する新ルーマニア・レウの換算レートは1新ルーマニア・レウ＝32.64円であり、これはルーマニア国立銀行（以下「NBR」という。）が2025年6月6日現在（東ヨーロッパ時間）で提示した新ルーマニア・レウに対する日本円の換算レートである100円＝3.0638新ルーマニア・レウを用いて算出された逆数である。株式会社三菱UFJ銀行が2025年6月6日現在（日本時間）で提示した対顧客直物電信売買相場の日本円に対する米ドルの仲値は、1米ドル＝143.76円であった。本書における新ルーマニア・レウまたは米ドルから日本円への換算額は、読者の便宜のためにのみ記載するものであり、新ルーマニア・レウ額または米ドル額が上記レートで日本円に換算されることを示すものと解してはならない。

- (2) 本書に記載されている記述の一部は、将来の見通しに関する記述であるか、または将来の見通しに関する記述とみなされる可能性がある。歴史的事実ではない記述（ルーマニアの確信および期待に関する記述を含むがそれらに限定されない。）は、将来の見通しに関する記述である。これらの記述は、現在の計画、目的、仮定、見積もりおよび予測に基づいている。本書において、「予期している」、「見積もっている」、「予測している」、「確信している」、「意向である」、「計画している」、「目指している」、「試みる」、「場合がある」、「予定である」、「はずである」およびその他の類似の表現は、一般に将来の見通しに関する記述を指す。したがって、これらに過度の信頼を置くべきではない。将来の見通しに関する記述は、それらが作成された日付現在のものであり、ルーマニアは、新たな情報または将来の事象に照らしてそれらを公に更新する義務を負わない。将来の見通しに関する記述には、固有のリスクと不確実性を伴う。ルーマニアは、多くの重要な要因により、将来の見通しに関する記述と実際の結果が大きく異なる可能性があることを警告している。将来に関する記述には、（ ）民営化を含む経済政策の実施に関する計画、ならびに経済および法律の改革の速度、（ ）一定の経済政策が実施された場合の経済動向に関する予測、（ ）国内総生産（以下「GDP」という。）、インフレ、為替レート、金利、対外投資、貿易および財政収支の見通し、ならびに（ ）対外債務の返済および債務返済の見通しを含むが、これらに限定されない。
- (3) 本書中の表における数値が四捨五入されている場合、合計欄の数値は必ずしも関連する各数値の合計と一致しない。

第1【募集（売出）債券の状況】

募集債券

債券の名称	発行年月日	券面総額	2024会計年度に おける償還額	2024会計年度末の 未償還額	上場金融商品取 引所名又は登録 認可金融商品 取引業協会名
第1回ルーマニア 円貨債券（2024） （グリーンボンド）	2024年10月11日	22,000,000,000円	0円	22,000,000,000円	該当なし
第2回ルーマニア 円貨債券（2024） （グリーンボンド）	2024年10月11日	3,600,000,000円	0円	3,600,000,000円	該当なし
第3回ルーマニア 円貨債券（2024） （グリーンボンド）	2024年10月11日	7,400,000,000円	0円	7,400,000,000円	該当なし

上記の債券の発行日から2024会計年度末までの期間中に、上記の債券の所有者の権利等に重要な影響を与える事実は発生しなかった。

売出債券

該当事項なし

第2【外国為替相場の推移】

該当事項なし

第3【発行者の概況】

1【発行者が国である場合】

(1)【概要】

ルーマニアの概況

概観

領土および人口

ルーマニアは、バルカン半島北部の中東欧に位置する。近隣諸国は、ハンガリー、ウクライナ、モルドバ共和国、ブルガリアおよびセルビアである。南東は黒海に面している。ルーマニアは、中欧地域で2番目に広く、面積は238,397平方キロメートルである。

ルーマニア国家統計局（以下「NIS」という。）の2023年データによると、ルーマニアの人口は約19百万人である。



歴史および憲法

第二次世界大戦後、ルーマニアはソビエト連邦の影響下に置かれ、1948年から1989年まで共産主義政権下で中央計画経済体制にあった。

1989年12月、民衆の蜂起により共産主義政権が崩壊した。その後、非共産主義政党が設立され、自由選挙が実施された。

1991年11月21日、ルーマニアを議会制民主主義国とする新憲法がルーマニア議会で採択され、その後国民投票で承認された。憲法は、立法・行政・司法の各権力を正式に分離させている。ルーマニアが欧州連合（以下

「EU」という。)に加盟することを想定して2003年に憲法が改正されたが、ルーマニアの政治制度の基礎となった基本原則は変更されなかった。

政府

政府は、国家の行政権を行使する。政府は、首相および内閣で構成される。実際には、議会の最大政党または連立政党が政府を形成する。各内閣の指名は、大統領による承認を条件とする。

議会

立法権はルーマニア議会に付与されている。ルーマニア議会は、上院と下院からなる二院制である。議員は任期4年で直接選出される。

2024年12月以降、以下の主要政党が議会を代表している。

- ・ イリエ・ガブリル・ボロジャンが率いるリベラルの中道右派政党である国民自由党 (*Partidul National Liberal*) (以下「PNL」という。) - 上院議員22人、下院議員50人
- ・ ドミニク・サミュエル・フリッツが率いる中道改革派連合である「ルーマニア救国同盟」 (*Uniunea Salva țara România*) (以下「USR」という。) - 上院議員19人、下院議員40人
- ・ ソリン・ミハイ・グリーンデアヌが率いる社会民主主義の中道左派政党である社会民主党 (*Partidul Social Democrat*) (以下「PSD」という。) - 上院議員36人、下院議員86人
- ・ ケレメン・フノールが率いる中道のハンガリー少数政党であるハンガリー人民民主同盟 (*Uniunea Democrată Maghiară din România*) (以下「UDMR」という。) - 上院議員10人、下院議員22人
- ・ ジョージ・シミオンが率いる右翼政党であるルーマニア統一連合 (*Alianța pentru Unirea Românilor*) (以下「AUR」という。) - 上院議員28人、下院議員61人
- ・ ディアナ・イオヴァノヴィチ・ショショアカが率いる右翼政党であるSOSルーマニア党 (*S.O.S. România*) - 上院議員9人、下院議員22人
- ・ アナマリア・ガブリラが率いる右翼政党である若者の党 (*Partidul Oamenilor Tineri*) - 下院議員14人
- ・ そのほか、いずれの政党にも所属していない上院議員が10人、下院議員が35人である。

選挙は、個人ではなく政党に推薦された名簿に対して有権者が投票するよう求める比例名簿制の選挙制度を通じて実施され、73,000人の市民につき1名の下院議員および168,000人の市民につき1名の上院議員とし、議員総数が削減された。この制度の下で、464議席（下院313議席、少数下院17議席、上院134議席）が選出される。在外ルーマニア人は、4名の下院議員および2名の上院議員により代表されている。

2024年12月1日、ルーマニアは議会選挙を実施した。PSDがルーマニア議会で最多議席を獲得し、僅差でAUR、第3位にPNL、第4位にUSRと続いた。選挙の結果、PSD、PNLおよびUDMRの間で連立内閣が成立した。

2024年12月23日、新たに選出された議会は、PSD・PNL・UDMRの連立による支持を受けた政府の信任投票を行い、イオン・マルチェル・チョラクが首相に指名された。

2025年5月5日、イオン・マルチェル・チョラクは、ルーマニア大統領代行のイリエ・ガブリル・ボロジャンに首相の地位からの辞表を正式に提出した。2025年5月6日、ルーマニア大統領代行のイリエ・ガブリル・ボロジャンは、カタリン・マリアン・プレディオウを首相代行に指名した。

2025年6月23日、議会はPSD・PNL・USR・UDMRの連立による支持を受けた政府の信任投票を行い、同日付でルーマニア大統領のニクショル・ダンにより、イリエ・ガブリル・ボロジャンが首相に指名された。

大統領

ルーマニアの大統領は、ルーマニアの国家元首であり、任期5年で国民投票により選出される。選出にあたり、大統領は政党の構成員となることはできない。大統領は首相を指名し、政府を正式に任命する。大統領はまた、ルーマニア最高国防評議会の議長であり、ルーマニア軍の総司令官でもある。

直近の大統領選挙は、2024年11月24日に行われた大統領選挙の第1回投票がルーマニア憲法裁判所により取り消された後、2025年5月4日（第1回投票）および2025年5月18日（第2回投票）に行われた。決選投票では、ニクショル・ダン（独立候補者）が53.60%の得票でルーマニア大統領に選出された一方、対立候補のジョージ・シミオン（AUR党首）の得票は46.40%であった。

地方行政

地方行政は、ブカレストを含む42の県 (*judete*) レベルおよび市レベルで行われている。県当局および市当局は、一般にその地域内で教育、社会サービスおよび基本的な公共事業を提供する責任を負う。

前回の地方総選挙は2024年7月9日に実施された。

司法制度および憲法裁判所

司法制度および憲法裁判所の全体構成

憲法第126条第(1)項および第(3)項に従い、「司法は、破毀・司法高等裁判所および法律により設置されたその他の裁判所により運営されるものとする」。司法権は、破毀・司法高等裁判所（以下「HCCJ」という。）および法律により設置されたその他一連の裁判所に付与されている。下級裁判所は、地方控訴裁判所（*curti de apel*）、審判所（*tribunale*）、専門審判所（*tribunale specializate*）、軍事裁判所（*instante militare*）および第一審裁判所（*judicatorii*）で構成されている。

憲法に従い、憲法裁判所は司法制度の一部とはみなされない。憲法裁判所は、憲法上重要な事項を決定する。

憲法は、法律により定められた範囲でのみ裁判所に司法権を付与する。専門的な事物管轄権を有する裁判所を設置することもできるが、これらもまた法律により設置されなければならない。

司法制度および憲法裁判所の独立性の確保

裁判官は独立性を有し、法律にのみ従わなければならない。裁判官は、司法制度の独立性の保証人として行為する最高司法評議会（以下「最高評議会」という。）の提案により、大統領が任命する。最高評議会は19名で構成され、裁判官9名、検察官5名、市民社会の代表者2名が含まれる。最高評議会のその他3名の構成員は、法務大臣、HCCJ長官およびHCCJに付属する検察庁長官である（任期は6年で、延長または更新することはできない。）。

憲法裁判所の9名の裁判官は、大統領、下院および上院により任命され（任期は9年で、延長または更新することはできない。）、大統領、下院および上院はそれぞれ3名を任命することができる。

司法制度改革

ルーマニアの司法制度は、司法制度の近代化および独立性の強化を目的とした複数の改革を経ており、現在さらなる改革が計画されている。これらの改革は、司法制度をより効率的かつ説明責任のあるものとするためにすでに実施されている司法制度の発展のための一連の戦略に主に基づいている。

ルーマニアの司法制度の原則、構造および組織は、ルーマニア憲法および司法組織に関する法律第304/2022号に規定されている。

以下は、ルーマニアの司法制度に関連する戦略を承認した政府決定の一覧である。

- ・ 2022 - 2025年司法制度の発展のための戦略の承認に関する政府決定第436/2022号 この新戦略は、1)司法行為の独立性、質および効率性、2)司法へのアクセスならびに3)汚職および組織犯罪対策という戦略的介入の3つの主要な方向性を想定している。
- ・ 2024年11月27日、2025 - 2029年司法制度の発展のための新たな戦略を承認する政府決定草案および行動計画が、公開討論のため法務省のウェブサイト上で公表された。次の任期に政府の承認を得る予定である。
- ・ 2021 - 2025年国家腐敗防止戦略および関連文書の承認に関する政府決定第1269/2021号 この戦略は、国家レベルでの汚職およびそれに対する国家の対応能力の分析を行い、かかる汚職への対応に必要な任務および目的に関する統合的かつ統一的な組織間展望を提示する。対応戦略は、全般および特定の目的に従って提示され、各機関および優先部門の法的能力に従って個別化される。
- ・ 2021 - 2025年犯罪からの債務請求の回収に関する国家戦略「犯罪は利益をもたらさない！」の承認に関する政府決定第917/2021号およびその実施のための行動計画 この戦略は、「犯罪は儲からない」という原則に基づき、犯罪活動から請求の回収の効率的な手続を定めている。この戦略は、犯罪に関連する資産の有効かつ完全な特定、没収された資産の管理の最適化および犯罪資産の社会的再利用を目的としている。
- ・ 組織犯罪に対する国家戦略の承認に関する政府決定第930/2021号 この戦略は、組織犯罪に関連するリスク要因、脆弱性および脅威に対する効率的な防止および対策により、個人の安全を保証し、法の支配の下で発展した社会的および経済的環境を維持することを目的としている。

法の支配

2024年7月24日、欧州委員会（以下「EC」という。）は、EUにおける法の支配の状況および各加盟国における状況の評価の両方の全体像を示す、2024年法の支配報告書を公表した。ルーマニアの場合、同報告書は、ルーマニアが同メカニズムの下で設定されたすべてのベンチマークおよび勧告を十分に満たしたため、2023年9月15日付で協力と検証メカニズム（CVM）を正式に終了するとしてECの従前の決定について言及している。2024年のEU全体の法の支配報告書は、2023年に公表された前回の報告書以降、ルーマニアで司法の法の施行を強化するための措置、司法のデジタル化の一層の改善、ハイレベルの汚職を含む汚職との闘いにおける一貫した順調な実績の維持、司法における職員不足への対処の確実な進展、2021 - 2025年国家腐敗防止戦略（以下「NAS」という。）の着実な実施の継続ならびに国家腐敗防止局および国家誠実庁の効率的な活動といった前向きな進展が見られたことを強調している。

また、報告書には、国会議員のロビー活動に関する規則を導入するためのさらなる措置はとられておらず、政党資金の透明性を向上させるための法律の採択は、依然として保留されていると記載されている。

NASは、5つの一般的目標および18の具体的目標を定めている。

2023年の戦略実施に関するNASの2021 - 2025年第2回モニタリング報告書は、2024年6月17日から19日の間で開催された協力プラットフォームの会合において承認された。承認後、同報告書はNASのポータル上で公表された。

新たな国家腐敗防止戦略の動向

法務省は、現在の戦略の監視を継続しつつ、2025年より後の国家腐敗防止戦略の準備プロセスを開始した。新たな戦略は、今後の欧州連合腐敗防止戦略および世界基準の法令遵守を確保するための国際評価メカニズムに沿ったものとなる。

ルーマニアは、2023年5月3日付で正式に贈賄に関する作業部会（以下「WGB」という。）の45番目の加盟国となった。2024年10月、WGBは、ルーマニアの贈賄防止条約に関する第二次評価を完了した。評価では、ルーマニアの法的枠組みは、OECDの贈賄防止条約を概ね遵守していると結論付けられたが、いくつかの点は第三次評価で引き続き検討される。

また、ルーマニア議会は最近、制裁の強化、外国の贈収賄に対する実質的な後悔条項の削除および外国公務員の定義の改善により、OECDの贈賄防止条約の基準にさらに準拠した法案（法律第319/2024号）を可決した。

法律の動向

ルーマニアの司法制度を統治する最も重要な法律は、憲法、司法法（裁判官および検察官の規則に関する法律第303/2022号、司法組織に関する法律第304/2022号ならびに最高司法評議会に関する法律第305/2022号）、刑法、刑事訴訟法、民法、民事訴訟法ならびにその他の特別法（すなわち、会社、倒産、商業登記、資産回収、裁判費用および法律扶助に関する法律⁽¹⁾）である。

注：

(1) 2024年10月30日付LEGE第268号 - 法律ポータル

刑法および刑事訴訟法の改正

刑法および刑事訴訟法の草案は、特定の条項を憲法裁判所の決定に整合させることを目的としており、2023年に採択され、ルーマニア官報に掲載された（法律第200/2023号および法律第201/2023号）。法律第200/2023号は刑法の違憲性に対する救済を定め、法律第201/2023号は刑事訴訟法における同様の保護を規定した。

ICSIDおよびUNCITRALにおける紛争

現在、ルーマニアは、国際投資紛争解決センター（以下「ICSID」という。）および国際連合国際商取引法委員会（以下「UNCITRAL」という。）において、以下の係属中の訴訟の当事者となっている。すなわち、()The Nova Group Investments BV対ルーマニア（ICSID事件番号ARB/16/19）、()LSG Building Solutions GmbH他対ルーマニア（ICSID事件番号ARB/18/19）、()Petrochemical Holding GmbH対ルーマニア（ICSID事件番号ARB/19/21）、()Ep Wind Project (Rom) Six Ltd対ルーマニア（ICSID事件番号ARB/20/15）、()FinDoc SRL他対ルーマニア（ICSID事件番号ARB/20/35）、()Kelag-Kärntner Elektrizitäts-Aktiengesellschaft他対ルーマニア（ICSID事件番号ARB/21/54）、()Clara Petroleum Ltd対ルーマニア（ICSID事件番号ARB/22/10）、()Aderlyne Limited対ルーマニア（ICSID事件番号ARB/22/13）、()Plaza Centers N.V.対

ルーマニア（ICSID事件番号ARB/22/15）、（ ）Eurohold Bulgaria ADおよびEuroins Insurance Group AD対ルーマニア（ICSID事件番号ARB/24/18）ならびに（ ）Sukyas対ルーマニア（UNCITRAL事件番号2020-53およびUNCITRAL事件番号2020-54）である。

事件番号ARB/16/19（*The Nova Group Investments BV*対ルーマニア）

The Nova Group Investmentsは、後に破産手続に入った保険会社に関連して管轄権を有する公的機関がとった一連の措置、ならびに投資家の代表に関する刑事訴訟手続（検察機関および裁判所によって行われる）の一環として公正な裁判を受ける権利が否定されたとの主張について申立てを行った。2017年7月21日、原告は、仲裁申立ての詳細を記載したメモを提出した。原告の賠償請求額は、330百万ユーロに利息を加算した金額であった。

ルーマニアは、2024年6月13日に、世界銀行に附属するICSIDの仲裁裁判所の決定を受け、これにより、ルーマニアがオランダ王国政府と締結した投資の促進および相互保証に関する協定（法律第114/1994号により批准）に基づき、訴訟番号ARB/16/19で勝訴した。

仲裁裁判所の決定によると、ルーマニアは、ルーマニアがオランダ王国政府と締結した投資の促進および相互保証に関する協定に署名することにより、オランダの投資家に対する義務に違反していないため、2019年に請求された約330百万ユーロの賠償金を支払う必要はない。

事件番号ARB/18/19（*LSG Building Solutions GmbH*他対ルーマニア）

原告であるLSG Building Solutions GmbH、Green Source Consulting GmbH、Solluce Romania BV、Risen Energy Solar Project GmbH、Core Value Investments GmbH & Co KG Gamma、SC LJG Green Source Energy Beta、Anina Pro Invest Ltd、Giust Ltd およびPressburg UK GmbHは、効率的なエネルギーおよび環境問題に関するエネルギー憲章条約およびエネルギー憲章議定書に基づく仲裁を開始した。原告は、ルーマニアが気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（法律第3/2001号）を批准した後、従来のエネルギー源への依存度を低減し、再生可能エネルギーの生産を奨励することによりガスの排出量を削減するための一連の措置を採択することを約束したと述べた。この点に関して、ルーマニアはいくつかの法律を採択しており、投資家によれば、それにより欧州において再生可能エネルギーへの投資に最も有利なインセンティブ制度の1つが確立されたと述べられている。その結果、原告は、2012年に存在していたこの規制の枠組みに基づき、太陽光発電設備の建設をできるだけ早く完了するため、ルーマニアに設立したプロジェクト会社に多額の資金を直ちに投入したと主張している。しかしながら、2013年半ば以降、原告は、再生可能エネルギー分野で確立された制度が変更されることになるような措置をルーマニアが実施したために、その投資に重大かつ不可逆的な影響が及んだと述べている。原告は、ルーマニアによる作為および不作為が、エネルギー憲章条約に基づき外国投資家に与えられている保護の重大かつ反復的な侵害であると主張した。原告の賠償請求額は、142.7百万ユーロである。

2024年2月20日、ICSID仲裁裁判所は、過半数による判断を下した。ルーマニア政府は、42.2百万ユーロに利息を加算した賠償金に加え、仲裁費用および弁護士代理費用を原告に支払うことを余儀なくされた。2025年4月25日、ルーマニアは、取消しに関する答弁書を提出した。

事件番号ARB/19/21（*Petrochemical Holding GmbH*対ルーマニア）

原告は、2005年から2016年の間に、バカウ県オネシュティに所在する製油所を主要資産とする企業であるRafo S.A.（以下「**RAFO**」という。）に対して476百万ユーロを超える投資を行ったと述べている。この金額は、RAFO株式の97%の取得に加え、第三者に対するRAFOの債務の返済（2006年におけるAVASとの合意によるRAFOの債務6.9百万ユーロの譲渡およびルーマニア政府に対するRAFOの債務186.4百万ユーロの返済によるもの）、RAFOに対する貸付金の資本組入れ、ならびにRAFOの製油所の近代化のために支出した金額および費用によるものであった。

原告は、RAFOの近代化への投資を支援するための330百万ユーロまたは相当額の政府保証が合意したとおりに提供されなかったこと、および2015年に国家財政管理局（以下「**NAFA**」という。）が製油所を含むRAFOの資産について、SC Prospecting S.A.が保有するRAFO株式の2.72%を差し押さえたこと（差押えは2017年2月2日に取り消された。）により、原告に損失が生じたと主張している。また、原告は、ルーマニアが投資を促進するために採択した自国の法律を遵守していないと主張している。具体的には、投資家は、ルーマニアがその関連機関を通じてとった措置により、RAFOの製油所を再生させる原告の能力および原告のRAFOへの投資が損なわれたと主張している。

原告は、ルーマニアの行為が、エネルギー憲章条約第3部に基づく投資に関する保護の重大かつ反復的な違反であると考えている。2020年11月23日、原告は、ルーマニアに対する請求の詳細を記載した申立書を提出し、損害賠償額を887.5百万米ドルに利息を加えた金額と算定した。

2024年11月19日、仲裁裁判所は判断を下した。裁判所の決定によると、ルーマニア政府はオネシュティに所在するRAFOの製油所の元所有者に対し、補償および仲裁費用に利息が加算された額として総額約85百万ユーロを支払わなければならない。2025年3月20日、事務総長はルーマニアが提出した判断の取消しを求める申立てを登録し、判断の執行の暫定的な停止を当事者に通知した。

事件番号ARB/20/15 (Ep Wind Project (Rom) Six Ltd対ルーマニア)

仲裁裁判所が設定した手続日程に従い、ルーマニアは、国内の公的機関で特定された書類および原告の主張を精査し、2022年5月10日までに最初の詳細な書面による抗弁を作成しなけりなかつた。原告は、損害賠償額を183.3百万ユーロと算定した。本件の審理は2023年5月8日から5月19日の間に行われた。

2024年4月18日、各当事者は更新版の費用明細書を提出した。本件では仲裁判断が下される予定であるが、仲裁判断が下されるおおよその期間は示されていない。2025年3月17日、裁判所は管轄権、責任および選定された賠償金額に関する論点についての判断を下した。本件は進行中である。

事件番号ARB/20/35 (FinDoc SRL他対ルーマニア)

2025年1月16日、ルーマニアは、事件番号ARB/20/35についてICSID条約に従って構成された仲裁裁判所の決定を受領し、同決定を通じて、ルーマニアはエネルギー憲章条約による投資家に付与された保証のいずれにも違反していないことが確認され、ルーマニア政府は原告が主張する損害賠償の一切の支払い義務を免除された。

同時に、裁判所は原告に対し、(ルーマニアが負担した代理費用の50%に相当する)合計1,741,900.28ユーロおよび(ルーマニアが負担した仲裁費用の50%に相当する)合計218,458.76米ドルをルーマニアに支払うよう命じた。

事件番号ARB/21/54 (Kelag-Kärntner Elektrizitäts-Aktiengesellschaft他対ルーマニア)

本仲裁請求において、原告は、再生可能エネルギー分野におけるルーマニアの法律(法律第220/2008号)に基づき、2013年以降、ルーマニアの複数の県に所在する複数の風力発電所を稼働せたと主張している。当時の既存の法律を踏まえて、原告は、再生可能エネルギー支援制度は再生可能資源から生産されるエネルギーに一定の(漸進的な)割当量が設定され、累積的に15年間適用されるものと確信していた。さらに、原告は、ルーマニアが再生可能エネルギー支援制度を欧州で最も手厚いものの1つとするために、当該制度に数百万ユーロの投資を行うことを確約していたと主張している。こうして、2013年以降、ルーマニアの複数の県に所在する複数の風力発電所が操業を開始した。

しかしながら、その後、ルーマニアは一連の規範的規則(政府緊急令第57/2013号、政府決定第994/2013号、法律第23/2014号、政府緊急令第24/2017号)を採択し、これらは再生可能エネルギー制度の当初の原則を変更する影響を及ぼしたとの主張がなされている。すなわち、本質的に、争点となっている措置は、()2013年7月1日から2017年3月31日の間に、2件のうち1件の査証証明書の付与が延期され、その後、その回復期間が変更されたこと、()再生可能資源から生産される電力の義務割当量が削減されたこと、()グリーン証書の有効期間が16ヶ月から12ヶ月に短縮されたこと、()グリーン証書の最高取引価格が55ユーロから35ユーロに引き下げられたことである。

原告によれば、これらの変更は、原告がルーマニアにおいて建設した風力発電所の収益性を低下させる影響を及ぼした。この意味において、原告は、再生可能エネルギー分野におけるこれらの法改正により、ルーマニアは、公正かつ衡平な取扱いおよび違法な収用の禁止に関するエネルギー憲章条約第10条第(1)項および第13条の規定に違反したと述べている。

賠償請求額は約48.4百万ユーロである。2025年5月8日、裁判所は、2025年4月30日付の被告の請求および2025年5月1日付の原告の請求について決定を下した。仲裁手続は進行中である。

事件番号ARB/22/10 (Clara Petroleum Ltd対ルーマニア)

原告であるClara Petroleum Ltd(英国に登録事務所を有する企業)は、同社が国家鉱物資源局(NAMR)と締結した、EX-4トゥルカ・ブロックの掘削・開発・開拓の境界に関する石油利権契約(政府決定第1184/2012号により承認された利権契約)に起因するルーマニアとの紛争の存在を訴えている。賠償請求額は約62.5百万ユーロである。2024年7月10日、各当事者は費用に関する提出書を提出した。仲裁手続は進行中である。

事件番号ARB/22/13 (Aderlyne Limited対ルーマニア)

原告は、再生可能エネルギー分野におけるルーマニアの法律（法律第220/2008号）に基づき、2013年以降、原告企業が、ルーマニアの複数の県に所在する複数の太陽光発電（セントラル）パークを稼働せたと述べている。当時の既存の法律を踏まえて、原告は、再生可能エネルギー支援制度は、（再生可能資源から生産されるエネルギーに）一定の漸進的な割当量が設定され、累積的に15年間適用されるものと確信していた。

しかしながら、原告は、2014年から、ルーマニアは一連の規範的規則（法律第23/2014号、政府緊急令第24/2017号、政府緊急令第114/2018号、政府緊急令第118/2021号）を採択し、これらは再生可能エネルギー制度の当初の原則を大幅に変更する影響を及ぼしたと述べている。すなわち、原告によれば、（ ）再生可能資源から生産される電力の義務割当量が削減され、（ ）グリーン証書の有効期間が16ヶ月から12ヶ月に短縮され、（ ）グリーン証書の最高取引価格が55ユーロから35ユーロに引き下げられ、（ ）ルーマニアのエネルギー規制当局（以下「ANRE」という。）の予算に対する再生可能エネルギー生産者の拠出金とその収入の0.1%から2%に増加され、（ ）2022年3月31日まで（その後2023年3月まで延長された。）、再生可能エネルギー生産者に対して、電力価格に450ルーマニア・レウ/MWh（約90ユーロ/MWh）の「上限」が導入され、これにより、かかるエネルギー生産者は、この限度を超えて得た収入の80%の放棄を余儀なくされると見込まれる。

したがって、原告は、再生可能エネルギー分野において講じられた措置により、ルーマニアは当初の制度の基礎であった安定性および予測可能性という特質を排除し、その結果、ルーマニアにおいて建設された太陽光発電所の収益性を低下させ、多大な損失をもたらしたと考えている。原告は、ルーマニアは公正かつ衡平な取扱いおよび違法な収用の禁止を目的とする規定であるエネルギー憲章条約第10条および第13条の規定に違反したと述べている。

賠償請求額は約151.4百万ユーロである。裁判所は、2025年5月12日から5月16日の間、パリにおいて管轄権および本案に関する審理を行った。仲裁手続は進行中である。

事件番号ARB/22/15 (Plaza Centers N.V.対ルーマニア)

原告であるPLAZA CENTERS N.V.（オランダに登録事務所を有する企業）は、ルーマニアが「ダンボヴィツァ・センター」用地の機能的再構築に関する官民パートナーシップ契約の義務を履行していないと述べている。賠償請求額は約385百万ユーロである。2025年1月31日、各当事者は費用明細書を提出した。仲裁手続は進行中である。

事件番号ARB/24/18 (Eurohold Bulgaria ADおよびEuroins Insurance Group AD対ルーマニア)

Eurohold Bulgaria AD (Eurohold) およびEuroins Insurance Group AD (EIG) は、ワシントンD.C.のICSIDにおいてルーマニア政府に対する仲裁要請を提出した。請求額は500百万ユーロを超える。

原告は、ルーマニア政府がブルガリアとルーマニアの間のBIT（二国間投資協定）に基づく義務（企業に公正かつ衡平な取扱いを提供する義務を含む。）を遵守しなかったとされるため、仲裁手続を開始した。原告によると、EIGはルーマニアの保険市場で最大の投資家の1つであり、約280百万ユーロを投資している。

2023年3月17日、ルーマニアの金融当局である金融監督庁（以下「FSA」という。）は、Euroins Romaniaの免許を取り消した。原告は、規制当局の決定は恣意的かつ差別的であったと主張している。原告によると、FSAの決定は、EU法および国際法に明白に違反したEuroins Romaniaの違法な収用である。原告は、FSAの決定が2023年6月にEuroins Romaniaの破産を引き起こし、以前は現地の保険業界のリーダーであった同社の事業運営を破壊したと述べている。2025年4月25日、裁判所は、ICSID仲裁規則第67(5)条に従い書面による提出物を提出するための非紛争当事者申立てに関する手続命令を発した。仲裁手続は進行中である。

UNCITRAL事件番号2020-53および事件番号2020-54 (Sukyas対ルーマニア)

原告（Edward SukyasおよびJak Sukyas）は、その父親および叔父が、1940年代まで映画製作を事業目的とするCinegrafia Română社を所有していたが、同社はそのすべての資産とともに、1948年4月14日に共産主義政権によって正当な補償なく収用され、様々な国家機関（その最後はRADEFである。）によってさらに不当に利用されていると述べている。Sukyas兄弟は、2001年以来、法律第10/2001号に基づいて権利の行使を試みてきたが、ルーマニア当局は返還手続を遅滞させ、7年後に原告の請求を退けたため、原告はルーマニアの裁判所に提訴したが、裁判所は原告に不利な形で本件を解決したと主張している。原告のSukyas側は、自らを、法律第10/2001号に基づく財産権（ルーマニア政府が原告に対して行った差別的かつ不公正な措置のために、原告が行使することができなかった権利）の形でルーマニアに投資を行う外国人だと考えている。原告は、ルーマニアが米国

およびカナダと締結した二国間協定の条項、ならびに2008年にルーマニアとトルコの間で締結された投資の相互保護に関する二国間協定の条項の適用を主張している。原告は、ルーマニア（とりわけ同国の裁判所）が、共産主義体制後の返還法（特に法律第10/2001号）の、適用ある二国間投資協定（BIT）に関する義務に違反したとして、約2.06十億米ドルの損害賠償（利息を除く。）を請求している。さらに、原告は、ルーマニアに対して、仲裁費用、Sukyas側の弁護士費用を含む裁判費用を負担するように求めた。

2024年11月5日、裁判所は、事件番号2020-53（Jak Sukyas対ルーマニア）について以下の決定を下した。

- ・ 裁判所は、トルコとルーマニアとの間のBITに関する申立てを裁定する管轄権を有していない。
- ・ 米国とルーマニアとの間のBITに基づく裁判所の事項管轄権に対する被告の異議を事件の本案に追加し、原告がBITに基づき保護される「投資」を有していることを示したか否かについては、判断を留保する。
- ・ 米国とルーマニアとの間のBITに基づく裁判所の時間管轄権に対する被告の異議を事件の本案に追加する。
- ・ 原告の申立ては解決したとする被告の異議を事件の本案に追加する。
- ・ 米国とルーマニアとの間のBITに基づく原告の申立ての提起において、国籍継続原則という国際法上の慣習的規則を尊重していないとする被告の異議を事件の本案に追加する。
- ・ 原告による法律第10/2001号第5条違反の疑いのため、米国とルーマニアとの間のBITに基づく適法性要件に従い、原告の申立ては裁判所の管轄権の範囲外であるとする被告の第2回異議を事件の本案に追加する。
- ・ 米国とルーマニアとの間のBITに基づく裁判所の管轄権または申立ての許容性に対する被告のその他の異議のすべてを却下する。
- ・ 仲裁費用を法的手続の後段階にどのように割り当てるかについての判断を留保する。

2024年11月5日、裁判所は、事件番号2020-54（Edward Sukyas対ルーマニア）について以下の決定を下した。

- ・ 裁判所は、トルコとルーマニアとの間のBITに関する申立てを裁定する管轄権を有していない。
- ・ 裁判所は、1996年または2009年のカナダとルーマニアとの間のBITに基づく原告の申立てを裁定する管轄権を有していない。
- ・ 原告は仲裁費用全額の473,293.13ユーロを負担するものとし、被告が常設仲裁裁判所（PCA）に支払った前払費用236,646.57ユーロを被告に払い戻さなければならない。
- ・ 原告は自身の訴訟費用を負担し、被告の訴訟費用373,788.48ユーロを支払うものとする。

国際関係

ルーマニアは、184の国際連合（以下「**国連**」という。）加盟国、ローマ教皇庁、マルタ騎士団およびパレスチナと外交関係を維持している。ルーマニアは、94の大使館、2つの常設代表部、3つの常設公館、2つの代表部、44の総領事館、6つの領事館、1つの常駐官事務所および18のルーマニア文化会館を含む約170の公館、ならびに約190の名誉領事館からなる広範な在外公館網を有している。

予測可能性および継続性は、依然としてルーマニアの外交政策の基本原則である。国家安全保障上の主要な目標は、地域および世界における民主主義的価値観、基本的権利および自由、安定および安全保障の支援および推進、ならびに国際法および効果的な多国間主義の促進および厳守とともに、米国との戦略的パートナーシップのさらなる強化、北大西洋条約機構（以下「**NATO**」という。）およびEUにおけるルーマニアの地位の強化、近隣諸国およびNATOの東側諸国との協力の強化、ならびに地域協力の強化である。NATOは依然として集団防衛の保証人であり、同盟内の義務を尊重するというルーマニアの誓約は揺るぎない。同時に、ルーマニアは、欧州連合の他の加盟国とともに欧州の安全保障の強化に寄与する。

二国間レベルでは、ルーマニアは、まずEU加盟国との戦略的パートナーシップおよびその他の特別または特権的な関係を強化することに重点を置き、さらにアジア太平洋、中東湾岸、アフリカおよびラテンアメリカの国々との新たな関係を発展させ拡大することにも重点を置いている。

ルーマニアの外交政策の主要な構成要素は、特に国連、NATO、欧州評議会、欧州安全保障協力機構（以下「**OSCE**」という。）および世界貿易機関等の国際フォーラムの活動、ならびにバルカン半島および黒海地域における地域フォーラムへの積極的な貢献である。三海域イニシアティブ（以下「**3SI**」という。）に特別な注意が払われている。ルーマニアは、2018年および2023年の2度にわたってイニシアティブ・サミットを主催した唯一の3SI参加国であり、ルーマニアがこの協力イニシアティブに大きな関心を寄せていることの証拠である。さらに、ルーマニアは、ルールに基づく多国間秩序こそが国際的な安定および平和のための唯一信頼できる保証

であり、共通の課題は協力によってのみ解決されるという信念で結ばれた国々の非公式ネットワークである「多国間主義のための同盟（Alliance for Multilateralism）」にも積極的に参加している。

経済協力開発機構（以下「OECD」という。）への加盟は、ルーマニアの外交政策の最優先事項である。2022年1月25日、ルーマニアは、OECDから（他の加盟希望国5ヶ国とともに）加盟交渉を開始するよう正式に招待された。2022年6月9日および10日に開催されたOECD閣僚理事会において、ルーマニアのOECD加盟に向けた加盟ロードマップが採択された。国家レベルでは、加盟プロセスは外務省の国務長官である国家コーディネーターが率いる調整チームにより管理されている。ルーマニアは、OECDの司法文書との整合性に関する自己評価を含むイニシャル・メモランダム提出、OECDの専門家から要求された技術的質問票への回答、現地での事実調査ミッションの計画、ルーマニアを評価する全26のOECD委員会のうち、25の委員会での加盟審査の開始等、加盟プロセスのいくつかのステップの完了に成功した。2024年12月までに、8つの委員会が加盟協議を成功裏に終了させ、正式意見を発表し、多くの小委員会が技術的意見を発表した。

法務省が昨年注力した分野の1つが、OECDが加盟ロードマップに盛り込んだ重要文書である贈賄防止条約である。昨年、ルーマニアは同文書を遵守し、それ以降贈賄に関する作業部会の第一次評価および第二次評価の両方を完了した。ルーマニアによるOECDの条約の遵守は、国外の贈賄と闘うためにより厳格な規制および倫理基準を課すことにより、企業に大きな影響を及ぼす。これらの措置により、財政の説明責任が強化され、非倫理的慣行の報告が促進され、内部告発者が保護され、強固な内部統制およびコーポレート・ガバナンス方針を通じた法令遵守および誠実性の文化が醸成される。

この点に関し、ルーマニアは、1997年11月21日にパリで採択された国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の施行のための一定の措置を定めた2024年12月20日付法律第319号⁽¹⁾を採択した。

注：

(1) 2024年12月20日付LEGE第319号 - 法律ポータル

NATO

ルーマニアは、2004年からNATOの加盟国であり、2007年からEUの加盟国である。NATOは、ルーマニアの安全保障の主要な保証者である。現在の国際情勢下においては、NATOに加盟していることは、安全保障の保証であると同時に、地域の安定の柱として、また責任ある同盟国として、ルーマニアが発展を継続し、その立場を強化するための強固な基盤でもある。

ルーマニアは、引き続きNATOが採択した防衛・安全保障措置に対して安定して寄与し、あらゆる脅威および課題を克服するための統一および連帯に基づくアプローチを推進する。同時に、ルーマニアは、NATOと補完し合いながら、安全保障および防衛の分野におけるEUの役割の強化を引き続き支援する。ルーマニアは、NATOレベルでの誓約を履行し、防衛予算を対GDP比2%超へと増額した。予算収支の論理と欧州制度の支援により、今後数年間の緩やかな伸びを目指している。

地域で進行中の戦争を踏まえ、ルーマニアは、公正かつ永続的な平和を実現するため、引き続きウクライナを支援する。ルーマニアは、地域レベルでの安全保障提供者としての役割を果たす責任を強化することで、国家領土における連合国の実質的なプレゼンスを確保し、労働力の競争力、訓練および資格を向上させることにより、防衛産業の持続可能な発展を促進するための条件を確保する。

さらに、ルーマニアは、この地域の経済的潜在力を向上させるために、広域黒海地域の脆弱な国々（特にモルドバ共和国）の強靱化、防衛力および経済を強化するための欧州大西洋地域および欧州による支援の強化を引き続き提唱する。

米国とのパートナーシップ

ルーマニアと米国の戦略的パートナーシップは、1997年に発足し、現在もルーマニアの外交・安全保障政策の重要な柱である。それ以来、このパートナーシップは、二国間の政治的宣言および協定に象徴されるように、いくつかの重要な進展を遂げてきた。すなわち、米国およびルーマニアの21世紀における戦略的パートナーシップに関する共同宣言（2011年）、ルーマニアにおける米国の弾道ミサイルによる防衛システムの配備に関するルーマニアと米国の間の協定（2011年）、ならびにルーマニア大統領および米国大統領による共同声明（2019年8月。これにより、二国間、地域的および世界的な側面における戦略的パートナーシップを再確認した。）である。ルーマニアおよび米国は、民間原子力、5G通信ネットワークのセキュリティおよび5Gライセンスの資本化等の新たな分野に二国間協力を拡大することにより、戦略的パートナーシップを引き続き発展させて

いる。2024年5月7日にワシントンD.C.で行われたルーマニアのクラウス・W・ヨハニス大統領と米国のジョー・バイデン大統領との会談において、両大統領は、両国間の二国間戦略的パートナーシップにおける最近の進展および現在の安全保障の文脈におけるさらなる強化方法について検討した。

2020年10月8日、ルーマニア国防大臣および米国国防長官は、防衛の近代化および黒海地域の安全保障等、両国に共通する戦略目標および共通の利益を捉えた、防衛協力に関する10年間のロードマップに署名した。米国輸出入銀行（以下「EXIM」という。）は、ルーマニアの経済・エネルギー・ビジネス環境省との間で、両国間の貿易および経済機会の強化を目的とした覚書を締結した。覚書に基づき、EXIMおよびルーマニアは、総額70億米ドルを上限とするEXIMの融資を利用する可能性のある選択肢を検討・特定し、特にエネルギー産業（原子力および液化天然ガス、ならびに道路、鉄道、燃料補給ステーション等のインフラ・プロジェクトを含む。）ならびにインフラ産業における事業開発機会を促進するために協力する分野を特定することに合意した。

2021年11月4日、S.N.NuclearelectricaおよびNuScaleは、NuScaleの革新的な小型モジュール原子炉（SMR）技術の導入を進めるための合意書に署名した。NuScaleの6つのモジュールからなる発電所は、発電所において193の常勤雇用、建設において1,500の雇用および製造において2,300の雇用を創出すると推定されている。このプロジェクトはまた、ルーマニアの二酸化炭素排出量を年間4百万トン削減することに貢献する可能性がある。2022年6月27日、G7サミットにおいて、ジョー・バイデン米国大統領は、ルーマニアにおけるSMR発電所建設の第一段階を支援するため、14百万米ドルを供与すると発表した。

2023年5月20日、日本で開催されたG7サミットの期間中に、EXIMは、SMRプロジェクトの設計研究のために行う可能性のある99百万米ドルの融資について、意向表明書を発行した。日本、韓国およびアラブ首長国連邦の官民パートナーからの意向表明に加え、SMRプロジェクトに対する初期段階の支援額は、現在275百万米ドルに達している。さらに、アメリカ合衆国国際開発金融公社(DFC)およびEXIMも、プロジェクト展開のために行う可能性のある、それぞれ10億米ドルおよび30億米ドルを上限とする支援について、意向表明書を発行した。

NuScaleおよびUAMPSが米国での小型モジュール型原子炉プロジェクトの中止を決定したことを受けて、ルーマニアのドイチェシュティに建設予定のSMRプロジェクトは、この種のプロジェクトとしては初めてのものとなる。このプロジェクトは、2024年6月21日にワシントンD.C.で開催された第9回二国間戦略対話の議題となった。最終投資決定までのプロジェクトの全費用を特定するためのFEED研究の第2フェーズの開始は、2024年7月2日に承認された。

2022年11月9日、COP27の終局において、EXIMは、チェルナヴォダ・プロジェクトの実施を目的とした3.05十億米ドルの融資について、2通の意向表明書を発行した。これには、欧州大西洋地域の協力枠組み内でチェルナヴォダ原子力発電所（3号機および4号機）に2つの追加の原子力ユニットを建設することが含まれ、2030年から2031年までに完了予定である。チェルナヴォダ原子力発電所プロジェクトの3号機および4号機は、ユーラトム条約第41条に基づき、2023年6月にECに通知された。

2024年11月15日、チェルナヴォダ原子力発電所の3号機および4号機の推進のためのエンジニアリング・調達・建設管理（以下「EPCM」という。）の限定的着工指示（LNTF）フェーズ契約が締結された。EPCM契約のLNTFフェーズおよびその後の一括請負（FNTF）フェーズの両方の契約金額は、3.2十億ユーロと見積もられている。米国は、FCSAの合併会社において、Fluor B.V.、Fluor Energy Transition Inc.のウィルミントン・ブカレスト支店、S&L Engineers, Ltd.およびSargent & Lundy Energie S.R.L.と提携している。

米国政府が発表した関税（鉄鋼・アルミ、自動車・自動車部品に対する「相互」関税）は、EU加盟国であるルーマニアに適用される。

その他の国とのパートナーシップ

2024年2月15日、Nuclearelectrica、Ansaldo NucleareおよびSACEは、チェルナヴォダ原子力発電所1号機の近代化ならびに3号機および4号機の完成に向けた開発および資金調達を進めるための覚書を締結した。さらに、2024年12月19日、Nuclearelectricaおよび国際コンソーシアムは、1.9十億ユーロ相当のEPC（エンジニアリング・調達・建設）契約の締結により、1号機の近代化を大きく進展させた。これらの努力は、原子力インフラの強化に対するルーマニアのコミットメントを表している。

2022年12月17日にブカレストにおいて、アゼルバイジャン共和国、ジョージア、ルーマニアおよびハンガリーの政府間で締結されたグリーンエネルギー開発および輸送の分野における戦略的パートナーシップに関する協定、「グリーンエネルギー回廊」プロジェクトを実施するため、CNTEE Transelectrica SAおよび各国/他の3ヶ国の送電・システム事業者レベルで指定された他の関係者、それぞれAzerEnerji OJSC、JSC Georgian State ElectrosystemおよびMVM Energyは、2024年5月17日にブカレストで、ルーマニアを拠点とする合併会社の設立に必要な努力をすることに合意した覚書を締結した。

ルーマニアは、ウクライナの主権、領土保全、独立およびEU加盟の希望を強く支持している。ロシアによるウクライナへの侵略戦争の開始以来、ルーマニアは、ウクライナ当局に人道支援を提供してきた。2024年2月現在、11百万人を超えるウクライナ人がルーマニアに入国し、そのうち約21,074人が滞留し、230,000人が一時保護の恩恵を受けた。2022年3月9日、スチャヴァに人道支援拠点が設置された。設置以来、何百もの人道支援団がスチャヴァの拠点を通過し、ウクライナに到達した。ウクライナの武力紛争地域から来た特別な状況にある外国人または無国籍者に対するルーマニア国家による支援および人道支援の付与に関する政府緊急令第15/2022号（その後の改正および補足を含む。）に基づき、一時金支給のための金額、条件および仕組みを定めるための個別の法律が採択された。2024年2月22日から2024年12月31日の間に、約1.8十億ルーマニア・レウ（0.364百万ユーロ）が緊急令基金から支給された。

ロシアの侵攻が始まって以来、ルーマニアは、ウクライナからの穀物輸出を促進する上で重要な役割を果たしており、2024年12月までに、55百万トンを超えるウクライナ産の穀物および農産物がルーマニア経由で輸出されている。同時に、ドナウ回廊は、EU連帯レーン内で最も重要な通過ルートとなり、総通過量の65%超が通過した。

ルーマニアは、戦略的相互接続のための二国間プロジェクトおよびモルドバ共和国の国民に直接的な利益をもたらす支援プロジェクトを通じて、モルドバ共和国のEU加盟への道筋および民主主義制度の強化に向けた取り組みに対する支援を継続することにより、モルドバ共和国のための二国間戦略的パートナーシップの発展および深化に引き続き尽力する。

ルーマニアの主な優先事項は、統合されたEUを推進するEUの中核とルーマニアを結びつけ、かつルーマニアの安全保障および繁栄に付加価値をもたらすような二国間戦略的パートナーシップおよび特別な関係を、欧州およびアジアにおいて発展させ、深化させることである。ドイツ、フランス、ポーランド、イタリア、スペイン、英国、トルコおよびアゼルバイジャンとの戦略的關係（ブルガリアおよびハンガリーといった近隣諸国を含む。）には特別な注意が払われている。アジアでは、日本との二国間關係が戦略的パートナーシップのレベルに引き上げられ、韓国との戦略的パートナーシップは深化を続けている。イスラエルとの特別な關係、ならびに中東、北アフリカおよび湾岸のアラブ諸国との従来の關係は、貿易・投資の面も含めて深化している。2024年、ルーマニアは、ルーマニア首相のカタールおよびアラブ首長国連邦への訪問（2024年4月）を通じた二国間關係、ならびにEU - 湾岸協力理事会（GCC）間の枠組みの双方において、湾岸諸国との関与を引き続き強化した。2024年、ルーマニアはアフリカ諸国との關係の再開にも重点を置いた。第一次アフリカ国家戦略が採択され、ケニア、タンザニア、カーボベルデおよびセネガルで大統領訪問が計画された。さらに、ルーマニアは、ブラジル、チリおよびアルゼンチンといったラテンアメリカ各地で大統領訪問を計画している。2024 - 2027年国際開発協力および人道支援に関する多年次戦略プログラムに基づくプロジェクトとは別に、外務省は、サヘル地域における良好なガバナンス、安定および回復力の構築を目的とした多くのプロジェクト（紛争後の再建・安定化プログラム、偽情報への対処・独立系メディアの強化プログラム）を実施してきた。ルーマニアは、中東和平プロセスおよびエルサレムの地位に関して、従来からの立場を維持している。ルーマニアはまた、ブラジルならびに北アフリカ、東南アジア、中東、湾岸地域および南コーカサスの国々を含む他の国々との経済的なつながりや貿易・投資關係を拡大する意向である。

2022年のロシアによるウクライナ侵攻後、ルーマニアは、現在までに採択されたEUの16の制裁パッケージすべての採択および実施の両方において積極的な役割を果たし、それらの長期的な維持を支持する。同時に、制裁への対抗措置（たとえば、「シャドーフリート」の活動は、第三国を通じて支援されている。）に対する取り組みの調整が不可欠である。ルーマニアは、（ロシアの影響下にある）旧経済相互援助会議の後継機関である国際投資銀行および国際経済協力銀行の2つの国際銀行からの脱退手続も開始した。2つの銀行は2023年6月9日に正式にロシアから撤退し、同国における業務を終了した。政治面では、ルーマニア当局はウクライナに対するロシアの侵略を非難し、国際法の基本原則に従って、ウクライナの状態の不可分の一部であるウクライナ東部地域（ルハンスク、ドネツク、ヘルソンおよびザポリジヤを含む。）のロシアによる違法な併合を認めない。

さらに、ルーマニアは、2023年、モルドバ共和国におけるロシアの不安定化工作に対処するため、制裁手段を採用し、そのような行為に責任のある人物および団体を対象としたEUの制裁体制を推進し、採択されたリスト案を起草した。

黒海イニシアティブ

欧州の一部であり、中央アジアおよびその先への架け橋でもある広域黒海地域は、依然として欧州大西洋安全保障の重要な一翼を担っている。したがって、ルーマニアは、地域の安全保障および協力の強化に取り組ん

でいる。広域黒海地域の安全保障の強化には、域内諸国の民主的参加に基づく地域的アプローチおよび多国間解決策、ならびにEU、米国、NATOおよびOSCEとの関与が必要である。

2019年、ルーマニアは、持続可能なブルーエコノミーの発展に特に重点を置き、黒海地域協力へのEUの関与の強化に向けた突破口を開いた。ルーマニアは、黒海に対する迅速かつ断固たるEUの戦略的アプローチを支持している。ルーマニアの外交政策が、黒海に対するEU戦略を策定する上での大局観につながり、これによりEUは地域に対してより戦略的な姿勢が取れるようになる。2024年6月、欧州理事会は、EUが黒海に対する戦略的アプローチを展開することを決定した。

さらに、2022年戦略概念において、NATOは欧州大西洋地域の安全保障のための黒海地域の戦略的重要性について明言した。

2023年、ルーマニアは黒海共通海洋アジェンダ（CMA）の輪番議長国を務めた。CMAは、黒海におけるより持続可能なブルーエコノミーのための地域協力を支援することを目的とした海域イニシアティブである。

ルーマニアは、黒海地域における米国の同盟国およびパートナー国との取組みをより良く調整することを目的とした米国の黒海戦略の起草について意見を提供する等、米国と積極的に関与した。

2024年、ルーマニアの外交政策が、黒海に対するEU戦略の策定により黒海地域に対するEUの戦略的アプローチを発展させるというEUの決定につながった。これにより、2024年6月のEU理事会の審理では、黒海における安全および安定の重要性を再確認し、委員会および上級代表に対し、黒海に対するEUの戦略的アプローチの構築に関する共同声明の準備を要請する。ルーマニアが支援する黒海に対するEU戦略は、2025年第2四半期に発行される予定である。

ルーマニアの外交政策において特別な位置を占めているのは、ブカレスト9フォーマット（B9）、3SI、ポーランドおよびトルコとの三国間安全保障、スペインおよびポーランドとのバレンシア・トリオ、ならびにトルコとの黒海における安全保障に関する二国間作業部会といった、ルーマニアがその開始および策定にこれまで参加し、今後も引続き参加する、主要な地域メカニズムおよびフォーマットである。3SIは、経済の回復・発展にとって特に重要であり、エネルギー、輸送およびデジタルの各分野を横断するインフラ・プロジェクトへの投資を通じて、中東欧諸国と西欧諸国との開発格差の是正を目指している。3SIのもう1つの目標は、この地域に投資家と呼び込むことであり、この目的のために2019年に3SI投資ファンド（以下「3SI IF I」という。）が設立され、ルーマニアはExim Banca Romaneascaを通じて3SI IF Iの投資家として参加した。現在、3SIは第二次3SI投資ファンド（以下「3SI IF II」という。）の設立に注力しており、2024年にルーマニアはポーランド、リトアニア、ハンガリーおよびスロベニアの金融機関とともに、国家間の連結性を高めるインフラ・プロジェクトに融資することを目的とした3SI IF IIを共同展開する意向覚書に調印した。ルーマニアは、2018年および2023年に3SI首脳会議を主催し、他の3SI参加国、戦略上のパートナー、準参加国および金融機関と引続き協力し、特にルーマニアにとって関心のあるプロジェクトに重点を置き、3SIの可能性を最大化していく意向である。

他の国際金融機関とのパートナーシップ

1990年以降、ルーマニアは、国際通貨基金（以下「IMF」という。）、世界銀行グループ、欧州復興開発銀行（以下「EBRD」という。）、欧州投資銀行（以下「EIB」という。）、欧州評議会開発銀行（以下「CEB」という。）、日本の国際協力機構、黒海貿易開発銀行（以下「BSTDB」という。）およびアジアインフラ投資銀行をはじめとする国際金融機関との関係を着実に発展させてきた。

EIBは、1991年よりルーマニアで活動しており、ルーマニアの経済および金融の発展を促進するプロジェクトに対し21十億ユーロを超える融資を行っている。ルーマニアは、欧州共同出資のパンデミック対応基金であるEUの復興・強靱化ファシリティ（以下「RRF」という。）から約30十億ユーロの助成金および融資を受ける予定である。EIBグループは、ルーマニア政府の資金投入の優先順位を定めた「ルーマニアの復興・強靱化計画」の実施における重要な共同融資パートナーであり、この計画は、特にエネルギー移行、教育、衛生、交通および包括的成長に関するプロジェクトの支援に重点を置いている。ルーマニア国家強靱化・復興計画（以下「NRRP」という。）の下で構築された民間部門を支援するための金融商品の大部分（96%）が、中小企業および大企業の両方に対しEIBグループにより実施されている。

EBRDは、1991年以降ルーマニアにおいて11十億ユーロを超える投資を行ってきた。現在のルーマニアに関する戦略の下で、EBRDは、持続可能なインフラおよび地域開発への投資の促進、企業の拡大・イノベーション・スキルの向上を通じた生産性の支援ならびに金融仲介および資本市場の拡大を目指している。

対象期間が2020 - 2025年のため、EBRDは最近、2025 - 2030年の期間における幅広い改革分野を当局と特定するとともに、この戦略を更新するために市民社会の主要な関心事項に留意するため、主な利害関係者（公的機関、民間部門、市民社会）との協議を開始した。

ルーマニアは、1994年12月30日に、黒海経済協力機構の金融部門であるBSTDBの設立協定に創設メンバーとして署名した。2008年の増資後、ルーマニアは、BSTDBの株式資本の14%に相当する280,000株を引き受けた。BSTDBは、1999年の営業開始以来、ルーマニアにおいて57件のプロジェクト（うち政府保証付は1件のみ）を承認し、2025年3月現在、その総額は968百万ユーロを超えた。

国際金融機関 (IFI)	加盟日	2024年12月31日現在の ルーマニアの拠出額	2024年12月31日現在の 現金支払額
国際復興開発銀行 (IBRD)	1972年12月15日	990.4百万米ドル	72.4百万米ドル
欧州復興開発銀行 (EBRD)	1991年 3月28日	163.43百万ユーロ	25.2百万ユーロ
欧州投資銀行 (EIB)	2007年 1月 1日	1,639.37百万ユーロ	106.76百万ユーロ
欧州評議会開発銀行(CEB)	1996年 3月 5日	106.4百万ユーロ	9.93百万ユーロ
黒海貿易開発銀行 (BSTDB)	1994年12月30日	322百万ユーロ	96.6百万ユーロ
アジアインフラ投資銀行(AIIB)	2018年12月28日	153百万米ドル	30.6百万米ドル

**EUへの加盟
概要**

ルーマニアは2007年1月1日からEU加盟国である。EU条約に従い、ルーマニアは加盟国の中で投票権数では中規模国と位置付けられる。2024年の欧州議会（以下「EP」という。）選挙の後、ルーマニアはEPの全720議席のうち33議席を占め、EP副議長に就く2名の欧州議会委員を有している。EUにおける欧州委員協議会の現在のルーマニアのメンバーは、社会的権利およびスキル・雇用の質・準備担当の執行副委員長である（2024年から2029年まで）。ルーマニアはまた、多くの欧州の諮問機関の活動にも従事しており、経済社会評議会に15議席を、また欧州地域委員会に15議席を出している。ルーマニアはまた、いくつかのEU代表部および文民ミッションの運営を含め、欧州対外行動局にも代表を出している。

ルーマニアは、欧州統合プロセスを積極的に推進し続けており、EUの拡大プロセスの推進に加え、グローバルアクターとしてのEUの経済成長、雇用、結束、投資促進、エネルギー安全保障および統合等の主要な優先事項を中心とする欧州のプロジェクトの強化を支援している。近年、国として初のEU理事会議長国（2019年上半期）を務めたほか、EUレベルで様々な危機に対処してきた結果、EUにおけるルーマニアの認知度および役割は大幅に増した。ロシアのウクライナでの戦争は、EUの行動が連帯と結束および欧州の民主主義の価値観および原則（ルーマニアが全面的に支持する原則である。）の尊重に基づかねばならないことを再確認させた。ルーマニアはまた、2024年6月に採択された現行の戦略アジェンダ（2024 - 2029年）の策定にも積極的に関与した。

ルーマニアはダイナミックな地域アジェンダを有し、EUの傘下で地域協力のためにルーマニアおよびオーストリアが発足させた枠組みであるドナウ地域のためのEU戦略（以下「EUSDR」という。）の推進に重要な役割を果たしており、EU加盟国9ヶ国およびEU加盟候補国5ヶ国をカバーしている。その発足以来12年超にわたり、EUSDRは、地域の経済的、社会的および領域的結束に役立っている。また、EUSDRは、EUの政策および価値観に沿ってEUSDRに参加するEU加盟候補国を支援することによって、EUの拡大政策の成功にも役立っている。さらに、EUSDRは、運輸、通信、エネルギー、環境、観光および文化等の分野において、主にEUの財源から資金提供を受ける具体的なプロジェクトに参加する機会を投資家に提供している。

シェンゲン圏

2024年3月31日からルーマニアが空および海の国境に対するシェンゲン協定の適用を開始することを定めた2023年12月30日付の理事会決定、ならびに2025年1月1日からルーマニアおよびブルガリアにおける陸上国境を撤廃することを定めた2024年12月12日付の理事会決定により、ルーマニアは現在、シェンゲン協定の完全な加盟国であり、陸、空、海の国境でシェンゲン協定を実施しており、EU外部の境界を保護し、不法移民と闘うことに引続き全力で注力している。

欧州経済の回復

ルーマニアは、欧州経済の回復に関する討論および企業と市民を支援する適切な財政枠組みの構築に積極的に関与している。統合され、収斂されかつ競争力のある経済としてEUが再浮上できるように、ルーマニアは、COVID-19パンデミックおよびEUの経済につきグリーン化およびデジタル化をさらに進めることを目的とするツイン・トランジションの経済的影響を緩和することを意図した金融商品の設計および実施に対する包括的でEU全体のアプローチを提唱している。EUレベルでの合意を受けて、ルーマニアは、改訂された2021 - 2027多年次財政枠組み（以下「MFF」という。）およびRRFの双方の純受益国の1つとして登場している。

ルーマニアは、経済通貨同盟（以下「EMU」という。）の今後の統合の現在進行中のプロセスを支え、今後の経済または金融の危機を早期に警告し対処するためのメカニズムを構築する取組みに積極的に参加している。

エネルギーおよび気候

エネルギーおよび気候変動はルーマニアにとって主要な優先分野の2つである。EUの2030年気候・エネルギー政策枠組みおよびEUレベルで採択されたその後の法制化は、パリ協定に基づきEUおよびその加盟国が掲げたコミットメントの実施において重要なステップである。

ルーマニアは、EUが2050年までに気候中立を達成するという目標を支持しており、中間地点の2030年までに温室効果ガスの少なくとも55%（1990年水準比）の国内での正味の排出量削減という拘束力を伴うEU目標（Fit for 55と呼ばれる政策パッケージ）に関して、EU域内交渉枠内で積極的なバランスのとれたアプローチをとっている。

さらに、ルーマニアは現在、そのエネルギー・気候政策枠組みを、再生可能エネルギーの生産および排出量削減に関する新しい目標を組み込むよう適合させているところである。いくつかの措置は、改訂された復興・強靱化計画のリパワーEUに関する章の一環としても行われる。リパワーEUに関する章の目的は、特に最も脆弱な消費者を対象とした再生可能エネルギー源の導入およびエネルギー効率改修を支援し、再生可能エネルギー源を統合するための送電網の容量を増加させることによって、ルーマニアにおける化石燃料への依存度の低減に貢献することである。

電力の域内市場に対する共通規則に関し、指令第2012/27/EU号を改正する2019年6月5日付の欧州議会・理事会指令(EU)第2019/944号は、電力・天然ガス法（法律第123/2012号）を改正する政府緊急令第143/2021号により国内法に置き換えられた。

小売電力市場の全面自由化は、最終顧客への規制供給価格を撤廃することによって、2021年1月1日より実施された。但し、市場では引き続き、脆弱性が高い顧客へ提供されるべき支援を可能とし、過度の価格上昇から保護できるように制限・補償メカニズムを設置している。これらのメカニズムは、市場安定性およびエネルギーの供給者、配給者および生産者の一貫した機能を維持することに役立っている。これらの制限・補償メカニズムの現在の法的枠組みは、2025年6月30日まで実施される。

競争力のある供給価格は、ANREにより管理される集中型プラットフォーム上で比較され、欧州の法規定に従い、すべての消費者が供給者を変更することができる。ANREはその後、ANREが管理する単一の変更プラットフォームを用いて、2026年までに24時間以内の供給者の変更を可能とするために、欧州の補助金プログラムによって資金提供を受けたプロジェクトを実施している。

黒海における天然ガスの陸上開発および海洋開発に加え、ルーマニアには、ブルガリア、モルドバ共和国およびハンガリーとで運営されるガスの相互接続がある。ルーマニアは、南東欧および中欧におけるガス供給源の多様化および天然ガス供給の安全保障の強化に貢献することを目的としている。この数年にわたって、ルーマニアはその天然ガスのインフラの開発に取り組んでいる。ルーマニアは、近隣諸国との輸送能力をさらに増強する追加計画を立ており、このため、2024年8月5日、セルビアとの間で、各国のガスの輸送システムの将来的な相互接続に関する覚書が締結された。

欧州レベルでは、ルーマニアはEUのエネルギー供給を確保し、エネルギー価格の高騰を緩和することを目的とするEUのイニシアティブに積極的に関与している。

欧州当局の要請に応じて、ギリシャ、ブルガリア、ルーマニア、ウクライナおよびモルドバの国家天然ガス輸送システム事業者は、トランスバルカン回廊の構想を事業化することを約束している。2019年に完了した一次作業は、天然ガス量のリバース（逆走）フローを可能とする技術条件を満たすことであった。ルーマニアの輸送事業者はまた、トランスバルカン・ガスパイプラインのルーマニアの構成部分に関するすべての技術的作業を完了しており、その結果として、ルーマニアでは年間4.5十億立方メートルをウクライナに供給することが可能である。但し、ウクライナからの需要を満たす物理的な可能性は、ブルガリアの事業者がルーマニアの南部国境で提供できる天然ガスの圧力および量に依存する。

現在の変化が大きい政治および経済の環境においてエネルギー安全保障を確保するために、ルーマニアは、外部市場、とりわけカスピ海諸国から、トルコのトランジット（通過）システムを用いた補完的なガス量の引込みを目的とした試掘交渉を行っている。2022年6月28日、黒海からの天然ガスの生産はメディア天然ガス開発プロジェクト（以下「MGD」という。）によって正式に開始され、黒海石油・ガス社（Black Sea Oil & Gas）により運営されている。2022年には0.5十億立方メートルのガスがMGDにより生産されると推定され、また2023年からは、アナ・ガス田およびドイナ・ガス田につき推定される可採年数10年のうち、今後3年間に生産が年間約1十億立方メートルになると見込まれている。2023年6月21日、黒海オフショア・ネプチューン・ディープ・ガス田の事業者は、プロジェクト実施に関する最終投資決定（FID）を発表した。2027年の予定期間を達成するために、重要な技術的解決策が講じられている。

OMVペトロムは2023年12月12日、セミサブマリーブル掘削リグに関してトランスオーシャン・バレンツと推定325百万ユーロの契約を、総合掘削サービスに関してハリバートン・ルーマニアと140百万ユーロの契約を締結したと発表した。この2つの契約は、先に発表されたサイペムとの1.6十億ユーロの海洋設備に関する契約に追加されるものである。これにより、OMVペトロムはネプチューン・ディープ・プロジェクトの遂行に必要な履行契約の80%超を確保したことになる。

トゥズラ - ポディショル・パイプラインの建設を通じて、ルーマニアの輸送システムへの黒海ガス資源のアクセスを確保するための重要な措置も講じられた。2023年6月、トランスガスはトルコのカリヨンと、2025年夏に操業を開始する予定であるトゥズラ - ポディショル・ガスパイプラインの工事に係る契約を締結した。2024年4月24日、パイプラインの建設開始が正式に宣言された。

ルーマニアは、ルーマニア市場およびその後の中欧市場に届く可能性があるアゼルバイジャンの天然ガス量に関心を持っている。インターコネクター・ギリシャ - ブルガリア（IGB）ガスパイプラインの完成および商業運転は、近い将来にアゼリの天然ガス量のルーマニアの利用を促進する可能性があり、ルーマニア東部のパートナーであるモルドバ共和国およびウクライナのエネルギー安全保障のバランスを保つためにさらに配送される可能性もある。2022年12月3日、ルーマニアはヤシ - ウングヘニ・パイプラインを通じてモルドバ共和国へのガス配送を開始し、その後、両国政府は輸送能力を増やし、このパイプラインを延長するための協議を開始した。

2022年12月17日にブカレストにおいて、アゼルバイジャン共和国、ジョージア、ルーマニアおよびハンガリーの政府間で締結されたグリーンエネルギー開発および輸送の分野における戦略的パートナーシップに関する協定、「グリーンエネルギー回廊」プロジェクトを実施するため、CNTEE Transelectrica SAおよび各国 / 他の3ヶ国の送電・システム事業者レベルで指定された他の関係者、それぞれAzerEnerji OJSC、JSC Georgian State ElectrosystemおよびMVM Energyは、2024年5月17日にブカレストで、ルーマニアを拠点とする合併会社の設立に必要な努力をすることに合意した覚書を締結した。

欧州連合司法裁判所（以下「CJEU」という。）への提訴

2024年12月31日現在、ECによりルーマニアに対して開始された50件の違反調査手続が進行中であり、それらすべての件は訴訟前の段階にあった。このため、ルーマニアに対する違反調査の事件で、CJEUで係属中のものはなかった。

違反調査の事件番号C-109/22である、EC対ルーマニア（事件番号C-301/17（EC対ルーマニア - 無許可の廃棄物埋立地の閉鎖の義務）の2018年10月18日付のCJEU判決を遵守しなかったこと）については、2023年12月14日、CJEUは、ルーマニアが稼動が認可されていない31ヶ所の埋立地をまだ閉鎖していないと指摘する判決を下し、ルーマニアに対して一時金1.5百万ユーロおよび1ヶ所の埋立地につき閉鎖の遅延1日当たり罰金600ユーロの支払いを命じた。2024年1月22日、一時金は財務省から支払われた。2024年7月15日、同省はまた、2023年12月15日から2024年6月15日までの期間について、3.3百万ユーロの罰金を支払った。裁判所の判決以降、31ヶ所の埋立地のうち2ヶ所が閉鎖された。

EUの資金援助

加盟前資金援助

ルーマニアはEU加盟後も、PHARE（ポーランド・ハンガリー経済復興計画）、ISPA（加盟前構造政策制度）およびSAPARD（農業・農村開発のための加盟前特別プログラム）をはじめとするEUの加盟前資金援助プログラムの一環として提供された資金の恩恵を受け続けた。加盟前資金援助を利用したプロジェクトのほとんどについて、終了手続が進行中である。

加盟後資金援助

ルーマニアがEUに加盟した2007年以降、EUは様々な手段を通じてルーマニアに対して資金援助を提供しており、今後も引き続き提供する予定である。その中でも最も重要なものは、EUの構造結束基金および欧州農業農村開発振興基金（以下「EAFRD」という。）である。

構造結束基金

概要

EUの構造結束基金は、EUの結束政策を実行するために設けられた財政手段であり、地域間およびEU加盟国間の経済格差を縮小することを目的としている。EUの構造結束基金には、欧州地域開発基金（以下「ERDF」という。）、欧州社会基金（以下「ESF」という。）および結束基金（以下「CF」という。）があり、それぞれ目的および優先事項が異なる。一般に、EUの構造結束基金からの支援は、ルーマニアの経済発展を加速させる目的で供与される。

2014 - 2020年度プログラム期間中、MFFに基づき、ルーマニアに対して53十億ユーロが割り当てられた。このうち、欧州構造投資基金（以下「ESIF」という。）への割当ては35.2十億ユーロ、欧州困窮者援助基金（以下「FEAD」という。）への割当ては0.5十億ユーロ、および欧州農業保証基金（以下「EAGF」という。）への割当て（農業に対する直接払い）は17.3十億ユーロであった。ESIFの下で資金調達される結束政策への割当ては24.1十億ユーロであった。2025年4月14日現在、ルーマニアはECから約24十億ユーロ（99.7%）を受領しており（事前融資および払戻金）、同日現在、EUから受領した結束政策による資金援助の絶対額について27加盟国中第4位となっている。

欧州投資計画省（以下「MEIP」という。）は、2014 - 2020年度のESIFおよびすべてのオペレーショナル・プログラム（競争力、大規模インフラ、技術支援、人的資本、最困窮者支援、地域オペレーショナル・プログラムおよび行政能力オペレーショナル・プログラム）の管理当局の調整を担っている。

コミットメント解除ルール

構造結束基金およびESIFの利用にはコミットメント解除ルールが適用される。コミットメント解除ルールとは、オペレーショナル・プログラムにおける予算コミットメントのうち、事前融資もしくは中間支払いに充てられていないもの、または一定期間（資金の割当てが行われた年の2年後または3年後をいう（ $n+2/n+3$ ルール））の終わりまでに支払申請が送付されていないものについては、EUが自動的にコミットメントを解除するというものである。コミットメントを解除された割当ては、永久に失われる。ECに送付された支払申請が各年度末のコミットメント解除の基準額を超過したため、現在に至るまでいかなる金額もコミットメントを解除されていない。

2014 - 2020年度プログラム期間における資金

連携協定は、2014年8月6日付EC決定第5515号により採択された（ルーマニアは、かかる戦略文書がECにより採択された11番目の加盟国である。）。連携協定は、EUの支援の利用を含むルーマニアの開発ビジョンを定義する戦略文書であり、競争力、統合および協働を促進し、経済成長と社会的包摂に基づく地域の発展を促進するため、投資をどのように集中させるか示している。ESIFからの投資は、ルーマニア国内の地域間のみならず、ルーマニアと他の加盟国間の開発格差を縮小するための最も重要な手段の1つである。

2014 - 2020年度プログラム期間におけるESIFの規制枠組みは、ECの実績志向を反映している。規則(EU)第1303/2013号に基づき、ECは、2019年度の各オペレーショナル・プログラムに対応するマイルストーンおよび具体的目標を含む実績監視の枠組みの見直しを完了させた。ECは、EU資金の支出効率を改善するため、技術支援に特化した優先事項および金融手段に特化したプログラムを除き、オペレーショナル・プログラム内の各優先事項への分配額の5%から7%の実績準備金を設定した。

本枠組みの下においては、マイルストーンを達成したプログラムおよび優先事項にのみ実績準備金が分配される。ECは、実績評価に基づき、ESI基金および加盟国毎に、マイルストーンを達成したプログラムと優先事項を特定するための決定を採択する。マイルストーンを達成した優先事項については、当該優先事項のために設定された実績準備金の額が確定的に分配されたとみなされる。

優先事項がマイルストーンを達成していない場合、ルーマニア当局は、ECの決定により定められた優先事項に対応する実績準備金の同額を再分配すること、および実績準備金の再分配の結果として既存のプログラムを修正することを提案している。

実績監視の枠組みにおけるもう1つの重要な手段は、オペレーショナル・プログラム開始時における、国の分野別政策の予測可能性を反映した効果的な結束政策投資の条件を確保するための前提条件の利用であった。資金の利用可能性は、ルーマニアが36の前提条件を満たせるか否かにかかっていた。ECは、ルーマニアが36の前提条件をすべて満たしたことを正式に認めた。

ECは、すべてのオペレーショナル・プログラムにつき、オペレーショナル・プログラム間または同一オペレーショナル・プログラム内の優先事項間における資金の再分配、新たな優先事項の導入、協調融資比率の変更、表示の修正、および実績準備金の分配後のオペレーショナル・プログラムの資金計画の変更等の修正を承認した。

2014 - 2020年度プログラムの適格期間は、2014年1月1日から2023年12月31日までであった。この期間内に受益者が負担した支出についてのみ、ESI基金からの拠出を受けることができる。

指定／実施プロセス

ECの規則に従い、管理および統制システムの担当当局が正式に指定された後、ルーマニア当局は、受益者が申告した適格支出を払い戻すための支払申請書の提出を開始した。

2025年4月までにESIFおよびFEADの下で融資されるプログラム（農業部門を除く。）（大規模インフラ・オペレーショナル・プログラム、競争力オペレーショナル・プログラム、技術支援オペレーショナル・プログラム、地域オペレーショナル・プログラム、人的資本オペレーショナル・プログラム、行政能力オペレーショナル・プログラムおよび困窮者支援オペレーショナル・プログラム）のすべてにつき割当てが開始されただけでなく、契約率は137.5%まで急上昇し、2014 - 2020年度におけるEUの資金分配の吸収率を最大化するための前提条件が整った。2025年4月14日現在、大規模インフラ・オペレーショナル・プログラムの吸収率は99.9%、競争力オペレーショナル・プログラムは99.3%、技術支援オペレーショナル・プログラムは100%、地域オペレーショナル・プログラムは100%、人的資本オペレーショナル・プログラムは98.9%、行政能力オペレーショナル・プログラムは99.3%、困窮者支援オペレーショナル・プログラムは100%であった。

2025年4月14日現在、締結済みの契約に関し、オペレーショナル・プログラムに規定された受益者に支払われた金額はEUの拠出額の27.7十億ユーロ（超過支出を含む。）であり、これはオペレーショナル・プログラムへのEU分配額の112.7%に相当する。ECからの返済要求金額は約24.9十億ユーロであり、現在の吸収率は約101.4%である。返済要求金額のうち、ECは22.5十億ユーロの払戻しを行っているが、これは91.7%の吸収率に相当する。上記のオペレーショナル・プログラムのためのECからの受領総額は約24.5十億ユーロ（事前融資および払戻しを含む。）であり、これはEU分配総額の99.7%に相当する。

2014 - 2020年度プログラム期間にルーマニアに分配された53十億ユーロのうち、35.2十億ユーロがESIFに割り当てられた。ESIFが資金を提供するプログラムのためのECからの受領総額（事前融資を含む。）は約34.2十億ユーロであり、これはプログラムにおけるEU分配総額の97.2%である。さらに、農業部門への直接支払いのためにECから約17.8十億ユーロを受領している。

COVID-19対策およびウクライナの戦争危機緩和策

COVID-19パンデミックへのより迅速かつ効果的な対応を図るため、ECは、COVID-19パンデミックの影響に対処するための国家レベルでの行動を支援するために加盟国が利用可能な一連の支援策を開始した。

EUの結束政策、共通農業政策および公正な移行基金（EUグリーン・ディール）に関連してEU加盟国に資金を分配するMFFは、EU加盟国のCOVID-19パンデミックからの復興支援を唯一の目的とする一時的かつ例外的なEU機関であり、新たな復興手段である次世代EU（以下「NGEU」という。）とともに、ルーマニアの経済復興において中心的な役割を果たすことが見込まれている。

ルーマニアに対する潜在的なNGEU資金は、2026年度までにCOVID-19パンデミックからの復興に関連するプロジェクトに利用され、持続可能な成長の回復、雇用の創出、ECの国別勧告への対応、ならびにEUにおけるグリーン経済およびデジタル経済への移行に重点が置かれる見通しである。2025年5月30日現在、ルーマニアには

NGEU資金から総額9.4十億ユーロが分配されている。ルーマニアはNGEU総額の4%を占め、全EU加盟国中5番目に多い分配を受けている。

ルーマニア復興・強靱化計画

2021年10月29日、EU理事会は、NRRPを書面による手続により承認した。NRRPの承認後、ルーマニア当局はNRRPの実施に関する一連の法整備に取り組んでいる。ルーマニアは、2021年12月2日に、ECとの間で金融協定および融資協定の双方を締結し、1.85十億ユーロの無償供与と分配による事前融資を受けた。2021年12月23日、融資協定は政府緊急令第134/2021号により承認された。2022年1月13日、融資分配からの事前融資として、ECから1.9十億ユーロの支払いがなされた。

その後、ECとの交渉プロセスを経て、2023年12月11日、EU理事会は、ルーマニアの復興・強靱化計画の評価を承認する2021年11月3日付理事会実施決定を改訂する理事会実施決定を発表した。この決定により、NRRPに盛り込まれた目標およびマイルストーンが調整され、規則(EU)第2021/241号(その後の改正を含む。)の第18条、第21条および第21条cに基づき、新たなリパワーEUに関する章が発表された。

ルーマニアの改訂されたNRRPの分配総額は28.5十億ユーロであり、その内訳は、返済不要の財政支援部分13.6十億ユーロおよび要返済の財政支援部分14.9十億ユーロである。

ルーマニアの修正計画は、グリーン移行に重点を置いており、利用可能な資金の44.1%(当初計画の41%から増加)を気候目標を支援する措置に割り当てている。また、ルーマニアのデジタル移行を支援するために21.8%(当初計画の20.5%から増加)を割り当て、引き続きデジタル移行に大きく貢献している。

ルーマニアは、復興・強靱化計画から28.5十億ユーロのRRFの修正割当額を全額利用する意向である。次世代EUの金額はこの基金の総額の4%に相当し、ルーマニアはすべてのEU加盟国の中で5番目に高い割当てを受けている。

2022年1月以降、ルーマニアは、RRFから、当該計画の総額の13%に相当する3.8十億ユーロの事前融資を受けた。ECとルーマニアとの間の貸付契約に従い、RRFの2つの財政支援部分のうち、約13.6十億ユーロは返済不要の財政支援部分、約14.9十億ユーロは要返済の財政支援部分である。

かかる財政支援は、(無償供与および融資の双方について)支払請求に関連する分割払いにより提供される。各支払いの金額は、ルーマニアの復興・強靱化計画の評価を承認する2021年11月3日付理事会実施決定を改訂する理事会実施決定に定められている。

ルーマニアによる最初の支払請求はECの審査を受け、これに含まれる21のマイルストーンおよび目標のすべてが達成されたという肯定的な評価を受け、これは分割払いが開始されることを意味する。最初の支払いは2022年10月27日に受領され、その金額は、無償供与部分が1.77十億ユーロ、融資部分が789.7百万ユーロであった。無償供与部分である264.8百万ユーロおよび融資部分である118.0百万ユーロの事前融資額を差し引いた受領総額は2.56十億ユーロであった。

計画の変更が承認された後、ルーマニアは支払請求第3号を提出した。この提出は、ECが修正された国家復興・強靱化計画を承認した後にのみ可能である。

復興・強靱化メカニズムに関する3回目の支払請求は、2023年12月15日にECへ送付された。この支払いに関する74のマイルストーンおよび目標のすべてが、ルーマニア当局により達成されたとみなされ、この支払請求の評価プロセスがECとの間で進行中である。

MEIPレベルで入手可能なデータによると、改編・投資コーディネーターにより四半期毎に提出される報告書が一元化されたことにより、2023年まで、RRFを通じて割り当てられた**返済不要の財政支援**から1,434,445,215.24ルーマニア・レウ(287,635,005.18ユーロ)が使用された。

MEIPレベルで入手可能なデータによると、**要返済の財政支援**部分の内容につき、2023年までに使用された金額は3,082,782,657.55ルーマニア・レウ(618,439,449.25ユーロ)である。

2.66十億ユーロ(1.85十億ユーロの助成金および0.81十億ユーロの融資(事前融資控除前))の3回目の支払いには、74のマイルストーンおよび目標が含まれている。2025年6月、74のマイルストーンおよび目標のうち68が完了したことに対する1.3十億ユーロの一部支払いがECにより行われた。支払請求第4号は2025年度末までに提出されることになっている。

2023年6月14日に、MEIPは、規則(EU)第2022/241号(その後の改正を含む。)の第18条および第21条に基づき同計画を修正する提案、ならびに同規則の第21条cに従った新たなリパワーEUに関する章の提案の統合パッケージを、ECに対し非公式に送付した。

提案された投資パッケージの金額は約1,996,391,220ユーロであり、このうち1,440,391,220ユーロはルーマニアに割り当てられた財政支援および分配が提案された英国のEU離脱に係る調整準備金であり、556,000,000ユーロは、規則(EU)第2021/241号を改正する規則(EU)第2023/435号の第14(6)条に基づく融資依頼である。

ウクライナからの難民の人道危機を背景として、EUレベルで早期の対策がとられた。これには、ESFとERDFとの間の「相互融資」の柔軟な利用を可能とするCAREおよびCARE+の採択、当会計年度に適用される協調融資率の100%の柔軟性、ESF/ERDFからのウクライナ難民関連の支出に係る費用オプションの簡素化の可能性ならびにREACT-EUからの事前融資の増額が含まれる。人的資本オペレーショナル・プログラムのレベルで完了したプロジェクトによる積立金から拠出される資金は約100百万ユーロであり、ルーマニア国内のウクライナ難民に対するこれらの支援策およびその他の人道的支援の資金として再利用された。

2021 - 2027年度プログラム期間における資金

2021 - 2027年度プログラム期間における結束政策基金からのルーマニアへのEU分配総額は、現在価格で30.98十億ユーロであり、8つの地域プログラムならびに8つの国家プログラム（持続可能な開発、輸送、医療、教育・雇用、包摂・社会的尊厳、公正な移行プログラム、スマート成長プログラム、デジタル化・金融商品および技術支援プログラム）により構成される連携協定を通じて分配される。また、結束政策の分配総額には、欧州地域協力プログラムのための約0.4十億ユーロが含まれており、これはルーマニアが参加する8つのプログラムに分配される。

EUの2021 - 2027年度MFFは、ルーマニア経済において中心的な役割を果たし、国、地域および地方レベルにおいてグリーン、デジタル、インフラ、社会および医療に関する具体的な問題に対処し、成長および雇用のための投資に関するEUの一般目標に貢献し、地域間の格差を縮小することが期待されている。

EUとの連携協定は2022年7月25日に承認され、16のプログラムのすべてが2022年度中に承認された。ルーマニアの2021 - 2027年度結束政策は、2023年4月3日にヤシにおいて正式に開始された。

2025年4月14日現在、2021 - 2027年度プログラム期間に関し、ルーマニアは、ECから事前融資として3十億ユーロを受領しており、これは分配総額の約9.7%に相当する。

資金調達機会の予測可能性を確保し、吸収率目標を達成するため、ルーマニア政府は、2021 - 2027年度結束政策および国家復興・強靱化計画により資金調達されるプログラムについて、2023年度に計画される提案募集の開始のための指標的スケジュールに関する覚書を承認した。

2021 - 2027年度プログラムを円滑に開始するため、MEIPは、2023年度から、2021 - 2027年度の16のプログラムのすべてについて、プロジェクトの指標的募集カレンダーの統合版を発表したが、これは、安定性および予測可能性を創出し、潜在的な受益者／申請者による申請準備およびEU資金の利用のための財源の確保に係る透明性を促進することを目的としている。

現在までに、総額約35.2十億ユーロとなる提案の募集（EUの拠出額は約23.7十億ユーロ）が開始されており、これはプログラムにおけるEU分配額の77%であった。これらの募集の中で、15,204件のプロジェクトが提出され、その対象金額の総額は約69.8十億ユーロ（EUの拠出額は約42.5十億ユーロ）であった。現在までに、2021 - 2027年度プログラムを管理する管理当局は、受益者と4,416件の融資契約を締結しており、その対象金額の総額は約33.5十億ユーロ（EUの拠出額は約22.2十億ユーロ）であった。契約段階には1,414件のプロジェクトがあり、その対象金額の総額は約4.1十億ユーロ（EUの拠出額は約2.4十億ユーロ）であった。2025年度末には、プログラムの割当てのすべてが開始されると推定される。

MEIPは、2021 - 2027年度プログラム期間において結束政策により資金提供されるプログラムを管理する管理当局とともに、可能な限り早期にプロジェクトの募集を開始し、潜在的な受益者が欧州の資金を利用しやすくなるようあらゆる努力を払い、ひいてはルーマニアの発展に貢献する。

2021 - 2027年度MFFの中間評価

2023年6月20日、ECは、ルーマニアの現行の多次財政枠組みの実施状況の評価および提案を発表した。提案の主な内容は、ウクライナへの財政支援の継続、移民および対外パートナーシップ、欧州戦略技術プラットフォーム（以下「STEP」という。）を通じた重要技術に関するEUの長期的競争力の強化、ならびにNGEUの資金調達コストの増加に対応するためのメカニズムである。

かかる提案につき、ルーマニアの国家レベルで分析が行われた。同提案は、2024年度年初頃の合意を目指して、EU内の技術レベルおよび政治レベルにおいても議論された。

2024年2月1日のEU首脳の合意を受け、2021 - 2027年度MFFの中間評価（以下「MTR」という。）パッケージは2024年2月29日付のEU官報に掲載された。

EUの変化する新たな課題に取り組み、EUの法的義務を果たすために、総額64.6十億ユーロの追加資金が割り当てられる。国家予算への負担を軽減するため、当初ルーマニアに割り当てられたEU資金に影響を与えることなく、この資金の一部である10.6十億ユーロが予算の再分配によって管理される。ルーマニアのMFF分配総額は、49.9十億ユーロである。

EU規則第2021/1060号(CRP)第18条第2項に従い、加盟国は、柔軟性のある金額の最終的な分配案を含むMTRの結果に関する各プログラムの評価を、2025年3月31日までに委員会に提出するものとされている。

EU規則第2024/795号(STEP)の規定を適用してSTEPイニシアティブに完全な柔軟性のある金額を利用し、結果的にMTRから除外されたプログラムを除き、結束政策に基づく管理当局はこの評価を実施し、STEP、社会住宅、新欧州バウハウスおよびRESTORE（EU規則第2024/3236号）のイニシアティブに関する活動に、約530百万ユーロのEU資金を再分配した。

また、ECは、2025年12月31日までにECに提出されたプログラム変更のための特定の条件において、追加の事前融資に柔軟性を持たせ、適格期間を1年かつ共同融資割合100%で延長するため、EU規則第1058/2021号(ERDF/CF)、EU規則第2021/1056号(JTF)および規則(UE)第2021/1057号(ESF+)の3つの規則の改正を提案した。

SURE金融商品

2020年5月、EUは、COVID-19パンデミックを受けて（理事会規則(EU)第2020/672号を通じて）緊急時の失業リスク軽減のための欧州一時的支援策（以下「SURE」という。）を導入したが、これは、加盟国の国家レベルでの取り組みを支援し、雇用に関する公的支出の急増に対応するために、EU連帯基金等の他の金融支援策に加えて利用することができる。

ルーマニアは、SUREに基づく4.1十億ユーロを上限とする融資を要請し承認され、そのうち3十億ユーロが支払われた。

中小企業支援

2021 - 2027年度プログラム期間において、ECが提示した結束政策の分配額は、ERDFおよびCFが273十億ユーロ、ESFプラスが101十億ユーロであり、これらは経済、社会および地域的結束に関するEU機能条約（TFEU）の目標の達成、ならびにEU地域間の開発格差の縮小の必要性を支援するものと考えられている。しかしながら、他の優先事項（移民および国境等）への分配が増加したのと比較して、EUレベルで存在する単一の投資政策の重要性は低下した。ルーマニアの場合、結束政策の分配額は30.9十億ユーロであるが、これは2014 - 2020年度プログラム期間と比較して約28%の相対的增加である。

公正な移行基金（2.14十億ユーロ）を含む総額は、EC当局と交渉中の包括的戦略計画文書である連携協定を通じて、8つの地域プログラム（RP）ならびに8つの国家プログラム（持続可能な開発プログラム、輸送プログラム、医療プログラム、教育・雇用プログラム、包摂・社会的尊厳プログラム、公正な移行プログラム、スマート成長、デジタル化・金融商品プログラムおよび技術支援プログラム）に分配された。

農業関連の金融支援

EAFRDは、農業部門の競争力の強化、環境の改善および農村地域の向上（かかる地域における生活の質の向上を含む。）への投資に資金を提供することによりEUの共通農業政策の実行を支援するために設立された。

EAGFは、農家への直接支払いのための資金を提供し、介入および輸出還付等を通じて農業市場の統制措置を行う。欧州海洋漁業基金（以下「EMFF」という。）の目的は、漁業および養殖海洋資源の保全および持続可能な利用の確保に向けた金融支援を行うことである。

国家農村開発プログラムについて、2018年度から2022年度までの期間におけるECからの返済要求総額は5.21十億ユーロであり、2022年12月現在、その全額がECにより払い戻されている。

2014 - 2020年度EAGFについては、2018年度から2022年度までの期間におけるECからの返済要求総額は9.49十億ユーロであり、2022年12月31日現在、そのうち9.26十億ユーロがECにより払い戻されている。

2014 - 2020年度プログラム期間における資金

2014 - 2020年度におけるルーマニアの農業部門に対するEUの資金分配は総額20.66十億ユーロであり（そのうち12.3十億ユーロがEAGFに基づく直接支払いに分配された。）、ワイン部門の国家支援プログラムに238.5百万ユーロ、養蜂プログラムに10百万ユーロ（2017 - 2019年度）が割り当てられた。漁業養殖部門には、EMFFの下で168.4百万ユーロが割り当てられた。

農業部門については、2020年12月23日に承認された規則(EU)第2220/2020号において、既存の法的枠組みの適用期間を2021年度および2022年度に延長すること、ならびに2021 - 2027年度MFFおよびEURI - 欧州復興基金（次世代EU）に関連する財源により予算を増額することが規定されている。

2022年12月31日現在、74,094件のプロジェクトが承認されており、そのうち70,293件の契約が締結され、その公的価値は総額6.34十億ユーロであった。さらに、移行手続きにより、415.6百万ユーロの公的価値を有する18,654件の契約が、完遂のために2007 - 2013年度国家農村開発プログラムから2014 - 2020年度国家農村開発プログラムに移行された。支払機関により、2014 - 2020年度国家農村開発プログラムの受益者に総額9.39十億ユーロが支払われた。

2022年12月31日現在、2014 - 2020年度漁業海事オペレーショナル・プログラムから645のプロジェクトが契約されており、その公的価値は総額204.0百万ユーロである。2014 - 2020年度漁業海事オペレーショナル・プログラムの受益者に対し、総額147.7百万ユーロが支払われた。

(2) 【経済】

概要

近年、ルーマニアは、マクロ経済および金融の安定性を維持する金融政策および構造改革を通じて、マクロ経済の不均衡を是正する上で相当程度の進展を遂げている。

ルーマニアはCOVID-19の前、EUで最も高い成長率を記録した国の1つである。2015年度から2019年度の年平均GDP成長率は4.8%であった。年間上昇率はEUで最大級であり、ルーマニア経済の欧州平均との実質コンバージェンスの改善につながった。ロシアによるウクライナ侵攻の継続および物価の高止まりに支配された不利な経済状況の中で、実質GDP成長率はそれぞれ2023年度が2.4%、2024年度が0.8%であった。

NISは、2008年度版国民経済計算体系の改正に沿った2010年度版欧州国民経済計算体系（以下「ESA」という。）の方法論に基づき、GDPに関する四半期および年次データを公表している。

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年および2024年の主要なマクロ経済指標を示している。

	主要なマクロ経済指標				
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
GDP - 現在価格(十億ユーロ)					
(1)	221.1	242.3	281.8	324.4	353.8
実質成長率(増減率(%)) ⁽¹⁾	(3.7)	5.5	4.0	2.4	0.8
GDP / 1人当たり(ユーロ)	11,460	12,660	14,790	17,010	18,560
GDP / 1人当たり(ルーマニア・レウ)	55,430	62,290	73,930	84,160	92,310
平均為替レート(ユーロ / ルーマニア・レウ)	4.8371	4.9204	4.9315	4.9465	4.9746
GDP / 1人当たり購買力(増減率(%)) ⁽²⁾	72.0	72.5	73.5	77.9	78.3
鉱工業生産(増減率(%))	(9.3)	7.1	0.4	(3.0)	(1.5)
農業生産(増減率(%))	(15.4)	14.3	(15.8)	0.6 ⁽³⁾	-
小売(増減率(%)) ⁽⁴⁾	2.2	10.2	4.5	1.6	8.6
経常収支(百万ユーロ)	(11,209)	(17,427)	(26,827)	(21,491)	(29,586)
実質賃金(増減率(%))	4.9	1.1	(2.2)	5.0	7.4
平均インフレ率(増減率(%))	2.63	5.05	13.80	10.40	5.6 ⁽⁵⁾
雇用(増減率(%)) (LFS - 労働力調査による) ⁽⁶⁾	(1.3)	0.8	0.7	(1.4)	2.0

注：

- (1) NISによる2024年10月10日付プレスリリース第267号に基づく2020年から2022年の最終データ、NISによる2024年10月10日付プレスリリース第268号に基づく2023年のセミファイナル・データ、NISによる2025年4月10日付プレスリリース第88号に基づく2024年の暫定データ。
- (2) ユーロスタットによる。
- (3) NISによる2024年度版ルーマニア統計年鑑に基づく2023年の最終データ。
- (4) モーター、自動車およびオートバイの販売、整備および修理を除く。基準年は2021年。
- (5) 2025年3月現在の数値は5.1である。過去12ヶ月間で計算され、2025年4月11日に発表された2025年3月のインフレに関するNISのプレスリリースに基づいている。
- (6) 世帯労働力調査 (AMIGO) の方法論に基づくデータ。

2020年度、ルーマニア経済は2019年度と比較して3.7%の経済活動の縮小を記録した（未調整データによる）。内需の中では、民間消費支出が2019年度と比較して3.8%減少した一方、総固定資本形成が2019年度と比較して0.5%の減少（実質GDP成長率へのマイナス寄与は2.3%）を記録した。また、棚卸資産の変動はGDPを

0.2パーセンテージ・ポイント減少させた。同時に、COVID-19パンデミックへの対応として実施された措置は、政府消費支出の2.6%の増加に寄与した。純輸出は、商品・サービスの輸入水準のわずかな減少（5.2%）に伴い、商品・サービスの輸出が9.5%減少した結果、実質GDP成長率に1.5パーセンテージ・ポイントのマイナス寄与となった。

2021年度のGDPは、2020年度と比較して5.5%増加した。この増加は、2020年度と比較して内需が6.6%増加したことによる。これに関連して、民間消費支出は2020年度と比較して7.0%増加し、政府消費支出は0.6%減少した。エネルギーおよび原材料価格の上昇ならびにサプライチェーンの混乱の結果として、2021年度下半期に始まった建設業部門の活動量の減少は、総投資に直接影響を及ぼした。これらの要因により、2021年度の総固定資本形成は、2020年度と比較して4.0%の緩やかな増加となった。棚卸資産の変動は2021年度の経済成長に1.8パーセンテージ・ポイント寄与した。純輸出は、商品・サービスの輸出が2020年度と比較して2021年度に実質ベースで12.6%増加したが、商品・サービスの輸入が実質ベースで14.6%増加したことで相殺されたことにより、経済成長率に1.3パーセンテージ・ポイントのマイナス寄与となった。

2022年度のGDPは、2021年度と比較して4.0%増加した。2022年度の経済成長は、主にサービス部門の成長によるものであり、鉱工業、建設業および農林水産業は減少した。サービス部門の粗付加価値（以下「GVA」という。）は、2021年度と比較して2022年度に9.6%増加した。建設業部門のGVAは、2021年度と比較して2022年度に0.7%減少した。鉱工業部門のGVAは、2021年度と比較して2022年度に11.4%減少した。需要面では、経済成長は総固定資本形成および民間消費支出によって維持された。総固定資本形成は5.4%増加したが、これは欧州および政府の資金が効率的に建設業部門に投入され、インフラ整備が優先されたためである。民間消費支出は5.1%増加し、ルーマニアを通過または定住したウクライナ難民が2022年度における消費の堅調な伸びに貢献した。政府消費支出は1.4%減少した。商品・サービスの輸出入はいずれも2021年度と比較して9.3%増加し、純輸出は実質GDP成長率にマイナス寄与（0.5パーセンテージ・ポイントの減少）となった。

2023年度、ルーマニア経済は2022年度と比較して2.4%成長した。経済成長を牽引したのは主に建設業、農林水産業およびサービス業であり、鉱工業はマイナス成長であった。建設業部門のGVAは、2022年度と比較して2023年度に12.0%増加した。農林水産業部門のGVAは、2022年度と比較して2023年度に9.6%増加した。サービス部門のGVAは、2022年度と比較して2023年度に2.0%増加した。鉱工業部門のGVAは、2022年度と比較して2023年度に2.2%減少した。

部門別では、総固定資本形成（3.6パーセンテージ・ポイント）および最終消費（2.9パーセンテージ・ポイント）が経済成長率に大きく寄与していることが強調されるべきである。建設業部門の特筆すべき業績は、国や欧州の基金から多額の資金援助を受けており、総固定資本形成の顕著なパフォーマンスに反映されている（14.5%）。最終消費のうち、民間消費支出は経済成長率に1.9パーセンテージ・ポイント寄与したが、その動きは緩やかであった（3.0%）。政府消費支出は6.3%増加し、実質GDP成長率に1.1パーセンテージ・ポイント寄与した。しかし、内需の2つの構成要素のプラス成長はGDPのダイナミクスに十分に反映されず、棚卸資産の変動のマイナス寄与（4.4パーセンテージ・ポイントの減少）は実質GDP成長率を大幅に減少させた。対外的には、需要の減少は商品・サービスの輸出および輸入の両方に影響を与えた。したがって、商品・サービスの輸出は実質ベースで0.8%の減少であり、商品・サービスの輸入は1.1%の減少であった。しかし、純輸出は経済成長にプラスに寄与（0.2パーセンテージ・ポイント）した。

2024年度のルーマニア経済は、2023年度と比較して0.8%の成長となった。供給面では、鉱工業、農林水産業および建設業がマイナス成長となったが、サービス部門はプラス成長となった。鉱工業のGVAは、2024年度に2023年度と比較して0.2%減少した。建設業は2.6%の縮小を記録し、農林水産業は前年度と比較して5.9%減少した。サービス部門のGVAは0.9%の増加を記録した。

支出面では、民間消費支出が経済成長の柱となり、年間を通じて堅調を維持したものの、かかるプラスの影響は、商品・サービスの輸出の減少および投資の減速により縮小した。公共部門の賃上げ、年金および経済界における最低賃金の上昇、インフレ率の低下、さらには国民の間での消費者ローンの借入れ意欲の高まりにより、実質可処分所得が増加したことを背景に、民間消費支出の6.0%の増加が経済成長の決定的な要因となり、実質GDP成長率に3.7パーセンテージ・ポイント寄与した。政府消費支出は0.7%の増加となり、国内総生産の動向に0.1パーセンテージ・ポイント寄与した。建設活動が減少した結果、総固定資本形成は大幅に減速し、経済環境の予測困難性および不確実性が投資家の新規プロジェクト開始の決断を遅らせている。2024年度第4四半期に総投資が急激に減少したことにより、総固定資本形成は3.3%低下した。国内供給が限定される中、消費者需要は主に商品・サービスの輸入の増加（3.8%）により賄われたが、商品・サービスの輸出は、主要な貿易相手国の経済活動が鈍化する中、3.1%減少した。その結果、商品・サービスの輸入の増加および輸出の減少の差異は、純輸出に2.9パーセンテージ・ポイントの大幅なマイナス寄与をもたらした。

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年および2024年のGDP構成要素の増減率を示している。

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
	(前年同期比増減率(%))				
内需	(2.1)	6.6	4.2	2.0	3.5
最終消費	(2.4)	5.2	3.6	3.7	4.8
民間消費支出	(3.8)	7.0	5.1	3.0	6.0
政府消費支出	2.6	(0.6)	(1.4)	6.3	0.7
総固定資本形成	(0.5)	4.0	5.4	14.5	(3.3)
棚卸資産の変動(実質GDP成長率への寄与(%))	(0.2)	1.8	0.3	(4.4)	0.8
純輸出(実質GDP成長率への寄与(%))	(1.5)	(1.3)	(0.5)	0.2	(2.9)
GDP	(3.7)	5.5	4.0	2.4	0.8

出典：NIS

経済の構造

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年および2024年のGDPの部門別割合を示している。

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
	(対GDP比(%))				
鉱工業	20.0	19.7	20.5	19.1	17.5
農林水産業	4.1	4.6	3.8	3.9	3.3
建設業	6.5	6.4	6.8	7.6	7.5
サービス業 - 合計	60.1	59.7	60.7	60.7	62.4
貿易、ホテルおよびレストラン、 輸送ならびに通信業	24.9	26.4	27.8	27.3	27.6
金融業、不動産、不動産貸付および 事業サービス	18.0	17.6	18.1	18.5	18.8
その他サービス活動	17.2	15.7	14.8	14.9	16.0
正味税金	9.3	9.6	8.2	8.7	9.3
GDP	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：NIS

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年および2024年のGDPの部門別構成の増減率を示している。

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
	(前年同期比増減率(%))				
鉱工業	(7.1)	1.2	(11.4)	(2.2)	(0.2)
農林水産業	(15.3)	15.7	(14.1)	9.6	(5.9)
建設業	2.1	2.6	(0.7)	12.0	(2.6)
サービス業 - 合計	(1.9)	6.0	9.6	2.0	0.9
貿易、ホテルおよびレストラン、 輸送ならびに通信業	(1.8)	12.7	9.8	1.9	1.4
金融業、不動産、不動産貸付および 事業サービス	1.5	4.3	13.5	2.0	(0.5)
その他サービス活動	(5.8)	(1.7)	5.1	2.3	1.7
GVA	(3.5)	5.2	3.1	2.1	0.1
正味税金	(5.2)	9.3	11.9	5.5	8.6

GDP	(3.7)	5.5	4.0	2.4	0.8
-----	-------	-----	-----	-----	-----

出典：NIS

粗付加価値

2020年度、鉱工業部門のGVAは前年度と比較して7.1%減少した。2021年度、鉱工業部門のGVAは2020年度と比較して1.2%増加した。2022年度、鉱工業部門のGVAは2021年度と比較して11.4%減少した。2023年度、鉱工業部門のGVAは2022年度と比較して2.2%減少した。

2020年度、農林水産業部門のGVAは前年度と比較して15.3%減少した。2021年度、農林水産業部門のGVAは前年度と比較して15.7%増加した。2022年度、農林水産業部門のGVAは2021年度と比較して14.1%減少した。2023年度、農林水産業部門のGVAは2022年度と比較して9.6%増加した。

2020年度、建設業部門のGVAは前年度と比較して2.1%増加した。2021年度、建設業部門のGVAは前年度と比較して2.6%増加した。2022年度、建設業部門のGVAは2021年度と比較して0.7%減少した。2023年度、建設業部門のGVAは2022年度と比較して12.0%増加した。

2020年度、サービス部門のGVAは前年度と比較して1.9%減少した。2021年度、サービス部門のGVAは前年度と比較して6.0%増加した。2022年度、サービス部門のGVAは2021年度と比較して9.6%増加した。2023年度、サービス部門のGVAは2022年度と比較して2.0%増加した。貿易、ホテルおよびレストラン、輸送ならびに通信業では1.9%増、金融業、不動産、不動産貸付および事業サービスでは2.0%増、またその他サービス活動では2.3%増となり、すべてのサブセクターでそれぞれ増加を記録した。

2024年度、鉱工業部門のGVAは2023年度と比較して0.2%減少し、建設業部門のGVAは2.6%減少し、農林水産業部門のGVAは5.9%減少した。サービス部門のGVAは前年度と比較して0.9%増加した。貿易、ホテルおよびレストラン、輸送ならびに通信業のGVAは1.4%増、その他サービス活動のGVAは1.7%増、金融業、不動産、不動産貸付および事業サービスのGVAは0.5%減となった。

鉱工業生産

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年および2024年の鉱工業生産の部門別の増減率を示している。

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
	(前年同期比増減率(%))				
鉱業・採石業	(9.9)	(2.3)	(0.8)	(1.9)	(1.0)
製造業	(10.2)	7.0	(2.0)	(2.5)	(1.1)
エネルギー	(2.6)	11.3	(8.0)	(6.7)	(4.7)
鉱工業生産合計	(9.3)	7.1	(0.4)	(3.0)	(1.5)

出典：NIS、基準年2021年

2020年度の鉱工業生産は、2019年度と比較して9.3%減少した。同期間中、最も生産が減少したのは製造業であった（10.2%減）。2021年度の鉱工業生産は、2020年度と比較して、7.1%増加した。同期間中、製造業（鉱工業生産の最も重要な要素）は7.0%増加した。しかし、最も増加したのは、エネルギー産業（11.3%増）であり、これはエネルギー価格の上昇による。

2022年度の鉱工業生産は、2021年度と比較して0.5%減少した。同期間中、製造業は2.0%減少し、鉱業・採石業およびエネルギー部門は2021年度と比較してそれぞれ0.8%、8.0%減少した。

2023年度の鉱工業生産は、2022年度と比較して3.0%減少した。同期間中、製造業は2.5%減少し、鉱業・採石業およびエネルギー部門は2022年度と比較してそれぞれ1.9%、6.7%減少した。

2024年度の鉱工業生産は、2023年度と比較して1.5%減少した。最も生産が減少したのはエネルギー産業（4.7%減）であった一方、鉱業・採石業および製造業部門はそれぞれ1.0%、1.1%の減少を記録した。2025年最初の3ヶ月間において、鉱工業の減少傾向は継続し、前年同期比4.2%の減少となり、製造業部門で大幅減少（4.7%減）、続いてエネルギー部門（1.9%減）および鉱業・採石業部門（1.5%減）で減少を記録した。

天然ガス

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年および2024年の間にルーマニアで利用可能な天然ガスの総量を示している。

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
			(十億 m^3)		
利用可能な天然ガスの総量	13.820	14.439	13.539	14.341	14.258
国内生産によるもの	8.914	8.938	9.060	9.207	9.365
輸入	2.144	3.565	2.851	2.673	2.255

出典：2020年度、2021年度、2022年度および2023年度のデータ - エネルギー収支およびエネルギー設備構造。2021年度、2022年度、2023年度および2024年度版 - NIS。2024年度のデータ - 産業統計速報第1/2025号。

2022年9月1日、ルーマニア政府は政府緊急令第119/2022号を可決し、政府緊急令第27/2022号エネルギー支援計画の改定を承認した。これにより、支援計画の期間が2023年8月末まで延長された。ガスおよび電気の最終消費者価格水準は以前の水準に据え置かれているが、消費制限のインセンティブを与えるために消費上限が引き下げられた（消費の85％は固定価格による利益である。）。さらに、偶発的利益はすべての市場仲介者（生産者とエネルギー取引業者の両方）に拡大され、最大100％まで課税される。ルーマニア政府はまた、予算で相殺される1,300ルーマニア・レウ/MWhの電気料金の上限の導入およびエネルギー供給者への補償額を制限し、補償金の受取手を迅速化することを目的とするエネルギー基金の設立を行った。国家予算はこれまでに、偶発エネルギー税として9.5十億ルーマニア・レウ、石油・ガスの使用料として2.7十億ルーマニア・レウを徴収している。

2022年12月13日、ルーマニア政府は法律第357/2022号を可決し、政府緊急令第27/2022号エネルギー支援計画の再改定を承認した。この改正により、2025年3月末まで支援計画の期間が延長された。支援計画は、ルーマニア政府による政府緊急令第6/2025号の承認後、最終的に2025年6月末まで延長された。

農林水産業

農業は、経済的・社会的に重要な意味を持つ、国民経済の不可欠な部分である。2018年度版ルーマニア統計年鑑によると、統計データが入手可能な最新年度である2014年度におけるルーマニアの農業総面積は、ルーマニアの総面積の61.4％にあたる約14.6百万ヘクタールであり、そのうち耕地面積は農業総面積の64.2％を占めた。2014年度末において、森林およびその他の森林に類似した植生に覆われた総面積は、ルーマニアの総面積の28.2％であった。

過去数年間のルーマニアの農業の業績の変化は、灌漑システムのような適切な技術的設備が一般に整備されていないため、天候の影響の直接的な結果である。農業の業績が芳しくないもう1つの要因は、農地の細分化であり、灌漑、大規模な機械化された設備の利用、救済措置の適用がより困難になっている。

2020年度の作物生産高は、2019年度と比較して、乾燥豆類（48.4％）、トウモロコシの穀粒（42.1％）、大麦・二条大麦（39.3％）、ヒマワリ（40.5％）、小麦（37.9％）を含むほとんどの作物で減少した。2021年度の作物生産高は、2020年度と比較して、菜種（76.2％）、大麦・二条大麦（73.6％）、小麦（63.2％）、トウモロコシの穀粒（46.8％）、乾燥豆類（42.6％）、ヒマワリ（33.9％）、ライ麦（23.2％）を含むほとんどの作物で増加した。2022年度には、2021年度と比較して、トウモロコシの穀粒（45.8％）、大豆（29.7％）、乾燥豆類（31.7％）、ヒマワリ（25.9％）、小麦（16.8％）、大麦・二条大麦（13.8％）、ジャガイモ（3.7％）を含むほとんどの作物で減少した。

2024年度版ルーマニア統計年鑑の最終データによると、2023年度の作物生産高は、2022年度と比較して、トウモロコシの穀粒（8.8％）、大豆（24.1％）、乾燥豆類（38.0％）、小麦（10.8％）、大麦・二条大麦（17.0％）、菜種（45.6％）を含むほとんどの作物で増加した。野菜（4.7％）、ヒマワリ（4.3％）、オーツ麦（9.6％）およびジャガイモ（12.1％）は減少した。

2024年度においては、NISによる2025年3月31日付プレスリリース第77号に基づく最新の暫定統計データは、2023年度と比較して作物生産高の大半、すなわち、小麦（3.5％）、オーツ麦（6.5％）、トウモロコシの穀粒（31.5％）、乾燥豆類（23.2％）、ヒマワリ（26.0％）、大豆（2.6％）、菜種（35.0％）、ジャガイモ（18.2％）および野菜（10.8％）が減少したことを示している。大麦・二条大麦の作物生産高は、増加（9.5％）した。

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年および2024年の農業生産（林業を除く。）の種類別の増減率を示している。

	農業生産 ⁽¹⁾				
	2020年	2021年	2022年	2023年 ⁽²⁾	2024年
	(前年同期比増減率(%))				
作物生産	(21.5)	22.2	(22.8)	2.1	-
家畜	(1.2)	(0.2)	(0.5)	(2.5)	-
農業サービス	(1.2)	(0.7)	29.2	0.4	-
合計	(15.4)	14.3	(15.8)	0.6	-

注：

(1) 「農業経済計算」に関するユーロスタットの方法論による。

(2) NISによる2024年度版ルーマニア統計年鑑に基づく2023年度の最終データ。

出典：NIS

建設業

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年および2024年の建設業部門の増減率を示している。

	建設業部門				
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
	(前年同期比増減率(%))				
構造要素別建設工事合計	15.9	(0.6)	12.3	16.1	(5.9)
新築工事	9.3	5.9	8.4	17.6	(5.3)
設備修繕工事	46.0	(22.7)	23.6	23.7	1.8
維持および修繕工事	24.4	(7.9)	19.4	9.1	(11.2)
建設タイプ別内訳：					
(a)建物	13.6	4.6	11.7	3.1	(14.2)
住宅建物	17.8	28.0	2.5	0.9	(22.1)
非住宅建物	10.9	(11.4)	20.4	4.8	(8.0)
(b)土木工事	18.5	(6.2)	13.2	31.9	2.0

出典：NIS、基準年2021年

建設業部門は、過去5年間で概ね堅調な動向を示してきたが、2021年および特に昨年における減少に影響を受けた。2024年において建設工事は5.9%減少したが、これは特に維持および修繕工事の減少（11.2%）、建設タイプ別では住宅建物の減少（22.1%）に起因する。2024年に減少を記録した後、建設工事は、2025年最初の2ヶ月間において前年同期比16.7%の大幅増加を記録した。建造物別では、住宅建物で26.4%増加、土木工事で23.9%増加し、建設業部門の業績にプラスに寄与した。

サービス

2020年度のサービス部門のGVAは、前年度と比較して1.9%減少した。貿易、ホテルおよびレストラン、輸送ならびに通信業の1.8%、その他サービス活動の5.8%を含め、ほとんどのサブセクターで減少した一方、金融業、不動産、不動産貸付および事業サービスは1.5%増加した。

2021年度のサービス部門のGVAは、前年度と比較して6.0%増加した。貿易、ホテルおよびレストラン、輸送ならびに通信業は12.7%、金融業、不動産、不動産貸付および事業サービスは4.3%増加した。その他サービス活動は1.7%減少した。

2022年度のサービス部門のGVAは、前年度と比較して9.6%増加した。貿易、ホテルおよびレストラン、輸送ならびに通信業の9.8%、金融業、不動産、不動産貸付および事業サービスの13.5%、その他サービス活動の5.1%を含め、すべてのサブセクターで増加した。

2023年度のサービス部門のGVAは、前年度と比較して2.0%増加した。貿易、ホテルおよびレストラン、輸送ならびに通信業の1.9%、金融業、不動産、不動産貸付および事業サービスの2.0%、その他サービス活動の2.3%を含め、すべてのサブセクターで増加した。

2024年度のサービス部門のGVAは、前年度と比較して0.9%増加した。貿易、ホテルおよびレストラン、輸送ならびに通信業のGVAは1.4%、その他サービス活動は1.7%増加した。金融業、不動産、不動産貸付および事業サービスのGVAは0.5%減少した。

エネルギー

2020年度の主要な一次エネルギー資源は、石油換算で40.0百万トンであり、2019年度と比較して6.3%減少した。2021年度の主要な一次エネルギー資源は、石油換算で43.2百万トンであり、2020年度と比較して4.4%増加した。2022年度の主要な一次エネルギー資源は、石油換算で42.5百万トンであり、2021年度と比較して1.7%減少した。2023年度の主要な一次エネルギー資源は、石油換算で42.0百万トンであり、2022年度と比較して1.1%減少した。

2020年、2021年、2022年、2023年および2024年について、ルーマニアの国内生産に占める主要な一次エネルギー資源の割合は以下のとおりである。

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
(エネルギー資源全体に占める割合(%))					
純石炭	11.6	13.1	12.5	10.2	9.0
原油	15.1	14.1	13.7	13.3	12.9
使用可能な天然ガス	33.1	32.3	33.8	34.9	35.4
水力発電、風力発電、太陽光発電、 および原子力発電	22.3	22.2	21.7	24.3	23.9
その他	17.9	18.3	18.3	17.3	18.8
合計	100	100	100	100	100

出典：2020年、2021年、2022年および2023年のデータ - エネルギー収支およびエネルギー設備構造。2021年、2022年、2023年および2024年版 - NIS；2024年のデータ - 産業統計速報第12/2024号。

電力

2020年、2021年、2022年、2023年および2024年について、総発電量に占める発電源の割合は以下のとおりである。

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
(エネルギー資源全体に占める割合(%))					
火力発電所で生産される電力	35.9	37.3	38.5	31.7	33.3
水力発電所で生産される電力	28.1	29.8	25.6	32.2	27.3
風力発電所で生産される電力	12.4	11.1	12.5	13.0	12.1
原子力発電所で生産される電力	20.5	19.1	19.8	19.3	20.8
太陽光発電所で生産される電力	3.1	2.9	3.6	3.8	6.5
合計	100	100	100	100	100

出典：2020年、2021年、2022年および2023年のデータ - エネルギー収支およびエネルギー設備構造。2021年、2022年、2023年および2024年版 - NIS；2024年のデータ - 産業統計速報第1/2025号。

電力市場

電力は、認可を受けた市場運営者によって運営される集中化されたプラットフォーム上の中長期市場で取引することができ、取引所のような契約（先物）、OTCのような契約、または自由な2者間交渉に基づくものを特

徴とし、前日市場や日中市場といった短期市場でも取引される。2023年度以降、エネルギー危機対策として、一次的な法律により、まだ契約されていない電力や、規制された単一価格で運営している最終顧客への供給者等、一部の発電カテゴリーに適用される集中取引の強制的なメカニズムが確立された。

2023年7月17日現在、ルーマニアの電力市場は完全に運営されており、前日市場（以下「SDAC」という。）および時間前市場（以下「SIDC」という。）に統合されている。地域レベルでは、OPCOMおよびCNTEE TransAmerica SAは、SDACへの完全な統合につながる連続的なプロジェクト、すなわち4M MC（2019年）およびその後のインテリム・カップリング（2021年）に参加した。現在、地域活動は、2022年6月に本番稼働に成功したコア・フロー・ベース・市場カップリングプロジェクトの中で、また、2022年10月に本番稼働に成功したRO-BG市場・カップリングプロジェクトの中で、ブルガリアの利害関係者と協力して実施されている。次の期間（2023年から2025年）については、2021年に開始された2つのプロジェクトが開発・実施段階にある。具体的には、SIDCレベルでの日中オークションの導入（継続的な取引における容量価格設定のため）と、SDACにおける15分製品の導入である。

日中電力市場（ID）は2019年11月から稼働しており、継続的な取引による欧州カップリングメカニズムに基づいており、現在SIDC欧州プロジェクトに参加している24の加盟国との取引を可能にしている。

ルーマニア政府によるエネルギー危機対策

ロシアの政策およびウクライナ侵略戦争に起因するエネルギー（ガスおよび電力）危機の結果として、ルーマニア政府は2021年11月以降、エネルギー価格高騰による消費者の負担を軽減することを目的とした一連の政府緊急令を発令した。

電力に関しては、これらの政府緊急令は主に、様々なカテゴリーの消費者の最終的な電気料金に上限をすべて、または一定の枠で設定し、その差額は政府による電力供給業者への直接支払いによって財政支援されている。また、発電事業者および/または取引業者が計上した偶発利益/収益に課税する仕組みも確立しており、改正された後、法律を通じてルーマニア議会の承認を得ている。

これらの政府緊急令の1つである政府緊急令第27/2022号は2022年4月に発令され、2023年3月31日まで適用された。2022年9月1日、ルーマニア政府は政府緊急令第119/2022号を可決し、政府緊急令第27/2022号エネルギー支援計画の改定を承認した。これにより、支援計画の期間が2023年8月末まで延長された。ガスおよび電気の見終消費者価格水準（ガス：一般家庭向け310ルーマニア・レウ/MWh、企業向け370ルーマニア・レウ/MWh、電気：一般家庭向け680-800ルーマニア・レウ/MWh、小企業および行政向け1,000ルーマニア・レウ/MWh）は以前の水準に据え置かれているが、消費制限のインセンティブを与えるために消費上限が引き下げられた（消費の85%は固定価格による利益である。）。さらに、偶発的利益税はすべての市場仲介者（生産者とエネルギー取引業者の両方）に拡大され、最大100%まで課税される。ルーマニア政府はまた、予算で相殺される1,300ルーマニア・レウ/MWhの電気料金の上限の導入およびエネルギー供給者への補償額を制限し、補償金の受取手続を迅速化することを目的とするエネルギー基金の設立を行った。国家予算はこれまでに、偶発エネルギー税として9.5十億ルーマニア・レウ、石油・ガスの使用料として2.7十億ルーマニア・レウを徴収している。

2022年12月13日、ルーマニア政府は法律第357/2022号を可決し、政府緊急令第27/2022号エネルギー支援計画の再改定を承認した。この改正により、2025年3月末まで支援計画の期間が延長された。支援計画は、ルーマニア政府による政府緊急令第6/2025号の承認後、最終的に2025年6月末まで延長された。

エネルギー法は、以下のように再生可能エネルギーを支援する上で重要な役割を果たしてきた。

指令第2009/28/EC号は、ルーマニアの義務目標として、2020年度までにエネルギー総最終消費量に占める再生可能エネルギー源（以下「RES」という。）の割合を24%にすることを定めている。再生可能エネルギー24%という国家目標を達成するため、RESによるエネルギー生産を促進する制度を確立する法律第220/2008号が採択された。法律第220/2008号の恩恵を受けるのは、以下のRESによる電力生産者である：設備容量10メガワット（以下「MW」という。）以下の発電所で使用される水力発電、風力、太陽光、地熱、バイオマス、バイオガス、廃棄物ガス発酵、下水処理場からの下水発酵ガス。法律第220/2008号によって確立された支援メカニズムは、数年のうちに新しいRES発電設備への投資を大幅に増加させた。法律第220/2008号によって設立された促進制度は2016年12月31日に終了した。この日までに促進計画を利用した生産者は、2031年度まで国の支援の恩恵を受けることができる。

ルーマニアの低炭素発電プロジェクトを支援する新しいメカニズムとして、現在開発中の差分決済取引（Cfd）計画がある。初期費用が高く、プロジェクトの存続期間が長いプロジェクト開発者を、卸売市場での価格変動から直接保護することで、再生可能エネルギーへの投資を促すことを目的としている。

再構築および投資

政府は、EUレベルの共通エネルギー政策に沿って、生産効率を高めるためにエネルギー部門を再構築する予定である。

エネルギー部門に対する政府の政策の主な目的には、エネルギー供給の確保、エネルギー効率の改善およびRESの利用促進が含まれる。ルーマニアは、石炭、褐炭、石油および天然ガスの埋蔵量ならびにその統合された電力インフラにより、国内での十分な電力生産を可能にする柔軟性を備えているため、同地域の他の国々と比べて、エネルギー供給の安全性が高い。

ルーマニアは、IMF、ECおよび世界銀行と協議した再建計画に沿って、国営エネルギー企業の改革政策を進めてきた。

エネルギー部門において政府が推進している最も重要な投資プロジェクトには以下が含まれる。

- ・ 民間投資家とのコンソーシアムによる、チェルナヴォダ発電所の原子炉2基（3号機および4号機）の追加建設（ルーマニアはすでに合計1,400MWの原子力発電設備を2基保有している。）
- ・ 年間462MWのクリーンエネルギーを発電するため、2027/2028年度までにNuScale 6-module発電所を建設すること
- ・ 1,000MWのタルニツァ - ラブシュテシュティ間の揚水式水力発電所
- ・ 「AGRI」プロジェクトとして知られるアゼルバイジャン - ジョージア - ルーマニア間の天然ガス輸送システム

AGRIプロジェクトは引き続きエネルギー省の優先課題であるが、プロジェクトの株主は、（ ）プロジェクトの主要供給者（アゼルバイジャン）からのガス供給の保証、（ ）プロジェクトの開発におけるその他の進展、特に資金確保の面での保証の欠如のために、ルーマニアの法律に従い、AGRI LNG会社の活動を最長3年間停止する必要性を検討している。AGRIは欧州からの資金調達に成功しなかった。AGRIプロジェクトに関連して2014年度に実施された実施可能性調査では、プロジェクトの競争力と実施の魅力が確認されたものの、ガス市場の最新動向を考慮に入れるため、かかる調査を更新する必要がある。エネルギー省は、AGRIプロジェクトは、液化天然ガスとガス貯蔵に関する戦略で強調されているように、ECの意向に沿ったものであると考えている。

ルーマニアにとって重要な目標は、天然ガス輸送ネットワークをブルガリア、セルビアおよびモルドバ共和国の天然ガス輸送システムと相互接続することである。モルドバ共和国との相互接続に向けた最初の一步は、2014年8月に、全長42kmのヤシ - ウンゲニ間のパイプラインの開通によって踏み出された。ヤシ - ウンゲニ - キシナウ間のパイプラインは、オネシュティ - ゲラエシュティ - レツカニ間のパイプラインならびに2つのガス圧縮機ステーション（オネシュティおよびゲラエシュティ）が完成した2021年9月末に完成した。その結果、モルドバ共和国はルーマニアから1日当たり最大6.5百万 m^3 のガスを受け取ることができる。

ルーマニア - ブルガリア（ジュルジュ - ルセ）間の相互接続は、2016年11月末に完了した。ルーマニアからブルガリアへのガス輸出を確保する技術的条件が整った。ハンガリーやブルガリアとの様々な相互接続で双方向の流れを可能にする追加の相互接続プロジェクトが現在進行中である。ブルガリア - ルーマニア - ハンガリー - オーストリア間の回廊地帯の実現は、関連する相互接続のための技術的パラメータの達成に貢献する。

輸送

2020年度には、COVID-19パンデミックによって、航空輸送が69.0%、鉄道輸送が27.5%それぞれ大幅に減少した。2021年度には、鉄道輸送は8.7%増加し、航空輸送は55.5%増加し、道路輸送は0.8%増加した。2022年度には、2021年度と比較して鉄道輸送は8.1%増加し、航空輸送は87.6%増加し、道路輸送は0.9%増加した。2023年度には、2022年度と比較して鉄道輸送は5.4%増加し、航空輸送は17.0%増加し、道路輸送は8.3%増加した。2024年度には、2023年度と比較して鉄道輸送は4.7%減少し、航空輸送は6.0%増加し、道路輸送は2.4%増加した。

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年および2024年における、輸送手段別旅客輸送量の前年比変化率を示している。

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
(前年同期比増減率(%))					
都市間輸送および国際輸送 ⁽¹⁾	(26.1)	3.2	8.1	8.2	-
鉄道	(27.5)	8.7	28.3	5.4	(4.7)

道路	(23.1)	0.8	0.9	8.3	2.4
内陸水路 ⁽²⁾	20.7	9.0	-	3.1	-
航空	(69.0)	55.5	87.6	17.0	6.0
海運	-	-	-	-	-
都市輸送合計 ⁽²⁾	(19.0)	(3.7)	-	-	3.4

注：

- (1) クルーズ乗客の寄港地観光を含む。
- (2) 一部の運輸会社が輸送旅客数の決定方法を変更したため、2021年以降のデータと比較可能でない。

出典：NIS - 出版物「輸送手段別の旅客輸送および貨物輸送」 - 2020年から2024年。

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年および2024年における、輸送手段別貨物輸送量の前年比変化率を示している。

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
	(前年同期比増減率(%))				
貨物輸送 - 合計	(2.0)	13.8	4.3	0.4	(3.6)
鉄道	(15.5)	15.6	(3.9)	(11.5)	(12.0)
道路	3.9	15.1	5.8	(1.0)	0.4
内陸水路	(8.2)	5.2	(10.9)	12.2	-
航空	(14.6)	1.9	22.7	(1.2)	3.8
海運	(11.1)	12.5	13.4	14.9	(14.1)
石油パイプラインによる輸送	(6.5)	(0.4)	8.1	(13.1)	16.0

出典：NIS - 出版物「輸送手段別の旅客輸送および貨物輸送」 - 2020年から2024年。

インフラ整備

ルーマニア政府は、ルーマニアの貧弱なインフラシステムを改善するため、インフラ関連プロジェクトに多額の投資を行うことに尽力している。ルーマニア政府が資金を投入しているインフラ整備の主な分野（民間セクターと共同で開発された、または開発される可能性のあるプロジェクトを含む。）には、道路および幹線道路の建設および近代化、国営鉄道の近代化、航行施設、内陸水路および河川航行監視システムの建設および／または改修、ならびに港湾および空港の近代化等が含まれる。

2021 - 2030年度インフラ整備投資プログラム（以下「**インフラ整備投資プログラム**」という。）は、戦略文書として2021年12月30日付政府決定第1312号で採択された。2021年度から2030年度にかけて、ルーマニアはインフラ整備投資プログラムに示されたいくつかの資金調達手段から恩恵を受けることが期待されている。インフラ整備投資プログラムは、総合輸送マスタープラン実施戦略の更新を目標とし、主に、社会経済的効率の改善、完了・進行中のプロジェクトに始まる多基準分析を用いた投資目標の再調整、将来のニーズおよび資金源の特定、実施プロセスの改善策に関する提案ならびに運輸部門全体に対する一連の水平的措置の実施を目的としている。

鉄道

現在までに、ルーマニアが恩恵を受けたかまたは実施した資金調達プログラムを通じて、国営ルーマニア鉄道（以下「**ルーマニア鉄道**」という。）は合計715.98kmの鉄道路線を開業させた。この成果は、NRRP、2021 - 2027年度輸送プログラム（PT）およびコネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（以下「**CEF**」という。）からの資金提供を背景とした、鉄道インフラの近代化のための一貫した国家の取組みを示すものである。

2025年度において、34.89十億ルーマニア・レウ（VATを除く。）に上る155件の工事契約および設計・建築サービス契約が実施中である。このうち128件（17.17十億ルーマニア・レウ相当）はNRRPの下で資金提供されており、カランセベシュ - テミショアラ - アラド間およびクルジュ - エビスコピア・ビホル間の鉄道路線の近代化、ブカレスト - ピテシュティ間の線路の更新ならびに408kmを超える「**クイック・ウィンズ**」工事が含ま

れる。さらに、Km614 - シメリア回廊（141km）では大きな進展が見られ、セクション2aでは現在旅客列車が最高160km/hの速度で運転されている。

コンスタンツァ港への鉄道接続の電化、ジュルジュ鉄道路線およびウクライナとの国境接続等の、CEFを通じて資金提供された主要プロジェクトも進行中である。ルーマニア鉄道はまた、16の鉄道駅を近代化しており、踏切、信号システムならびに橋梁およびトンネル等の重要な構造物を含むネットワーク全体のさらなる改善のため、20十億ルーマニア・レウ超の調達手続を開始した。

さらに、1,700kmを超える鉄道路線が現在様々な準備段階にあり、将来のインフラ投資の強力なパイプラインを示している。これらの取組みは、ルーマニアの鉄道網が欧州基準を満たし、近代的で迅速かつ持続可能な輸送システムに進化するための道を開いている。

航空

2025年度までに、ルーマニアの全16の地方空港（すなわち、アラド空港、バカウ空港、バイア・マレ空港、クルジュ・ナポカ空港、コンスタンツァ空港（ミハイル・コガルニチュエヌ空港）、コライオヴァ空港、イアシ空港、マラムレシュ空港、オラデア空港、サトゥ・マレ空港、シビウ空港、スチエバ空港、トゥルグ・ムレシュ空港、ティミショアラ空港、タルセア空港およびトゥズラ空港）が完全に近代化され、航空輸送インフラへの幅広い投資戦略が成功を収めた。これらの開発は、EUの非償還型基金からの多額の支援ならびに国家予算、地方自治体および民間の利害関係者からの協調融資を受け、主に2014 - 2020年度大規模インフラ・オペレーショナル・プログラムの下で実施された。空港近代化プロジェクトの総額は1十億ユーロを超え、欧州連合が資金の大部分を拠出した。

これらの戦略的投資は、ルーマニアの地方空港の安全性、収容能力および運用効率を大幅に改善するとともに、近代的で統合された競争力のある航空輸送網の開発を通じて、持続可能なモビリティを促進し、地域の接続性を高め、地方および地域の経済成長を刺激した。

また、ブカレスト・アンリ・コアンダ国際空港では、ブカレスト空港会社の自己資金により滑走路の近代化およびターミナル・インフラの拡張を目的とした投資が開始され、地域および国家レベルでのルーマニアの航空輸送インフラの強化にさらに寄与している。

水路

2025年度までに、ルーマニアの港湾および内陸水路のインフラ、特にドナウ川沿いの回廊の開発において大幅な進展があった。ブライラ港、ガラツィ港、トゥルチャ港およびイサクチャ港といった主要な港湾では広範な近代化工事が完了しているかまたは積極的に実施中であり、運用能力の向上、地域の接続性の改善および複合輸送ネットワークへの統合の強化につながっている。これらの改善は、ドナウ川東部地域におけるより安全な航行および荷役効率の向上に寄与する。

同時に、ジュルジュ港、カラファト港、コルピャ港、ドロベタ＝トゥルヌ・セヴェリン港といった港湾では準備段階および実行段階が進められており、港湾プラットフォーム、岸壁インフラおよびアクセスルートの改修に重点が置かれている。これらの開発は、ドナウ川を持続可能で大容量の輸送回廊として強化し、欧州横断的なTEN-Tネットワークに完全に統合するというルーマニアのより広範な目的と戦略的に整合している。

並行して、ナボダリ閘門等の主要インフラの近代化および内陸水路管理に不可欠な水路支援システムの統合を通じて、ドナウ川 - 黒海運河およびポアルタ・アルバ - ミディア・ナボダリ運河の両方の航行可能性および安全性を向上させるため、的を絞った投資が進められている。

さらに、コンスタンツァ港は、道路の拡幅、施設の近代化ならびにプラットフォームおよび鉄道路線の改修を含む広範なインフラ改善の恩恵を受け続けている。これらの取組みにより、黒海地域の戦略的複合ハブとして、また欧州連合のTEN-T輸送回廊内の主要な玄関口としてのコンスタンツァ港の役割が強化される。

道路

2024年度末現在、ルーマニアでは1,295.37kmの幹線道路が開通していた。2025年度においては、幹線道路および高速道路のいくつかの区間、700km超がそれぞれ異なる建設段階にある。さらに、400kmの幹線道路および高速道路がそれぞれ異なる準備段階にある。

インフレーション

概要

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年および2024年における、消費者物価の変動率を示している。

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
	(単位：前年比(%))				
食品	4.80	3.24	15.69	14.89	3.56
食品以外の物品	1.00	7.08	14.74	7.08	5.76
サービス	3.10	3.10	7.75	11.25	8.93
合計	2.63	5.05	13.80	10.40	5.59
年度末上昇					
食品	3.24	6.69	22.05	5.82	5.09
食品以外の物品	1.01	10.73	14.95	5.51	4.38
サービス	2.69	4.49	9.78	11.21	7.10
合計	2.06	8.19	16.37	6.61	5.14

出典：NISおよびNBR

2025年2月のNBRのインフレ報告書によると、年間CPIインフレ率は、2025年の大半で低下傾向を辿り、その後2026年にかけて安定化する見込みである。しかし、主にベース効果により、2025年度第3四半期まで変動が続く可能性がある。内訳は、かかるディスインフレの傾向がコア・インフレ率の緩やかで持続的な低下によって主に引き起こされていることを示している。一方で、予測期間の初期に観測されたヘッドライン・インフレ率の変動は、主に消費バスケットの外的構成要素に起因し、やはりベース効果の影響を受けている。かかる想定の下では、年間CPIインフレ率は、2025年12月までに3.8%、2026年12月までに3.1%に達すると予測されている。かかる予想は、2025年3月31日に価格上限を定める制度が失効することを考慮して、電力価格および天然ガス価格に関する仮定を条件としている。将来の政策に関する具体的な情報がないため、予測にはエネルギー価格に関する限定的な調整のみが含まれている。調整後のCORE2インフレ率の継続的な低下は、アウトプット・ギャップからのマイナス寄与、インフレ期待の緩和および比較的抑制された輸入価格の動向を反映している。副次的構成要素の観点からは、予測される推移は、食品以外の物品およびサービスの価格の年間成長率の漸減を反映している。加工食品のインフレ率は、農業食品コストの上昇に伴い短期的には一時上昇し、中期的には減速すると予想されている。2月の報告書の後に公表されたデータによると、2025年下半年期においてコア・インフレがより持続的であることおよび電気料金の引上げの可能性を主に反映し、CPIインフレ率予測が上方修正されることが示唆されている。

2020年度

年初の燃料消費税減税およびCOVID-19パンデミックの世界経済への悪影響による原油価格の急落を受けて、年間CPIインフレ率は2020年度上半期に急落した。COVID-19パンデミックが始まった2020年2月、年間インフレ率は目標（3.1%）の変動幅に再び入り、年間を通じてさらに低下し、2020年12月には2.06%に達した。2020年度において、すべての主要CPIの構成要素はディスインフレ基調となったが、これはエネルギー価格の世界的な下落およびCOVID-19パンデミックの急速な拡大に伴うマイナスの需給ギャップが主因である。COVID-19パンデミックによって生じた需要側と供給側のショックが複雑に絡み合って、調整後のCORE2インフレ率は年間の大半で比較的安定した状態を維持した（2019年12月の3.7%に対し、2020年10月は3.6%）。一方で、賃金の動態および景況感の悪化に加え、場合によっては移動制限のために需要と供給の間の合致が物理的に不可能になったことを背景に、需給ギャップは2020年度第2四半期にマイナス圏に突入した。他方で、従業員および顧客のために安全な環境を維持するための企業の努力に関連するコストが利幅を圧迫し、年間を通じてインフレ圧力を及ぼした。最近、年末まで延長された政府の一時帰休手当制度によっていくらか緩和されたものの、人件費単価による圧力は年間を通じて高止まりしている。これはまた、第3四半期の消費者の商品需要をパンデミック前の水準に近付けるのに役立ち、企業が価格調整を行うインセンティブを低下させた。為替レートの圧力は限定的で、自国通貨は2020年度中に対ユーロで前年度比約1.8%の小幅下落にとどまり、域内の他通貨よりも大幅に下落した。コア・インフレ率は2020年の最後の2ヶ月間に沈静化した（2020年12月には3.3%に達した。）が、これは主に食肉部門における有利なベース効果によるものである。

2021年度

年間CPIインフレ率は、2021年年初からの下降基調を反転させ、2021年5月には目標変動幅の上限を超え、2021年12月には8.19%に達した（2020年度末比6.13パーセンテージ・ポイント増）。この上昇は主にエネルギー価格の上昇によるもので、外部要因および内部要因の両方から生じる卸売市場の動きを反映したものであった。燃料価格は、世界的な景気回復によりブレント原油価格が上昇したため、2021年度の大半を通じて上昇傾向を維持し、同年度下半期には薪価格の急騰がさらに価格上昇圧力となった。欧州では2021年度に二酸化炭素排出権の購入コストが急上昇したが、一方で再生可能エネルギーの生産は依然として限定的だった。欧州のガス市場も、主要な天然ガス輸出国からの供給が減少し、経済状況の回復による需要の増加を背景に、供給不足および在庫不足に見舞われた。燃料、電力および天然ガスで構成される消費バスケットのエネルギー構成要素は、2020年度と比較して2021年度にはそれぞれ年間ベースで約22%、約15%および約52%増加し、ヘッドライン・インフレ率の半分超を占めた。調整後の年間CORE2インフレ率（CPIインフレ率のサブ指数で、電気、天然ガス、燃料、野菜、果物および卵等の価格が変動しやすい食品ならびにタバコ製品およびアルコール飲料等の管理価格の商品・サービスを総合指数から除外して算出）は、2021年度上半期は3%前後で変動していたが、2021年度第3四半期に再び上昇基調に転じた。CORE2インフレ率は、2020年度末の3.3%に対し、2021年度末までに4.7%に達した。2021年度末において、コア消費者物価は、世界的な商品価格（特にエネルギー商品）の上昇、国際的なサプライチェーンへのストレスおよびCOVID-19パンデミックの最盛期に企業が被った損失に関連する圧力の蓄積を反映し始めた。COVID-19による規制が解除され、貯蓄が過年度にわたり蓄積されると、総需要が急速に伸びたため、こうした上昇圧力は予想以上に速やかに消費者物価に反映された。

2022年度

2021年度のインフレ基調は2022年度上半期まで続いたが、これは主にウクライナで進行中の紛争の結果として、商品価格の全般的な上昇が世界経済に更なるインフレ圧力を及ぼしたためである。その後、CPIインフレ率は11月に16.76%というサイクル最高値を記録した後、2022年6月の15.05%から年末には16.37%へとより緩やかに上昇した。電気・ガス料金は2022年12月に40.8%上昇したが、2025年3月まで延長されたエネルギー支援制度によって上昇は一部緩和された。かかる制度がなければ、2022年度末のヘッドライン・インフレ率はおおよそ28%に達していたと推定される。2022年度上半期には、原油市場における供給問題、ウクライナ侵攻後のパニック買い、急激な米ドル高を反映して、燃料価格も上昇した。2022年度下半期には、原油価格が着実に下降したことに加え、政府が最終燃料価格を1リットル当たり0.5ルーマニア・レウ引き下げ、薪の価格に上限を設けたことで、インフレ率は大幅に低下した（6月の41.3%のピークから2022年12月には12.4%）。コア・インフレ率は2022年12月に14.6%に達し、加工食品価格の上昇が最も大きかった。ヘッドライン指標とは対照的に、コア・インフレ率は2022年度を通して継続的に上昇した。これは、堅調な消費者需要およびインフレ期待の高まりに後押しされ、コスト圧力が徐々に最終価格に反映されたためである。

2023年度

CPIインフレ率は、商品価格の下落、消費者需要の減退、インフレ期待の低下、および家計支援を目的としたいくつかの行政措置（全世帯をカバーするための電気料金の上限延長、基本的な食料品の値上げ上限の設定等）を背景に、2022年12月の前年同月比16.37%から2023年12月には6.61%まで低下し、2023年には急な下降基調となった。コア・インフレ率は2023年2月に前年同月比15.1%（2022年12月は14.65%）でピークに達し、2023年12月には8.4%まで低下した。この低下傾向は加工食品の価格動向の低下によるもので、農産物価格から生じる圧力が抑制される中、加工食品価格は2022年12月の22.9%から2023年12月には5.3%に低下した。さらに、2023年8月には必需食料品の値上げに上限が設けられた。この措置は当初3ヶ月間の予定であったが、2023年11月に更新、さらに3ヶ月延長され、またさらに2ヶ月延長された後、この措置は2024年末まで実施されることが決定された。コア・バスケットの食品以外の物品・サービス部門のインフレ率は2023年の大部分において上昇傾向にあり、2023年12月の対応値はそれぞれ11%および10.2%と2桁台にとどまった。直接輸入への依存度が高い食品以外の物品については、輸入インフレ率の低下により、年末にかけて価格動向が改善した。サービスに関しては、強い賃金の動態（CPIバスケットに含まれる市場サービスの約半分は賃金の影響を受けやすく、人件費がコストの20%超を占める。）を考慮すると、単位労働コストに起因するインフレ圧力が関連し、持続する。

2024年度

2024年度において、ルーマニアにおけるインフレは、複雑な様相を呈していた。1月に一時的に低下傾向から上昇に転じた後、年間CPIインフレ率は、残りの第1四半期および第2四半期において再び低下傾向に転じ、その

後は5%前後の水準で安定的に推移した。統計的影響によるエネルギー価格（電力および燃料）のインフレ率の上昇、原油価格の上昇および消費税の引上げを一部要因として、第1四半期中、CPIインフレ率は3月には6.61%と2023年12月と同水準に留まった。砂糖含有製品および一部のサービスに対する付加価値税（以下「VAT」という。）の引上げといった追加的な行政措置もまた、インフレの動向に影響を与えた。好調な市況および法改正による天然ガス価格および電力価格の予想外の下落に追い風を受け、CPIインフレ率は6月に4.94%へとさらに低下した。食品、食品以外の物品およびサービス部門におけるバランスの取れた低下に牽引され、コア・インフレ率も2024年度上半期に低下し、6月には5.7%に達した。その後の5ヶ月間は、ディスインフレ傾向が大幅に緩やかになり、年間CPIインフレ率は、上限5%近くの水準（12月には5.14%）で維持された。深刻な干ばつおよび厳しい暑さを特徴とする夏季の悪天候により、作物が深刻な被害を受け、収穫量が大幅に減少した。これにより、加工品および非加工品の双方を含めた食料品部門におけるインフレ圧力が再燃し、またこれによりコア・インフレ指標の低下傾向も阻害され、6月と比較して年末時点ではほぼ横ばい（5.6%）となった。コア・バスケットの食品以外の物品部門およびサービス部門におけるディスインフレ傾向は継続した一方、比較的高水準（12月においてそれぞれ6.4%および6.7%）で維持されたが、これは急激な賃金引上げによる企業の生産コストの上昇圧力および、さらに最近ではインフレ期待がわずかに回復したことによるものである。

賃金

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年および2024年の総所得（月間データに基づく）を示している。

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
	(前年同期比増減率(%))				
平均名目月間総所得					
(ルーマニア・レウ換算値)	5,213	5,535	6,126	7,042	8,508
(対前期増減率)	7.4	6.2	10.7	15.0	15.5
平均名目月間純所得					
(ルーマニア・レウ換算値)	3,217	3,416	3,801	4,412	5,197
(対前期増減率)	7.7	6.2	11.3	16.1	13.4
実質所得					
(対前期増減率)	4.9	1.1	(2.2)	5.0	7.4

出典：NIS

2022年1月1日以降、公的資金から支払われる職員の月間総賃金は、2021年12月に設定された水準（政府緊急令第130/2021号）と同水準に据え置かれている。さらに、2022年に公的資金から支払われた職員の給与は、2021年12月の水準を維持した。但しこれには、2022年の枠組み法第153/2017号により規定された給与と2021年12月以降の給与との差額の25%が増額された給与の恩恵を、2022年1月1日以降に受けるとされる保健職員、社会支援職員および教育職員は含まれない。政府決定第1447/2022号により、2023年1月1日以降、最低賃金の総額は前年比17.6%の増加である月額3,000ルーマニア・レウに引き上げられた。

政府決定第900/2023号により、2023年10月1日以降、最低賃金の総額は前月比10.0%の増加である月額3,300ルーマニア・レウに引き上げられた。

政府緊急令第57/2023号に従い、2023年6月1日から、教育部門の基本給が、教員および補助教員は月額1,300ルーマニア・レウ、非教員は月額400ルーマニア・レウ引き上げられた。

政府緊急令第63/2023号に従い、2023年8月1日から医療部門の雇用者の給与が限定的に引き上げられた。個別のパートタイム雇用契約に基づいて医療機関で当直勤務を行う専門医療衛生の職員および医療支援を確保する専門医療衛生の補助職員にも月額手当が支給された。また、全職種を対象に、週休日、公休日、その他の非労働日にあたる日の勤務につき各日100ルーマニア・レウから300ルーマニア・レウの月額手当が支給された（一部除外あり。）。

2020年の平均名目月間総所得は、2019年より7.4%高い5,213ルーマニア・レウに増加した。2019年の同期間と比較すると、平均名目月間純所得は7.7%増加した3,217ルーマニア・レウとなり、実質所得は4.9%増加した。2020年の平均名目月間総所得は、公的部門は6,869ルーマニア・レウに、民間部門は4,824ルーマニア・レウにそれぞれ達した。

年間データによると、2021年の平均名目月間総所得は2020年より6.2%高い5,535ルーマニア・レウに増加した。2020年と比較すると、平均名目月間純所得は6.2%増加した3,416ルーマニア・レウとなり、実質所得は

1.1%増加した。平均名目月間総所得は、公的部門は6,982ルーマニア・レウに、民間部門は5,193ルーマニア・レウにそれぞれ達した。

2022年の平均名目月間総所得は、2021年より10.7%高い6,126ルーマニア・レウに増加した。2021年と比較すると、平均名目月間純所得は11.3%増加した3,801ルーマニア・レウとなり、実質所得は2.2%減少した。2022年の平均名目月間総所得は、公的部門は7,270ルーマニア・レウに、民間部門は5,857ルーマニア・レウにそれぞれ達した。

2023年の平均名目月間総所得は2022年より15.0%高い7,042ルーマニア・レウに増加した。2022年と比較すると、平均名目月間純所得は16.1%増加した4,412ルーマニア・レウとなり、実質所得は5.0%増加した。2023年の平均名目月間総所得は、公的部門は8,145ルーマニア・レウに、民間部門は6,789ルーマニア・レウにそれぞれ達した。

月次データに基づく、2024年の平均名目月間総所得は8,508ルーマニア・レウに増加し、2023年の同期間と比較して15.5%増加した。2023年の同期間と比較すると、平均名目月間純所得は13.4%増加した5,197ルーマニア・レウとなり、実質所得は7.4%増加した。2024年の平均名目月間総所得は、公的部門は9,660ルーマニア・レウに、民間部門は8,223ルーマニア・レウにそれぞれ達した。2025年最初の2ヶ月間の平均名目月間総所得は8,921ルーマニア・レウに増加し、2024年の同期間と比較して11.7%増加した。2024年と比較すると、平均名目月間純所得は9.7%増加した5,340ルーマニア・レウとなり、実質所得は4.5%増加した。2025年最初の2ヶ月間の平均名目月間総所得は、公的部門は10,020ルーマニア・レウに、民間部門は8,647ルーマニア・レウにそれぞれ達した。

雇用

ルーマニア経済は、世界金融危機の結果、労働市場の混乱に直面した。ルーマニアのEU加盟により、ルーマニア人労働者の他のEU加盟国への自由な移動が可能となり、労働移動が増加した。推計では、約2.5百万人のルーマニア国民が、EU加盟国を中心に海外で働いている。このような労働力の移動は、熟練労働者の供給を減少させ、国内の労働市場に明らかな影響を及ぼしている。ルーマニアにおける失業の傾向は、ルーマニアの経済構造の特殊性に左右される。農村部に住む人口の割合が大きいこと、公共部門の割合が比較的大きいこと、地下経済および非正規労働市場の規模が大きいことならびに日雇い労働者の数が多いことは、失業の推移に影響を与える経済的要因である。過去数年間に記録された好ましい労働市場の傾向は、経済の発展と合致したものであった。

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年および2024年の労働力の変化を示している。

	2020年 ⁽¹⁾	2021年 ⁽¹⁾	2022年 ⁽¹⁾	2023年	2024年 ⁽¹⁾
	(前年同期比増減率(%))				
活動人口 ⁽²⁾⁽³⁾	0.0	0.5	0.8	(1.5)	2.0
雇用 ⁽²⁾	(1.3)	1.0	0.8	(1.5)	2.1
雇用者	(1.2)	1.4	1.1	(0.9)	1.6
活動率 ⁽²⁾⁽³⁾	64.1%	65.6%	66.8%	66.8%	67.4%
雇用率 ⁽²⁾	60.2%	61.9%	63.1%	63.0%	63.7%
国際労働機関 (ILO)失業率	6.1%	5.6%	5.6%	5.6%	5.4%

注：

(1) 世帯労働力調査（AMIGO）の2021年度の調査手法によるデータ。

(2) 生産年齢人口（15歳から64歳）。

(3) 雇用されているまたは積極的に求職中の個人の総数。

出典：NIS

生産年齢人口の雇用率は、2020年度に60.2%、2021年度には61.9%に上昇した。加えて、2021年度から、欧州の新規制の要件を満たすように世帯労働力調査の手法が改訂された。2022年度において、生産年齢人口の雇用率は63.1%に上昇した。2023年度において、生産年齢人口の雇用率は63.0%となり、2024年度においては63.7%となった。

COVID-19パンデミックの結果、2020年度のILO失業率は6.1%に達し、2019年度比で1.2パーセンテージ・ポイント上昇した。2021年度の失業率は5.6%であり、これには、2021年度第1四半期の6.1%から2021年度第4四半期にかけての5.9%への0.2パーセンテージ・ポイントの減少を含んでいた。2022年度および2023年度のILO失業率は5.6%であり、2024年度においては5.4%であった。

2020年12月末現在、雇用者数は2019年度比で1.3%減少して4,910.6千人となった。2021年12月末現在、雇用者数は2020年度比で1.6%増加して4,987.4千人となった。2022年12月末現在、雇用者数は2021年度比で1.6%増加して5,067.3千人となった。2023年12月末現在、雇用者数は2022年度比で1.1%増加して5,116.4千人となり、2024年12月末現在、雇用者数は2023年度比で0.6%増加して5,149.3千人となった。2025年2月末現在、雇用者数は2024年2月と比較して0.8%増加して5,181.5千人となった。

2020年度の平均雇用者数（NISによる月平均雇用者数）は4,929.4千人となり、2019年度比50.0千人減、すなわち1.0%の減少であった。2021年度の平均雇用者数（NISによる月平均雇用者数）は4,970.1千人となり、2020年度比40.8千人増、すなわち0.8%の増加であった。2022年度の平均雇用者数（NISによる月平均雇用者数）は5,056.1千人となり、2021年度比86.0千人増、すなわち1.7%の増加であった。2023年の平均雇用者数は5,120.4千人となり、2022年度比64.3千人増、すなわち1.3%の増加であった。2024年度の平均雇用者数は5,154.2千人となり、2023年度と比較して33.8千人増、すなわち0.7%の増加であった。2025年度最初の2ヶ月間の平均雇用者数は5,180.0千人となり、2024年度と比較して41.3千人増、すなわち0.8%の増加であった。

登録失業率は、2020年度の3.4%から減少し、2021年度および2022年度には3.0%、2023年12月31日現在では2.9%に減少した。その後、2024年12月31日現在では3.3%とわずかに上昇した。これは主に、経済成長による雇用創出、ならびに政府の積極的な政策や措置（（雇用主に提供する助成金の増額により）特定の不利な分類に属する雇用者を雇用するよう雇用主に奨励する措置および失業者の労働移動を奨励することを目的とした措置を含む。）の結果である。

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年および2024年の各12月31日現在ならびに2025年3月31日現在の全国水準の登録失業率を示している。

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年 3月31日
登録失業率	3.4	3.0	3.0	2.9	3.3	3.3

出典：NISおよび国家労働力雇用機関

社会保障制度

失業給付金

失業保険制度は、個人労働契約または臨時雇用契約に従事する者（年金受給者を除く。）、公務員およびその他の公的職務に任命された者、公選職またはその他一定の官職に就く者、非営利団体において選出された役職に就く者、委任に基づく業務を行う企業の管理職、ならびに法律が適用される一定の追加的業務から収入を得るその他の者に対して、強制的に適用される。失業保険予算の主な歳入源は、国家予算に組み込まれる労働保険料（雇用主のみが納付する。）であり、毎月納付される労働保険料のうち20%が失業保険予算に割り当てられる。

失業保険予算は、主に以下の支出に充てられる。すなわち、失業給付金の支払い（ある特定の状況においては、他のEU加盟国の管轄機関から支給される失業給付金も含む。）、失業給付金受給者のための国家社会保険料の支払い、法律で認められた一定の補償金の支払い、雇用促進および失業防止を目的とした一定の措置のための資金調達、ならびに職業訓練サービスのための資金調達である。

失業給付金は、（ ）失業によって失われた所得の一部補償、または（ ）卒業後に就職できなかった教育機関の卒業生のための収入となる。失業給付金は、保険料の納付期間に応じて6ヶ月間、9ヶ月間または12ヶ月間、失業者に対して毎月支給され、社会参照指標の75%に加え、保険料の納付期間が3年を超える者については、保険料の納付期間および納付を行った直近12ヶ月間の平均所得に基づく加算額が加算される。

ルーマニアの医療制度

ルーマニアは、その医療の大部分の財源を社会健康保険制度に依存している。1998年に導入されたこの制度は、医療分野に対する公的支出を増加させたという点で有益であった。国民健康保険局（NHIH）は、単一国民健康保険基金（以下「SNHIF」という。）を管理する機関である。ルーマニアの健康保険制度が基づく原則の1つは、SNHIFの財源を賄うための社会健康保険料の支払いの義務化である。保険料の納付は、自然人および法人

のそれぞれが対象となり、雇用者だけでなく保険料の徴収対象となる所得を得るその他の自然人も対象となる。特定のカテゴリーに属する者については、保険料は国家予算から拠出される。雇用者に対する満額の保険料の比率は10%であり、保険料の徴収対象となる所得を得るその他のカテゴリーに属する者については10%である。

ルーマニアは歴史的に、他のEU加盟国に比べて国富に占める医療費の割合が低い。2021年にはルーマニアのGDPの約5.5%が医療に費やされたが、EUにおける平均は8.1%であった。

ルーマニアは、医療サービスへのアクセス、医療制度の効率性および財政的持続可能性を改善し、地域レベルでの医療の提供の近代化を支援する国家医療戦略の実施を開始することにより、国家医療制度の改革を継続してきた。地域レベルにおける医療インフラを近代化するため、保健省は3つの地域救急病院を建設中であり、そのためのフィージビリティ・スタディが展開されている。

年金制度改革

以下の表は、2020年、2021年、2022年、2023年および2024年の平均雇用者数、平均国家年金受給者数および従属人口比率を示している。

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年 ⁽¹⁾
平均雇用者数 (千人)	5,031.8	5,094.3	5,209.5	5,364.9	5,412.0
平均国家年金受給者 数(千人)	4,674.9	4,654.1	4,607.6	4,601.4	4,589.9
従属人口比率 ⁽²⁾	0.9290	0.9135	0.8845	0.8576	0.8481

注：

(1) 国家戦略・予測委員会による平均雇用者数の推定データ。

(2) NISの方法論に基づく。平均雇用者数に対する平均国家年金受給者数の比率を表す。

公的年金制度

ルーマニアの公的年金制度は、伝統的にルーマニア政府によって補助金を用いて賄われてきたが、ルーマニアでは、人口統計学的要因（人口の高齢化）、1人当たりの年金に対する国家支出の増加および国家社会保険予算に対するその他の圧力の増加、特別公的年金の出現（これにより多くの特権が導入され、特定の職業カテゴリーが優遇されるようになったため、公的年金の最高額および最低額の間に大きな格差が生じた。）、ならびに特定の職業を対象とする様々な年金制度の組織および機能を規定する法律の存在が年金制度の機能を妨げる等、年金制度を圧迫する多くの要因が重なった結果、赤字が拡大している。

2020年には、公的年金制度の赤字は14十億ルーマニア・レウ（2020年12月付の平均為替レートで約2.87十億ユーロ）に増加した。2021年には、公的年金制度の赤字は12十億ルーマニア・レウ（2021年12月付の平均為替レートで約2.43十億ユーロ）に減少した。2022年には、公的年金制度の赤字は11.9十億ルーマニア・レウ（2022年12月付の平均為替レートで約2.43十億ユーロ）に減少した。

公的年金制度の財政赤字は、補助金という形で国家予算から繰り入れられた金額でカバーされてきた。世界経済危機の影響下で拡大する公的年金制度の赤字に対処するため、またIMFおよびEUとの金融支援プログラムの条件を満たすため、ルーマニア政府は、財政の安定を確保し、制度内の不公平を解消し、任意加入の私的年金制度を通じて民間貯蓄を刺激することを目的として、ルーマニアの公的年金制度の改革を行った。

公的年金一元化制度（以下「UPPL」という。）に関する法律第263/2010号に基づく改革措置には以下が含まれる。すなわち、公的年金を平均賃金総額ではなく予想されるCPIに毎年連動させること、年金の裁量的引上げを禁止すること、2015年1月までに定年を女性については60歳、男性については65歳に段階的に引き上げること、障害年金の不正請求を減らす措置を導入すること、2030年までに女性の定年を60歳から63歳に段階的に引き上げること、2030年までに老齢年金の保険料納付期間を引き上げること、2030年までに男女の保険料を段階的に均等化すること、早期退職に対する阻害措置を導入すること、ならびに（軍人および特定の職業等を対象とする）特別年金制度を単一の公的年金制度に統合することである。

UPPLに基づく公的年金制度は拠出型である。社会保険の財源は、公的年金制度に加入している個人および法人が支払う保険料から捻出され、社会保険の権利は支払った保険料に基づいて付与される。現在、雇用者および同等の身分の労働者が負担している社会保険料は、給与総額の25%であり、雇用主は雇用者が業務を行う労

働条件に応じて4%または8%を負担している。年金制度の第2の柱への保険料は雇用者が支払う保険料総額の一部であり、現在の水準は3.75%である。政府緊急令第114/2018号によると、2019年1月1日より、建設労働者は年金制度の第2の柱への保険料の納付が免除されたため、建設労働者が負担する社会保険料の総額の割合は3.75%減額され、21.25%となった。建設業に適用された当該制度は、2022年6月分の収入から農業・食品産業にも適用されている。

UPPLの採用は年金制度の存続可能性を改善し、公的財政の持続可能性に貢献した。UPPLの実施が部分的に影響して、制度全体における実際の平均退職年齢は、男性については2010年の57.8歳から2022年の60.2歳へ、女性については2010年の56.1歳から2022年の58.8歳へと上昇した。見込年金に関する要件がより厳格になったにもかかわらず、年金登録者総数は2010年の307,282人から2022年の271,216人に減少した一方で、見込年金登録者数は2010年の2,896人から2022年の3,362人に増加したが、一部早期退職登録者数は2010年の42,340人から2022年の31,196人に減少した。障害年金については、乱用を防止するために厳格な受給資格要件が導入されたことにより、障害年金の受給者数は2010年の61,905人から2022年の42,767人に減少した。

現在の年金制度改革

RRFを背景に、ルーマニアは現在、2つの大規模な年金改革を計画している。1つは特別年金に関するものであり、もう1つは第1の柱に属する一般年金制度に関するものである。いずれの改革も、長期的に財政の持続可能性を促進することを目標に、制度における不平等を解消し、費用を削減することを目指している。

特別年金改革は、2023年3月に上院で採択された後、2023年6月29日に下院で可決された。この改革は、特別年金を他の年金制度の拠出原則に沿ったものにすることを目指している。世界銀行はこれらの改革に対して技術支援を行っており、2024年9月現在、政府は3.8百万件分の年金の再計算を完了した。この再計算による予算上の影響は、GDPの約0.6%である。2025年度について推定される年金の再計算の影響は、再計算プロセスからの繰越効果によりGDPの約1%になると予測されている。

第1の柱の一般年金制度に関する改革案には、年金額を算出するための計算式の変更、年金額に関する新たな指数化ルールの導入（GDPに占める年金費用の割合の維持および場当たり的な指数化を防止するメカニズムと整合する。）、早期退職の可能性の縮小および勤続年数の延長に対するインセンティブの導入、平均寿命の伸長に伴う標準退職年齢の70歳までの自主的な引上げ、ならびに2035年までに男女の定年を65歳で統一すること等が含まれる。これらの改革は、最低年金水準の引上げおよび第2の柱の年金制度の保険料の引上げを目指している。第2の柱の改革に関連して、政府は2023年3月に、第2の柱に対する保険料を1パーセンテージ・ポイント引き上げて4.75%とし、この措置を2024年1月1日から適用することを承認した。世界銀行は現在、新しい年金制度が財政の持続可能性に及ぼす影響評価を含む、追加の改革案に関する報告書を作成中である。

補助金

ルーマニア政府による補助金は、主に公共鉄道、公共地下鉄、輸出、ビジネス環境および国際貿易、農業従事者、ならびに鉱山の保全および閉鎖に関するプログラムの支援のために支給される。これらの分野におけるプロジェクトを支援するため、以下の政府省庁が国家予算から補助金を提供している。すなわち、運輸・インフラ省、経済・起業・観光省、農業・地域開発省および国防省である。

一般連結予算からの補助金は、2020年および2021年においてはGDPの0.7%、2022年においては1.3%、2023年においては1.1%、2024年においては1.0%が計上された。

民営化

民営化手続における責任を担う公的機関の中でも国家資産管理局（以下「AAAS」という。）は、経済相、デジタル相、起業・観光相の調整下に置かれるとともに政府に従属し、2024年12月31日現在の数値が示すとおり387社の企業のポートフォリオを有する。しかしながら、政府が保有する株式資本の総額2,110.24百万ルーマニア・レウを有するかかる387社のうち、現在営業しているのは234社のみであり、残りは主に倒産手続中の企業である。現在営業している234社のうち、AAASは12の企業でのみ過半数の株式を保有しており、政府が保有する株式資本の総額は149百万ルーマニア・レウを超えていない。

2019年、経済省内におけるいくつかの再編成を経て、かつ特定の事業者における政府株主の地位から生じる権利の行使および義務の履行ならびにいくつかの法律の改正を目的とした経済省の再編成に関する政府緊急令第30/2019号に基づき、民営化・国有化管理局は経済省との合併により消滅した。

シャドーエコノミー

ルーマニアには大規模なシャドーエコノミーが存在し、その約半分は未登録労働を基盤としていていると考えられている。その規模について確証を得ることは難しいが、当局は脱税に関する国家統計ならびにNISが作成した景気動向調査および世帯調査で報告された雇用者数に基づいて推定している。

今後の経済計画

2024 - 2026年度財政・予算戦略（以下「FBS」という。）に基づく今後の経済計画は以下のとおりである。

- ・ 景気回復のための措置を継続し、経済成長を加速させ、持続可能で、公正かつ包括的な新しい開発枠組みを維持し、支援する。当該枠組みは、競争力、革新および脱炭素化に焦点を当てた効率的な経済移行を保証するものであり、これにより経済における脆弱性が排除され、適正な生活水準が確保される。
- ・ 内部環境および外部環境の脆弱性を考慮し、インフレ率および金利の引下げ、国際収支における貿易赤字および経常赤字の削減ならびに現地通貨の為替レートの安定性に寄与する漸進的な財政再建を継続し、新しい年金制度法および2026年までに完了しなければならないINRRP改革の実施に予算を割り当てるための努力を継続する。
- ・ 2021 - 2027年度財政枠組みに関連する欧州の基金およびルーマニアに割り当てられた欧州の資源に係る最大の景気刺激策であるNRRPに関連する欧州の基金の拠出を増加させることにより、乗数効果をもたらす、総固定資本形成に直接的に寄与するような、効率的で、専門的かつ透明性の高い方法で、公共投資の改革、優先順位付けおよび複数年プログラムの策定を行う。
- ・ 予見可能な財政政策を強化し、財政赤字の削減を図るとともに、社会が直面している危機により生じた課題に対してビジネス環境を支援し、適応させ、健全かつ持続可能な経済成長のための基盤を構築するために税制を簡素化する。
- ・ 公的債務を持続可能な水準に維持するために、公的債務管理手段の開発および多様化を行う。

(3) 【貿易及び国際収支】

対外貿易および国際収支⁽¹⁾

経常赤字は、2020年度の対GDP比5.1%から2024年度には対GDP比8.4%に増加した。これは主に、貿易収支の増加および第一次所得の赤字によるものである。金融勘定の流入純額は、同期間で対GDP比3.4%から対GDP比6.0%に増加した。これは、主に直接投資の分野に集中しており、必要に応じて国債の発行およびその他の投資を通じたポートフォリオ投資によって補完された。同期間の資金流入は、主にEU基金を代表する純資本移転（2020年度対GDP比1.9%から2023年度に対GDP比2.7%に上昇、2024年度には対GDP比1.2%に降下）によって補完された。

注：

- (1) 2024年12月、EU統一改訂方針の枠組み内で2010年度から2023年度の国際収支データが改訂され、改訂の背景理由に関する詳細とともにNBRのウェブサイト上で公表された。

商品貿易

下表は、2020年から2024年の対外貿易の推移を示している。

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年 ^(p)
経常収支(単位：百万ユーロ)	(11,209)	(17,427)	(26,827)	(21,491)	(29,586)
対GDP比	(5.1)	(7.2)	(9.5)	(6.6)	(8.4)
貿易収支FOB ⁽¹⁾ (単位：百万ユーロ)	(18,949)	(23,122)	(32,070)	(29,012)	(32,933)
対GDP比	(8.6)	(9.5)	(11.4)	(8.9)	(9.3)
商品輸出(単位：百万ユーロ)	57,560	70,196	85,994	86,531	86,263
年間増減率	(8.7)	22.0	22.5	0.6	(0.3)
商品輸入FOB ⁽¹⁾ (単位：百万ユーロ)	76,509	93,318	118,064	115,543	119,196
年間増減率	(5.4)	22.0	26.5	(2.1)	3.2

注：

(p) 2025年3月末現在暫定値

- (1) 本船渡し（以下「FOB」という。）とは、商品が指定された船積港で船のレールを通過した時点で、売り手の配送義務が履行されることを意味する。これは、買い手がその時点から商品の損失または損害に関するすべての費用およびリスクを負担しなければならないことを意味する。FOBによる商品の輸入は、NISが公表する係数に基づき計算される。「CIF」とは、運賃保険料込み条件をいう。

出典：NBR

2020年度から2024年度の主な傾向

2020年度の商品の赤字は、2019年度と比較して輸入（5.4%）および輸出（8.7%）とも減少したため、（2019年度における17,852百万ユーロから）18,949百万ユーロに増加した。輸入に対する輸出の割合は、前年度比で2.7パーセンテージ・ポイント低下し75.2%であった。

2021年度において、輸出および輸入はそれぞれ前年度比22%増といずれも回復し、23,122百万ユーロに達した商品の赤字（22.0%増）と同様の伸び率となった。輸入に対する輸出の割合は、75.2%と横ばいであった。

2022年度の貿易赤字は、輸入の増加（26.5%）が輸出の増加（22.5%）を上回ったことにより、2021年度と比較して38.7%増加し、32,070百万ユーロとなった。輸入に対する輸出の割合は、2.4パーセンテージ・ポイント低下し、2022年度において72.8%となった。

2023年度において、輸出の増加が0.6%に減速し、輸入が2.1%減少したことにより、貿易赤字は、2022年度と比較して9.5%減少して29,012百万ユーロとなった。2023年度において、商品の赤字の80.7%はEU域内の商品貿易によるものであり、EU域外の商品貿易は残りの19.3%を占めた。輸入に対する輸出の割合は、2022年度と比較して2.1パーセンテージ・ポイント上昇し、2023年度において74.9%となった。

2024年度において、輸出が0.3%減少し、輸入が3.2%増加したことにより、商品の赤字は、前年度比13.5%増の32,933百万ユーロとなった。商品の赤字総額のうち、78.2%はEU域内の商品貿易によるものである。輸入に対する輸出の割合は、前年度比2.5パーセンテージ・ポイント減の72.4%であった。

国際収支に含まれる商品の輸出入

2020年度の商品の輸出は、すべての商品グループにより2019年度と比較して8.7%減少し、57,560百万ユーロとなった。EU諸国への輸出は、前年度比で7.4%減少し、輸出合計の73.2%を占めた。2020年度の商品の輸入は、農業食品ならびに化学製品およびプラスチック製品を除くすべての商品グループにより2019年度と比較して5.4%減少し、76,509百万ユーロとなった。EU諸国からの輸入は、輸入合計に占める割合で1.3パーセンテージ・ポイント上昇し、74.1%となった。

2021年度の商品の輸出は、前年度比22.0%増の70,196百万ユーロとなり、そのうち72.0%が他のEU諸国への輸出であった。商品の輸入は、前年度比22.0%増の合計93,318百万ユーロとなり、EU諸国からの輸入は、輸入合計に占める割合で1.0パーセンテージ・ポイント低下し、73.1%となった。

2022年度の商品の輸出は、前年度比22.5%増の85,994百万ユーロとなり、そのうち72.1%が他のEU諸国への輸出であった。商品の輸入は、前年度比26.5%増の合計118,064百万ユーロとなり、EU諸国からの輸入は、輸入合計に占める割合で1.0パーセンテージ・ポイント低下し、72.1%となった。

2023年度の商品の輸出は、0.6%増加して86,531百万ユーロとなり、そのうち72.3%がEU諸国への輸出であった。商品の輸入は2.1%減少して115,543百万ユーロとなり、このうちEU内貿易が74.4%を占めた。

2024年度の商品の輸出は、2023年度から0.3%減少して86,263百万ユーロとなった。商品の輸入は3.2%増加して119,196百万ユーロとなった。

2020年度から2024年度における輸出合計および輸入合計に占める商品グループの割合は、下表のとおりである。

貿易収支 - 商品グループおよび区分										
	輸出FOB					輸入FOB				
	2020年	2021年	2022年 ^(r)	2023年 ^(r)	2024年 ^(r)	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年 ^(r)
(単位：％)										
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1 農業食品項目	12.1	13.6	13.8	14.0	12.4	11.5	10.6	10.8	11.4	11.6
家畜動物・動物製品	1.5	1.5	1.3	1.4	1.5	2.4	2.2	2.3	2.6	2.6
植物由来製品	5.8	7.7	7.8	7.6	5.5	3.7	3.3	3.6	3.3	3.3
動植物性油脂	0.3	0.5	0.7	0.5	0.4	0.2	0.3	0.4	0.2	0.2
食品・飲料・たばこ	4.5	3.9	3.9	4.4	5.0	5.1	4.8	4.6	5.3	5.4
2 鉱物製品										
()	2.8	4.0	8.3	5.9	5.5	5.7	8.1	12.5	8.6	8.3
3 化学製品・プラスチック										
製品	10.0	10.1	9.9	10.0	10.8	18.1	18.4	17.2	16.5	16.7
化学製品	3.9	3.7	3.6	3.5	4.3	11.3	11.2	10.6	10.1	10.3
プラスチック・ゴム	6.1	6.4	6.3	6.5	6.5	6.8	7.3	6.6	6.3	6.4
4 木製品・紙	3.6	4.0	3.7	2.9	2.9	2.3	2.4	2.3	2.0	2.1
木製品	2.8	3.1	2.7	2.1	2.1	0.9	1.0	0.9	0.7	0.7
木材パルプ・紙	0.8	0.9	1.0	0.9	0.9	1.4	1.4	1.4	1.3	1.4
5 繊維・衣類・履物	4.0	3.8	3.4	3.5	3.5	6.0	5.2	4.9	5.0	5.0
繊維・繊維製品	3.1	3.0	2.6	2.7	2.7	5.0	4.3	4.0	4.0	4.0
履物	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	1.0	0.9	0.9	1.0	1.0
6 普通金属										
()	8.7	10.8	10.1	8.6	8.1	9.7	10.8	10.3	9.7	9.7
7 機械・装置・電気設備・										
輸送設備	49.1	45.0	41.6	45.1	47.3	37.1	35.2	32.9	36.5	36.4

機械・器具・電気設備	30.0	28.5	26.0	28.1	27.9	27.0	25.3	23.8	25.4	24.9
輸送設備	19.1	16.5	15.6	17.1	19.4	10.0	9.9	9.1	11.1	11.4
8 その他	9.5	8.6	8.8	9.9	9.4	9.8	9.2	9.0	10.4	10.3
生革・加工革・毛皮・毛皮製品	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5
石製品・セメント・陶磁器・ガラス	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	1.4	1.4	1.4	1.3	1.3
その他の商品・製品	8.6	7.7	7.9	9.0	8.4	7.6	7.1	7.1	8.5	8.5

注：

(r) 2025年3月末現在改定値

一部の合計は、四捨五入により各要素の合計と異なる場合がある。

出典：NIS、NBRによる集計

2020年から2024年におけるルーマニアの輸出入の主な市場は、下表のとおりである。

貿易収支 - 地理別分布										
輸出FOB					輸入FOB					
2020年	2021年	2022年	2023年	2024年 ^(r)	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年 ^(r)	
(単位：％)										
国グループ										
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
- EU域内貿易(EU-27)内訳	73.2	72.0	72.1	72.3	72.1	74.1	73.1	72.1	74.4	73.8
ドイツ	22.9	20.5	20.0	21.1	21.0	20.7	20.2	17.9	19.4	18.9
イタリア	8.8	8.8	8.4	8.4	8.0	7.9	8.0	7.3	7.8	7.6
フランス	6.8	6.5	6.1	6.5	6.4	4.6	4.2	3.9	4.3	4.3
ハンガリー	5.2	5.9	7.7	5.9	5.6	7.6	7.1	6.7	6.6	6.9
ブルガリア	3.9	4.2	4.1	4.4	4.7	3.3	4.3	7.2	4.8	4.6
スペイン	3.1	3.1	3.3	3.4	3.3	2.5	2.6	2.6	2.9	3.1
オランダ	3.4	3.5	3.6	3.4	3.7	4.1	4.2	4.3	4.6	4.8
ポーランド	3.9	4.2	4.0	3.9	4.2	6.3	6.4	6.1	6.4	6.5
オーストリア	2.4	2.5	2.4	2.0	2.0	3.2	3.2	3.1	3.4	3.1
- EU域外貿易(EU-27外)内訳	26.8	28.0	27.9	27.7	27.9	25.9	26.9	27.9	25.6	26.2
トルコ	3.6	3.7	3.2	3.4	3.7	4.3	4.5	4.7	5.0	5.4
ロシア	1.4	1.5	0.5	0.3	0.2	2.2	3.1	3.0	0.3	0.1
米国	1.8	2.2	2.5	2.4	2.4	1.1	1.0	1.1	1.1	1.0
ウクライナ	0.7	0.7	1.6	2.6	1.9	0.9	1.1	1.6	1.1	0.8
モルドバ共和国	1.5	1.6	2.4	2.1	2.4	0.5	0.5	0.6	0.6	0.7
中華人民共和国	1.3	1.4	1.2	0.9	0.8	6.3	6.3	5.9	5.5	6.2
日本	0.8	0.6	0.8	0.9	0.9	0.4	0.4	0.3	0.4	0.3
カザフスタン	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	1.4	1.5	2.5	2.2	2.0
英国	3.3	3.0	2.8	2.9	3.1	2.0	1.1	0.9	1.0	1.0

注：

(r) 2025年3月末現在改定値

一部の合計は、四捨五入により各要素の合計と異なる場合がある。

出典：NIS、NBRによる集計

ルーマニアと日本の貿易関係

2020年度から2024年度までの期間の入手可能なデータおよび2025年度の予備情報を分析すると、二国間貿易関係の強化が示されており、ルーマニアが日本市場の提供する機会に順応していることが浮き彫りになっている。ルーマニアの対日輸出はこの期間に1.7倍増加し、2020年度の447.9百万ユーロから2024年度の773.1百万ユーロに増加した。この推移により、ルーマニアの輸出合計に占める対日輸出の割合は0.1パーセンテージ・ポイント増加し、2020年度の0.7%と比較して、2024年度には0.8%に達した。2025年1月時点で増加傾向は続き、輸出額は70百万ユーロ超であった。

一方、日本からの輸入は、2020年度の297.4百万ユーロから2024年度の447.4百万ユーロの間で緩やかに増加した。ルーマニアの輸入合計に占める日本からの輸入の割合は、分析期間中、0.3%から0.4%の間で比較的一定であった。2025年度初期のデータでは、輸入額は35.9百万ユーロ、割合は0.4%となっている。

二国間貿易関係の重要な側面は、貿易収支の推移である。2020年度では150.5百万ユーロであった貿易収支黒字額は2024年度には325.7百万ユーロに倍増し、ルーマニアが輸出の伸びに牽引されて貿易収支の調整に成功したことを強調している。2025年1月、日本との商品貿易は引続き好調で、34.4百万ユーロの黒字を計上した。

日本に輸出されたルーマニア製品は主に飲料およびたばこで構成されており、分析期間中の平均シェアは50%超であった。これに続くのが原材料で、油糧種子および油糧果物、鉱石およびスクラップ金属、木材およびコルク、ならびにその他動植物由来の原材料が含まれる。その他の重要なカテゴリーは、機械および輸送設備に加え、原材料別（鉄、鋼鉄、ゴム、金属等）ならびに様々な製造品目別（履物および衣類）に分類された工業製品である。

日本からの輸入は機械および輸送設備が多く、分析期間中の平均シェアは62%超であった。原材料別に分類された工業製品の平均シェアは20%超、それに続く化学品、原材料および鉱物燃料の累積シェアは10%を超えており、食品および飲料は輸入において大きなシェアはなかった。

ルーマニアの対日貿易黒字は、主に飲料、たばこおよび原材料のカテゴリーによって生み出された。機械、輸送設備および化学品の貿易での持続的な赤字ならびに工業製品・製造品目、鉱物燃料および動植物油の収支による軽微な影響は言及に値する。この推移は、対日貿易における全般的に良好な業績を示唆しているが、機械、設備および化学品の輸入において不均衡がある。

ルーマニアと日本の貿易関係					
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
対日輸出(単位：百万ユーロ)	447.9	394.0	661.1	762.0	773.1
輸出合計に占める割合(単位：%)	0.7	0.5	0.7	0.8	0.8
日本からの輸入(単位：百万ユーロ)	297.4	358.8	396.5	408.1	447.4
輸入合計に占める割合(単位：%)	0.4	0.4	0.3	0.3	0.4
対日貿易収支(単位：百万ユーロ)	150.5	35.2	264.6	354.0	325.7

日本への主な輸出品目					
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
(単位：%)					
輸出合計内訳：	100	100	100	100	100
食品および家畜動物	0.5	0.6	0.7	2.2	0.3
飲料およびたばこ	58.0	33.6	59.9	78.1	73.9
非食用の粗原料(燃料を除く。)	12.4	16.9	8.8	4.1	7.1
鉱物燃料、潤滑油および関連材料	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
動植物性油脂	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
他に指定されていない化学品および関連製品	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4
主に材料別に分類された工業製品	19.6	34.0	19.3	6.7	7.2
輸送設備	3.3	9.3	6.3	4.5	6.1
その他の製造品	5.9	5.1	4.5	4.0	4.9

注：

品目「主に材料別に分類された工業製品」には、鉄および鋼鉄、加工ゴム、糸、織物、他に指定されていない繊維製品および関連製品、金属製品ならびに木製品（家具を除く。）、非鉄金属が含まれる。

出典：NISデータに基づくNCSPによる集計

日本からの主な輸入品目					
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
(単位：％)					
輸入合計内訳：	100	100	100	100	100
食品および家畜動物	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
飲料およびたばこ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
非食用の粗原料(燃料を除く。)	2.9	3.8	4.7	2.6	3.3
鉱物燃料、潤滑油および関連材料	0.3	0.4	0.2	0.2	0.3
動植物性油脂	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
他に指定されていない化学品および関連製品	7.7	7.7	6.8	7.3	4.7
主に材料別に分類された工業製品	21.0	17.1	21.0	19.4	16.8
輸送設備	61.9	64.0	61.0	65.0	69.8
その他の製造品	6.2	7.0	6.3	5.5	5.1

注：

品目「主に材料別に分類された工業製品」には、鉄および鋼鉄、加工ゴム、糸、織物、他に指定されていない繊維製品および関連製品、金属製品ならびに木製品（家具を除く。）、非鉄金属が含まれる。

出典：NISデータに基づくNCSPによる集計

主な品目別の貿易収支					
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
(単位：百万ユーロ)					
収支合計内訳：	150.5	35.2	264.6	354.0	325.7
食品および家畜動物	2.0	2.2	4.4	16.6	2.5
飲料およびたばこ	259.7	132.6	396.1	595.0	571.3
非食用の粗原料(燃料を除く。)	46.8	52.9	39.5	20.5	40.4
鉱物燃料、潤滑油および関連材料	(0.9)	(1.5)	(0.8)	(0.7)	(1.1)
動植物性油脂	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
他に指定されていない化学品および関連製品	(21.3)	(25.8)	(24.0)	(26.9)	(17.9)
主に材料別に分類された工業製品	25.3	72.6	44.5	(28.2)	(19.4)
輸送設備	(169.0)	(193.0)	(200.0)	(230.6)	(265.0)
その他の製造品	7.9	(4.8)	4.9	8.3	15.0

注：

品目「主に材料別に分類された工業製品」には、鉄および鋼鉄、加工ゴム、糸、織物、他に指定されていない繊維製品および関連製品、金属製品ならびに木製品（家具を除く。）、非鉄金属が含まれる。

出典：NISデータに基づくNCSPによる集計

国際収支^{*}

^{*} 国際収支はBPM6方法論に基づくものとする。

経常勘定

2020年度の経常赤字は、8,388百万ユーロから9,228百万ユーロへのサービスの黒字の増加によって一部相殺されたものの、主に商品の赤字の増加により、2019年度の10,900百万ユーロ（対GDP比4.8％）から2020年度は11,209百万ユーロ（対GDP比5.1％）と、2019年度とほぼ同水準となった。第一次所得は、主に雇用者報酬に係

る受取金の減少により、2019年度の2,325百万ユーロと比較して、2020年度には2,420百万ユーロの赤字を計上した。第二次所得の黒字は、EAFRDからの流入が増加したことにより、889百万ユーロから932百万ユーロに増加した。

2021年度の経常赤字は、主に貿易収支の赤字および第一次所得の赤字の増加ならびに第二次所得の黒字の減少により、17,427百万ユーロに増加した。第一次所得の赤字は、ルーマニアにおける直接投資会社の再投資収益の増加が雇用者報酬の増加により一部相殺されたことにより、75.9%増加して4,256百万ユーロとなった。第二次所得の収支は、（EAFRDおよびESFといった）経常移転の性質ならびにEU予算への拠出によるEU基金の流入の傾向に追隨して523百万ユーロに減少した。

2022年度の経常赤字は、2021年度と比較して53.9%増加し、26,827百万ユーロに達した。これは主に、貿易収支および第一次所得の赤字の増加によるものであった。第一次所得の赤字は、2021年度の4,256百万ユーロから倍増して2022年度には8,497百万ユーロとなり、第二次所得の黒字は、2021年度の523百万ユーロから2022年度には2倍超の1,102百万ユーロとなった。

2023年度の経常赤字は、第一次所得の赤字減少ならびにサービスおよび第二次所得の黒字の増加による好影響を受けたものの、主に商品の貿易赤字傾向を受け19.9%減少し、21,491百万ユーロとなった。サービスの黒字は、5.3%とやや増加して13,307百万ユーロとなり、第二次所得は2,226百万ユーロに倍増した。一方、第一次所得の赤字は、5.7%減少して8,012百万ユーロとなった。

2024年度の経常赤字は、主に商品の貿易赤字の増加（13.5%増の32,933百万ユーロ）および第一次所得の赤字の増加（主に国債の利払いの動向を受けて17.1%増の9,385百万ユーロ）ならびに旅行輸送関連の支払いの拡大によりサービスの黒字が減少したこと（14.7%減の11,353百万ユーロ）を受け、前年度比37.7%増の29,586百万ユーロに達した。第二次所得は、EU基金（ESF）の流入減少が足枷となり、2023年度の2,226百万ユーロに対し、1,379百万ユーロの黒字を計上した。

資本およびグループ内貸付の動向を受け、2020年度の経常勘定および資本勘定の合計は7,009百万ユーロの赤字となった一方、海外直接投資（以下「FDI」という。）は3,005百万ユーロであった。2021年度の経常勘定および資本勘定の赤字は合計13,076百万ユーロとなった一方、FDIは8,968百万ユーロであった。2022年度の経常勘定および資本勘定の合計は20,818百万ユーロの赤字となり、そのうちFDI（10,587百万ユーロ）は50.9%を占めた。2023年度の累積赤字は12,631百万ユーロに減少した一方でFDIによる資金調達への寄与は53.4%に増加した。2024年度の経常勘定および資本勘定の赤字は合計25,368百万ユーロに達し、そのうち約23%がFDIによるものであった。

下表は、2020年から2024年におけるFDIおよびEU基金を通じた経常勘定の資金調達を要約したものである。

	2020年 ^(r)	2021年 ^(r)	2022年 ^(r)	2023年 ^(r)	2024年 ^(r)
(単位：百万ユーロ)					
経常収支	(11,209)	(17,427)	(26,827)	(21,491)	(29,586)
FDIの流入	3,005	8,968	10,587	6,748	5,730
EU基金の流入	6,894	7,606	9,901	14,177	8,039
助成金	2,524	2,501	2,373	2,564	2,478
経常移転	1,010	916	1,552	2,770	1,825
資本移転	3,359	4,189	5,976	8,842	3,736

注：

(r) 2025年3月末現在改定値

一部の合計は、四捨五入により各要素の合計と異なる場合がある。

出典：NBR

資本収支

2020年度の資本収支の黒字は4,200百万ユーロ（対GDP比1.9%）に増加したが、これにはEU基金の流入とCO₂排出権の売却による収入が反映されている。資本収支の黒字はRRFの枠組みの中でのEU助成金の流入を受けて、2021年度には4,351百万ユーロ（対GDP比1.8%）にさらに増加した。RRFの目的は、COVID-19パンデミックの経済的・社会的影響を緩和し、欧州経済と社会をより持続可能で強靱なものにし、グリーン移行とデジタル移行に伴う課題と機会への備えを強化することである。2022年度の資本収支の黒字は、2021年度と比較して38.1%増加して6,009百万ユーロとなった。これは主に、EU基金（主にERDFおよびCF）の流入が増加傾向にあったこと

によるものである。2023年度の資本収支の黒字は、EUからの資本移転の結果、47.4%増加して8,860百万ユーロとなった。

2024年度においては、EU助成金（欧州地域開発および復興・強靱化メカニズム）の流入が減少したため、前年度比半分未満の4,218百万ユーロとなった。

金融収支

2020年度の純資金流入額は、2019年度の4,563百万ユーロに対し、7,595百万ユーロとなった。これは主に、ポートフォリオ投資の純流入額の増加によるものであった。2020年度の純資金流入額は、2,958百万ユーロの直接投資、13,298百万ユーロのポートフォリオ投資および3,076百万ユーロの純流出を伴うその他の投資から構成された。2020年度は、経常収支の赤字のうち約64%が直接投資および資本流入の純流入から賄われ、残りの差額は国債の発行で賄われた。

2021年度の純資金流入額は14,382百万ユーロであり、8,848百万ユーロの直接投資、3,451百万ユーロのポートフォリオ投資および4,487百万ユーロのその他の投資から構成された。準備資産額は2,251百万ユーロ増加した。直接投資および資本流入の純流入は経常勘定の4分の3超を賄った。

2022年度の純資金流入額は18,648百万ユーロであり、そのうち直接投資は9,355百万ユーロ、ポートフォリオ投資は4,901百万ユーロ、およびその他の投資は11,319十億ユーロであった。準備資産額は6,574百万ユーロ増加した。直接投資の純流入および資本流入は経常勘定の57.3%を賄った。

2023年度の純資金流入額は10,456百万ユーロであり、主に、13,772百万ユーロのポートフォリオ投資（主に国債）、6,365百万ユーロの直接投資（主に株式投資および収益の再投資）および3,777百万ユーロのその他の投資から構成された。純資金流入額は2022年度と比較して約44%減少し、かかる減少は、その他の投資および直接投資により計上された純流入額が減少したことによるものであった。

2024年度の純資金流入額は、ポートフォリオ投資、直接およびその他の投資の寄与により21,167百万ユーロであった。前年度に対して2倍超の水準は、準備資産額の増加の鈍化およびその他の投資の純流入額の微増によってもたらされた。

[次へ](#)

2020年から2024年の国際収支

項目	2020年 ^(r)			2021年 ^(r)			2022年 ^(r)			2023年 ^(r)			2024年 ^(r)		
	貸方	借方	残高	貸方	借方	残高	貸方	借方	残高	貸方	借方	残高	貸方	借方	残高
(単位：百万ユーロ)															
1.経常収支	92,920	104,129	(11,209)	110,482	127,909	(17,427)	136,652	163,479	(26,827)	143,673	165,164	(21,491)	142,345	171,932	(29,586)
A.貿易・サービス収支	81,309	91,030	(9,721)	98,074	111,768	(13,693)	122,155	141,587	(19,431)	126,220	141,925	(15,705)	125,948	147,528	(21,580)
a.貿易収支 ⁽²⁾	57,560	76,509	(18,949)	70,196	93,318	(23,122)	85,994	118,064	(32,070)	86,531	115,543	(29,012)	86,263	119,196	(32,933)
- 一般商品(国際収支基準)	57,457	76,509	(19,051)	70,042	93,318	(23,276)	85,798	118,064	(32,267)	86,460	115,543	(29,083)	86,254	119,196	(32,942)
- 商業 - 純輸出	103	0	103	154	0	154	196	0	196	70	0	70	9	0	9
商業 - 取得商品	(549)	0	(549)	(654)	0	(654)	(754)	0	(754)	(738)	0	(738)	(560)	0	(560)
商業 - 売却商品	651	0	651	808	0	808	950	0	950	809	0	809	569	0	569
- 非貨幣用金 ⁽¹⁾	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
b.サービス収支	23,749	14,522	9,228	27,878	18,450	9,428	36,162	23,522	12,639	39,689	26,382	13,307	39,685	28,332	11,353
- 委託加工サービス	2,455	136	2,320	2,484	152	2,333	2,739	129	2,609	3,012	122	2,891	2,940	134	2,806
- 輸送	6,750	2,668	4,082	7,601	3,367	4,234	9,460	4,365	5,095	9,898	4,339	5,559	9,351	4,754	4,596
- 旅行	1,262	2,709	(1,446)	2,784	4,417	(1,633)	4,682	7,663	(2,980)	4,973	8,667	(3,694)	5,319	9,719	(4,399)
- その他のサービス	13,281	9,009	4,272	15,009	10,514	4,494	19,280	11,365	7,915	21,806	13,254	8,552	22,076	13,726	8,350
B.第一次所得収支	6,640	9,060	(2,420)	7,129	11,385	(4,256)	7,796	16,293	(8,497)	9,291	17,303	(8,012)	8,939	18,324	(9,385)
- 雇用者報酬	3,234	129	3,105	3,825	175	3,650	3,931	332	3,599	4,617	403	4,214	3,909	465	3,445
- 投資収益	849	8,705	(7,856)	751	10,946	(10,194)	1,357	15,599	(14,242)	2,042	16,567	(14,525)	2,486	17,524	(15,038)
直接投資収益	93	6,898	(6,804)	206	8,998	(8,792)	499	12,830	(12,331)	274	12,032	(11,758)	266	12,031	(11,766)
ポートフォリオ投資収益	396	1,585	(1,189)	280	1,711	(1,432)	417	2,023	(1,606)	384	3,051	(2,667)	294	3,927	(3,632)
その他投資収益	72	223	(150)	72	236	(164)	220	746	(525)	494	1,484	(989)	529	1,566	(1,038)
準備資産収益	287	0	287	193	0	193	221	0	221	890	0	890	1,398	0	1,398
- その他第一次所得	2,558	226	2,332	2,552	264	2,288	2,507	362	2,145	2,631	332	2,299	2,543	334	2,209
C.第二次所得収支	4,971	4,039	932	5,279	4,756	523	6,700	5,599	1,101	8,162	5,936	2,226	7,458	6,079	1,379
- 一般政府	1,110	2,069	(959)	1,006	2,537	(1,531)	1,709	3,015	(1,306)	2,958	2,912	46	2,042	3,007	(966)
- 一般政府以外	3,861	1,970	1,891	4,273	2,219	2,054	4,992	2,584	2,408	5,204	3,024	2,180	5,416	3,072	2,344
2.資本移転等収支	4,398	198	4,200	4,765	414	4,351	6,956	946	6,009	10,307	1,447	8,860	4,607	389	4,218
a.資本移転	3,376	58	3,318	4,248	4	4,244	5,991	15	5,975	8,861	1	8,860	3,833	0	3,833

- 一般政府	3,359	0	3,359	4,189	4	4,185	5,976	0	5,976	8,842	0	8,842	3,736	0	3,736
- 一般政府以外	17	58	(41)	59	0	59	15	15	(1)	19	1	18	98	0	97
b. 非金融非生産資産の取得処分	1,021	140	882	517	410	108	965	931	34	1,446	1,445	0	774	389	385

	2020年 ^(r)			2021年 ^(r)			2022年 ^(r)			2023年 ^(r)			2024年 ^(r)		
	資産の 純取得額 ⁽¹⁾	負債の 純負担額 ⁽¹⁾	純額	資産の 純取得額 ⁽¹⁾	負債の 純負担額 ⁽¹⁾	純額	資産の 純取得額 ⁽¹⁾	負債の 純負担額 ⁽¹⁾	純額	資産の 純取得額 ⁽¹⁾	負債の 純負担額 ⁽¹⁾	純額	資産の 純取得額 ⁽¹⁾	負債の 純負担額 ⁽¹⁾	純額
(単位：百万ユーロ)															
3.金融収支	12,746	20,341	(7,595)	5,024	19,406	(14,382)	10,576	29,224	(18,648)	20,793	31,249	(10,456)	5,023	26,190	(21,167)
a. 直接投資	115	3,073	(2,958)	1,111	9,960	(8,848)	2,089	11,444	(9,355)	1,703	8,068	(6,365)	1,067	6,766	(5,698)
- 株式資本	52	3,998	(3,946)	169	6,774	(6,605)	1,214	8,438	(7,224)	122	6,990	(6,868)	39	4,332	(4,292)
株式資本（収益の再 投資を除く。）	63	983	(921)	118	2,164	(2,046)	1,078	1,860	(782)	236	2,063	(1,827)	40	272	(232)
収益の再投資	(11)	3,015	(3,026)	50	4,610	(4,559)	136	6,577	(6,442)	(114)	4,927	(5,040)	(1)	4,059	(4,060)
- 負債性資本	63	(925)	988	943	3,186	(2,243)	876	3,007	(2,131)	1,580	1,078	502	1,028	2,434	(1,406)
b. ポートフォリオ投資	33	13,331	(13,298)	1,588	5,039	(3,451)	1,529	6,431	(4,901)	1,489	15,260	(13,772)	1,196	13,714	(12,518)
- 株式・投資ファン ド株式／ユニット	430	(762)	1,192	14	(126)	140	776	(281)	1,057	(70)	(256)	186	1,284	(550)	1,834
- 債券	(396)	14,093	(14,490)	1,575	5,165	(3,591)	753	6,712	(5,959)	1,558	15,516	(13,958)	(88)	14,264	(14,352)
c. 金融派生商品	(16)	0	(16)	153	0	153	353	0	353	188	0	188	63	0	63
d. その他投資	7,013	3,936	3,076	(79)	4,407	(4,486)	30	11,349	(11,318)	4,143	7,920	(3,777)	1,907	5,710	(3,803)
1. 持分・その他直接 投資・その他ポート フォリオ投資	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 現・預金	5,142	(588)	5,731	(2,653)	271	(2,924)	(3,409)	1,868	(5,276)	203	(326)	530	1,215	(448)	1,663
3. 貸付／借入	249	3,440	(3,191)	(116)	(227)	112	139	2,475	(2,336)	(35)	2,081	(2,116)	(90)	3,456	(3,546)
4. 保険・年金・定型 保証制度	(18)	(10)	(8)	318	(10)	328	173	14	160	(339)	(3)	(336)	170	28	142
5. 貿易信用・前払	659	247	411	1,102	1,384	(282)	1,881	2,915	(1,034)	409	1,137	(728)	1,508	1,045	463
6. その他資産／その 他負債	980	848	132	1,270	893	377	1,245	4,077	(2,832)	3,905	5,032	(1,126)	(896)	1,629	(2,525)
7. SDR	0	0	0	0	2,097	(2,097)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
e. 外貨準備	5,601	0	5,601	2,251	0	2,251	6,574	0	6,574	13,270	0	13,270	790	0	790

4. 誤差脱漏	(586)	(1,306)	2,170	2,175	4,201
---------	-------	---------	-------	-------	-------

注：

- (r) 2025年3月末現在改定値
- (1) BPM6方法論
- (2) FOB取引での輸入額はNIS諸国のCIF/FOB係数を用いて計算したNBRの数字である。

合計と各要素の合計の不一致は、四捨五入によるものである。

[次へ](#)

海外直接投資（FDI）

年次統計調査の結果（2020年から2023年までの期間）によると、FDI（純額）はパンデミック後、2021年には9.0十億ユーロ、さらに2022年には10.6十億ユーロまで回復した。2023年、FDI（純額）は、2022年と比較して36.3%減少し6.7十億ユーロとなった。この減少は主に企業間貸付の減少によるものであるが、株式資本および再投資収益の減少によるものでもある。

FDIの割合は、2020年には対GDP比1.4%を占め、2021年には対GDP比3.7%、2022年には対GDP比3.8%まで回復した。2023年には対GDP比2.1%まで減少した。

FDIに関する最新の年次統計調査の結果によると、2023年12月31日現在、FDIストック総額118.2十億ユーロのうち、約71%が株式資本（再投資収益を含む。）（84.8十億ユーロ）で、外国投資家からの信用供与（純額）は33.4十億ユーロであった。工業が全体の38.6%で最も大きな割合（うち、輸送設備および石油加工・化学品を主とする製造業が全体の29.3%）を占め、次いで建設業・不動産業（17.5%）、貿易（17.1%）となっている。2023年12月31日現在、FDIを行っている上位4経済圏は、最終受益国別では、ドイツ（14.5%）、オーストリア（11.7%）、フランス（11.0%）および米国（7.0%）であった。

2024年のFDI（純額）は推定5.7十億ユーロで、そのうち株式資本および再投資収益の合計は4.3十億ユーロならびにグループ内貸付は1.4十億ユーロであった。

下表は、2020年から2024年の、ルーマニアにおけるFDI（純額）を示している。

	FDI(純額) ⁽¹⁾				
	2020年	2021年 ^(r)	2022年 ^(r)	2023年 ^(r)	2024年 ^(r)
	(単位：百万ユーロ)				
FDI(純額)	3,005	8,968	10,587	6,748	5,730
株式資本(再投資収益を含む。)	3,999	6,775	8,444	6,996	4,332
その他資本(グループ内貸付)	(994)	2,193	2,143	(248)	1,398

注：

(r) 2025年3月末現在改定値

(1) 非居住者によるルーマニアへの直接投資

出典：NBR

(4) 【通貨・金融制度】

ルーマニア国立銀行

ルーマニア国立銀行（NBR）は、ルーマニアの中央銀行であり、独立した公的機関として組織され、その本店はブカレストに所在する。NBRの主たる目標は、その法律の規定に定められるとおり、通貨の安定を確保および維持することである。

NBRは、以下の事項を行う権限を有する。

- ・ 金融政策および外国為替政策の策定および適用
- ・ 健全性の観点による、信用機関の認可、規制および監督
- ・ 金融安定性を確保するための、決済システムの適正な機能の推進および監視
- ・ ルーマニアの法定通貨（紙幣および硬貨）の発行
- ・ 外貨管理制度の構築およびその遵守の監督
- ・ ルーマニアの外貨準備の管理

政府は、財務省を通じて行為し、NBRとの密接な協力関係を維持している。NBRは政府の経済政策を支持することを期待されているが、NBRの金融政策を決定し、その職務を一般に遂行する権限については、政府の審査または同意の対象とはならない。NBRは、いかなる国家機関、公的機関およびその他の機関からの指示も受けない。

NBRは、9名からなる理事会により運営されており、金融政策委員会および監督委員会における執行機能は、総裁、第一副総裁および2名の副総裁に委任されている。NBRの理事会理事は、議会により5年の任期で任命され、再任も可能である。

銀行監督当局として、NBRは、信用機関に対し、()最低自己資本比率を上回る自己資本を保有すること、()内部のガバナンス上の取決め、プロセス、メカニズムおよび戦略を強化すること、()自己資本要件に関して、具体的な引当金政策または資産の処理を適用すること、()業務、運営またはネットワークに対して制限または制約を課すこと、()業務、商品およびシステムに内在するリスクを軽減すること、()健全な自己資本の維持ができない場合、純収益合計に占める変動報酬の割合を制限すること、ならびに()自己資本を強化するために純利益を活用することを義務付ける法的権限を有する。

また、NBRは、()信用機関の経営者および／または取締役が付与した承認を撤回すること、()金融機関または非金融機関に対して信用機関が保有する適格持分を制限し、かかる持分の売却を事実上強制すること、()信用機関に対し、その経営状態の改善のための再建計画の立案および承認を要求すること、()適格持分を有する株主に対し、資本金の増加または劣後ローンの提供および／もしくはかかるローンの株式への転換により、信用機関を財政的に支援するよう要求すること、ならびに()NBRが信用機関の財政状態が回復したことを確認するまで、法律により定められた目的を除いて利益を分配することを禁止または制限することを行う権限も有する。

金融政策

NBRにより用いられる主な金融政策手段は、公開市場操作、常設ファシリティおよび預金準備率である。公開市場操作は、中央銀行主導で実施され、金利の調整、短期金融市場の流動性状況の管理および金融政策スタンスの示唆において重要な役割を果たしている。NBRは、国、中央および地方の公的機関、独立行政機関、国営企業およびその他の過半数国有企業に対する債権ならびにEU加盟国のその他の機関および公営企業に対する債権を発行市場から取得することはできない。流通市場においてNBRが利用できる公開市場操作の主な種類としては、レポ操作、預金取扱操作、譲渡性預金の発行、リバース・レポ操作、適格資産を担保とした信用操作、適格資産の単純売買および外国為替スワップが挙げられる。NBRの信用機関に対する常設ファシリティは、クレジット・ファシリティおよび預金ファシリティで構成され、翌日物の流動性を吸収・提供し、全般的な金融政策を示唆し、貸付ファシリティおよび預金ファシリティの金利によって定義されるコリドーにより翌日物銀行間金利を拘束することを目的としている。常設ファシリティは、信用機関が要求に応じて利用することができる。

最近の金融政策

2020年度

2020年度のマクロ経済および金融の具体的な状況は、NBRに対しCOVID-19に対する迅速かつ断固とした対応を求め、その後慎重な方法で金融政策スタンスをさらに調整することを正当化した。このため、最初の2ヶ月間において、NBRの理事会は、金融政策金利の現状維持を延長したが、2020年3月20日の緊急会議において、パンデミックの経済的影響を軽減し、銀行システムの流動性を強化することを目的とする一連の措置を採択し、短期金融市場およびその他の金融市場セグメントの正常な機能ならびに実体経済および公共部門の円滑な資金調達の確保を目指した。かかる措置には、金融政策金利を0.50パーセンテージ・ポイント引き下げて2.00%にすること、金融政策金利を中心とする常設ファシリティの金利により定義されるコリドーの幅を ± 1.0 パーセンテージ・ポイントから ± 0.5 パーセンテージ・ポイントに狭めること、信用機関に流動性を提供するレポ操作の実施および流通市場におけるレウ建国債の購入に関する決定が盛り込まれた。その後の四半期間において、NBRは、慎重に段階を踏んで0.25パーセンテージ・ポイントずつ3度の政策金利の利下げを実行し、2021年1月には過去最低の1.25%まで政策金利は引き下げられたが、それでも域内の中央銀行の政策金利を上回っていた。預金ファシリティ金利および貸付ファシリティ金利も、それぞれ0.75%および1.75%へ段階的に引き下げられた。短期金融市場における流動性不足を踏まえ、NBRによる政策金利の新たな利下げは、さらなるレポ取引の実施および流通市場におけるレウ建国債の購入の継続の決定を伴うものであった。その一方、信用機関のレウ建債務に対する最低預金準備率は8%で据え置いたが、外貨建債務に対する最低預金準備率は、2020年11月に6%から5%に引き下げた。これらの決定を通じて、中央銀行は、金融安定性を確保しつつ、年間インフレ率を、 $2.5\% \pm 1$ パーセンテージ・ポイントのインフレ目標に沿って中期的に実現かつ定着させることを目的とし、パンデミックにより縮小した経済活動の回復支援を目指した。

国内経済の動向は、第1四半期におけるCOVID-19パンデミックの発生およびその拡大を封じ込めるため実施された大幅な移動制限（2020年度の夏には比較的緩和されたものの、秋に再び強化された。）により変化した。その結果、経済は第2四半期において深刻な不況に見舞われ、翌期間には大幅に回復すると予想されたが、その後は緩やかな回復となり、上半期半ばにおいて著しくマイナスの需給ギャップが急激に開き、第3四半期に大幅に縮小するが、その後は緩やかに縮小した。経常赤字および財務構造はその悪化傾向をなお拡大させた。また、労働市場は、第1四半期末にかけて急激に悪化した。政府の雇用維持策や多くの部門における活動の段階的再開、企業および家庭が徐々にソーシャル・ディスタンス・ルールに適應したことにより、まず緩和された後、部分的に回復した。

こうした状況下で、当年中に更新された中期予測では、長期的な視野で予想されるインフレパターンの大幅な下方修正が強調および再確認された。短期的には、コア・インフレの持続的な性質とそれに伴う期待、消費構造の変化、供給側の混乱/制約、パンデミックに伴う費用を受けて、かかるパターンは実質的に変化しなかった。同時に、パンデミックおよび関連する対策の推移および影響に加え、効果的なワクチンの開発および大規模な使用または企業および家庭の経済行動を感染症流行状況に適應させる能力に関する多くの未知の要素を前提として、かかる予測を取り巻く不確実性は極限に達した。不確実性およびリスクを高めた主な要因は、特に選挙日程および新たな年金法を考慮した金融政策および所得政策の将来のスタンスであるが、これはCOVID-19の影響および支援措置を受けた2020年度における財政赤字の大幅な拡大を考慮し、特定の恒久的支出がさらに増加した結果である一方、春にECが導入した過剰財政赤字手続に基づき、近い将来必要な財政再建が開始される可能性があることをも考慮したものである。しかし、金融政策スタンスのこのような大幅な変更は、2020年12月の選挙後、2021年度の財政赤字目標が発表され、新政府が公務員の賃金の一時的な上限設定を含む財政再建策を採択した後、年末になってようやく明らかにされた。

2021年度

2021年度のマクロ経済および金融の状況は、金融政策スタンスの迅速かつ慎重な再調整を必要とした。そのため、NBRは、2021年1月に政策金利を1.25%に引き下げた後、政策金利を据え置いた。その後の3四半期間にわたりNBRは政策金利および常設ファシリティの金利を据え置いたが、その間、5月に流通市場におけるレウ建国債の購入を中止し、その後短期金融市場の流動性管理を強化した。

2021年10月、NBRは政策金利の引上げサイクルに着手し、2021年10月、11月および2022年1月の3回にわたり金融政策金利を0.25パーセンテージ・ポイントずつ引き上げ、2.00%とした。かかる利上げは、政策金利を中心とする常設ファシリティの金利コリドーを、2021年11月および2022年1月に、基準幅の ± 1.00 パーセンテージ・ポイントまで2段階で拡大したことや、短期金融市場の流動性の強固な管理を維持したことにより補完された。また、NBRは、信用機関のレウ建債務および外貨建債務に対する最低預金準備率（それぞれ8%および5%）について、現行の水準を維持した。これらの措置は、中期的にインフレ期待を落ち着かせ、供給側のマイナス要因

により生じるインフレ増大の二次的影響を防ぐことで、持続可能な経済成長の達成に資するように、中期的に年間インフレ率を $2.5\% \pm 1$ パーセンテージ・ポイントの目標範囲内で維持することを目的としていた。

2021年度のマクロ経済および金融の状況と特に関連していたのは、COVID-19に対するワクチンの進展とともに予測不可能な新たなパンデミックの波が発生する中で、一律ではないが堅調な活動の回復および経済の再開が見られる状況における、世界中の大規模な供給側のマイナス要因であった。特にエネルギー、農産物および原油の価格急騰ならびに生産およびサプライチェーンのボトルネック等の世界的要因が消費者物価の動向および経済活動に及ぼす多様な影響は、2021年1月1日に開始された家庭向け電力市場の自由化に加え、過剰財政赤字手続に基づくコミットメントに従った2021年度開始の財政再建の影響を受け、国内において悪化した。

具体的には、年間インフレ率が、2020年度末に目標幅の中間値をわずかに下回る 2.06% に低下した後、2021年1月に再び上昇に転じ、第2四半期半ばには目標の変動幅の上限を超え、その後予想外に急上昇して2021年12月には 8.19% まで上昇した。かかる上昇の約 80% は、外因的なCPI構成要素である天然ガス、電力および燃料の価格上昇によるものであるが、コア・インフレによる寄与（わずか 15% ）の半分は加工食品に起因した。

同時に、パンデミック・ショックの影響で2020年度に景気後退した後、2021年度には特に堅調な経済成長がみられた（年間 5.8% ）。こうした進展により、2021年度第1四半期においてプラスの需給ギャップが再び開いた。また、貿易赤字は当年中に急速に増加し、経常赤字も大幅に拡大した。さらに、インフレ見通しは年間を通じて悪化し続けた。このため、年間インフレ率の予想動向は、2021年11月に家庭向けエネルギー価格の上限設定および補填が開始されてもなお、同月の予測において大幅な上方修正が行われた。

供給側の要因によって引き起こされたインフレの増大は、中期的なインフレ期待を悪化させ、それにより、おそらく賃金と物価の連鎖的上昇を通じて二次的影響を生じさせる危険性をはらんでいた。短期的には、パンデミックの第4波、エネルギー危機および世界的なサプライチェーンの混乱に起因する経済活動および労働市場への悪影響によって、かかるリスクは軽減された。さらに、高い不確実性は、特にNGEUプログラム（次世代EUプログラム）に基づく基金等のEU基金の配賦の見通しや将来の金融政策スタンスに関連しており、コミットメントに沿った2021年度第1四半期における予算執行の改善を考慮しても、相次ぐパンデミックの波、エネルギー価格の高騰および2021年秋に生じた連立政府の構成変更により引き起こされた財政再建の進展に対するリスクをも伴うものであった。同時に、高い不確実性およびリスクは、世界的な供給側の要因に伴う世界中および欧州におけるインフレ率の大幅な上昇にも起因し、これにより、新興国の中央銀行（EU域内を含む。）は、2021年度半ばに政策金利の引上げを開始し、その後も速いペースで利上げを続けている。

2022年度

NBRは、ウクライナ戦争によって増幅し長期化した世界的な供給側の要因の影響を受けて、インフレ動向とその見通しが大幅に悪化したことを背景に、2022年度上半期に政策金利の引上げを徐々に加速させた。そのため、金融政策金利の引上げ幅は、2022年1月の 0.25 パーセンテージ・ポイントから、2月および4月には 0.50 パーセンテージ・ポイントに、5月には 0.75 パーセンテージ・ポイントに、そして政策金利が 4.75% に引き上げられた7月には 1.00 パーセンテージ・ポイントに引き上げられた。その後、NBRは、ペースを慎重に落としながら、年度後半にかけて利上げサイクルを継続した。これは、長期的なインフレ期待に対するさらなるリスクを誘発する可能性のある実際のインフレ動向と短期的に予想されるインフレ動向の両方に対応するものであったが、エネルギー価格の上限設定制度に決定的に依存した軌道において、2023年度初頭から年間インフレ率が徐々に低下するという見通しにも対応するものであった。その結果、利上げ幅は8月および10月に 0.75 パーセンテージ・ポイントに、11月に 0.50 パーセンテージ・ポイントに、そして金融政策金利が 7.00% に達した2023年1月には 0.25 パーセンテージ・ポイントに縮小された。これに伴い、貸付ファシリティ金利は 8.00% 、預金ファシリティ金利は 6.00% に、それぞれ引き上げられた。さらに、中央銀行は、年間を通して短期金融市場の流動性を厳格に管理し、信用機関のレウ建債務および外貨建債務に対する最低預金準備率をそれぞれ 8% および 5% に据え置いた。金融政策措置は、中期的にインフレ期待を落ち着かせ、貯蓄を促進することで、持続可能な経済成長の達成に資するように、中期的に年間インフレ率を $2.5\% \pm 1$ パーセンテージ・ポイントの目標範囲内で維持することを目的としていた。

年間インフレ率は2022年度上半期に予想を大幅に上回る速いペースで上昇し、6月には 15.05% まで上昇したが、その後も上昇基調が続き、12月には目標の変動幅を大幅に上回る 16.37% に達した。これは主に、農業食品の商品価格およびエネルギー・輸送コストの大幅な上昇の影響を受けた加工食品価格の急激な上昇に起因するものであったが、燃料価格および電力・天然ガス価格の上昇の影響も反映しており、上限設定や補償措置、ベース効果および一部の商品価格（特に原油価格）の下方修正によって、年度後半には大幅に緩和されたか、または逆転した。

世界的な供給側の要因がインフレに与える影響が着実かつ予想以上に強まったことも、特に上半期におけるインフレ見通しの漸進的かつ大幅な悪化をもたらした。年度内に更新された四半期毎の予測はすべて、短期的な年間インフレ率が目標の変動幅の上限を大幅に上回る2桁台の高いピークまで段階的に上昇し続けることを示していた。同時に、卸売市場の緩和およびエネルギー価格の上限設定制度の実施に伴い、とりわけベース効果がますます強くなり、一部の商品価格が下方修正されたことを受けて、インフレ動向はその後、徐々にしか低下しないと予想され、エネルギー価格の上限設定制度が年間を通して繰り返し延長・変更されるなかでも、大幅な上方修正が相次いだ。また、2022年5月および11月の予測期間の終了時における軌道は、目標の変動幅を大幅に上回ると予想された。このため、2022年度に更新された前回の中期マクロ経済予測（11月期インフレ報告書）では、年間インフレ率は2022年12月に16.3%に達した後、2023年12月には11.2%、予測期間終了時には4.2%まで低下した。さらに、ウクライナ戦争の長期化およびこれに関連する制裁措置の延長に加え、欧州での広範な干ばつにより、インフレ見通しに対する供給側のリスクバランスは、2022年度末近くまで上向きに傾いていた。

同時に、基調的なインフレ圧力は、2022年度第1四半期に経済が予想を著しく上回ったため、（予測に反して）この期間にプラスの需給ギャップが着実に拡大したことから、これまでの予測とも関連して、年度後半に強まると予想された。一方、経常赤字は、貿易条件の悪化や再投資収益および配当金の急増の影響もあり、年間を通して急速に拡大し続けた。

2022年度下半期の評価によると、経済成長は2023年度に著しく減速し、ウクライナ戦争の長期化およびこれに関連する制裁措置の延長、金融政策スタンスおよび財政再建を背景に、NGEUプログラム（次世代EUプログラム）の下での欧州基金の配賦による影響が部分的に相殺されるに過ぎず、2024年度には緩やかに回復するに過ぎないと見られていた。この見通しにより、2023年度第4四半期には需給ギャップは比較的早期に縮小し、マインナス圏に入る可能性が高くなり、短期的には需要側のインフレ圧力が低下することが示唆された。さらに、労働市場の逼迫感は2022年度末の数ヶ月間にやや後退し、主にエネルギーコストが非常に高い状況で、COVID-19以前よりかなり低い水準にとどまるとはいえ、2022年度上半期に上昇を続けた後、短期的にはさらに緩和すると予想された。

同時に、ウクライナ戦争の激化およびこれに関連する制裁措置は、経済活動の見通しに大きな不確実性およびリスクをもたらした。EU基金の配賦もまた不確実性およびリスクの主な原因であり、特にNGEUプログラム（次世代EUプログラム）の下でのプロジェクト実施のための厳しいマイルストーンおよび目標の達成を条件とするEU基金の配賦が原因となった。過大な財政赤字の手續や資金調達条件の全体的な引き締め傾向の中、さらなる財政再建が求められていることに加え、国内的にも世界的にも厳しい経済・社会環境、さらには家計や企業を支援するために2022年度に実施された一連の追加措置が予算パラメーターに悪影響を及ぼす可能性があることから、財政政策スタンスにも不確実性およびリスクが関与していた。

2023年度

2021年10月から2023年1月までの政策金利を累積で5.75パーセンテージ・ポイント引き上げた後、2023年の2月から11月の間において、NBRIは、金融政策金利を7.00%に、常設ファシリティの金利を8.00%および6.00%に、それぞれ据え置いた。また、信用機関のレウ建債務および外貨建債務に対する最低預金準備率は、現行の水準（それぞれ8%および5%）を維持した。

この現状維持の決定は、年間インフレ率が2022年12月に減少傾向に転じ、2023年度最初の3四半期には予想どおり減少したことを受けて採択されたが、年間インフレ率は、目標の変動幅を大きく上回る軌道で（ピークであった2022年11月の16.76%から）2023年12月に8.4%まで低下した。この下落は、主にディスインフレのベース効果の影響を受けた加工食品（2023年12月の前年同期比は5.3%で、2022年12月の前年同期比22.9%から減少した。）およびエネルギー価格の大幅な下落、商品価格の下落ならびに行政措置（電力・天然ガス価格の上限設定制度および基礎食料品の値上げ）に起因する。年間調整後のCORE2インフレ率は、2023年3月に下落し始め、2023年度第3四半期には予想を上回る速度で低下し、（2023年3月および2022年12月の14.6%から）9月には11.3%となった。

加工食品価格の下落の影響に加えて、コア・インフレ率の低下は、2023年度上半期の短期的なインフレ期待の下方修正、企業コスト、特に賃金コストの上昇が消費者物価に転嫁されにくくなっていることおよび輸入によるインフレ影響が軟化していることも反映している。2023年度最初の3四半期におけるマクロ経済予測では、年間インフレ率は今後2年間にわたり徐々に下落し、予測期間の終了時には目標の変動幅をわずかに上回ったままであるとの見通しであった。また、基調的なインフレ圧力は、2023年度上半期において前回の予測よりも幾分強まると予期されていたが、2023年度第3四半期から需給ギャップが比較的急激に縮小し、かつ、2024年度末

には前回の予測よりも著しく早い段階でマイナス圏に入る可能性を考慮すると、その後急速に弱まり、予測期間の終了時にかけて完全になくなると予想された。人件費単価の伸びも2024年以降減速すると予想された。

さらに、2023年11月の最新の予測では、年間インフレ率が、2024年初めに一部の増税および租税公課の導入の影響により上昇し、その後2024年にわたり前回の予測を上回る軌道で徐々に低下し、2024年12月には4.8%に達するが、2025年には下落が加速し、予測期間終了時には目標の変動幅の上半にあたる3.3%まで下落すると予測された。この下落は、主に供給サイドの要因と予想され、大部分はディスインフレのベース効果による影響および一部の商品価格、特に農業食品の価格の下方修正によるものである。

人件費単価の伸びも2023年以降減速すると予想された。しかし、インフレを取り巻く不確実性およびインフレに係るリスクは、主に（財政再建の促進を目的とした）租税公課の引上げおよび中東の紛争を踏まえた原油価格の変動に起因して、報告期間中継続した。2023年の歳出を抑制することを目的とした最近の措置ならびに今後数年間にわたる是正的な財政措置および予算措置のパッケージの拡大の可能性はもちろん、公共部門における年金および賃金に関する新法の潜在的影響、また予算部門におけるさらなる賃上げの可能性を考慮すると、注目すべき不確実性およびリスクは、将来的な財政政策および所得政策のスタンスにも関連している。しかし、同時に、ウクライナ戦争や中東の紛争、予想を下回る欧州の景気動向、そして特にNGEUプログラム（次世代EUプログラム）に基づくEUによる融資の利用により、（中期的にインフレの進行を示唆する）経済活動の見通しに係る重大な不確実性およびリスクが生じている。

NBR理事会は、直近の2024年1月12日の会合において、政策金利を7.00%に、常設ファシリティ金利を8.00%および6.00%に、それぞれ据え置くことを決定した。また、信用機関のレウ建債務および外貨建債務に対する最低預金準備率は、現行の水準（それぞれ8%および5%）を維持した。

NBRの理事会での決定は、中期的にインフレ期待を落ち着かせることで持続可能な経済成長の達成に資するように、特に中期的に年間インフレ率を2.5% ± 1パーセンテージ・ポイントの目標範囲内で維持することを目的としていた。

2024年度

NBRは2024年度上半期に金融政策金利の現状維持を延長し、2024年1月、2月、4月および5月の政策金利を7.00%に据え置いた。NBRの貸付ファシリティおよび預金ファシリティの金利もそれぞれ8.00%および6.00%に据え置かれた。同時に、信用機関のレウ建債務および外貨建債務に対する最低預金準備率は、現行の水準（それぞれ8%および5%）が維持された。今回の決定は、以下のとおりである。

- ・ 年間インフレ率は、2024年1月には2023年12月の6.61%から7.41%へと予測どおりに上昇し、その後の2ヶ月間で小幅に低下し、その結果、2024年3月には2023年度末の水準に戻ったが、それでも目標の変動幅を大幅に上回っていた。これは、一方ではベース効果に伴う電力価格、燃料価格およびたばこ製品価格動向の上昇、物品税の引上げならびに原油価格の上昇、他方ではコア・インフレの鈍化および不安定な食品価格動向の低下により、第1四半期に相対的に等しく逆の影響が生じたためである。
- ・ 年間調整後のCORE2インフレ率は、ディスインフレのペースが特に食品部門だけでなく（年間動向が非常に高いままであった）食品以外の物品・サービスにおいても鈍化したことに伴い、2023年12月の8.4%から2024年3月には7.1%に低下し、前2四半期と比較して減速した。その減速は、輸入価格動向の低下に加えて、主にディスインフレのベース効果、農業食品価格の下方修正および基礎食品の値上げを一時的に制限する措置によりさらに促進された。2024年初頭に実施された財政措置による直接的および間接的な影響ならびに短期的なインフレ期待の高まり、さらに2023年度末にかけて見られた賃金コストの新たな上昇から、中程度の逆の影響が生じた。これらはとりわけ民間消費の回復の中で、一部のサービスおよび商品の価格に少なくとも部分的に転嫁された。
- ・ 2023年度第4四半期の経済活動は、前四半期と比較して0.5%縮小したが、2024年度上半期において前回の予測よりも大幅に増加すると予想されていたため、プラスの需給ギャップはわずかに拡大し、2023年度最後の3ヶ月間に比較的顕著に縮小した後、今年度半ばまでには前回予測されていた水準まで戻る可能性が高いとされた。
- ・ また、前年度下半期に見られた労働市場の緊張緩和傾向は、2024年度第1四半期で一段落した。さらに、名目総賃金の2桁台の年間成長率は2024年1月から3月にかけて伸び続け、産業の単位労働コストの2桁台の年間成長率は依然として高い水準で推移した。
- ・ 2024年度上半期中に更新された中期予測では、年間インフレ率が今後2年間にわたり2023年度よりもかなり緩やかなペースで低下するとの見通しが再確認されたが、2024年2月には長期的に予想される方向性が、またその後2024年5月には短期的に予想される方向性がわずかに上方修正されたため、2023年11月の

予測よりも緩やかとなった。したがって、2024年5月の予測によると、年間インフレ率は、2024年12月には4.9%（前回の予測では4.7%）まで低下し、予測期間の終了時には目標の変動幅内でわずかな低下にとどまる（すなわち、前回の予測どおり、2026年3月には3.4%）と予想された。この低下は、主に供給サイドの要因によるものと予想された。しかしながら、そのディスインフレの作用は、ベース効果および農業食品価格の是正による影響が弱まっていることに加え、燃料価格およびたばこ製品価格の動向が相対的に上昇していることを背景に、時間の経過とともに徐々に弱まり、短期的には前回の予測よりも目に見えて弱まると見られていた。同時に、今後8四半期間にわたり過剰な総需要が非常に緩やかに縮小し、予測期間の終了時にもかなりの水準で推移するとの見通しを受けて、基調的なインフレ圧力は持続し、その鎮静化はわずかであると予想された。

- ・ 財政・所得政策の姿勢について、2024年度において、同年度最初の数ヶ月間の予算執行、公共部門の賃金動向および年金に関する新法の全面的な影響に起因して、不確実性およびリスクが高まった。しかしながら、この期間を超えてリスクが高まったことは、財政是正を実施し、財政赤字を持続可能な下方軌道に乗せるために今後実施される可能性のある財政・予算措置に関連しており、過剰赤字対策の要件およびECとの間で締結された他の協定に付随する条件に合致している。
- ・ それでもなお、（中期的にインフレの進行を示唆する）経済活動の見通しに対する不確実性およびリスクも、ウクライナ戦争および中東紛争、欧州（特にドイツ）の景気動向ならびにEU資金（特に次世代EUプログラムに基づく資金）の吸収から引続き生じていた。

NBRは、2024年7月および8月に、政策金利を慎重に2回にわたり0.25パーセンテージ・ポイントずつ引き下げて6.50%とした。同時に、中央銀行の貸付および預金ファシリティの金利も同様に引き下げられ、それぞれ7.50%および5.50%となった。また、信用機関のレウ建債務に対する最低預金準備率は、現行の水準が維持された。

この決定は、持続可能な経済成長の達成に資するように、中期的に物価の安定を確保し維持するという観点から、制限性のある金融政策スタンスを適切に調整することを目的としたものである。これらは、長期的な予測を巡る不確実性が依然として高い中で、超短期的にインフレ動向およびその見通しが改善されたことで、正当化された。具体的には、以下のとおりである。

- ・ 年間インフレ率は、3月の6.61%から、4月および5月に予想以上に急速に低下し、第2四半期全体で予想以上に低下し、6月には過去3年間で最も低い水準である4.94%となった。これは2024年4月からの法的措置の実施によりエネルギー価格（特にガス価格）が大幅に低下したことが主因だが、食品価格の動向が引続き低下したことによるものでもあった。
- ・ 加工食品のディスインフレのペースの鈍化には、年間価格動向が依然として高いままであった食品以外の物品・サービスのディスインフレの加速が伴っていたため、年間調整後のCORE2インフレ率も予想以上に低下傾向を加速し、（3月の7.1%から）6月には5.7%に達した。この期間中のコア・インフレ率の低下の背景においても、ディスインフレのベース効果および商品価格の下方修正があった。輸出価格動向が低下し、短期的なインフレ期待がやや低下傾向に戻ったことも影響した。2024年度最初の数ヶ月間に記録された単位労働コストの上昇は、とりわけ旺盛な商品需要の中で、一部の消費者物価に少なくとも部分的に転嫁されたことから、中程度の逆の影響をもたらした。
- ・ 2024年度第1四半期の経済活動は予想よりも小幅に拡大したが、プラスの需給ギャップは予想に反して縮小し続けた。しかし、年間の民間消費は増加が加速し、そのGDP成長率への影響は総固定資本形成が大幅に減少したことおよび純輸出の収縮的影響が強かったことと相殺しても余りあるものであった。
- ・ 労働市場では、5月に雇用者数が大幅に減少したが、その前月には顕著に増加していた。一方で、7月は企業が報告した短期的な雇用意向および労働力不足の両方が減少した。さらに、平均名目総賃金および産業の単位労働コストの2桁台の年間成長率は、4月から5月にかけて低下したものの、依然として高い水準で推移した。
- ・ こうした状況に反し、8月に更新されたマクロ経済予測では、前回の予測（2024年5月）に比べてインフレ見通しの改善が見られ、特に短期的には、2024年度末現在および2025年度第1四半期の年間インフレ率は非常に低い水準に達し、予測期間の中間時まで低下し、その後は目標の変動幅の上限をわずかに下回る水準を維持すると予想された。特に、年間インフレ率は、2024年12月には4.0%（2024年5月の予測では4.9%）、2025年の最終月には3.4%（2024年5月の予測では3.5%）、その後の予測期間の終了時には3.2%（2024年5月の予測では3.4%）まで低下すると予想された。

- ・ 予測される年間インフレ率の低下は、主に、ベース効果のプラスの影響および2024年4月から実施されているエネルギー価格に関する法的措置の影響で、以前の予想よりも短期的にはデシインフレの寄与が大きいと見られた供給サイドの要因によって、さらに促進されると予想された。
- ・ しかしながら、基調的なインフレ圧力は、予測期間全体を通じて持続し、2024年度上半期および前回の予測と比較しても、小幅な低下にとどまると予想された。これは、2024年度下半期にインフレ圧力がわずかに低下した後、次の6四半期間はプラスの需給ギャップが前回の予測水準をわずかに下回るのみのかなりの水準でほぼ一定で推移する可能性が高かったためである。さらに、民間部門の単位労働コストの2桁台の年間動向は、2024年度を通して、前回の予測とは逆にさらに増加すると予想された。
- ・ 同時に、2024年度の財政・所得政策の姿勢からは、中間年の財政赤字、公共部門の賃金上昇、および2023年度末にかけて採択された新たな年金改革の予想される全面的な影響を考慮すると、大きな不確実性およびリスクが引続き生じている。しかしながら、実質的に逆のリスクが、2024年秋にECに提出される予定の国家中期財政構造計画に沿って今後実施される可能性のある財政是正措置には関連していた。
- ・ さらに、（中期的にインフレの進行を示唆する）経済活動の見通しに対する重大な不確実性およびリスクが、ウクライナ戦争および中東紛争、欧州経済の発展、ならびにEU資金（特に次世代EUプログラムに基づく資金）の吸収から依然として生じていた。

その後、NBRは2024年度の残りの期間において、金融政策金利を6.50%で据え置いた。また、貸付ファシリティ金利は7.50%、預金ファシリティ金利は5.50%に、それぞれ据え置かれ、信用機関のレウ建債務および外貨建債務に対する最低預金準備率（それぞれ8%および5%）について、現行の水準を維持した。10月および11月に採択された決定は、インフレ動向および見通しの悪化、ならびに長期インフレ予測に関連する不確実性の高まりによって正当化された。具体的には、以下のとおりである。

- ・ 2024年度第3四半期の年間インフレ率は予想以上にその低下速度が落ちた（6月の4.94%から9月には4.62%に低下）。これは、食品価格の上昇および低い程度ではあるが主に2024年の深刻な干ばつを背景とした電気料金の上昇によって、管理価格および燃料価格動向の急激な低下が、その影響という点では概ね相殺されたためである。
- ・ 一方、第3四半期の年間調整後のCORE2インフレ率は、加工食品価格の上昇率の再加速およびサービス価格の急速な動きが緩やかに鈍化した中で、また、第2四半期に見られたような依然として高いままであった食品以外の価格の動向が比較的速いペースで下落している背景に反して、6月の5.7%から9月には5.6%に達するという予想と比較して緩やかな低下傾向を示した。
- ・ 経済活動の成長は第2四半期に減速したため、過剰な総需要は、予想に反してこの期間にさらに縮小した可能性が高かった。しかし、GDP成長率は前年同期比で上昇し、家計消費の動向は大幅増であったが、総固定資本形成の動向は急激な減少であった。さらに、貿易赤字および経常赤字の増加は大幅に加速し、後者においては、経常勘定へのEU資金の流入が減少したことを反映して、第二次所得収支が大幅に悪化したことによって拍車がかかった。
- ・ 労働市場の緊張は第3四半期に再び緩和傾向となったが、比較的高い水準を維持した。さらに、主に2024年7月の最低賃金の引上げによって拍車をかけられた、名目総賃金および産業の単位労働コストの2桁台の年間動向の同時期上昇が、インフレ圧力をさらに生み出したが、外部競争力に対するリスクも生じさせた。
- ・ 民間部門向け与信の年間動向は、新規の消費者ローンおよび新規の住宅ローンの両方がこの期間に記録的な水準に達したために、家計向けのレウ建て与信の伸びがさらに加速したことが主因となって、下半期ではわずかに上昇傾向に転じた。
- ・ 2024年11月に更新されたマクロ経済予測は、前回の予測と比較して、特に短期的にインフレ見通しが悪化していることを示した。具体的には、年間インフレ率は2024年度終盤に小幅に上昇し、2025年度上半期には顕著な変動が見られ、このために目標の変動幅を上回る2024年8月の予想を大幅に上回る水準でとどまると予想された。さらに、指標はその後、前回の予測よりも高い水準から低下を再開し、2026年度が開始するや否や目標の変動幅の上限を下回るまで低下し、予測期間の終了時までその付近にとどまると見られていた。このため、年間インフレ率は2024年度末に4.9%まで上昇した後、2025年12月に3.5%まで低下し、予測期間の終了時には3.3%まで低下すると想定されていた。
- ・ その後の3四半期間における年間インフレ率の変動および高い水準は、双方向のベース効果（とりわけ2024年4月に適用されたエネルギー分野の法改正に関連するもの）のみならず、2024年度の深刻な干ばつおよび一部の商品価格の上昇傾向が、食料およびエネルギー価格の動向にさらに影響を及ぼしたことに主に起因していた。しかし、供給サイドの要因の全体的な動きは、主にコア・インフレの食品以外のサ

ブコンポーネントのベース効果、ならびに管理価格およびタバコ製品価格の上昇率のベース効果の影響を受けて、その後再びデysinフレになると予想された。それにもかかわらず、エネルギーおよび食料価格の動きは、適用ある法律、2024年度の長引く干ばつ、ならびに地政学的緊張の高まりを考慮した原油およびその他の商品価格の動向を考えると、インフレ・リスクの主因であり続けた。

- ・ 基調的なインフレ圧力は8月の予測よりも緩やかで、かつより迅速に緩和されると予想された。これは、プラスの需給ギャップがその後の6四半期間でほぼなくなるまで徐々に縮小し、暗黙のうちに前回の予測よりも大幅に低い値になると見られていたためである。しかし短期的には、2024年度上半期およびおそらく年間全体で民間消費の伸びが著しく加速する中で、加えて、民間部門の単位労働コストが高水準かつ予想を上回る水準に最近達したことを受けて、インフレ圧力は依然として大きいだろう。
- ・ EUの新たな経済ガバナンスの枠組みに沿って財政赤字を持続可能な下方軌道に乗せるために2025年現在で実施される可能性のある財政・予算措置を考えると、将来の財政・所得政策の姿勢に重大な不確実性およびリスクが生じた。
- ・ さらに、（中期的にインフレの進行を示唆する）経済活動の見通しに対する不確実性およびリスクの高まりは、ウクライナ戦争および中東紛争のみならず欧州および世界の景気動向から、また、地政学的緊張の高まりの中で、EU資金（特に次世代EUプログラムに基づく資金）の吸収および効果的な利用からによっても生じた。

NBR理事会の決定では、持続可能な経済成長の達成につながる形で、中期的に物価の安定を確保し維持することを目指した。

2025年度

NBRはさらに、2025年1月、2月、4月および5月の政策金利を6.50%に据え置いた。NBRの貸付ファシリティおよび預金ファシリティの金利もそれぞれ7.50%および5.50%に据え置かれた。同時に、信用機関のレウ建債務および外貨建債務に対する最低預金準備率は、現行の水準（それぞれ8%および5%）が維持された。

今回の決定は、現状および予想されるインフレ動向が再び悪化したこと、ならびに長期的な見通しに伴う不確実性が依然として高いことから、妥当とされた結果、以下のとおりである。

- ・ 年間インフレ率は、食品価格の大幅な上昇に加え、電力価格および燃料価格の引上げを背景に、2024年度最後の3ヶ月間に予想以上に上昇し（2024年12月には5.15%）、その後、2025年度第1四半期には予想を下回り、3月には4.86%まで低下した。これは、燃料価格およびタバコ製品価格動向の低下ならびにコア・インフレの構成要素である食品以外の品目の価格動向の低下が、エネルギー価格、管理価格および加工食品価格の急騰により、影響面で一部相殺されたためである。
- ・ 年間調整後のCORE2インフレ率は、加工食品価格の上昇が2024年度下半期に加速したこと、および食品以外の物品・サービスにおいてデysinフレが鈍化したことから、2024年度第4四半期には下落が止まり、予想を上回る5.6%で横ばいとなった。この指標は、2025年度第1四半期に再び下落したが、予想より緩やかなペースで、3月には5.2%に達した。これは、構成要素である食品以外の品目によるデysinフレのベース効果および輸入価格動向の鈍化がさらなる下落要因となった一方で、一部の農業食品価格の上昇のほか、短期的なインフレ期待が高まる中で、一部の消費者物価に賃金コストの上昇が段階的に転嫁されたことにより、顕著な逆の影響が生じたためである。
- ・ 経済活動は、2024年度第3四半期に停滞したが、四半期ベースでは、2024年度第4四半期に予想を上回るペースで成長したため、同年度最後の3ヶ月間の過剰な総需要は予想より緩やかなペースで縮小した。また、民間消費の年間成長率は、第3四半期には引続き高いペースで推移し、第4四半期に再び加速したが、総固定資本形成は同年度最後の3ヶ月間において前年同期比で大幅な縮小を記録し、その結果、純輸出とともに、年間GDP成長率は前四半期の1.5%から0.5%に低下した。
- ・ 暫定データでは、高頻度指標が示唆するように、総需要の構成要素および主要セクターで複雑な動きが見られる中、2025年度第1四半期の経済活動は、2月に予想されていた小幅な伸びと比べて停滞し、GDPの年間動向は、2024年度第4四半期の0.5%から0.2%に低下すると指摘された。
- ・ 貿易赤字の年間増加率は、2024年度最後の3ヶ月間において幾分緩和した後、2025年度第1四半期に再び大幅に加速したが、経常赤字の高い前年比増加率は、両四半期とも引続き拡大した。
- ・ 労働市場では、2024年度第4四半期に緊張緩和傾向が一段落したが、2025年度第2四半期の初頭には再び緩和する可能性が高い。名目総賃金の年間成長率は、2025年度第1四半期に低下が鈍化し、2桁台を維持したが、産業の単位賃金コストの年間成長率は、2024年度第4四半期に大幅に低下した後、当期において全体で16.6%に上昇した。

- ・ 金融市場の状況は、2025年度最初の4ヶ月間は比較的安定していたが、その後、選挙情勢およびそれに伴う国内政治情勢の緊張による影響を強く受け、不確実性が高まり、財政再建およびマクロ経済全体の見通しに対する投資家の懸念が高まった。具体的には、1月から4月にかけてほぼ横ばいで推移していた主要な銀行間短期金融市場金利は、大統領選挙の第1回投票直後の数日間において大幅に上昇した。一方、国債利回りは、年初の水準まで下方修正された後、2月末以降比較的安定した期間を経て、比較的急激に上昇した。さらに、ユーロ/ルーマニア・レウ為替レートは、2月上旬にやや上昇し、その後2ヶ月間は同水準で推移する傾向が見られ、その後、大統領選挙の第1回投票後に大幅な上昇を記録し、新たな水準で推移する傾向が見られた。米ドル/ルーマニア・レウ為替レートは、国際金融市場における米ドル高傾向が強まったことから、さらに急激に上昇した。
- ・ 同年度上半期に更新されたマクロ経済予測では、特に短期的には2月、その後は予測期間の中間である5月に、インフレ見通しが連続して悪化したことが公表された。5月の予測では、年間インフレ率は、一部のベース効果および電力価格の上限設定制度の終了により、2025年度第3四半期までさらに変動すると予想されていた。年間インフレ率は、その後4四半期間にわたり、前回の予測を大幅に上回る水準で低下し、2026年度第3四半期以降に、目標の変動幅の上限をわずかに下回る水準まで低下した後、比較的一定で推移すると予想されている。したがって、年間インフレ率は、2025年度末には4.6%（前回の予測では3.8%）、2026年12月には3.4%（前回の予測では3.1%）まで低下し、その後2027年3月には3.3%に達すると予想されていた。
- ・ かかる低下は、ディスインフレのベース効果、ならびに輸入価格の伸びの鈍化および短期的なインフレ期待の下方修正の影響によるものと予想されていたが、前回予想よりも高くなる見通しである。これに加えて、当年度中に生じて緩やかに拡大し、その後は緩やかに縮小すると予想されているマイナスの需給ギャップによるディスインフレの影響が遅れて生じる。
- ・ 主に商品価格の動向と関連しているエネルギー価格および食品価格の今後の動向、ならびに一部の中間財および最終財の国際価格に重大な影響を及ぼす可能性がある先進国における貿易政策措置に起因して、不確実性およびリスクが高まった。
- ・ 今後の財政・所得政策の姿勢について、現在の国内の政治情勢においても、一方では、今年度最初の3ヶ月間の予算執行、他方では、ECと合意した中期財政構造計画および過剰財政赤字手続に基づく財政再建の必要性を受けて、不確実性が高まった。
- ・ さらに、EU資金（特に次世代EUプログラムに基づく資金）の吸収および利用が、依然としてリスクの主な要因となっている。
- ・ （中期的にインフレの進行を示唆する）経済活動の見通しに対する高い不確実性およびリスクは、ウクライナ戦争の長期化および中東情勢を考慮すると、外部要因から生じているが、特に米国の貿易政策および他の国々による報復措置によって生じる不確実性および潜在的影響が世界経済および国際貿易の動向に影響を及ぼす中で生じている。

この決定では、持続可能な経済成長の達成につながる形で、中期的に物価の安定を確保し維持することを目指した。

予想される今後の金融政策の展開

NBRは、中長期的にインフレ期待をしっかりと落ち着かせ、持続可能な経済成長の達成に資する方法で、 $2.5\% \pm 1$ パーセンテージ・ポイントの目標内で中期的な物価安定を確保する観点から、金融政策のパラメータをさらに設定する。インフレの動向および見通しならびにインフレ見通しに対するリスクバランスの評価は、今後の金融政策決定の重要な要因となる。

貸付プロセスの最近の動向

2020年度

民間部門向け与信の年間成長率は2020年度中も堅調で（5.5%）、これは主に、緩やかに減速しつつも堅調なレウ建貸付金の伸びと、それほどではないものの年間ベースで増加を続けた外貨建ての貸付金に支えられた。非金融法人向け貸付金の年間動向は若干減速したが、家計向け貸付金は、主に住宅購入向け貸付金の力強い伸びを背景に、高水準で概ね安定していた。

しかしながら、COVID-19パンデミックおよびこれに関連する規制措置の影響により、2020年4月および5月の貸付金の伸びは、特に非金融法人向け貸付金において鈍化した（年間4.5%）。その後2ヶ月間に減速は大幅に緩和されたが、8月には民間部門向け与信の年間成長率に変化が見られ、2020年12月には5.5%まで徐々に上昇

した。かかる変化は、経済活動の回復に伴うレウ建貸付金の増加を反映したが、特に政府の支援プログラム（COVID-19に対応して採択され、運転資金および投資のために銀行貸付けを中小企業が利用することを支援するための国家保証および補助金を提供するIMMインベスト・ルーマニア、住宅ローンに対する国家保証を提供するニューホーム、ならびに新規貸付金利の全般的な低下）を反映した。レウ建ての貸付金残高も、借手に対するパンデミック救済措置に基づく分割返済の一時的な猶予の恩恵を受けた。したがって、国内通貨建貸付金の年間成長率は（2020年6月の6.0%から、また2020年度第1四半期の9.6%と比較して）2020年12月には8.5%に回復した。外貨建貸付金（ユーロ建て）の年間変動率は、2020年10月にマイナス5.0%まで低下し、その後2020年12月にはマイナス2.5%まで幾分緩和された。このような背景から、民間部門向け与信総額に占める国内通貨建貸付金の割合は、2020年12月には69.5%に上昇した（1996年1月以来の記録となった。）。主要部門別では、非金融法人向け貸付総額の年間成長率は、2020年度第1四半期の平均5.4%から2020年7月には1.5%へと比較的急減した後、2020年12月には5.3%へと回復した。一方、住宅購入向け貸付金の伸びが底堅く推移したことから、主に消費向け貸付金を背景に、家計向け貸付金は緩やかに（2020年度第1四半期の平均7.6%から2020年12月には4.8%に）減少した。

2021年度

民間部門向け与信の年間成長率は、2021年度の最初の2ヶ月間も比較的堅調に推移し、2020年度末の水準（2021年2月に5.3%）前後で推移した。2021年3月以降、貸付金の伸びは大幅に回復し、5月には2桁台の水準（10.1%）に達し、2021年12月には14.8%（2009年5月以来の最高値）まで増加した。

経済活動が回復し、政府の支援プログラムや金利水準の引下げの結果、国内通貨建貸付金の伸び率はさらに上昇した（2020年12月の8.5%から2021年12月には19.6%となった。）。外貨建貸付金（ユーロ建て）は、2021年度第1四半期には年間ベースで減少した（2021年3月にはマイナス5.0%）が、2021年7月以降は再びプラスに転じ、2021年12月には2.2%となった。このような背景から、民間部門向け与信総額に占めるレウ建貸付金の割合は上昇を続け、2021年12月には72.4%に達した。部門レベルでは、レウ建ての中長期貸付金の寄与により、非金融法人向け貸付金の伸び率がさらに加速した（2020年12月の5.3%から2021年12月には19.8%となった。）。家計向け貸付金の年間変動率は、2月までは緩やかな低下が続いたが（2020年12月の4.8%から4.3%となった。）、住宅ローンの好調な伸びの影響を受けて、また消費者信用が大幅なプラス水準に戻った結果、3月には軌道修正し、12月には9.7%まで緩やかに上昇した。

2022年度

民間部門向け与信の年間成長率は2022年度上半期にさらに上昇し、2022年6月には（2021年12月の14.8%から）2009年4月以来の最高水準となる17.5%に達した。しかしながらその後は徐々に低下に転じたものの、依然として2桁台の伸びを記録した（2022年12月には12.1%となった。）。この減速は国内通貨建貸付金の著しい減少を反映しており、上半期に6年ぶりの高水準となる20%で推移した後、金利上昇および貸付基準の厳格化を背景に、一転して2022年12月には6.6%まで低下した。外貨建貸付金は、非金融法人向け貸付金の増加を背景に、力強い回復を見せた（2021年12月の2.2%から2022年12月には26.7%となった。）。その結果、民間部門向け与信総額に占めるレウ建貸付金の割合は10年間の上昇が止まり、2021年12月の72.4%から2022年12月には68.8%に低下した。

全体として、非金融法人向け貸付金の年間成長率は、外貨建貸付金の伸びが大幅に加速し、レウ建貸付金の割合が持続的に上昇する中、2022年度上半期を通じて上昇基調を維持した（2021年12月の19.8%から2022年6月には25.8%に上昇した。）が、その後停滞し、レウ建貸付金により2022年12月には18.8%に低下した。家計向け貸付金は年初に転換点を迎え、その後、住宅ローンおよび消費者信用の減少（前者による影響の方がやや顕著であった。）に牽引され、2022年度末には4.3%まで鈍化した。

2023年度

民間部門向け与信の年間成長率は、2023年度最初の9ヶ月間において低下し、2022年12月31日現在の12.1%から2023年9月には4.5%に低下し、2023年度第4四半期には緩やかに上昇し、2023年12月には6.4%に達した。かかる変化は、主にレウ建貸付金により牽引され、前年同期比の成長は（2022年12月の6.6%から）2023年度第2四半期には実質的に止まり、2023年最後の3ヶ月間にわずかに上昇し、2023年12月には5.8%となった。また、外貨建与信（ユーロ建て）の成長率は、2023年度第2四半期から急激に低下し、2023年4月の30.2%および2022年12月の26.7%から、2023年12月には7.3%となった。

非金融法人向け貸付金の年間成長率は、2022年12月の18.8%から2023年度最初の9ヶ月間で引続き低下したものの、2023年度第4四半期に一時的に上昇して10.3%となった。一方で、家計向け貸付金の成長率は（2022年12月の4.3%から）2023年度上半期に減速し、主に住宅購入向け貸付金を背景に、2023年度第3四半期には失速したが、2023年12月31日現在では1.4%とわずかに上昇した。

2024年度

民間部門向け与信の年間成長率は、最初の3ヶ月間において低下し、（2023年12月の6.4%から）3月には4.7%となったが、その後再び上昇基調に転じ、2024年12月には8.9%に達した。外貨建貸付金の年間成長率は、2024年度第1四半期において急低下し、（ユーロ建残高ベースで、2023年12月の7.3%から2024年3月には0.7%となった。）その後、やや高い水準（2024年12月には3.3%）で推移した一方、レウ建貸付金の成長率は10月には11.7%と着実に上昇し続け、その後、ほぼ横ばいとなった（2023年12月の5.7%から2024年12月には11.4%となった。）。

部門別では、2024年度の民間部門向け与信の成長率パターンは、主に非金融法人向け貸付金により形成されていた。年間成長率は年初に再び低下し、（2023年12月の10.3%から）3月には5.1%に達したが、その後幾分持ち直し、10月には7.6%、2024年12月には7.2%となった。レウ建貸付金の成長率は、1月に減速し（2023年12月の8.8%から6.1%となった。）、8月までほとんど変化はなかったが、その後加速し、10月には11.2%、2024年12月には9.6%となった。また、外貨建貸付金の年間成長率は、2024年度第1四半期に再び低下が加速し（2023年12月の11.6%から3月には2.6%となった。）、その後概ね横ばいとなった（2024年12月には4.3%）。

家計向け貸付金の年間成長率は、特に消費者貸付金を中心としたレウ建与信（2023年12月の3.8%から2024年12月には13.0%となった。）の成長の上昇基調に加え、住宅ローンも寄与したことにより、年間を通じて着実な上昇（2023年12月の1.4%から2024年12月には9.2%となった。）を続けた。外貨建与信は、ほぼ継続的に年間の縮小幅が拡大した（2023年12月のマイナス13.7%から2024年12月にはマイナス18.2%となった。）。

2025年度

民間部門向け与信の年間成長率は、過去の四半期と比較すると大幅に鈍化したものの、2025年度第1四半期においてさらに上昇し、（2024年12月の8.9%から）3月には9.2%となった。これは、レウ建貸付金の2桁の年間成長率が若干減速し（2024年12月の11.4%から3月には10.9%となった。）、外貨建貸付金の成長率が持ち直した（ユーロ建の残高ベースで、2024年12月の3.3%から3月には5.1%となった。）ためである。

全体として、家計向け貸付金の年間成長率は、2025年度第1四半期を通じて上昇し続けたが、そのペースは大幅に鈍化し（2024年12月の9.2%から3月には9.6%に達した。）、住宅ローンの成長が加速し消費者貸付金の伸び率が緩やかに鈍化する中で、レウ建貸付金の成長率は3月に13.1%（2024年12月には13.0%）とわずかに上昇した。外貨建与信の年間の縮小幅は、概ね横ばいであった（2024年12月のマイナス18.2%から3月にはマイナス18.0%となった。）。

非金融法人向け貸付金の年間成長率は、2025年度最初の2ヶ月間において引続き上昇し、（2024年12月の7.2%から）2月には8.2%に達し、3月には7.7%に下落した。これは、レウ建貸付金の成長率がさらに鈍化し（2024年12月の9.6%から3月には7.7%となった。）、外貨建貸付金の年間成長率が上昇したためである（2024年12月の4.3%から3月には7.5%となった。）。

インフレ率、目標インフレ率および金融政策金利

下表は、2020年から2024年までの各四半期末現在の四半期インフレ率、年間目標インフレ率および金融政策金利を示している。

期末	インフレ率	目標インフレ率	金融政策金利
(単位：%)			
2020年3月	3.05	2.5	2.00
2020年6月	2.58	2.5	1.75
2020年9月	2.45	2.5	1.50
2020年12月	2.06	2.5	1.50
2021年3月	3.05	2.5	1.25
2021年6月	3.94	2.5	1.25

2021年9月	6.29	2.5	1.25
2021年12月	8.19	2.5	1.75
2022年3月	10.15	2.5	2.50
2022年6月	15.05	2.5	3.75
2022年9月	15.88	2.5	5.50
2022年12月	16.37	2.5	6.75
2023年3月	14.53	2.5	7.00
2023年6月	10.25	2.5	7.00
2023年9月	8.83	2.5	7.00
2023年12月	6.61	2.5	7.00
2024年3月	6.61	2.5	7.00
2024年6月	4.94	2.5	7.00
2024年9月	4.62	2.5	6.50
2024年12月	5.14	2.5	6.50

出典：NIS、NBR

通貨供給量

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年および2024年の各12月31日現在ならびに2025年3月31日現在の主要な通貨供給量を示している。

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年 3月31日
(単位：百万ルー マニア・レウ)						
M1(狭義流動性) - 合計	337,563.5	406,773.3	398,074.2	409,346.8	448,265.5	447,561.7
流通通貨	88,180.6	96,100.3	101,298.4	110,214.9	125,784.0	128,234.3
翌日物預金	249,382.9	310,673.0	296,775.8	299,131.9	322,481.5	319,327.5
M2(中間流動性) - 合計	487,349.9	564,423.0	603,042.0	666,387.1	741,796.2	739,806.8
M1	337,563.5	406,773.3	398,074.2	409,346.8	448,265.5	447,561.7
約定満期2年以内の預金	149,786.4	157,649.7	204,967.9	257,040.4	293,530.7	292,245.0
M3(広義流動性)	487,349.9	564,423.0	603,042.0	666,387.1	741,796.2	739,806.8
M2	487,349.9	564,423.0	603,042.0	666,387.1	741,796.2	739,806.8
M1(狭義流動性) - 合計	337,563.5	406,773.3	398,074.2	409,346.8	448,265.5	447,561.7

出典：NBR

金利

2020年度

銀行システムの正味の流動性余剰は、年初に再び拡大し、さらに預金取扱操作を通じてNBRにより吸収されたが、COVID-19パンデミックが拡大する中で国際金融市場のボラティリティが悪化し、流動性選好が急激に高まったことから、3月には急速に縮小し、銀行の正味流動性ポジションは大幅にマイナスとなった。流動性不足は、2020年度第2四半期中も著しく、NBRにより主にレボ操作および流通市場での国債の買切りを通じてカバーされた。流動性不足はその後も継続したが、NBRがレボ操作に加え、国債の買入れを通じて信用機関への流動性供給を継続する等の多少の変動の中で、徐々に減少した。しかし、これは、2020年9月および2020年10月にNBRの貸出ファシリティに頼る銀行の動きが一時的に増加し、流動性状況の引締めが示唆されたことに関連して、2020年度第2四半期と比較すると小規模であり、また慎重な方法で行われた。2020年11月以降、流動性状況は、NBRのレボ操作により相対的に正常化し、2020年度第4四半期末にかけて僅かな緩和が見られた。

このような背景から、翌日物銀行間金利は、2020年度最初の4ヶ月間中約2.5%とほぼ一定であり、第1四半期の大半は政策金利に近い水準で推移し、2020年5月および2020年6月には政策金利に沿って低下した。その後は（2020年8月にNBRが貸出ファシリティ金利を2%に引き下げた後も）特に2020年10月に貸出ファシリティ金利に接近し、概ねその前後で推移したが、2020年11月から2020年12月にかけて金融政策金利に向かって低下した。

一方、3ヶ月物から12ヶ月物のROBOR金利は、年初に再上昇し、第1四半期の大半はやや下降傾向で推移した後、3月中旬に比較的急激な上昇に見舞われた。しかし、3月20日のNBRによる金融政策決定の後、急速かつ比較的大幅な下方修正が行われ、またその後の金融政策金利の引下げも受けて、2020年8月まで緩やかな低下傾向が続いた。その後は、2020年度末までほぼ安定的に推移した。

ノンバンク顧客向けの新規貸出平均金利は、年初に一時的に上昇したが、その後は再び低下傾向に転じ、2020年12月に過去約3年半で最低水準の5.42%（2019年12月比1.29%低下）に達した。非金融法人向けの新規貸出金利の場合は、IMMインベスト・ルーマニア・プログラム（中小企業による銀行貸出へのアクセスを支援するために国家の保証および補助金を提供するもので、COVID-19に対処するために採用されている。）との関連もあり、やや急激に低下し、2019年12月以降1.15%低下して4.64%となった。家計向けの新規貸出平均金利は、0.93%低下して6.67%となった。新規定期預金の平均金利は、家計部門（0.43%低下の1.55%）および非金融法人部門（0.85%低下の1.51%）における低下を反映して、年間0.73%低下し、2020年12月には1.52%となった。

2021年度

2020年度末にかけて見られた短期金融市場の流動性状況の緩和は、財務省のオペレーションによる大規模な注入により流動性余剰が増加し、預金ファシリティを通じてNBRにより吸収されたことから、2021年1月にはより顕著になった。世界的な金融市場のボラティリティの高まりに関連して、銀行システムの正味流動性ポジションは、2021年2月に大幅に縮小し、2021年3月にはマイナスにさえ転じたため、NBRは、NBRの貸出ファシリティに頼る銀行が一時的に増加したことに関連して、信用機関に対する慎重な方法で（レポ操作およびより小規模ではあるが、国債の買入れを通じて）流動性を供給することとなった。過剰流動性は、財務省による多額の準備金の注入により、2021年度第2四半期の初頭に短期金融市場に戻り、当初はNBRの預金ファシリティを通じて、また時には1週間物預金取扱操作を通じて放出された。2021年度第3四半期に、NBRは、短期金融市場の過剰流動性の放出において1週間物預金取扱操作の機能を拡大し、8月には固定金利・全額割当入札の形式による週単位での実施を開始した。自発的要因による縮小の影響が支配的な中、流動性状況は、2021年度第3四半期末以降引き締められた。2021年度第4四半期には、上半期に発生した一時的な準備金不足がNBRの貸出ファシリティを通じてカバーされた一方で、流動性余剰は1週間物預金取扱操作を通じて放出された。期末にかけて、銀行の正味流動性ポジションが不足に転じる中、NBRは担保権実行操作を通じて流動性を供給した。

このような背景から、翌日物銀行間金利は年初に低下し、その後3四半期間は金融政策金利を下回る傾向が続いた。その後、翌日物銀行間金利は上昇し、金利コリドーの上半分にとどまった。

一方、3ヶ月物から12ヶ月物のROBOR金利は、より顕著な変動期間の後、来期の政策金利引上げを銀行が期待する中で2021年8月に上方修正され、9月末にさらに上方修正された。同ROBOR金利は、政策金利の引上げに加え、流動性状況の引締めおよび政策金利のさらなる引上げへの期待から、2021年度第4四半期に上昇傾向が加速した。

2021年1月から2021年9月までの期間中、銀行間金利の全般的な低下傾向を背景に、ノンバンク顧客向け新規定期預金の平均金利は低下し、同期間の後半には過去4年間で最低の水準に達した。2020年12月との比較では、新規定期預金の平均金利は0.34パーセンテージ・ポイント低下して1.18%となり、この低下傾向は家計部門（0.41パーセンテージ・ポイント減の1.14%）および非金融法人部門（0.32パーセンテージ・ポイント減の1.19%）の両方において特徴的であった。主要な貸出区分の金利も同期間に低下傾向をたどったが、部門別の金利の総合指標の動向は、貸出フロー構造の変化による影響も受けた。このため、9月におけるノンバンク顧客向けの新規貸出平均金利は、2020年12月の水準から0.17パーセンテージ・ポイント低下して5.24%となった。家計向けの新規貸出平均金利は、2020年12月から0.33パーセンテージ・ポイント低下して2021年9月には6.34%となった。非金融法人向けの新規貸出平均金利は、2021年1月から9月期に目に見えて低下し、0.69パーセンテージ・ポイント低下の3.95%（過去4年間で最低水準）となった。

2021年10月から2021年12月までの期間において、ノンバンク顧客向け新規定期預金の平均金利は、金融政策金利および銀行間金利が上昇した結果、2021年9月と比較して累積で0.68パーセンテージ・ポイント上昇し1.86%となった。上昇幅は非金融法人向けの場合に大きく（2021年12月に0.82パーセンテージ・ポイント増の2.01%）、家計向けではより緩やかであった（2021年12月に0.27パーセンテージ・ポイント増の1.41%）。同期間中のノンバンク顧客向けの新規貸出平均金利は、ほぼ横ばいとなり（12月において5.26%）、2つの部門で動向が分かれた。したがって、非金融法人向けの新規貸出平均金利は、9月比0.63パーセンテージ・ポイント上昇の4.58%となったが、家計向けの新規貸出平均金利は、引続き低下して9月比0.32パーセンテージ・ポイント低下の6.02%となった。

2022年度

NBRは、1年の大半を通じて短期金融市場の流動性を厳格に管理した。したがって、2021年度末における財務省のオペレーションから生じた流動性注入の増加を背景に、NBRは、1月に1週間物預金取扱操作を再開した。3月以降、特に中東欧の金融市場に対する投資家心理の急激な悪化およびウクライナにおける紛争の勃発に伴う流動性選好の高まりの中で再浮上した多大な流動性不足を補うために、NBRは、主に信用供与に加えて二国間レポ操作を利用した。2022年度の最後の数ヶ月間に、当該地域における金融市場に関連するリスクの認識が改善し、レウへの投資の相対的な魅力が高まるとともに、政策金利も引き上げられる中、流動性ポジションは再びプラスに転じ、余剰は中央銀行による預金ファシリティを通じて放出された。

翌日物銀行間金利は、2022年度第4四半期半ばまで貸出ファシリティ金利に近い水準で上昇および推移し、同金利に合わせて上昇した後、中央銀行により2023年1月までさらに引き上げられた金利コリドーの下限まで低下した。一方、3ヶ月物から12ヶ月物のROBOR金利は、NBRの利上げおよび流動性状況の引締めのみならず、さらなる主要金利引上げへの銀行の期待の結果、2022年度最初の3四半期間に上昇傾向を強めた。その結果、3ヶ月物から12ヶ月物のROBOR金利は、10月に13年ぶりの高水準に達し、その後は低下傾向にあったものの、政策金利を上回って推移した。全体として、3ヶ月物ROBOR金利の平均は、2021年12月の2.83%から2022年12月には7.66%に上昇した。

2022年度中、金融政策金利および銀行間金利の上昇を背景に、ノンバンク顧客向けの新規貸出平均金利は、4.40パーセンテージ・ポイント上昇して9.66%となった。新規定期預金の平均金利は、4.86パーセンテージ・ポイント上昇して2022年12月には6.71%となった。新規貸出平均金利は、家計部門（3.39パーセンテージ・ポイント増の9.41%）および特に非金融法人部門（5.38パーセンテージ・ポイント増の9.96%）の両方で上昇した。2022年12月における新規定期預金の平均金利は、家計向けで5.73パーセンテージ・ポイント上昇の7.14%、非金融法人向けで4.49パーセンテージ・ポイント上昇の6.50%となった。

2023年度

短期金融市場における流動性の黒字は2023年度に著しく増加し、預託機関を通して中央銀行によってさらに放出された。このような背景から、翌日物銀行間金利は金利コリドーの下限付近にとどまる傾向があった。3ヶ月物から12ヶ月物ROBOR金利は、金利コリドーの下半分に入った後、年初から低下を続けたが、その後は減速し、8月以降は、前四半期の若干の小幅な低下を除いて、ほぼ一定の水準を維持した。

2023年度において、ノンバンク顧客の新規貸出および新規定期預金の平均金利は、比較的緩やかに低下し、前年の上昇幅と比較して大幅に低下した。具体的には、2023年12月の新規貸出平均金利は1.01パーセンテージ・ポイント低下して8.63%となり、家計向けの新規貸出平均金利は0.82パーセンテージ・ポイント低下して8.58%となり、非金融法人向けの新規貸出平均金利は1.24パーセンテージ・ポイント低下して8.69%となった。一方、新規定期預金の平均金利は、非金融法人向け（0.98パーセンテージ・ポイント減の5.52%）および家計向け（1.26パーセンテージ・ポイント減の5.89%）ともに低下し、1.07パーセンテージ・ポイント低下して5.64%となった。

2024年度

短期金融市場の流動性余剰は、NBRにより預金ファシリティを通じてさらに放出されたため、2024年度初頭に引続き拡大し、上半期には非常に多額になったが、その後は比較的急速に縮小した。特に第4四半期は、世界的なリスク選好度のボラティリティの高さが背景にあったが、11月および12月上旬の選挙イベントに関連した不確実性もあり、財政状態および対外姿勢に対する金融投資家の懸念が一時的に高まった。このような背景から、超短期金融市場金利は、2024年度中、NBRの預金ファシリティ金利（7月と8月にNBRにより毎回0.25パーセンテージ・ポイントずつ引き下げられた。）の付近に留まる傾向にあり、2024年度第4四半期後半には緩やかながらも上昇を繰り返した。

一方、3ヶ月物から12ヶ月物のROBOR金利は、2024年度上半期中は準直線的に推移し、7月と8月のNBRの主要金利の引下げに応じて低下した後、しばらくは比較的安定していたが、11月後半に大幅に上昇し、新たな水準で安定した。

2024年度において、ノンバンク顧客向けの新規貸出および新規定期預金の平均金利は、2023年12月時点と比較して低下し、それぞれ0.92パーセンテージ・ポイント減の7.71%および0.64パーセンテージ・ポイント減の5.00%となった。部門別では、家計向けにおいて比較的低下幅が大きかった。その結果、家計向けの新規貸出の平均金利は1.23パーセンテージ・ポイント減の7.35%となり、非金融法人向けの新規貸出平均金利は0.43

パーセンテージ・ポイント減の8.26%となった。一方、家計向けの新規定期預金の平均金利は1.08パーセンテージ・ポイント減の4.82%となり、非金融法人向け部門については0.43パーセンテージ・ポイント減の5.09%となった。

2025年度

2025年度最初の4ヶ月間において、超短期金融市場金利は、引続きNBRの常備ファシリティ金利を上回る水準で変動したが、2024年度第4四半期後半と比較するとより緩やかかつ低水準であった。これは、短期金融市場の流動性余剰が再増幅され、NBRにより常備預金ファシリティを通じてさらに放出されたためである。同期間において、3ヶ月物から12ヶ月物のROBOR金利は、2024年11月下旬に到達した大幅な上昇水準近くに留まる傾向にあった。

5月、主要銀行間短期金融市場金利は、政治的緊張の中で短期金融市場の流動性状況が大きく変化したことを背景に、大統領選挙の第1回投票直後に大幅に上昇し、その後も高水準で推移した。これにより不確実性が高まり、財政再建およびマクロ経済全体の見通しに対する投資家の懸念が高まった。

2025年1月から3月において、ノンバンク顧客向けの新規貸出および新規定期預金の平均金利の低下傾向が止まり、新規貸出については2024年12月から0.24パーセンテージ・ポイント増の7.95%となり、新規定期預金についてはわずかに0.04パーセンテージ・ポイント増の5.04%となった。かかる動向は、2つの主要部門でほぼ同様であった。したがって、家計向けの新規貸出平均金利は0.23パーセンテージ・ポイント増の7.58%となり、非金融法人向けの新規貸出平均金利は0.57パーセンテージ・ポイント増の8.83%となった。新規定期預金の平均金利は、家計向け（4.83%）および非金融法人向け（5.14%）ともわずかに上昇した。

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年および2024年の各12月31日現在ならびに2025年3月現在の貸出および定期預金の年平均金利を示している。

NBR - 年利（国内通貨オペレーション）

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年3月
	(単位：％)					
個人向け						
貸出	6.83	6.24	8.76	9.22	8.51	8.36
定期預金	1.82	1.70	6.18	6.47	5.19	5.06
非金融法人向け						
貸出	4.80	4.81	10.20	8.95	8.31	8.54
定期預金	1.59	1.90	6.78	5.63	4.91	5.01
合計						
貸出	6.06	5.66	9.33	9.11	8.43	8.43

出典：NBR

外国為替およびルーマニア・レウの兌換性

NBRは、NBR規則第4/2005号（その後の改正および再公表を含む。）（以下「外国為替規制」という。）に基づき、ルーマニアにおける外貨取引の管理に関する規制を発行および実施し、その実施を監督している。外国為替規制は、国内の流動性の大幅な変化または深刻な国際収支の不均衡が生じた場合にNBRが適用する可能性のある外国為替取引の保障措置を定めている。現在、居住者および非居住者は、外国通貨および国内通貨による経常取引および資本取引の両方を自由に行っている。

現金の輸出入額は、ルーマニアにおいて直接適用されルーマニア国家関税局の権限に属する、欧州共同体に出入金する現金の管理に関する2005年10月26日付の欧州議会および理事会の規則(EC)第1889/2005号により規制されている。

為替レート政策

ルーマニア・レウの為替レートは、銀行間外国為替市場で決定される。

2020年度

国際金融市場が総じて良好なセンチメントを示す中、1月におけるユーロ／ルーマニア・レウ為替レートは安定的に推移し、2月前半には、2020年9月よりルーマニア国債がブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合インデックスに採用されるとの発表を受けて小幅に下落した。しかし、ユーロ／ルーマニア・レウ為替レートは2020年2月中旬に突然反転し、COVID-19パンデミックの流行に伴う国際金融市場のボラティリティの悪化に伴い、2020年3月中旬ごろに急激に高まった圧力に直面した。その後、世界金融市場の緊張が相対的に緩和され、主要市場および新興市場の中央銀行が採用した金融政策措置もあり、また国内短期金融市場の状況が引締まったこともあり、ユーロ／ルーマニア・レウ為替レートの上昇は止まった。2020年3月におけるユーロ／ルーマニア・レウの上昇およびその後の変動は、域内の通貨の為替レートと比較してかなり緩やかであった。

2020年5月から8月にかけて、世界の金融市場のセンチメントが相対的に改善した一方で、国内短期金融市場の流動性状況および金利差を背景に、ユーロ／ルーマニア・レウ為替レートは狭いレンジで変動した。

2020年9月におけるユーロ／ルーマニア・レウ為替レートは、()COVID-19の新規感染者が急増する中、世界的なリスク回避姿勢が急激に強まり、域内の金融市場に対する投資家の見方が悪化したこと、および()ルーマニアの財政状況およびソブリン格付の見通しに対する投資家の懸念から、上昇した。しかし、国内短期金融市場の流動性が一時的に引き締められ、金利差が拡大する中で、2020年10月および11月におけるユーロ／ルーマニア・レウ為替レートは比較的安定した水準で推移した。議会選挙後の国内経済に対する投資家の認識の改善およびその後の世界的なリスク選好の高まりを背景に、ユーロ／ルーマニア・レウ為替レートに対する圧力は、2020年度末にかけて基本的に弱まった。

2020年12月31日現在のルーマニア・レウは、2019年12月31日と比較して、名目ベースでは対ユーロで1.9%下落し、対米ドルで7.5%上昇した。同期間におけるルーマニア・レウは、実質ベースでは対ユーロで0.1%、対米ドルで9.7%上昇した。

2021年度

2021年度最初の9ヶ月間において、ユーロ／ルーマニア・レウ為替レートは比較的安定していたが、2021年3月および2021年8月から9月の2回にわたり上昇した。これらの動向は主に世界的なリスク回避姿勢の変動によるもので、同年度最初の3ヶ月間においては悪化し、その後は全般的に改善したが、第3四半期後半に米連邦準備制度理事会が資産購入の縮小を開始し、利上げを従来の予想よりも早期に開始する見通しが強まったことに加え、COVID-19のデルタ変種の拡大および中国のマクロ経済状況の悪化を背景に、世界経済の成長見通しに対する投資家の懸念が高まったことによる。しかし、特に重要であったのは、主に経済の対外的地位およびインフレ率の動向である国内経済のファンダメンタルズであり、秋には財政再建プロセスにリスクをもたらすと見られる政治的緊張が高まった。2021年度第4四半期におけるユーロ／ルーマニア・レウ為替レートは、NBRの金融政策金利が引き上げられ、短期金融市場の流動性条件の引締めが補完され、2021年11月には金利コリドーが拡大する中、9月中旬に達した高値で比較的安定して推移した。これらの要因は、2021年度第4四半期後半における政治的緊張の緩和によって補完された一方、世界的なリスク選好度は2021年11月に悪化したが、その後はやや改善した。

2021年12月におけるルーマニア・レウは、2020年12月と比較して名目ベースでは対ユーロで1.6%、対米ドルで8.6%下落した。同期間におけるルーマニア・レウは、実質ベースでは対ユーロで6.5%上昇し、対米ドルで1.2%下落した。

12ヶ月間の名目レートでの対ユーロでの下落ペースは、2021年12月は1.6%と前月と変わらず、対米ドルでは8.6%と著しく上昇した。

2022年度

国際金融市場心理の改善を背景に、ユーロ／ルーマニア・レウ為替レートは年初、中央銀行による主要金利の大幅な引上げが実施される中、域内で記録された調整幅よりもはるかに緩やかではあったが、若干の下方調整が見られた。しかし、ウクライナで軍事紛争が勃発し、投資家心理、特に中東欧の金融市場に対する心理が急激に悪化し、住民の外貨需要が一時的に大幅に増加したため、ユーロ／ルーマニア・レウ為替レートに対する圧力が高まった。しかし、ユーロ／ルーマニア・レウ為替レートの上昇幅は小さく、その後、短期金融市場の流動性条件の引締めおよび中央銀行の流動性管理措置もあり、新たな水準で相対的に安定した。

その後ユーロ／ルーマニア・レウ為替レートは、NBRによる金融政策の決定も背景に、概ね安定的に推移した。一方、同年度下半期には、国際金融市場のセンチメントが改善し、域内の金融市場に対するリスク認知度が向上し、レウ建金融資産の相対的な魅力が高まる中、レウは対ユーロで上昇する傾向にあった。これはま

た、NBRによる新たな大幅利上げや、域内の中央銀行による政策金利引上げの鈍化および停止を受け、短期金利差が縮小したことも背景にあった。

2022年12月におけるルーマニア・レウは、2021年12月と比較して名目ベースでは対ユーロで0.5%上昇し、対米ドルで5.8%下落した。2022年度におけるルーマニア・レウは、実質ベースでは対ユーロで17%、対米ドルで9.6%上昇した。

2023年度

2023年度最初の4ヶ月間におけるユーロ／ルーマニア・レウ為替レートは、中東欧の金融市場に対する良好な投資家心理および貿易収支の改善を背景に、概ね安定的に推移した。5月中旬には、FEDの短期金利の見通しに対する投資家の期待が修正されたことを背景に、ユーロ／ルーマニア・レウ為替レートは比較的大幅に上昇したが、国内の単発的な要因または季節的要因の影響により、状況は7月に反転した。9月には、主要な中央銀行の金融政策決定に対する期待の変化および地政学的動向により引き起こされた世界的なリスク選好の変動の中、また、貿易収支のさらなる改善およびNBRの金融政策金利の短期的見通しに対する期待を背景に、為替レートは5月に達した高水準に再び戻り、その後は概ね安定的に推移した。

2023年度最初の11ヶ月間のルーマニア・レウは、2022年12月と比較して、名目ベースでは対ユーロで1.0%下落し、対米ドルで1.0%上昇した。実質ベースでは、同期間においてルーマニア・レウは対ユーロで5.3%、対米ドルで7.4%上昇した。

2024年度

2024年度初頭におけるユーロ／ルーマニア・レウ為替レートは、相対的に高い水準で推移し、特に2024年度上半期において一時的に下方修正されたが、年間を通して高い水準を維持する傾向にあった。その動きの背後には、主に、米連邦準備制度理事会の金利動向に対する金融投資家の予想が相次いで修正されたことに起因する世界的なリスク選好の頻繁な変化があったが、地政学的緊張ならびに米国および欧州の経済・政治情勢にも起因しており、それにより2024年度下半期の半ば以降、国際金融市場で米ドルが急騰した。但し、主要な影響は、NBRの慎重な金融政策姿勢によって支えられた国内通貨建投資の相対的な魅力に加えて、11月および12月初旬の政治的出来事により生じた不確実性の中で、経済における財政・対外的立ち位置に対する投資家の懸念が一時的に高まったことから生じた。

2024年12月におけるルーマニア・レウは、2023年12月と比較して、対ユーロでわずかに下落したが、国際金融市場でドルが上昇したため、名目ベースでは対米ドルで4.0%下落した。しかしながら、実質ベースでは、ルーマニア・レウは、同期間中に対ユーロで5.0%、対米ドルで0.9%上昇した。

2025年度

2月前半におけるユーロ／ルーマニア・レウ為替レートは、高い水準で推移し、その後の2ヶ月間も高い水準を維持する傾向にあった。その動きは、主に、（ユーロ／米ドル為替レートの動向にも影響を及ぼす、特に米政権の貿易政策措置の文脈での）国際金融市場の動向の変動に左右され、また、ルーマニアの貿易収支の著しい悪化傾向および財政再建の見通しに関する金融投資家の懸念からも影響を受けたが、2025年2月初旬に新議会が2025年度予算案を採択したことで、かかる懸念は緩和された。

5月におけるユーロ／ルーマニア・レウ為替レートは、大統領選挙の第1回投票直後の数日間で大幅な上昇を記録し、その後、高い不確実性を生み出し、多様な形で大規模な資本流出を引き起こした政治的緊張の中で、新たな水準付近を維持する傾向にあった。

2025年4月におけるユーロ／ルーマニア・レウ為替レートは、2024年12月と比較して、わずかな下落を記録したが、5月（1 - 23日）には前月比で1.7%下落した。4月におけるルーマニア・レウは、2024年12月と比較して、国際金融市場でのドル安により、名目ベースでは対米ドルで6.9%上昇したが、5月（1 - 23日）には前月比で1.3%下落した。2025年4月におけるルーマニア・レウは、2024年12月と比較して、実質ベースでは、対ユーロで2.1%、対米ドルで9.2%上昇した。

ユーロ／ルーマニア・レウ為替レートおよび米ドル／ルーマニア・レウ為替レート

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年および2024年の各12月31日現在のユーロ／ルーマニア・レウ為替レートおよび米ドル／ルーマニア・レウ為替レート、ならびに2020年、2021年、2022年、2023年および2024年の各12月31日に終了した各年のユーロ／ルーマニア・レウ為替レートおよび米ドル／ルーマニア・レウ為替レートの平均を示している。

ルーマニア・レウ為替レート（対ユーロおよび対米ドル）

	2020年		2021年		2022年		2023年		2024年	
	12月31日	平均	12月31日	平均	12月31日	平均	12月31日	平均	12月31日	平均
対ユーロ	4.8694	4.8371	4.9481	4.9204	4.9474	4.9315	4.9746	4.9465	4.9741	4.9746
対米ドル	3.9660	4.2440	4.3707	4.1604	4.6346	4.6885	4.4958	4.5743	4.7768	4.5984

出典：NBR

実質実効為替レート

近年の労働コスト圧力は大きかったが、生産者物価指数（PPI）ベースの実質実効為替レート（REER）への影響はかなり限定的であった。指標は2018年から2020年にわずかな変動（±1%の間）を示した。世界経済に影響を及ぼす供給ショックの中で、コスト圧力は2021年、特に2022年に高まり始めた。この背景に対して、PPIベースのREERは2022年に4.7%上昇したが、その後、商品市場が落ち着くにつれて、年間変動率は低下した（2023年は1.2%、2024年は2.1%）。

国際通貨準備高

2020年12月31日現在のルーマニアの外貨準備高は37,379百万ユーロで、2019年12月31日と比較して4,453百万ユーロ増加した。主な流入は合計42,215百万ユーロで、信用機関がNBRに保有する外貨所要準備預金、財務省口座への流入（財務省の外貨建債券発行による流入14,400百万ユーロ相当額を含む。）およびEC口座への流入（5,024百万ユーロ）によるものであった。報告期間の主な流出は合計37,762百万ユーロで、信用機関の外貨所要準備預金の取り崩し、公的および公的保証の外貨建債務の元利金返済ならびにEC口座からの支払いによるものであった。

2021年12月31日現在のルーマニアの外貨準備高は40,475百万ユーロで、2020年12月31日と比較して3,096百万ユーロ増加した。主な流入は合計27,460百万ユーロで、信用機関がNBRに保有する外貨所要準備預金、財務省口座への流入（財務省の外貨建債券発行による流入8,911百万ユーロ相当額を含む。）、EC口座への流入（5,270百万ユーロ）およびIMFの新たな一般割当増資に伴うルーマニアの特別引出権（以下「SDR」という。）口座への入金（割当額は1,736百万SDR、約2,100百万ユーロ相当額）によるものであった。報告期間の主な流出は合計24,364百万ユーロで、信用機関の外貨所要準備預金の取り崩し、公的および公的保証の外貨建債務の元利金返済ならびにEC口座からの支払いであった。

2022年12月31日現在のルーマニアの外貨準備高は46,636百万ユーロで、2021年12月31日と比較して6,161百万ユーロ増加した。主な流入は合計42,180百万ユーロで、信用機関がNBRに保有する外貨所要準備預金、財務省口座への流入（財務省の外貨建債券発行による流入9,754百万ユーロ相当額を含む。）およびEC口座への流入（7,749百万ユーロ）によるものであった。報告期間の主な流出は合計36,019百万ユーロで、信用機関の外貨所要準備預金の取り崩し、公的および公的保証の外貨建債務の元利金返済ならびにEC口座からの支払いによるものであった。

2023年12月31日現在のルーマニアの外貨準備高は59,770百万ユーロで、2022年12月31日と比較して13,134百万ユーロ増加した。主な流入は合計35,090百万ユーロで、信用機関がNBRに保有する外貨所要準備預金、財務省口座への流入（財務省の外貨建債券発行による流入12,879百万ユーロ相当額を含む。）およびEC口座への流入（5,414百万ユーロ）によるものであった。報告期間の主な流出は合計21,956百万ユーロで、信用機関の外貨所要準備預金の取り崩し、公的および公的保証の外貨建債務の元利金返済ならびにEC口座からの支払いによるものであった。

2024年12月31日現在のルーマニアの外貨準備高は62,135百万ユーロで、2023年12月31日と比較して2,365百万ユーロ増加した。主な流入は合計46,396百万ユーロで、信用機関がNBRに保有する外貨所要準備預金、財務省口座への流入（財務省の外貨建債券発行による流入16,476百万ユーロ相当額を含む。）およびEC口座への流入（2,700百万ユーロ）によるものであった。報告期間の主な流出は合計44,031百万ユーロで、信用機関の外貨所要準備預金の取り崩し、公的および公的保証の外貨建債務の元利金返済ならびにEC口座からの支払いによるものであった。

2025年4月30日現在のルーマニアの外貨準備高は62,414百万ユーロで、2024年12月31日と比較して279百万ユーロ増加した。主な流入は合計18,069百万ユーロで、信用機関がNBRに保有する外貨所要準備預金、財務省口座への流入（財務省の外貨建債券発行による流入8,297百万ユーロ相当額を含む。）およびEC口座への流入

(1,267百万ユーロ)によるものであった。報告期間の主な流出は合計17,790百万ユーロで、信用機関の外貨所要準備預金の取り崩し、公的および公的保証の外貨建債務の元利金返済ならびにEC口座からの支払いによるものであった。

準備高合計は、2019年12月31日現在は37,450百万ユーロ、2020年12月31日現在は42,517百万ユーロ、2021年12月31日現在は45,831百万ユーロ、2022年12月31日現在は52,305百万ユーロ、2023年12月31日現在は65,983百万ユーロ、2024年12月31日現在は70,491百万ユーロおよび2025年4月30日現在は72,025百万ユーロであった。ルーマニアの金準備資産は、2007年度下半期以降約103.6トンで推移しており、2025年4月30日現在の評価額は9,611百万ユーロであった。

準備金が先取特権で担保されている範囲に関しては、中央銀行は外貨準備を管理するために国際金融機関にカストディ口座を開設している。カストディアンの技術的手続きは、カストディおよび決済システムで一般に使用されているものであり、カストディアンは、参加者の義務の履行を確保することを目的とするカストディアンの一般約款が遵守されない場合に、参加者との関係で一定の救済措置を行使し、一定の保証の恩恵を受けることができる。NBRは、いかなる種類の通貨デリバティブ取引にも従事していない。

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年および2024年の各12月31日現在ならびに2025年4月30日現在のルーマニアの国際準備高を示している。

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年4月
	(単位：百万ユーロ)					
外貨準備高	37,379	40,475	46,636	59,770	62,135	62,414
金準備高	5,138	5,356	5,669	6,213	8,356	9,611
準備高合計	42,517	45,831	52,305	65,983	70,491	72,025

出典：NBR

将来のNBRの準備資産の変化は、国際準備高の規模および通貨構成に影響を与える金融政策の決定や、外貨建公的債務管理によって引き起こされる流入／流出によって引き起こされる可能性がある。

銀行システム

概要

民営化や、外資系銀行の国内支店を含め、銀行免許付与による様々な構造変化が過去数年間にわたって生じた。さらに、国内の過半数所有民間銀行、外資の過半数所有民間銀行、国有の過半数所有銀行のシェアも、過去3年間である程度変化した。

2024年12月31日現在、ルーマニアの銀行システムの総資産のうち、全体または過半数が民間資本の銀行が保有する資産の割合は85.7%であり、全体または過半数が外国資本の銀行（外国銀行支店を含む。）が保有する資産の割合は62.5%であった。全体または過半数を国有資本が占める銀行は14.3%、民間国内資本は23.2%であった。2024年12月31日現在、ルーマニアの銀行システムの貸借対照表上の純資産総額は177.3十億ユーロであり、株式資本は6.4十億ユーロであった。

信用機関の市場シェア（資産ベース）

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
	(市場シェア(%))				
国有資本が過半数を占める銀行	10.6	11.4	12.1	13.7	14.3
国内の民間資本が過半数を占める銀行	18.9	20.4	19.8	20.7	23.2
外国資本が過半数を占める銀行	70.5	68.2	68.1	65.6	62.5
銀行システム合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：NBR

純資産ベースでは、外国資本が過半数を占める銀行の市場シェアは、2020年12月31日現在の70.5%に対し、2024年12月31日現在には62.5%となった。2024年12月における外国資本が過半数を占める銀行の最大のシェアはオーストリア（23.07%）、次いでオランダ（11.59%）、フランス（10.27%）であった。ギリシャ資本が過

半数を占める銀行の市場シェアは過去9年間で大幅に減少し、2014年12月31日現在の12.2%から2024年12月31日現在にはわずか2.55%となった。

銀行システムの所有状況（純資産ベース）

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
(市場シェア(%))					
ルーマニア	29.47	31.81	31.89	34.39	37.54
オーストリア	23.92	23.57	22.99	22.31	23.07
オランダ	12.81	12.33	12.07	11.75	11.59
フランス	12.32	11.25	11.01	10.69	10.27
イタリア	9.27	8.94	9.72	9.35	10.00
ギリシャ	3.20	2.94	3.01	2.93	2.55
キプロス	1.92	2.63	2.54	2.57	2.44
ハンガリー	2.65	2.89	2.85	2.48	0.01
その他	4.44	3.64	3.92	3.51	2.53

出典：NBR

自己資本比率ベースでの外国資本が過半数を占める銀行のシェアは、2024年12月には48.4%となり、2020年の61.9%を下回った。2024年には、オーストリアの資本が過半数を占める銀行が最大のシェアを占めた（13.3%）。

銀行システムの所有状況（自己資本比率ベース）

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
(市場シェア(%))					
ルーマニア	38.14	39.58	39.40	41.57	51.64
オーストリア	15.16	14.86	15.25	14.05	13.29
フランス	10.46	9.26	9.27	9.05	8.73
イタリア	8.16	7.84	8.07	7.92	11.61
ハンガリー	6.43	7.66	7.70	7.55	0.00
オランダ	7.41	7.11	7.20	7.07	6.85
ルクセンブルク	4.28	4.11	4.13	4.06	0.00
キプロス	3.47	4.15	3.35	3.29	3.34
その他	6.49	5.43	5.63	5.44	4.54

出典：NBR

銀行部門の構造

2024年度末、ルーマニアの銀行システムには32の信用機関があり、その内訳は、過半数が国有である機関が1つ、完全国有の機関が1つ、外国銀行の支店が8つ、民間資本の信用機関が22（信用協同組合ネットワークであるBanca Centrală Cooperatistă CREDITCOOPを含む。）であり、うち16は過半数が外国資本であった。

下表は、2024年12月31日現在のルーマニアの銀行部門の構成を示している。

資本の種類	銀行数	貸付金合計	預金合計	貸借対照表合計
(市場シェア(%))				
国有	1	8.4	12.2	11.3
過半数が国有	1	3.2	3.0	3.0
過半数が民間	22	77.4	72.4	74.1
- うち過半数が国内資本	6	21.6	23.1	23.2
- うち過半数が外国資本	16	55.8	49.3	50.9

銀行部門の現況

ルーマニアでの銀行部門の健全性および財務状況は、近年の複数のショック（パンデミック危機およびそれに起因するサプライチェーンの混乱、ロシアによるウクライナ侵攻およびエネルギー危機、米国およびスイスにおける銀行部門の混乱、中東の紛争）の状況下で、適正を維持している。（ ）主に居住者の顧客を対象としたルーマニアにおける銀行活動の特異性（2024年12月31日現在、総資産に対する海外資産の割合はわずか9.4%であった。）、（ ）ホールセール・ファンディングよりも変動が小さいリテール・ファンディングを主な基盤としたビジネスモデル、および（ ）簡易的で複雑性の低い金融（資本市場からの資金調達を削減することにより、デリバティブ金融商品への依存度を低減。）を考慮すると、上記の困難な事象による影響は限定的であった。新たな課題は、気候変動への適応の必要性、地政学的状況によって助長されるサイバーリスクの増大およびデジタル化の急速な進展に合わせたビジネスモデルの必要性から生じている。大金融危機（GFC）以降これまでに、ルーマニアでの銀行破産・債務不履行は発生しておらず、個人株主によって地方銀行の健全性を強化するための追加資金が提供されているため、公的支援も不要となっている。

総自己資本比率（2020年12月、2021年12月、2022年12月、2023年12月および2024年12月にそれぞれ25.1%、23.3%、23.4%、23.6%および23.7%）、Tier1自己資本比率（2020年12月、2021年12月、2022年12月、2023年12月および2024年12月にそれぞれ23.2%、20.9%、20.5%、20.7%および20.9%）および流動性カバレッジ比率（2020年12月、2021年12月、2022年12月、2023年12月および2024年12月にそれぞれ265.9%、238.8%、209.2%、280.6%および254.9%）は、引続きEU平均を上回っている。2018年12月以降の預貸率の下落（76.2%から2020年12月の67.1%）は、2021年度第4四半期に止まり、2021年12月（67.7%）および2022年12月（70.9%）は貸出が増加したことにより、前年同期比でわずかに増加したが、その後貸出に比べて預金の増加が加速したため、2023年以降は下落に転じた（2023年12月は67.6%、2024年12月は66.6%）。資金調達は分散しており、主に国内資本からもたらされている。貸借対照表に占める政府部門に対する債権の割合が比較的高いこと（2024年12月は27.0%）は流動性を支えているが、国債利回りの上昇という形で現れるリスク回避志向が著しく高まった場合には、銀行部門に対するショックの増幅につながる可能性がある。

2024 - 2026年の期間で実施された最新のソルベンシー・ストレス・テストの結果によると、銀行は概ね、主要な規制リスクの顕在化による潜在的損失を吸収する十分な能力を有していると示された。資産の質はさらに改善した。不良債権比率は、2022年度下半期に初めて欧州銀行監督局（以下「EBA」という。）が定義する低リスクのバケットに低下した（2020年12月は3.83%、2021年12月の3.35%から2022年12月は2.65%、2023年12月は2.37%、2024年12月は2.46%）。不良債権引当率は引続き適正であり（2020年12月は63.3%、2021年12月は66.1%、2022年12月は65.5%、2023年12月は64.6%、2024年12月は66.7%）、EU平均（2024年12月は41.2%）を大幅に上回っている。また、引当金およびTier1資本による不良債権カバレッジの適切性を測る指標であるテキサス比率は個別レベルでも連結レベルでも改善されている（2024年12月は17.8%）。貸出金全体に占めるステージ2ローンのシェアは引続き減少した（2020年12月は17.0%、2021年12月は14.9%、2022年12月は14.9%、2023年12月は13.7%、2024年12月は11.4%）。

部門レベルでは、非金融法人および家計の不良債権比率は、EBAの算定方法によれば、2020 - 2024年の期間を通じて低下の道をたどった。非金融法人については、不良債権比率は、2020年の平均値7%から2024年12月には4.1%に低下した。最近の動向は、同期間の総貸出エクスポージャー額の伸び（6%）を上回って、不良債権の残高が前年同期比で16%増加したことにより、非金融法人の不良債権比率がわずかに上昇（前年比0.34パーセンテージ・ポイント増）したことを示している。外貨建貸出の不良債権比率は、国内通貨建貸出に比べて引き続き低い水準を維持し（それぞれ3.2%対4.8%）、外貨建貸付金は、非金融法人において重要な割合を占めている（2024年12月は45%）。家計部門については、不良債権比率は（EBAが開発した算定方法によれば）2020年の平均値3.9%から2024年12月には3%に低下しており、2024年には2023年12月と比較して0.2パーセンテージ・ポイントさらに低下したことから、最近の動向は下降傾向の継続を示している。ローンの種類別では、2024年12月の消費者ローンの不良債権比率は5.1%（前年比0.7パーセンテージ・ポイント減）に低下したが、住宅ローンの不良債権比率は1.6%であり、前年と比較して比較的一定であった。2024年12月のエクスポージャーの総額は年間ベースで9%増加し、不良債権は2%増加した。外貨建貸出の不良債権比率は、国内通貨建て貸出の不良債権比率を上回っている（2024年12月の国内通貨建貸出の2.6%に対し、外貨建貸出は6.9%）が、家計向けの貸出総額（2024年12月）のうち、外貨建貸出が占める割合は9%に過ぎない。

非金融法人の債務不履行率は3.22%に達し、2023年12月と比較して0.6パーセンテージ・ポイント上昇したが、2024年12月における、家計向けの貸出は、住宅ローンが0.22%、消費者ローンが2.85%であった。ベースラインのマクロ経済シナリオによれば、2024年12月から2025年12月までの平均債務不履行率は、非金融法人ポートフォリオで5.31%と推計されており、マクロ経済情勢により、住宅ローンおよび消費者ローンともに、今後12ヶ月間の債務不履行率は若干悪化すると予測されている。

ルーマニアの銀行部門は、2024年に14.1十億ルーマニア・レウ（2021年は8.2十億ルーマニア・レウ、2022年は10.1十億ルーマニア・レウ、2023年は13.5十億ルーマニア・レウ）の純利益を計上した。これは、予想信用損失の水準が歴史的に低水準であったことと、営業利益が増加したためである。要求払預金が大きな割合（2024年12月31日現在、実体部門の預金の51.4%）を占めていることで支払利息が減少し、それにより純利息収益が増加したことで、営業利益は増益となった。2020年、銀行部門は貸倒損失により5.0十億ルーマニア・レウの純利益を計上した。資産利益率は2024年に1.7%（2020年は1.0%、2021年は1.4%、2022年は1.5%、2023年は1.8%）、株主資本利益率は2024年に18.4%（2020年12月は8.7%、2021年は13.3%、2022年は16.4%、2023年は20.1%）であった。

銀行部門の総資産は、堅調な貯蓄、民間および公的部門へのエクスポージャーの増加を受け、2024年12月には年率7.4%増の915.4十億ルーマニア・レウとなり、引続き強化された。負債は主として、居住する非政府顧客からの預金で構成されている（2024年12月は69%）。家計は依然として銀行部門の主要な資金提供者であり、2024年12月には負債総額の42%、居住者からの預金全体の60%を占めている。

国内資本が大半を占める銀行は引続き市場シェアを強化しており、総銀行資産の37%、民間預金残高の37%および貸出総額の32%を占めている。ルーマニアの銀行部門の統合は、今後も継続することが予想される。クロスボーダー活動は依然として小規模で、2024年12月の貸借対照表全体に占める割合はそれぞれ、海外資産が9.4%、海外負債が6.9%であった。海外市場への投資は主にユーロ圏の信用機関への短期貸付の形で、少数の大手銀行の貸借対照表に集中している。対外公的部門へのエクスポージャーはわずかである（2024年12月現在、総資産の2.1%）。海外からの資金調達は国内預金に完全に置き換えられている。このような資金調達の割合は、2010年から2014年までの年平均23%から、前年は年平均7.3%まで徐々に減少した。国内経済の構造的脆弱性が持続していることを背景に、金融仲介は低水準にとどまった（2024年12月の非政府信用対GDP比は24%、総資産対GDP比は52%）。

最新のNBR銀行貸出調査（2025年2月）によると、ルーマニアの信用機関は2024年度第4四半期に、非金融法人向けの貸出および与信枠ならびに家計向けの消費者信用の信用基準の引締めを報告した。一方、不動産市場の動向、全般的な経済情勢の変化および銀行間の競争圧力を受けて、金融機関は、住宅および土地の購入を目的とした家計向けの貸出の信用基準の緩和を挙げた。2024年度第4四半期における実体部門の貸出需要は、まちまちの動向を示した。具体的には、消費者信用については、非金融法人および家計からの貸出需要が減少した一方、住宅および土地の購入を目的とした家計からの貸出需要は増加した。

2018年10月、NBRの理事会は、NBR規則第17/2012号（NBR規則第3/2022号およびNBR規則第11/2022号により改正）を改正および補足する規則第6/2018号を採択した。2022年2月、NBRの理事会は、一定の貸出条件についてNBR規則第17/2012号（その後の改正および補足を含む。）を改正および補足する規則第3/2022号を採択した。新たな規定によると、債務水準の上限は、住宅を所有しておらず、所有したことがない者については、ルーマニア・レウ建貸出の場合は純利益の45%、住宅を所有しておらず、所有したことがない債務者が自ら居住する住居の購入を目的として初めて契約する不動産投資貸付については、外貨建貸出の場合は25%となる。

「債務免除法」（法律第52/2020号により改正および補足された法律第77/2016号）は、（ ）クレジット契約締結日に比べて為替レートが52.6%超増加し、（ ）変動金利の上昇により毎月の支払義務が50%超増加した場合に適用される。したがって、2008年の金融危機以前に発行されたスイス・フラン建ての住宅ローンすべてに適用され、ユーロ建てのローンの割合は低い。直接的に不良債権に言及しているわけではないが、これらのイニシアティブは、司法手続の長期化、回収可能額の制限、リスクとリターンのリンクの弱体化および将来的に不良債権を増加させる可能性があるその他の伝達経路を通じて、不良債権処理に直接的・間接的な影響を及ぼす可能性がある。2021年6月、憲法裁判所は、差押え手続が開始された債務者に対する法律第77/2016号の適用範囲の拡大に関する規定は違憲であると判断し、消費者保護を目的として法律第52/2020号によって導入されたすべての社会的規定を合憲と認めた。

家計向け不動産貸出の場合、脆弱性の蓄積を生み出すセグメントは非住宅ローンである。NBRIは、不良債権率が高いだけでなく、不動産価格の下落に対する感応度が高いことを考慮し、この不動産貸出のセグメントに対して景気循環対策の対応を行い、個人が自宅として使用することを意図した不動産以外の不動産を購入することを意図したローンについて、現行のLTV（ローン・トゥ・バリュー）よりも10パーセンテージ・ポイント低い

LTV規制（それぞれ保証による信用補填）を実施した（10パーセンテージ・ポイントの繰上げ増額に相当）。この措置は2022年4月1日に実施された。

銀行破綻処理の枠組み

これまで、政府は金融システムの安定を支援するために公的資金を使用していない。銀行部門の資本再構築は、すべて銀行の株主によって支援された。ルーマニアで利用可能なバックストップ対策は、主に民間部門の解決策で構成されており、公的部門の解決策はわずかである。バックストップ手段の民間部門における解決策は、NBRがその法的権限に従って利用できる監督および破綻処理措置で構成されている。

既存の法的枠組み（信用機関および投資会社の回復および破綻処理に関する法律第312/2015号（その後の改正および補足を含み、信用機関および投資会社の再建および破綻処理に関する枠組みを設定している指令第2014/59/EU号の最新版と完全に整合している。））は、銀行システムの財務状況の悪化によってもたらされる金融安定性への脅威を管理するための一連の破綻処理手段をNBRに提供している。破綻処理の条件が累積的に満たされた場合に、NBRが破綻処理機関として適用する破綻処理権限は、次のものから構成される：（ ）事業売却権限、（ ）ブリッジ機関権限、（ ）資産分離権限、および（ ）ベイルインである。これらは個別に、あるいは組み合わせて使用することができるが、資産分離手段は他の破綻処理手段との併用に限られる。所管省庁である財務省および破綻処理機関であるNBRが、金融システムへの重大な悪影響を回避するためには破綻処理権限の適用だけでは不十分であると判断した場合には、政府による金融安定化手段が適用される。このような措置は、所管省庁である財務省の指導の下、破綻処理機関であるNBRと緊密に協力して実施される。政府による金融安定化権限、すなわち公的資本支援および一時的な公的所有は、金融の安定性を維持しつつ、実行可能な最大限の範囲で他の破綻処理手段を評価し活用した後、最後の手段として使用されるものとする。

NBRは、破綻処理当局としての立場から、ルーマニアに存在するEU域内の銀行または銀行グループそれぞれについて、統一されたEUの法的枠組みに基づく破綻処理計画策定活動を実施している。NBRは、地域の信用機関の破綻処理計画を策定する一方で、クロスボーダー銀行グループのルーマニア子会社については、単一破綻処理委員会が設置する破綻処理会議内または統合監督当局も所在する加盟国の破綻処理当局内で、破綻処理計画および自己資本・適格債務の最低要件（以下「MREL」という。）に関する共同決定を採択するために、グループレベルの破綻処理計画の更新に参加する。

レベル1の立法に関連する改正は、DORA指令（指令(EU)第2022/2256号）が法律第16/2025号により国内法に組み入れられることにより行われる。これにより、信用機関の破綻処理計画策定および破綻処理能力評価にさらなる要素（デジタル・オペレーショナル・レジリエンスを確保する能力を証明すること、ならびに特に信用機関の重要な機能および中核的な事業ラインを支えるネットワークおよびシステムにおける破綻処理の堅牢性・機能的能力の観点から、ITおよび通信サービス契約の実現可能性を評価すること等）がもたらされる。

破綻処理法制の枠組みはまた、ルーマニアに直接適用される相当数のレベル2のEU立法（委任規則や施行規則等）およびEBAが採択したガイドラインも含む。銀行の破綻処理能力の分野では、NBRがその遵守を表明している、BRRDの第15条および第16条に基づく破綻処理機関および破綻処理当局の破綻処理能力の向上に関するガイドライン（EBA/GL第2022/01号）（ガイドラインEBA/GL第2023/05号（破綻処理能力テストに関する）による修正を含む。）ならびに移管戦略に関する破綻処理機関および破綻処理当局のための破綻処理能力評価を補完するためのガイドライン（移管可能性ガイドライン）（EBA/GL第2022/11号）が該当する。

2023年、レベル3の立法は、評価損、転換およびベイルインの為替メカニズムの公表に関する破綻処理当局に対するガイドライン（EBA/GL第2023/01号）ならびに回復計画における全体的な回復能力に関するガイドライン（EBA/GL第2023/06号）によっても拡大された。

2023年12月15日、破綻処理当局としてのNBRは、評価損、転換およびベイルインの為替メカニズムの公表に関する破綻処理当局に対するガイドライン（EBA/GL第2023/01号）の規定に従い、この点に関するアプローチを公表した。

同時に、ブリッジ信用機関の認可に関するNBR規則第4/2024号の官報での公表を通じて、法的枠組みが改善された。この規則は、認可の条件だけでなく、所管当局であるルーマニア国立銀行がブリッジ信用機関を認可するための認可申請に付随する書類作成についても定める。ブリッジ信用機関を認可するプロセスが単一の段階で実施されることを考慮し、当該規則は、必要な便宜をもってこの破綻処理文書の適用を確保する。

2024年末までに、銀行破綻処理基金（以下「BRF」という。）が利用可能な財政手段は、指令第2014/59/EU号に規定する目標水準である、ルーマニアにおいて認可を受けた全信用機関の対象預金金額の少なくとも1%に達した。ルーマニアでは銀行破綻処理措置が必要とされなかったため、BRFは活用されていない。

NBRは、破綻処理機関として、2022年1月3日から施行されている法律第320/2021号によるルーマニアでの移行後、BRRD - 指令(EU)第2019/879号の規定に基づき、またMREL方針(NBRの管轄下にある信用機関の自己資本・適格債務の最低要件(MREL)の決定に関する方針)に基づき、その管轄下にある破綻処理手続の対象となるすべての銀行(国内銀行またはクロスボーダー銀行グループの子会社)に対してMREL要件を設定する。移行期間は、NBR管轄下のすべての銀行に関して2024年1月1日に終了した。NBR管轄下の破綻処理銀行のMREL最終目標の平均は、2024年12月31日現在、リスク・エクスポージャー総額の24.74%となった。統合バッファー要件をリスクベースMRELに上乗せして考慮すると、最終目標は29.74%の水準に達した。

2024年12月31日の数値に基づく、すべての銀行が適用されるMREL最終目標を満たしており、今後も満たすことが見込まれる。

適用されるMREL目標を達成するために、NBRの管轄下にある銀行・破綻処理機関が、外部MRELのために総額約33.4十億ルーマニア・レウの適格債務(2020年から2025年5月の期間)を発行した一方で、内部MRELの対象となるルーマニアの銀行は、総額約18.7十億ルーマニア・レウの契約金額(2020年から2025年5月の期間)で、親法人から劣後資金(新規または長期の融資および融資枠)を調達した。外部適格MREL財源の投資者は、資産運用会社、国内外の銀行、年金基金、保険会社、企業等の国際金融機関や機関投資家である。

ルーマニアの銀行規制およびビジネス基準

銀行規制および監督

信用機関は、主として、信用機関の活動への参加ならびに信用機関および投資会社の健全性監督に関する指令第2013/36/EU号(以下「CRD」という。)が国内法に組み入れられた、信用機関および自己資本比率に関する政府緊急令第99/2006号(その後の改正および補足を含む。)(以下「銀行法」という。)によって規制されており、また、信用機関および投資会社の健全性要件に関する2013年6月26日付の欧州議会および理事会の規則第575号(以下「CRR」という。)ならびに、特に、倒産防止手続および倒産手続に関する法律第85/2014号によって規制されている。

BRRD は、信用機関の再建および破綻処理の国内根拠を定める2015年12月4日付の法律第312号によりルーマニアの法律に組み入れられ、これにより信用機関および自己資本比率に関する政府緊急令第99/2006号の安定化措置に関する一定の規定が廃止された。

マルチプル・ポイント・オブ・エントリー破綻処理戦略を利用し、MRELを満たすために適格な金融商品を間接的に引き受ける手段を有するグローバルなシステム上重要な金融機関の健全性に関する取扱いに関して、規則(EU)第575/2013号および指令第2014/59/EU号を改正する2022年10月19日付の欧州議会および理事会の規則(EU)第2022/2036号第2条第1号および第3号により修正された、指令第2014/59/EU号第45条d(4)および第45条h(2)の規定は、信用機関および投資会社の再建および破綻処理に関する法律第312/2015号を改正および補足し、金融分野における一定の立法を改正および補足し、2024年1月8日付官報第12号第 部で公表された法律第6/2024号により組み入れられた。

2024年4月11日、MRELの特定の側面に関して、指令第2014/59/EU号および規則(EU)第806/2014号を改正する欧州議会および理事会の指令(EU)第2024/1174号(デジチェーン指令)が、官報において公表された。

この指令は、銀行の危機管理および預金保険(CMDIパッケージ)の改正を目的としたECの提案の一環である。その主な規定は、以下のとおりである。

- ・ 一定の条件に従い、連結ベースで内部MRELを設定する権限を破綻処理当局に付与する。破綻処理当局が銀行グループにかかる連結処理の適用を認めた場合、中間子会社は、内部MRELの個々の保有分を控除する義務を負わない。
- ・ 「清算事業体」に対する特定のMREL処理を導入する。これらは、倒産法に従い清算が決定した銀行グループ内の事業体として定義されるため、破綻処理措置(MREL商品の転換または評価損)の対象とはならない。これに基づき、原則として、破綻処理当局が金融安定性の保護を理由として事例毎に別段の決定を行わない限り、清算事業体は、MREL要件を遵守する義務を負わない。中間事業体に対して発行されたこれらの清算事業体の自己資本は、自己資本の大部分を占め、かつ中間事業体の適格債務である場合を除き、控除する必要はない。

ルーマニアでは、デジチェーン指令は、信用機関および投資会社の再建および破綻処理に関する法律第312/2015号を改正および補足し、金融分野における一定の立法を改正および補足し、2025年4月7日付官報第304号第 部で公表された法律第40/2025号により組み入れられた。

現行の健全性規制の枠組みでは、以下が確保されている。

- () 上記の状況における、CRDとの整合化およびCRRの実施を促進するための適切な措置

() EBAが発行したガイドライン / 勧告との整合化、EBAのガイドライン / 勧告がルーマニアの規制に組み入れられた分野において守秘義務制度と同等の定めがあること、CRRの「応急処置」に準拠したCOVID-19に対する措置の報告および開示、ガバナンスの取決め、経営機関の構成員および主要役職者の適切性の評価、報酬方針、信用リスク管理の実務および予想信用損失の会計処理、COVID-19パンデミックへの対応のために導入された借入金の支払猶予に関する立法化された / 立法化されていない健全性管理、不良エクスポージャーおよび先送りされたエクスポージャーの管理、CRRに基づく高リスクに関連するエクスポージャーの種類の特定、内部資本および流動性の適切性の評価プロセスおよび重要なリスクの管理、流動性に係る費用便益の配分、業務委託の条件、信用リスクおよび業務リスクに係る資本要件の算出に先進的手法を用いることの評価および検証、証券化取引における保有要件、改正後の大口エクスポージャー制度に関する明確化および一部の短期エクスポージャーを大口エクスポージャー制度から適用除外することに関する明確化、大口エクスポージャーのために「三者間レポ取引」に関連する機関のエクスポージャーの代替的取扱いを適用するための条件の特定、当初自己資本として認識される資本性金融商品の適格基準、信用機関の再建および破綻処理、LCRの開示、CRR第8部における開示要件、証券化取引の黙示的な支援、債務証券の修正後の年限、取得および適格保有、関連顧客、債務不履行の定義、資金調達計画、ICTリスク、証券化取引におけるトランシェの加重平均満期の決定、構造的為替の取扱い、機関が大口エクスポージャー限度を超える例外的な事例の評価基準、ならびに市場リスクに係る自己資本要件を算出するために用いられるリスク測定モデルにおいてデータ入力に使用される基準の特定、EUの中間親会社の設立に関する基準値およびその他の手続的側面の監督、非トレーディング勘定（銀行勘定）活動から生じる金利リスク（IRRBB）の特定、評価および管理、IRRBBの管理に関連する内部ガバナンスの取決め、管轄当局が実施する精査および評価のための金利の突然かつ予想外の変化を評価するための基準、非トレーディング勘定における信用スプレッド・リスク（CSRBB）の特定および管理、融資の組成およびモニタリング、移管戦略の場合を含むBRRD第15条および第16条に基づく破綻処理機関および破綻処理当局の破綻処理能力の向上、評価損、転換およびペイルインの為替メカニズムの公表、監督上の検証・評価プロセス（SREP）のための共通の手続および方法、監督上のストレス・テストの実施、報酬慣行、男女間の賃金格差および承認された高い比率に関するベンチマーク調査、高額所得者、アウトソーシング、多様性政策およびジェンダー間賃金格差を含む多様性慣行のベンチマーキングに関するデータ収集調査、回復計画における全体的な回復能力、EBA報告枠組みに基づく歴史的データの再提出

さらに、CRD / CRRおよびBRRDの実施とともに、信用機関は、報告分野に関連するものも含め、すべての加盟国に直接適用される技術標準を定めたECの実施規則を遵守することが求められている。

2019年6月7日、以下を含むリスク削減措置パッケージ（以下「RRMパッケージ」という。）が公表された。すなわち、()適用除外事業体、金融持株会社、混合金融持株会社、報酬、監督上の措置および権限ならびに資本保全措置に関する指令第2013/36/EU号を改正する、2019年5月20日付の欧州議会および理事会の指令(EU)第2019/878号（以下「CRD」という。）、()レバレッジ比率、安定調達比率、自己資本および適格債務の要件、カウンターパーティー信用リスク、市場リスク、中央カウンターパーティーに対するエクスポージャー、集団投資事業（以下「CIU」という。）に対するエクスポージャー、大口エクスポージャー、報告および開示の要件ならびに規則(EU)第648/2012号に関する規則(EU)第575/2013号を改正する、2019年5月20日付の欧州議会および理事会の規則(EU)第2019/876号（CRR）、ならびに()BRRDである。

2020年12月、NBRは、内部ガバナンス、経営機関の構成員および主要役職者の適切性の評価、リスク管理、内部資本および流動性の充実度評価プロセス（ICAAP/ILAAP）、非トレーディング勘定活動から生じる金利リスクの管理等の分野における、信用機関の健全性要件に関するNBR規則第5/2013号（その後の改正および補足を含む。）を改正および補足する規則第11/2020号を公表した。規則第5/2013号の改正でも、ルーマニアにおける金融部門評価プログラム（2017年～2018年）の結果としてのIMFおよび世界銀行が行った勧告が考慮に入れられた。

RRMパッケージの実施はEMUの完成に向けた重要な一歩であり、当該実施により、リスク削減の他に、資本化の改善および当該目的に向けたより適切なツールの保有を通じて、銀行が潜在的なショックに耐える能力を強化することができる。

指令(EU)第2019/878号および指令(EU)第2019/879号を国内法に組み入れる法律が、2021年後半にルーマニア議会で採択された。指令(EU)第2019/878号は、信用機関および自己資本比率に関する政府緊急令第99/2006号を改正および補足する法律第319/2021号によって組み入れられ、2021年12月30日付官報第1247号第 部で公表された。技術的な規定は、信用機関の認可の分野（信用機関の認可および信用機関の状況の変化に関する規則第

12/2020号を改正する規則第1/2022号)および健全性要件の分野(信用機関の健全性要件に関する規則第5/2013号を改正する規則第2/2022号)において、NBRが公表した規則を改正することによって組み入れられた。

マクロ・プルーデンス当局(ルーマニアの国家マクロ・プルーデンス監督委員会(以下「NCMO」という。))の理事会)の帰属を定める指令(EU)第2019/878号の技術的な規定は、資本バッファの設定に使用される方法および手続ならびにこれらの手段の範囲に関するNCMO規則第2/2017号を適切に修正することにより、二次立法のレベルで組み入れられている。NCMO規則第1/2020号は、2020年12月22日付ルーマニア官報第1277号第 部で公表された。

2024年6月19日、EU官報において、以下のパーゼル パッケージがそれぞれ公表された。

- ・ 監督権限、制裁、第三国支部、および環境・社会・ガバナンス・リスクに関して、指令第2013/36/EU号を改正する2024年5月31日付の欧州議会および理事会の指令(EU)第2024/1619号(CRD)
- ・ 信用リスク、信用評価調整リスク、オペレーショナル・リスク、市場リスクおよびアウトプット・フロアの要件に関して、規則(EU)第575/2013号を改正する2024年5月31日付の欧州議会および理事会の規則(EU)第2024/1623号(CRR)

CRD 第2条に従い、加盟国は、2026年1月10日までに指令を国内法に組み入れるために必要な規範的規則を採択し、公表する義務を負う。

ルーマニアでは、CRD の組入れは一次および二次的な法的枠組みの両方を改正することにより達成される。

CRD により導入された要素の結果、既存の法的枠組みに変更を加える必要がある主な分野は、a)管轄当局の独立性、b)監督対象の事業体が行う特定の業務(金融機関または非金融機関への重要な出資の直接または間接の取得、資産または負債の重要な移転および合併または分割)に関する監督権限の強化、c)第三国支部の体制(最低認可要件、健全性要件、内部ガバナンス、監督および報告)、d)環境・社会・ガバナンス(ESG)リスク、ならびにe)制裁体制の強化である。

2019年12月18日、EU官報において、カバード・ボンドの発行およびカバード・ボンドの公的監督に関する2019年11月27日付の欧州議会および理事会の指令(EU)第2019/2162号を含み、カバード・ボンドの形式によるエクスポージャーに関する、規則(EU)第575/2013号を改正する指令第2009/65/EC号および第2014/59/EU号ならびに2019年11月27日付の欧州議会および理事会の規則(EU)第2019/2160号を改正するカバード・ボンド・パッケージが公表された。当該規則は2022年7月8日に発効した。

指令(EU)第2019/2162号の規定は、金融分野における一部の規範的規則を改正および補足する、カバード・ボンドに関する法律第233/2022号、および同指令の技術的規定を国内法に組み入れる、カバード・ボンドの発行に関するNBR規則第10/2022号により国内法に組み入れられている。

指令(EU)第2019/879号は、金融分野における特定の立法を改正および補足する、信用機関および投資会社の再建および破綻処理に関する法律第312/2015号を改正および補足する、2021年12月31日付官報第1256号第 部で公表された、法律第320/2021号によって組み入れられた。指令(EU)第2019/879号(BRRD)の組入れを確保する法律第320/2021号は、2022年1月3日に発効した。

指令(EU)第2022/2556号の規定は、金融分野における一部の規範的規則を改正および補足し、2025年3月17日付官報第234号第 部で公表された法律第16/2025号により国内法に組み入れられている。この法律により、信用機関および自己資本充実度に関する政府緊急令第99/2006号(法律第227/2007号により改正および補足され、その後の改正および補足を含む。)、金融分野における一部の立法を改正および補足する、信用機関および投資会社の再建および破綻処理に関する法律第312/2015号、決済サービスおよび一部の規範的規則の改正に関する法律第209/2019号および電子マネーの発行業務に関する法律第210/2019号の規範的規則が改正された。

2022年3月、NBRは、信用機関の健全性要件に関するNBR規則第5/2013号を改正および補足する、また一部の規範的規則の廃止に関する規則第5/2022号を公布した。同規則は2022年3月30日付官報第314号第 部で公表された。

2022年10月、NBRは、NBRが発した一部の規範的規則それぞれの改正および補足に関する規則第11/2022号を発行した。それらは、それぞれ、NBR命令第9/2017号、NBR命令第10/2017号、NBR命令第18/2007号、NBR規則第4/2019号、NBR規則第5/2019号、NBR規則第20/2009号、NBR規則第2/2019号、NBR規則第17/2012号、NBR規則第5/2013号、NBR規則第12/2020号、NBR命令第8/2014号、NBR命令第9/2014号およびNBR命令第2/2014号である。この規則は、2022年10月25日付官報第1036号第 部で公表された。規則の主な目的は、報告主体がLEIコードを保有している場合には、報告書を通じて報告主体のLEIコードの提示を求めることにより、法人の識別に関する欧州システミック・リスク理事会の勧告(ESRB第2020/12号)を実施することである。また、報告主体が情報を報告する必要のある、LEIコードを保有している他の法人のかかるLEIコードの提示およびNBRが監督する金融機関

が当該識別システムを有している場合には、かかる金融機関の公的登録簿／リスト上にLEIコードを公表することによっても行われる。

2023年初めに、NBRは報酬報告の分野で2つの命令を発表した。それぞれ、報酬慣行と男女間賃金格差に関するベンチマーク調査に関するNBR命令第4/2023号（2023年5月5日付官報第387号第 部）および高額所得者に関するデータ収集調査に関するNBR命令第5/2023号（2023年5月8日付官報第391号第 部）である。この2つの命令は、この分野におけるEBAのガイドラインを考慮して作成されたものであり、報酬の傾向と慣行をベンチマークする目的で、報告書作成のために信用機関がNBRに提供すべき情報について、報告書の内容を規定している。

2024年8月、NBRは、アウトソーシングの分野において、信用機関の健全性要件に関するNBR規則第5/2013号の改正および補足に関する規則第8/2024号を公表した。同規則はまた、適用除外事業体、金融持株会社、混合金融持株会社、報酬、監督上の措置および権限ならびに資本保全措置に関する指令第2013/36/EU号を改正する、2019年5月20日付の欧州議会および理事会の指令(EU)第2019/878号を訂正する規定の一部を確実に組み入れる。同規則は、2024年8月14日付官報第809号第 部で公表された。

2024年10月、NBRは、信用機関の健全性要件に関するNBR規則第5/2013号の改正および補足に関する規則第11/2024号を公表した。CRR第116条第4項に規定された各国の裁量に基づき、同規則は、信用リスクに対する自己資本要件の決定および開発銀行に対するエクスポージャーへのリスク加重（中央政府に適用されるものと同等）の適用に関して、ルーマニアにおける開発銀行の設立および運営に適用される一般的な枠組みに関するいくつかの措置の規制に対して、法律第207/2022号に基づいて設立された信用機関と開発銀行との関係における優遇措置を定めている。同規則は、2024年10月2日付官報第987号第 部で公表された。

2022年、欧州法規の組入れおよび実施を目的とし、信用機関にも適用される2つの法律が採択された。

- a) 投資会社の健全性監督の分野において - 法律第236/2022号（政府緊急令第99/2006号の改正）は指令(EU)第2019/2034号を組み入れ、投資会社を対象とし、銀行業務を行う信用機関または信用機関に転換した大規模投資会社を意味するという意味での信用機関の定義等、信用機関に関する変更を行った。この新しい区分の信用機関（大規模投資会社）は、FSAの認可、監督および規制の対象となる。
- b) クラウドファンディング・サービスの分野において - 法律第244/2022号は、2020年10月7日付の欧州議会および理事会の欧州クラウドファンディング・サービス・プロバイダーに関する規則(EU)第2020/1503号の実施ならびに規則(EU)第2017/1129号および指令(EU)第2019/1937号の改正に関する規定（以下「ECSPR」という。）（クラウドファンディング規則）を改正するものであり、また、信用機関およびNBRの管轄内の金融部門の他の区分の事業体（決済機関、法人口座に関する情報サービスに特化したプロバイダー、電子マネーを発行する機関、ノンバンク金融機関）がクラウドファンディング・サービスを提供しようとする状況を規制する。

2019年12月18日、カバード・ボンドの発行およびカバード・ボンドの公的監督に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会指令(EU)第2019/2162号ならびに指令第2009/65/EC号および第2014/59/EU号の改正、ならびにカバード・ボンド形式のエクスポージャーに関する規則(EU)第575/2013号を改正する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則(EU)第2019/2160号を含むカバード・ボンド・パッケージに関するEU官報が公表された。かかる規則は2022年7月8日に発効した。

指令(EU)第2019/2162号の規定は、金融分野における一部の規範的規則を改正および補足するカバード・ボンドに関する法律第233/2022号により、ならびに国内法に同指令の技術的規定を移転するカバード・ボンドの発行に関するNBR規則第10/2022号により、国内法に組み入れられている。

2022年、財務省が国営の開発銀行を設立するために開始したプロセスに従い、以下の法律が採択された。

- ・ 2022年7月12日付官報第693号第 部で公表された、ルーマニアの開発銀行の設立および運営に適用される一般的な枠組みに関する措置の規制のための法律第207/2022号（政府緊急令第132/2022号、政府緊急令第17/2023号および政府緊急令第44/2023号により修正）。法律第207/2022号は、銀行分野の法律を開発銀行の活動の特性に適合させ、また、NBRが法律の適用における健全性規制の枠組みを精緻化するための法的根拠を確保できるように、開発銀行がCRD / CRRの枠組みの適用から除外され、NBRの認可を必要とせず信用機関として設立される条件の下で開発銀行に適用される特別な健全性制度を定めている。
- ・ 2023年1月31日付官報第85号第 部で公表された法律第207/2022号の改正および成立に関する政令第17/2023号は、2022年11月8日にEU経済財務相理事会（ECOFIN）によって承認されたバーゼル パッケージ（CRD およびCRR ）の交渉過程において、信用機関に適用される健全性枠組み（CRD / CRR）から除外される事業体の一覧に投資開発銀行（IDB）を暫定的に含めるという内容で採択された。

- ・ 開発銀行に対する健全性要件に関するNBR規則第4/2023号は、開発銀行内の経営機関および主要役職者の適切性の評価に関する要件を規定している。同規則は2023年5月18日付官報第434号第 部で公表された。
- ・ 開発銀行に対する健全性要件に関するNBR規則第12/2024号は、開発銀行に対する健全性要件に関するNBR規則第4/2023号を改正および補足するものであり、NBRによって、開発銀行がNBRの公式ウェブサイトに掲載されている登録簿に登録されなければならないことを定める規定を導入している。これは、信用機関および自己資本充実度に関する政府緊急令第99/2006号（その後の改正および補足を含む。）によって規定された、信用機関が登録簿に登録される要件と同様の規定である。同規則は2024年12月19日付官報第1286号第 部で公表された。

2023年において、汎欧州個人年金商品（PEPP）に関する2019年6月20日付の欧州議会および理事会の規則(EU)第2019/1238号の施行のための法律第65/2023号が採択され、持続可能な投資を促進する枠組みの設立に関する2020年6月18日付の欧州議会および理事会の規則(EU)第2020/852号の一部を規定し、また、個人年金の分野の一部の法律を改正および補足するとともに、規則(EU)第2019/2088号を改正した。同法は、とりわけ、個人年金商品に関するFSAおよびNBRの権限を明確にするという観点を含め、個人年金商品の供給者および/または販売者としての信用機関の制度を定めている。

EBAによって承認された財務報告の枠組み（以下「FINREP」という。）は、規則(EU)第680/2014号（その後の改正および補足を含む。）（規則(EU)第451/2021号（その後の改正および補足を含む。）により置き換えられ、その後規則(EU)第3117/2024号により置き換えられる。）に準拠しており、EUの信用機関に直接適用される。ルーマニアの信用機関がFINREPの個別報告の枠組みを一元的に適用するための最適な条件およびそれとFINREPの連結報告の枠組みとの相関関係を確保するために、当該枠組みは2014年に単体報告の目的で適用され、その後、EUレベルでの新基準である国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）第9号の採用およびEBAによるFINREPの連結報告の枠組みに対するその他の修正を受けて更新され、NBR命令第9/2017号（NBR命令第8/2020号およびNBR命令第8/2024号により大幅に最終更新）が発行された。NBRはまた、NBRレベルでの分析および研究を実施するために必要な、他の加盟国に本店を有する信用機関のルーマニア支店によって報告された財務および会計の統計情報の継続性を確保するため、命令第10/2017号（NBR命令第8/2020号およびNBR命令第8/2024号により大幅に最終更新）を発行した。

2022年7月29日、NBRは、2022年7月29日から官報第760号第 部および第760号の2で公表された、銀行およびノンバンク金融機関が一定の区分の債務者に供与するローンのための一定のファシリティの付与に関する政府緊急令第90/2022号に基づき法的猶予の対象となるエクスポージャーに関する情報の報告に関するNBR命令第2/2022号を採択した。2023年4月、NBR命令第2/2022号は、2023年4月21日から官報第335号第 部で公表されたNBR命令第2/2023号により廃止された。

2023年2月、NBRは、IFRSに準拠した会計規則を承認するNBR命令第27/2010号を補足するNBR命令第1/2023号および欧州指令に準拠した会計規則を承認するNBR命令第6/2015号を採択した。かかる命令に従い、一定の基準を満たす中央銀行の規制範囲内の事業体は、所得税情報に関する報告書を発表および公開しなければならない。同命令は2023年2月27日から官報第167号第 部で公表された。

2024年5月、企業の持続可能性報告に関する欧州指令（指令(EU)第2022/2464号 - CSRD）の規定を、中央銀行の会計規制分野に属する事業体に適用される会計規則に組み入れるため、IFRSに準拠した会計規則を承認するNBR命令第27/2010号および欧州指令に準拠した会計規則を承認するNBR命令第6/2015号を改正および補足する2024年5月16日付NBR命令第1号が公表された。

2024年10月、NBRは、IFRSに準拠した会計規則を承認するNBR命令第27/2010号および欧州指令に準拠した会計規則を承認するNBR命令第6/2015号を改正および補足するNBR命令第5/2024号を採択した。これは、零細企業、中小企業および大企業またはグループの規模基準の調整に関する欧州指令（指令(EU)第2023/2775号）の規定を中央銀行の会計規制範囲内の事業体に適用される会計規則に組み入れるためである。かかるNBR命令は2024年11月6日から官報第1108号第 部で公表された。

NBRの健全性監督システムは、オフサイトとオンサイトの両方の査察により構成されている。

オフサイト監督は、主に、個々の信用機関、信用機関グループおよび銀行部門全体の活動の定期的な監視、健全性規則（ソルベンシー、大口エクスポージャー、関連当事者に対する貸付、信用の分類および引当て、外国為替ポジション、自己資本ならびに流動性等に関する事項）ならびに規制の遵守の調査、ならびに問題が確認された場合は是正措置の実施からなる。

オフサイト監督は、信用機関の財務状況の定期的な評価に加えて、適格株式を取得しようとする者の適合性の評価、ならびに取締役および経営幹部の役職に指名された者のその評判、道徳的誠実さおよび経験等の要素に基づく承認に関連する、信用機関の活動のその他いくつかの側面にも焦点を当てている。

オンサイト査察は、NBRの監督委員会によって承認された年次査察プログラムに従って実施され、信用、市場、業務リスクおよび評判リスクの管理、ITシステムの管理、マネーロンダリングの防止ならびに内部統制システムの全体的な評価等の分野に焦点を当てている。オンサイト査察では、信用機関がその直面するリスクを特定、測定、評価、監視および制限するために用いる手法により評価が行われる。信用機関がリスクを測定、評価および監視するために適用している手法、リスク管理で使用されている情報が完全で、信頼性が高く、最新のものであるかどうか、また、担当部署および担当者に責任の明確な定義および分担がなされているかについても注意が払われる。これに基づいて、信用機関の全体的なパフォーマンスおよびそれらのリスクプロファイルに関する適切な結論が導き出される。

最低資本要件

信用機関の最低資本要件（以下「MCR」という。）は、CRRおよび信用機関の健全性要件に関するNBR規則第5/2013号によって規制されており、それらにより以下が規定されている。

- ・ 銀行の最低初期資本金は37百万ルーマニア・レウである。
- ・ モーゲージバンクまたは住宅金融組合の最低初期資本金は25百万ルーマニア・レウである。
- ・ 信用協同組合の中央機関の初期資本金および自己資本の最低額は、5百万ユーロに相当するルーマニア・レウの金額である。
- ・ 信用協同組合の自己資本の最低額は300,000ルーマニア・レウである。
- ・ 協同組合ネットワークの総資本および自己資本の最低額は、10百万ユーロに相当するルーマニア・レウの金額に設定されている。

信用機関の引き受けられた最低資本金は、設立時に全額現金で払い込まなければならない。同様に、増資の際は、引き受けられた資本金は引受け時に全額現金で払い込まなければならない。

最低準備預金制度

ルーマニア・レウ建準備預金の制度は、主に金融調節（NBRによる流動性管理と密接に相関する。）および銀行間金融市場金利の安定化のために機能し、外貨建準備預金の制度は、外国為替ローンの拡大の抑制のために機能する。NBRは、2014年から2017年までの期間に信用機関のルーマニア・レウ建債務の最低預金準備率を15%から8%に引き下げ、2020年に外貨建債務の最低預金準備率を20%から5%に引き下げた。いずれの措置も、最低準備預金制度を欧州中央銀行およびEU内の主要中央銀行の該当する基準および慣行とさらに調和させることを目的としており、前者は主に貸出活動の持続的な回復の支援を目的としたものであった。

引当金の設定および貸出金 / 投資の分類

信用機関

2012年以降、すべての引当金は、IFRSに従って減損損失の調整として決定される。2018年からはすべての銀行がIFRS第9号を適用しており、正常債権（すなわちステージ1およびステージ2）に分類されるものを含むすべての貸出金について、予想信用損失（内部計算に基づく）に対する引当金の設定が要求されている。

不良エクスポージャーについては、2019年4月25日に、不良エクスポージャーの最低損失補償に関する規則(EU)第575/2013号を改正する規則(EU)第2019/630号が公表された。この規則は、課せられた最低損失補償が満たされない場合には健全性バックストップ（自己資本からの控除）も課す、不良債権の最低損失補償率を定めている。

信用機関以外の債権者に対する貸出金の分類

貸出金の分類ならびにNBRの監督下にある事業体（信用機関を除く。）に適用される信用リスクに係る特別規定の制定、規則化および使用に関するNBR規則第5/2012号、すなわち信用機関以外の債権者に対する貸出金の分類を規制していた法令は、ノンバンク金融機関を除く決済機関および電子マネー機関に適用される、貸出金の分類ならびに信用リスクに係る特別規定の制定、規則化および使用に関するNBR規則第2/2023号により廃止された。

NBR規則第2/2023号は、決済サービスに関連する信用を付与するルーマニアの法人である決済機関および決済サービスに関連する信用を付与するルーマニアの法人である電子マネー機関であって、かつ、ノンバンク金融

機関に関する法律第93/2009号（その後の改正および追加を含む。）に従いNBRが保管する一般登録簿に登録されたノンバンク金融機関としての地位を保有していないものに適用される。

NBR規則第2/2023号に従い、上記の決済機関および電子マネー機関がノンバンクの債務者に提供したローンは、エクスポージャーの観点から、標準、要注意、標準以下、貸倒懸念および損失の5つの区分に分類される。これらの区分毎に、引当金係数が次のとおり定められている。すなわち、外貨建てまたは外貨に連動するローン以外で為替リスクに晒される個人債務者に提供されるローンの場合、「標準」は0、「要注意」は0.05、「標準以下」は0.2、「貸倒懸念」は0.5、「損失」は1であり、外貨建てまたは外貨に連動し為替リスクに晒される個人債務者に提供されるローンの場合、「標準」は0.07、「要注意」は0.08、「標準以下」は0.23、「貸倒懸念」は0.53、「損失」は1である。

信用エクスポージャーは、債務元利返済の実績（満期日からの延滞日数）および債務者に対する法的手続の開始に応じて、上記の報告機関によって分類される。

上記の報告機関は、信用リスクについての具体的な規定とともに、債権の分類に関する報告書を、報告書の対象である四半期の終了後25日以内にNBRに送付しなければならない。四半期報告書の形式および内容は、ノンバンク金融機関以外の決済機関および電子マネー機関に適用される、信用エクスポージャーの分類に関する状況の報告およびそれらに関連する信用リスクについての具体的な規定の必要性に関するNBR命令第3/2023号によって規定されている。

2023年1月1日以降、ノンバンク金融機関は、会計処理の基礎として、また個別年次財務書類の作成のためにIFRSを適用することが求められている。したがって、ノンバンク金融機関は、債務者に供与された貸出金の予想信用損失を計算にIFRS第9号を適用し、IFRS第9号の規則に従ってこれらの減損段階に対するエクスポージャーを以下のとおり分類している。

- ・ ステージ：当初認識時の貸出金または報告日時点で信用リスクの低い貸出金
- ・ ステージ：当初認識時から信用リスクが大幅に増加した貸出金
- ・ ステージ：報告日時点で減損している貸出金

これらの段階の報告は、モニタリング/健全性監督の目的でノンバンク金融機関に適用される国際財務報告基準に従った、個別レベルでの定期財務書類の作成に関する方法論的規則を承認するNBR命令第4/2022号（その後、NBR命令第7/2024号により改正および補足されている。）に従って四半期毎に行われる。

自己資本比率

信用機関に対する自己資本要件はCRRにより規制されている。したがって、信用機関は、少なくとも以下の資本要件の合計と同額の自己資本を常に維持しなければならない。

- ・ すべての事業活動（トレーディング勘定事業を除く。）に関する信用リスクおよび希薄化リスクについては、CRRの関連規定に従い算定されるリスク加重エクスポージャー合計の8%
- ・ 信用評価調整リスクについては、CRRの関連規定に従い決定される資本要件
- ・ トレーディング勘定事業に関し、ポジション・リスク、決済・カウンターパーティー・リスクについては、CRRの関連規定に従い決定される資本要件
- ・ すべての事業活動に関し、為替リスク、決済・コモディティ・リスクについては、CRRの関連規定に従い決定される資本要件
- ・ すべての事業活動に関し、オペレーショナル・リスクについては、CRRの関連規定に従い決定される資本要件

資本バッファ

CRD / CRR規制パッケージは、シクリカルなシステミック・リスクの発生を防ぐかまたは構造的なシステミック・リスクを軽減することを目的として、国の管轄当局がとれる一連のマクロ・プルーデンスの手段を利用可能にする。（ ）資本保全バッファ、（ ）カウンターシクリカル資本バッファ、（ ）グローバルなシステム上重要な機関に対するバッファ（G-SIIバッファ）、（ ）その他のシステム上重要な機関（以下「O-SII」という。）に対するバッファ（O-SIIバッファ）、および（ ）システミック・リスク・バッファが挙げられる。欧州指令および直接適用される規則を通じて資本バッファを規制することにより、(a)域内市場が機能するための不可欠な前提条件としてEU加盟国全体で公平な競争の場を確保し、(b)規制逃れを防ぎ、(c)高いレベルの整合性を確保し、(d)マクロ・プルーデンスの分野において透明性および予見可能性を高めることが想定された。

NBR規則第5/2013号に従い、2019年1月1日時点で、資本保全バッファは信用機関のリスク・エクスポージャー額合計の2.5%に設定されている。

2022年初めに、CRD の枠組みの国内法化の最終確定が示された。資本バッファのトピックに関する主な相違点は、ルーマニアの銀行が（該当する場合）0-SIIバッファおよびシステミック・リスク・バッファを蓄積し始めたことである。CRD の従前の規定では、銀行は2つのバッファのうち高いほうのみを適用すると定められていた。

システミック・リスクを特定するために、NBRは引き続き、一定の部門へ提供された融資に関しては脆弱性の増加を指し示す兆候を監視している。2022年10月20日に開催されたNCMOの会合において、理事会は、ルーマニアにおけるカウンターシクリカル資本バッファに関するNCMO勧告第R/4/2022号を承認することを決定した。これにより、NBRは、2023年10月23日時点でカウンターシクリカル・バッファ比率を0.5%から1%に引き上げることを勧告されている。さらに、NBRは、国際的にも、地域においても複数の不確定性の要因があることを考慮して、経済および貸付けの動向をさらに監視することを勧告されている。2023年10月23日まで、マクロ経済の状況および貸付けの動向により、かかる措置がNCMOによる見直しを受ける可能性があった。2023年10月19日に開催されたNCMOの会合において、理事会は、ルーマニアにおけるカウンターシクリカル資本バッファに関するNCMO勧告第R/3/2023号を承認することを決定した。これにより、NBRは、2023年10月23日時点でカウンターシクリカル・バッファ比率を1%に据え置くことを勧告されている。国際的な不確実性および国内の不確実性を考慮し、この措置は維持されている。さらに、2025年4月10日に開催された最後のNCMOの会合において、理事会は、ルーマニアにおけるカウンターシクリカル資本バッファに関するNCMO勧告第R/1/2025号を承認することを決定した。これにより、NBRは、カウンターシクリカル・バッファ比率を1%に据え置くこと、ならびに経済および融資の動向をさらに監視することも勧告されている。銀行部門の流動性および支払能力が十分であり、収益性により資本準備金の維持が可能であることを考慮すると、この決定はさらに是認される。この行動方針は、とりわけ、カウンターシクリカル資本バッファの上昇率を将来を見据えた形で適用することで当局が利用可能な手段を積極的に活用して信用機関の回復力を強化することにより、マクロ・プルーデンスの分野における欧州の傾向と一致している。NBRは、資本保全バッファおよびカウンターシクリカル資本バッファに関するNBR命令第12/2015号を改正するためのNBR命令第7/2022号を発行することにより、NCMO勧告を実施した（2022年12月12日付官報第1187号第 部で公布された。）。

NBRは、0-SIIの評価に関連し指令第2013/36/EU号（CRD）の第131(3)条の適用条件を決定する基準に関するEBAガイドラインに沿い、システム上重要な信用機関を特定する方法を国レベルで実施しており、これが収斂性、比較可能性および柔軟性の間のバランスをとっている。

2022年10月20日に開催されたNCMOの会合において、理事会は、2023年1月1日より実施されるルーマニアにおける0-SIIに対する資本バッファに関するNCMO勧告第R/5/2022号を承認することを決定した。2023年10月19日に開催されたNCMOの会合において、理事会は、2024年1月1日より実施されるルーマニアにおける0-SIIに対する資本バッファに関するNCMO勧告第R/4/2023号を承認することを決定した。この点に関して、ルーマニアで認可されかつ0-SIIとして特定された信用機関の資本バッファに関するNBR命令第9/06.12.2023号が、ルーマニアの官報第 部で公布された。2024年12月16日に開催されたNCMOの会合において、理事会は、2025年4月1日より実施されるルーマニアにおける0-SIIに対する資本バッファに関するNCMO勧告第R/6/2024号を承認することを決定した。この点に関して、ルーマニアで認可されかつ0-SIIとして特定された信用機関の資本バッファに関するNBR命令第1/2025号が、ルーマニアの官報第 部で公布された。2025年4月1日以降、ルーマニアで認可されかつ0-SIIとして特定された信用機関は、0-SIIバッファ比率を以下のとおり0.5%から2.5%のレンジで維持しなければならない。（ ）Banca Transilvania S.A.（連結レベル）については2.5%、（ ）UniCredit Bank S.A.（連結レベル）、Banca Comercială Română S.A.（連結レベル）、BRD - Groupe Société Générale S.A.（連結レベル）については1.5%、（ ）Raiffeisen Bank S.A.（連結レベル）、CEC Bank S.A.（連結レベル）については1%、（ ）EXIM BANCA ROMANEASCA S.A.（個別レベル）については0.5%である。

さらに、2022年12月15日に開催されたNCMOの会合において、NCMOの理事会のメンバーは、EBAガイドラインのEBA/GL第2022/12号（該当する国内当局によるシステム上重要な指標の選定および開示に関するガイドラインEBA/GL第2020/14号を改正する。）の国のレベルでの遵守および実施について決定した。システミック・リスク・バッファ要件は少なくとも2年に1回見直される。

2024年6月18日に開催されたNCMOの会合において、NCMOの理事会のメンバーは、EBAガイドラインのEBA/GL第2023/10号（システム上重要な指標の選定および開示に関するガイドラインEBA/GL第2020/14号を改正する。）の遵守についても決定した。

2023年6月20日に開催されたNCMOの会合において、**関連当局のための汎欧州システミック・サイバーインシデントの調整枠組み（EU-SCICF）に関する勧告ESRB第2021/17号**に規定された協力枠組みを策定することが決定された。**勧告ESRB第2021/17号**の規定を実施する観点から、NCMOは、システミック・リスクに関する専門委員会内に常設の組織間ワーキング・グループを設置することを決定した。このワーキング・グループは、国内および欧州レベルでの関連組織間の協力枠組みの策定を促進する。NCMOの理事会のメンバーはまた、カウンターシクリカル・バッファ比率の認識および設定に関して、モルドバ共和国をルーマニアの銀行部門にとって重要な第三国と指定すること、ならびにノルウェーが採用したマクロ・プルーデンス政策措置を、自主的な相互主義を通して適用しないことを、全会一致で決定した。

2017年12月18日、NCMOは、管轄当局として、すべてのエクスポージャーに適用される1%または2%のシステミック・リスク・バッファの2018年6月30日からの実施をNBRに対して勧告する勧告第R/9/2017号を採択した。この目的は、(a)不良債権の増加傾向の可能性を考慮して、その他の健全性指標に影響を与えずに、貸借対照表の浄化を継続する銀行の取組みを促進すること、および(b)マクロ経済的な負担と地域的およびグローバルな不確実性が継続すると仮定して、金融の安定を確保することである。バッファ比率2%は不良債権比率基準値を上回りかつカバレッジ比率基準値を下回る銀行に適用され、1%はかかる基準の1つのみを満たす銀行に適用され、一方0%は不良債権比率基準値を下回りかつカバレッジ比率基準値を上回る銀行に適用される。詳細は以下の表のとおりである。

不良債権比率	カバレッジ比率	バッファの水準 (エクスポージャーに対する比率(%))
5%未満	55%超	0%
5%超	55%超	1%
5%未満	55%未満	1%
5%超	55%未満	2%

かかる勧告は、システミック・リスク・バッファに関するNBR命令第4/2018号（ルーマニアの2018年5月22日付官報第433号第 部で公布された。）により施行された。NBR命令第8/2018号により実施された勧告第R/7/2018号により、NCMOは、上記の勧告の規定および方法の2019年1月1日からの追加適用を勧告した。SyRB比率による信用機関の内訳の変動も、ルーマニアの銀行部門における不良債権破綻処理プロセスの持続的な改善を示している。2%の比率が適用される機関の数は大幅に減少した一方、SyRB比率が0%の機関の数は、2019年度上半期の4機関から2024年度上半期の16機関へと増加した。

他の企業への関与

資本要件の算定上、事業体（信用機関、金融機関、保険／再保険会社もしくは銀行業務または銀行業に付随する関連業務（リース、ファクタリング、投資ファンドの運用、データ処理業務またはその他類似の活動等）の直接的延長線上にある活動を行う事業体を除く。）の適格保有（資本金または議決権の10%以上を代表する事業体もしくは経営に重大な影響力の行使を可能とする事業体の直接保有または間接保有）に関するNBR規則第5/2013号およびCRRに従い、ルーマニアの信用機関は、以下のうちいずれか大きいほうに1.250%のリスク加重を適用しなければならない。

- ・ 適格資本の15%を超過する適格保有の額
- ・ 機関の適格資本の60%を超過する適格保有の合計額

銀行法に従い、ルーマニアの信用機関は、このように事業体に対して支配を行使する可能性がある場合には、当該事業体の適格保有を取得してはならない。

CRRに従い、金融部門外の企業の株式を、上記のとおり、財政支援オペレーション中に一時的に保有する場合は、上記の適格資本限度額の計算に含めない。

貸付制限

貸付制限に関し、信用機関は、関連する顧客または関連する顧客の集団に対する信用機関の大口エクスポージャーに関するEU規則第575/2013号により設定された規則を遵守しなければならない。

バーゼル・コア・プリンシプル第20号により規定される関連当事者に対するエクスポージャーから生じる濫用を防ぐために、NBRは、かかるエクスポージャーを制限し、銀行が関連当事者との非独立企業間取引を実行す

ることを防ぐ規定を設けている。関連当事者に対するエクスポージャーに関する制限は、以下のうちいずれか高いほうの大口エクスポージャーに課される制限と整合される。

- ・ 機関は、自己資本の25%を超過する額を有する関連当事者または関連当事者の集団に対してエクスポージャーを負ってはならない。
- ・ 顧客が機関である場合もしくは1または複数の機関を含む関連当事者の集団である場合、エクスポージャーは当該機関の自己資本の25%を超過してはならない。
- ・ 150百万ユーロ（信用機関の場合）

責任のある持続可能な貸付けおよび借入れに関する従前の規制の枠組みに沿い、2012年12月に、NBRは、ルーマニア・レウの著しい下落および融資の通貨の金利上昇から生じる融資の分割払額の増加に対応することが可能な債務者のみに提供される外貨建ての融資の前提条件を作り出すために、為替リスクおよび金利リスクの非ヘッジの借り手の検知メカニズムを強化すること、また家計とは別に企業の信用度を評価する債権者の義務を導入することを目的として、外貨建ての貸付けに関する欧州システミック・リスク理事会の勧告を実施した。NBRはまた、信用機関に対して内部のリスク管理システムに外貨建ての貸付けから生じるリスクを組み込み、これらのリスクを内部の価格設定および内部の資本配分において考慮することを要求する規則を採択している。

預金保険制度

2022年3月8日、預金保険制度および銀行預金保険基金に関する法律第311/2015号を改正および補完する法律第42/2022号が官報第226/2022号で公布された。法律第311/2015号の改正は、NBRが、レボ操作を通じて、短期融資（例外的な状況においては、NBRの評価に基づき、緊急の場合や金融の安定が危機に晒される場合に同行が補償の支払いが行えるようにするため、融資はもっぱら当該基金への流動性のニーズのみをカバーする。）の形で銀行預金保険基金に流動性を供給する可能性を確立することを目的としている。かかる資金調達は90日を超えないものとし、NBRが実施する金融政策操作の担保として適格な金融商品により担保されるものとする。法律第311/2015号の規定はまた、指令第2014/49/EU号の国内法化文言の微調整を行い、銀行預金保険基金のガバナンスを強化するために改正された。

ノンバンク金融機関部門

2024年12月31日現在、NBRの監督下で一般登録簿に登録されたノンバンク金融機関は179社あり、そのうち82社は特別登録簿に掲載され、NBRの健全性監督の下にある。2024年中、ノンバンク機関からの要請（4件）を受けて、または法律で規定されたその他の要因（5件）の結果として、一般登録簿から9件の削除があった。2024年6月30日現在、ノンバンク金融機関の財務総計指標は以下のとおりであった。株式資本合計が4.4十億ルーマニア・レウ、総資産が62.5十億ルーマニア・レウである。

オフサイトの監督は、主に個々のノンバンク金融機関の活動について定期的にモニタリングを行い、健全性規則（大口エクスポージャー、関連当事者への貸付け、信用分類ならびに引当金および自己資本等の問題に関連するもの）および制限の遵守を見直し、問題が特定された場合には是正措置を講じることである。これは、ノンバンク金融機関の活動に関して、様々な情報源から取得したすべての利用可能な情報（特に、ノンバンク金融機関により定期的に提出されるステートメントおよび報告書、ノンバンク金融機関の財務書類および年次報告書、監査報告書、オンサイトの検査結果ならびにその他の情報源）についての継続的な評価に基づいている。オフサイトの監督から生じた結論と調査結果は、オンサイトの検査および関連する活動を通じて監督されるべきノンバンク金融機関の選定に役立っている。

オンサイトの検査は、NBRの監督委員会により承認された検査の年次プログラムに従って実施されるものであり、主に個人および企業への融資提供の管理、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクおよびレピュテーション・リスクの管理、マネーロンダリング防止および内部統制と監査システムの総合評価等の分野に重点が置かれている。

ノンバンク金融機関に適用される会計の規制の枠組みは、NBR命令第8/2019号を公布することによって更新された。これに従い、2022年1月1日より、一般登録簿に登録されたノンバンク金融機関は、IFRSを採用し、会計処理および個別年次財務書類の作成の基礎として、これらの基準のみを使用しなければならない。COVID-19パンデミックに起因して、ノンバンク金融機関の活動を支援するために、NBRは命令第3/2020号を公布した。これに従い、会計処理の基礎としての、また個別年次財務書類の作成のためのIFRSの適用が、2022年1月1日から2023年1月1日に延期されていた。2023年より、かかる機関は、欧州指令を遵守した国内規則に準拠した個別財務書類の作成を中止しなければならない。加えて、2019年から2022年までの期間には、一般登録簿に登録されたノンバンク金融機関は、IFRSに準拠した個別年次財務書類一式を情報提供のみを目的として作成することを

要求されていた。これらは欧州指令を遵守した国内規則に準拠して作成された財務書類の情報を再表示することにより得られていた。

これに関連して、2020年7月、NBRの理事会はまた、自己資本に関する移行体制の適用プログラムを2020年7月1日からではなく2021年1月1日からに6ヶ月延期できるように、ノンバンク金融機関に関するNBR規則第20/2009号を改正する規則第4/2020号を採択した。加えて、NBR規則第20/2009号の改正の結果として、特別登録簿に登録されたノンバンク金融機関は、限られた期間、エクスポージャーの制限を超過した状況を規制するメカニズムと類似のメカニズムとして設けられた、株式資本の最低水準で設定された自己資本の最低水準に関する要件を遵守しないことが許容されていた。

2021年9月、NBRの理事会は、ノンバンク金融機関に関するNBR規則第20/2009号を改正する規則第3/2021号を採択した。新しい規則に基づく改正により、既存の基準に変更が生じ、ノンバンク金融機関の特別登録簿への登録事由として用いられる新しい基準が設定され、また一定の要素も設定され、これに基づきノンバンク金融機関の管理者に対する専門的経験の要件が評価される。

さらに、その他の変更は、ノンバンク金融機関に関するNBRによる評価を促進するために、またNBR規則第20/2009号の適用中に生じた一部の問題を明確化するために行われた。

2022年8月、NBRは、信用機関に適用されるIFRSに準拠した会計規則の承認のためのNBR命令第27/2010号を改正および補完するNBR命令第1/2022号を採択した。これは2022年8月3日から官報第772号第 部および第772号の2で公布された。かかる命令の主な目的は、ノンバンク金融機関によるIFRSの適用に関するNBR命令第8/2019号に基づき、ノンバンク金融機関がIFRSの取扱いに準拠した会計記録を維持することを要求され、2023年1月1日よりIFRSに準拠した個別財務書類の作成および公表を行わねばならなくなるという事実を考慮して、ノンバンク金融機関をIFRSに準拠した会計規則の範囲に含めることであった。2022年12月31日付で、ノンバンク金融機関は、EUの立法要件を遵守した会計規則の承認に関するNBR命令第6/2015号（その後の改正を含む。）を適用した。

ノンバンク金融機関に関するNBR規則第20/2009号を改正および補足するNBR規則第3/2023号が2023年5月に公表された。新規則に基づく改正は、信用リスク規制の枠組みならびに保証の発行または／および保証委託の引き受けに関与するノンバンク金融機関の監督体制を強化することを目的としている（ノンバンク金融機関の特別登録簿への登録のトリガーとして使用される既存の基準の1つを変更することにより行われる。すなわち、活動範囲に保証の発行または／および保証委託の引き受けの活動が含まれる場合、保証の発行または／および保証委託の引き受けを行うノンバンク金融機関の株式資本を200,000ユーロから3,000,000ユーロに引き上げる。）。

同時に、特別登録簿に登録されているノンバンク金融機関は、支払能力および流動性に関する健全性限度を遵守することが要求される。したがって、ノンバンク金融機関の自己資本比率（リスク加重エクスポージャーの総額に対する自己資金の比率として表示される。）は少なくとも8%とすること、流動性比率は30日間に記録される現金流出額を同期間の現金流入額でカバーすることを継続的に満たさなければならない。

2022年9月、NBRは、モニタリング／健全性監督の目的で、ノンバンク金融機関に適用されるIFRSに準拠した個別レベルでの定期財務書類の作成に関する方法論的規則を承認するNBR命令第4/2022号を採択した。これは2022年9月12日付官報第896号第 部で公布された。

2024年12月、NBR命令第4/2022号は、NBR命令第7/2024号により改正および補足され、2024年12月4日から官報第1219号で公布された。

決済サービス部門

NBRは、既存の規制枠組みに従って、決済機関および口座情報サービス・プロバイダーの認可および健全性の監督を行う権限を有する唯一の機関である。

2024年12月31日現在、ルーマニアおよびモルドバ共和国では、10の決済機関が決済機関登録簿に登録され、18の代理店を通じて決済サービスを提供していた。認可された決済機関のうち4つはノンバンク金融機関としての資格も有しており、一般登録簿に登録されている。国内の法的枠組みは、決済サービスおよび一部の法律の改正に関する法律第209/2019号ならびに電子マネーの発行業務に関する法律第210/2019号によって、域内市場における決済サービスに関する指令(EU)第2015/2366号を国内法化するために更新された。

2021年12月14日、決済機関および口座情報サービス・プロバイダーに関するNBR規則第4/2019号を改正・補足するNBR規則第5/2021号が官報第1181/2021号に掲載された。当該新規則に基づく改正は、認可／登録のために提出する書類に関するいくつかの点を明確化することにより、認可／登録申請の手続をより正確かつ柔軟に行えるようにすることを目的としている。

2024年4月9日、決済機関および口座情報サービス・プロバイダーに関するNBR規則第4/2019号を改正・補足するNBR規則第2/2024号が官報第326/2024号に掲載された。当該新規則に基づく改正は、利用者の資金を入手することが決済サービスの範囲に含まれるための不可欠な基準であることを明確化することを目的としており、かかる活動を提供する事業体は、決済機関として認可されるために必要な措置を講じなければならない。

2024年8月1日、決済機関および口座情報サービス・プロバイダーに関するNBR規則第4/2019号を改正・補足するNBR規則第9/2024号が官報第752/2024号に掲載された。当該新規則に基づく改正は、決済取引の実行に関連して付与される付随的な融資に関連する信用リスクをカバーすることを含め、決済サービスに関連する融資を提供する決済サービス・プロバイダーが保有する自己資金の適切性を確保することを目的としている。

電子マネー機関部門

NBRは、既存の規制枠組みに従って、電子マネー機関の認可および健全性の監督を行う権限を有する唯一の機関である。

EU指令第2015/2366号の完全な国内法化のための法的措置（決済サービス部門および電子マネー機関部門の両方を対象とする。）が採択され、それぞれ2019年11月13日付ルーマニア官報第913号（決済サービスおよび一部の規範的規則の改正に関する法律第209/2019号）および2019年11月13日付ルーマニア官報第914号に掲載された。

電子マネーの発行業務に関する法律第210/2019号の適用により採択された電子マネー機関に関するNBR規則第5/2019号には、要件および提出書類ならびに事業体が電子マネー機関としての業務を行うために満たすべき条件が詳述されている。

2024年12月31日現在、3つの認可された電子マネー機関が電子マネー機関登録簿に登録されていた。認可された電子マネー機関のうち1つはノンバンク金融機関にも指定されており、一般登録簿に登録されている。

金融システム監督

FSAは、独立採算制の専門行政機関であり、執行機能を有する1名の総裁、1名の第一副総裁および3名の副総裁（それぞれが金融監督の3つの分野のいずれかに対応する特定の任務を担う。）を含む9名の構成員からなる理事会によって運営されている。

民間年金制度

ルーマニアの年金改革には、年金制度の中に、いずれも民間企業によって運営される強制加入の民間年金（第2の柱）および任意加入の民間年金（第3の柱）の2つの柱を導入し、実施することが含まれている。

2020年には、企業年金に関する法律第1/2020号が採択され、企業年金制度の枠組みが確立された。企業年金基金の運用を認可された管理者はまだ存在しない。

第2の柱

第2の柱への加入は、35歳までの雇用者およびその他一定の者に義務付けられており、35歳から45歳までは任意である。

民間年金基金への拠出は、公的年金制度に支払うべき個人の社会保険料の一部を占める。年金基金への拠出は、加入者の毎月の給与総額から控除され、その水準は雇用者が受け取る給与額によって決定される。年金基金への拠出は、国に追加的な財政義務を課すものではない。2008年には、民間の年金基金が最初の拠出（すなわち各加入者の給与総額の2%）を受け取った。2018年1月1日以降、強制加入の民間年金（第2の柱）への拠出は3.75%に設定された。2024年1月以降、強制加入の民間年金（第2の柱）への拠出は、公的年金制度に支払うべき個人の社会保険料の4.75%に引き上げられた。

2022年12月、様々なレベルの複合的危機（地政学的危機、経済危機および金融危機）を背景に、緊急令（政府緊急令第174/2022号）を通じて、FSAの監督能力を強化することならびに（最終的に民間年金基金の資産をより確実に保護するために）年金基金運用会社はその業務/活動の徹底および実績に関してより大きな責任を課すことを目的として、主要な法律の改正が行われた。

2025年4月30日現在、民間年金市場には、10の年金基金運用会社が存在し、強制加入の民間年金（第2の柱）として7本の年金基金（運用資産総額160十億ルーマニア・レウ、加入者数8.3百万人）、任意加入の民間年金（第3の柱）として10本の年金基金（運用資産総額約6十億ルーマニア・レウ、加入者数0.9百万人）を運用している。

保険市場

FSAは、2011年1月1日以降、欧州保険・企業年金監督委員会（CEIOPS）に代わって設立された欧州保険・企業年金監督機構（EIOPA）に正式に加盟している。FSAは、欧州保険・企業年金委員会（EIOPC）および保険監督者国際機構（IAIS）にも正式に加盟している。

ルーマニアにおける保険事業は、FSAによる認可または他のEU加盟国による認可によってのみ行うことができる。

近年、保険部門に関する法律が大幅に改正され、被保険者保証基金が保険加入者に支払いを行う権利を有する期間の短縮に関する2021年9月22日付政府緊急令第102号等の法律が公布および施行された。

保険会社および仲介業者に関するデータ

保険会社および仲介業者の数

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年および2024年の各12月31日現在のルーマニアの保険会社および保険仲介業者の数を示している。

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
保険会社(合計)	27	26	26	25	25
うち損害保険会社	14	13	13	13	13
うち生命保険会社	7	7	7	6	6
うち複合保険会社	6	6	6	6	6
保険仲介業者	286	273	269	261	253

ルーマニアの保険市場（FSAによる認可および規制を受けた保険会社ならびにEU加盟国の事業体の支店）における計上収入保険料総額（以下「GWP」という。）は、2024年に約23.4十億ルーマニア・レウに達し、前年同期比で11%増加した。このプラスの変動は、保険事業における生命保険および損害保険の両部門の成長によるものである。2023年と比較して、損害保険は10%の増加を記録した一方、生命保険は16%の成長を遂げた。

保険の種類別のより詳細な分析によると、地域における引受活動の成長に最も大きな影響を与えたのは、自動車第三者賠償責任保険、任意自動車保険、火災保険および自然災害保険ならびに伝統的生命保険であった。

FSAによる認可および規制を受けた保険会社が2024年に引き受けた保険料の総額は、2023年と比較して9%増加し、19.8十億ルーマニア・レウとなった。

他のEU加盟国で認可された保険会社は、2024年において、設立権（設立の自由（FOE））に基づき、ルーマニア国内で14の支店を通じて、2023年度同期比で約23%増の約3.6十億ルーマニア・レウのGWP総額（FSAにより認可された現地法人および支店が引き受けたGWPの16%）を引き受けた。

ルーマニアの保険市場は依然として損害保険事業に偏っており、FSAによる認可および規制を受けた保険会社ならびにEU加盟国の事業体の支店が計上した保険料の総額の81%を占めている。過去数年間において、主に自動車損害賠償責任保険（MTPL）に係るGWP値が大幅に増加した結果、市場におけるGWPのシェアが拡大し、その他の保険種目においても増加が確認された。

損害保険市場においては、依然として自動車保険が圧倒的なシェアを占めている。2024年において、自動車保険は、保険会社によって計上された損害保険事業のGWP総額の約73%を占めている。2024年において、自動車保険のGWP総額は、2023年と比較して8%増加し、14十億ルーマニア・レウを超えた。

市場全体レベルで見ると、FSAによる認可および規制を受けた保険会社については、2020年から2024年にかけて、ソルベンシー資本要件（以下「SCR」という。）およびMCRの比率はともに100%を超えている。

2024年12月末時点の市場全体レベルで計算すると、SCR比率は100%を超えていた。2023年3月に免許が取り消されたルーマニアの大手損害保険会社のデータを考慮した場合、FSAの調整によると、2022年12月末時点の市場レベルのSCR比率はわずか108%であり、MCR比率は257%であった。この保険会社のデータを含めない場合、SCRおよびMCRをカバーするための適格自己資金比率は大幅に高かった。2024年度末時点の市場レベルでは、SCR比率は160%、MCR比率は374%であり、法的基準を大きく上回っている。

2024年には、仲介会社が販売した保険料が、2023年と比較して約10%増加し、16.12十億ルーマニア・レウを超えた。このプラスの変動は、損害保険事業（10%増）および生命保険事業（19%増）の保険料の販売額が増加したことによるものである。結果として、仲介会社は、保険会社が2種の保険で引き受けたGWP総額の約69%を販売しており、うち最大のシェアを占めたのは損害保険で、その割合は約81%であった。ルーマニアで認可

された会社に向けて販売された保険料のみを考慮した場合、2024年の販売率もまた69%であり、損害保険事業では81%、生命保険事業では約19%であった。

資本市場

資本市場に関する政府緊急令第297/2004号を改正および補足し、譲渡可能証券への集団投資事業（以下「UCITS」という。）および投資管理会社を監督する政府緊急令第32/2012号（その後の改正および補足を含む。）、金融商品の発行体および市場操作に関する法律第24/2017号（再公布）（その後の改正および補足を含む。）、代替投資ファンドの管理会社に関する法律第74/2015号（その後の改正および補足を含む。）、代替投資ファンドの規制ならびに一部の法的措置の改正および補完に関する法律第243/2019号（その後の改正および補足を含む。）ならびに金融商品市場に関する法律第126/2018号（その後の改正および補足を含む。）、ならびにこれらの適用により公布された二次法令が、ルーマニアの資本市場の主要な法的枠組みを表している。

上記に示した法的措置に加え、法的枠組みは、以下の規範的措置によっても補足されている。

一部の法的措置の改正、補完および廃止について定めるとともに、証券化に関する一般的な枠組みを定め、簡素で、透明性があり、かつ標準化された証券化のための特定の枠組みを構築する2017年12月12日付の欧州議会および理事会の規則(EU)第2017/2402号を適用するための一定の措置を規定し、指令第2009/65/EC号、指令第2009/138/EC号および指令第2011/61/EU号ならびに規則(EC)第1060/2009号および規則(EU)第648/2012号を改正する法律第158/2020号。

この法律により、いくつかの規範的措置が改正および補足されたが、そのうち最も重要なものは、金融商品の発行体および市場操作に関する法律第24/2017号の改正および補完に関するものである。

企業への参加型金融サービスにおける欧州のプロバイダーに関する2020年10月7日付の欧州議会および理事会の規則(EU)第2020/1503号を実施する措置を定め、規則(EU)第2017/1129号および指令(EU)第2019/1937号を改正する法律第244/2022号。これには、ECSPRに規定された機能および義務を遂行する責任を負うルーマニアの管轄当局としてFSAを指定すること、管轄当局間および欧州証券市場監督機構（ESMA）との国境を越えた協力のための単一の窓口としてFSAを指定することならびにクラウドファンディング・サービス・プロバイダーの条件およびFSAによる認可手続の概要を示すこと等が含まれる。

資本市場に適用される特定の規範的措置の改正および補完ならびにFSAの登録簿に登録されていない事業体が行う広告および攻撃的なコミュニケーション手法の防止および対策に関する措置の制定に関する緊急令第71/2024号。

法律第126/2018号は、第2次金融商品市場指令（MiFID II）の規定を実施するものであり、ルーマニアの投資会社、市場運営者、中央預託機関、中央清算機関およびルーマニアで事業を行う他の加盟国の投資会社に適用され、さらにルーマニアで子会社を設立して投資サービスを提供し、投資業務を行う第三国の会社にも適用される。

2022年には、以下の指令を国内法化するために、法律第188/2022号および法律第236/2022号によって法律第126/2018号が改正された。

- 保険および再保険事業の開始および遂行に関する指令第2009/138/EC号（ソルベンシー）、金融商品市場に関する指令第2014/65/EU号、マネーロンダリングまたはテロ資金供与を目的とする金融システムの利用防止に関する指令(EU)第2015/849号を改正する指令(EU)第2019/2177号の第1条
- 金融商品市場に関する指令第2014/65/EU号を改正する指令(EU)第2020/1504号
- COVID-19危機からの回復を支援するため、情報要件、プロダクト・ガバナンスおよびポジション限度枠に関する指令第2014/65/EU号ならびにこれらの投資会社への適用に関する指令第2013/36/EU号および指令(EU)第2019/878号を改正する指令(EU)第2021/338号の第1条
- 投資会社の健全性監督について定め、指令第2002/87/EC号、指令第2009/65/EC号、指令第2011/61/EU号、指令第2013/36/EU号、指令第2014/59/EU号および指令第2014/65/EU号を改正する指令(EU)第2019/2034号の第64条

2023年には、指令(EU)第2019/2034号を国内法化するため、法律第236/2022号が公布された。投資会社を対象とする欧州の新たな立法パッケージにおいては、信用機関の概念に大手投資会社が含まれている。法律第236/2022号によると、この新たなカテゴリーの信用機関は、FSAの認可、監督および規制の対象となる。

中央清算機関の再生および破綻処理の枠組みに関する規則(EU)第2021/23号を実施するための措置の確立に関する法律第181/2023号が、2023年6月にルーマニアの官報において公表され、2023年7月に発効した。ルーマニアの資本市場の法律および実務を、地域の特殊性と適合させつつ、欧州の基準および国際的な基準に合わせるた

め、ルーマニアの管轄当局は、国際資本市場および欧州の資本市場における最近の動向を把握するよう努めている。FSAは、欧州証券市場監督機構および証券監督者国際機構に正式に加盟している。

監督業務に関しては、FSAは規制対象事業体に対する監視能力の強化に注力している。発行体およびその他の事業体の双方に対する報告義務の履行ならびに投資家に公正な対応を保証することは、FSAの優先事項の1つである。FSAは、定期報告書の完全性および発行体によるこれらの報告書の提出期限の遵守を監視している。この点に関する重要な成果は、ルーマニアの管轄当局が、報告書を通じて発行体およびその他の規制対象事業体を電子的に監督するためのアプリケーションを導入し、FSAの監視任務の負担が軽減されたことにある。法的要件を満たさない発行体は、FSAから適宜通知を受ける。

FSAはまた、市場濫用の可能性を検出する目的で、ルーマニアの規制市場（以下「**規制市場**」という。）で行われた取引をリアルタイムで監視し、取引セッション中に行われた取引の価格および数量の異常な動きを分析している。

FSAは、規制・監督対象事業体の活動について定期的かつ透明性の高い統制を行うことにより、その監視権限を行使している。ルーマニアの管轄当局が近年実施した統制業務は、制裁措置、統制チームが特定した不備を是正する義務についての調査対象企業への通知および他の国家機関（国家資金洗浄防止管理庁、内務省、ルーマニア警察總監、HCCJ、NAFA等）への通知をもって終了した。

資本市場仲介業者

投資サービスおよび投資活動は、FSAにより認可された投資会社、NBRにより認可された信用機関、ならびにEU加盟国または非EU加盟国において関連する本国当局により認可された外国の規制機関等の仲介業者によって行われる。

地域資本市場の仲介業者

下表は、記載された日付現在の地域市場における仲介業者の数を示している。

	2020年12月31日	2021年12月31日	2022年12月31日	2023年12月31日	2024年12月31日
FSAにより認可された投資会社	19	18	19	17	17
NBRにより認可された信用機関	24	24	24	22	22
加盟国の国内所管当局により認可された投資会社	475	465	505	495	537
加盟国の関係当局により認可された信用機関	129	131	168	172	178
その他のEU加盟国の投資会社の支店	6	6	7	7	6
その他のEU加盟国の信用機関の支店	3	3	3	3	3
合計	656	647	726	716	763

出典：FSA

その他のEU加盟国の投資会社および信用機関は、ルーマニアにおいて金融サービスを提供するためにFSAに登録されており、関係加盟国の関係当局からFSAに宛てられた通知にも従っている。英国のEU離脱およびその後の移行期間の終了に伴い、英国の投資会社および信用機関はFSA登録簿から削除された。ルーマニアおよび外国の仲介業者は、ルーマニアの証券取引所で取引を行うためには、ルーマニアの証券取引所に参加者として登録されていなければならない。ブカレスト証券取引所（以下「BSE」という。）に登録されている仲介業者のうち、6つの仲介業者は、オーストリア、ブルガリア、ポーランド、ハンガリーおよびチェコ共和国を起源とする外国の機関である。

集団投資事業 (Organisme de Plasament Colectiv)

近年、CIUは、代替的な貯蓄手段としての役割を強化し、個人や法人から多額の資金を集めている。

以下の表は、アクティブなCIU（UCITSおよびUCITS以外のCIU（以下「**非UCITS**」という。））およびルーマニアで活動しているその他の事業体に関する統計データを示している。

集団投資事業

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年および2024年の各12月31日現在の、ルーマニアにおけるUCITSおよび加盟国で認可され、そのユニットがルーマニアで販売されたUCITSを示している。

	12月31日現在				
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
UCITS：					
オープン・エンド型投資ファンド (実際に活動を行っているファン ド)	83	83	89	92	92
非UCITS：					
クローズド・エンド型投資ファン ド(アクティブ)	27	24	29	29	30
投資会社	6	6	7	7	7
CIU合計数	116	113	125	128	129
運用会社	17	17	20	21	20
預託機関	4	4	4	4	4
加盟国の事業体：					
加盟国で認可され、そのユニット がルーマニアで販売されたUCITS	66	61	65	67	76

出典：FSA

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年および2024年の各12月31日現在のファンド業界を表す指標の推移に関する特定のデータを示している。

	12月31日現在				
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
投資信託の開発					
運用会社数	18	17	20	21	20
運用資産合計 (単位：百万ユーロ)	8,101	10,101	8,584	7,332	8,922
株式ファンドおよび投資会社(ETF を除く。)	4,286	5,864	5,791	4,130	4,698
債券ファンド	3,016	3,193	1,675	1,901	2,430
ハイブリッド・ファンド	797	1,034	1,103	1,265	1,699
マネー・マーケット・ファンド	0	0	0	0	0
ETF	2	10	15	36	95
CIUの数	116	113	125	128	129
株式ファンドおよび投資会社(ETF を除く。)	39	42	43	41	43
債券ファンド	33	31	24	26	26
ハイブリッド・ファンド	43	39	57	59	58
マネー・マーケット・ファンド	0	0	0	0	0
ETF	1	1	1	2	2

出典：FSAから提出された運用会社報告書。運用する投資ファンドの公式サイトに資産合計に関する報告書が掲載されている。

規制市場および多角的取引システム

2025年5月27日現在、BSE規制市場に上場している93社の株式が発行されており、そのうち88社が国内企業、4社が外国企業である。同日現在、BSEに上場されている国内債券は38銘柄で、うち34銘柄は地方債、70銘柄は国

債である。2025年5月27日現在、2つの投資信託および6つのETFがBSE規制市場に上場されており、うち4つはルーマニアのETF、2つは海外ETFである。

多角的取引システム（以下「MTF」という。）については、2025年5月27日現在、BSEが運営するMTFの2つの取引プラットフォームで取引可能な株式が266銘柄あり、そのうち251銘柄（プレミアム株式50銘柄およびスタンダード株式201銘柄）が2階層の中小企業専用セクション（AeR0市場）に上場されており、15銘柄がEUの規制市場または非EU加盟国のその他の取引所に既に上場されている外国株式専用セクションで取引されていた。同日、MTFには債券32銘柄および投資信託1銘柄が上場された。

2024年12月31日現在、BSE規制市場に上場している86社の株式が発行されており、そのうち83社が国内企業、3社が外国企業である。同日現在、BSEに上場されている国内債券は131銘柄で、うち40銘柄は社債、37銘柄は地方債、54銘柄は国債である。2024年12月31日現在、2つのユニット型投資信託および3つのETFがBSE規制市場に上場されている。

MTFについては、2024年12月31日現在、BSEが運営するMTFの2つの取引セグメントで取引可能な株式が276銘柄あり、そのうち261銘柄（プレミアム株式50銘柄、スタンダード株式208銘柄およびベース株式3銘柄）が3階層の中小企業専用セクション（AeR0市場）に上場されており、15銘柄がEUの規制市場または非EU加盟国のその他の取引所に既に上場されている外国株式専用セクションで取引されていた。同日、MTFには債券30銘柄およびユニット型投資信託1銘柄が上場された。

BSE規制市場の時価総額

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年および2024年の各12月31日現在におけるBSE規制市場の時価総額を示している。

	時価総額	増減
	(単位：十億ユーロ)	(単位：%)
2020年12月31日現在	31.67	(16.33)
2021年12月31日現在	46.29	46.16
2022年12月31日現在	39.86	(13.89)
2023年12月31日現在	59.15	48.39
2024年12月31日現在	70.39	19.00

出典：BSE

BSE規制市場における売買取引高

下表は、2020年末、2021年末、2022年末、2023年末および2024年末におけるBSE規制市場の売買取引高に関する特定の情報を示している。

	売買取引高				
	12月31日現在				
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
売買取引高合計(EUR)	2,489,739,116	2,418,512,654	2,420,727,129	2,984,151,137	3,326,720,943
株式(EUR)	2,239,349,477	2,033,177,798	2,082,526,293	2,691,369,576	2,893,825,260
債券(EUR)	76,323,700	198,561,666	159,415,354	147,319,478	225,231,573
新株予約権(EUR)	0	521,758	3,101	43,103	1,212,514
ファンド・ユニット(EUR)	2,981,568	9,372,670	12,448,787	21,685,631	84,386,755
仕組債(EUR)	171,084,371	176,878,763	166,333,594	123,733,348	122,064,841
先物(EUR)	0	0	0	0	0
取引日数	249	252	251	248	250

注：

この表には、BSEが実施した公募および非上場市場における取引の価額は含まれていない。

出典：BSE

BSE規制市場の日次平均回転率

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年および2024年における、BSE規制市場の日次平均回転率を示している。

	日次平均回転率	増減
	(単位：百万ユーロ)	(単位：%)
2020年	10.00	21.95
2021年	9.60	(4.16)
2022年	9.64	0.41
2023年	12.52	29.88
2024年	13.89	10.94

出典：BSE

BSE指数

下表は、2020年末、2021年末、2022年末、2023年末および2024年末における、BSE指数の値を示している。

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2024年の増減 (2023年比)
	(単位：ポイント)					(単位：%)
BSE指数						
BET	9,805.60	13,061.32	11,663.53	15,371.11	16,720.75	8.77
BET-XT	871.60	1,142.52	1,018.60	1,323.75	1,444.96	9.40
BETプラス	1,464.75	1,947.85	1,748.14	2,279.93	2,473.22	8.51
BET-TR	16,509.64	23,113.93	22,685.99	31,745.21	36,872.05	16.15
BET-FI	43,077.92	52,157.90	50,284.36	59,309.11	62,020.49	4.57
BET-NG	693.14	896.97	852.34	1,120.16	1,199.03	7.05
BET-BK	1,867.14	2,514.55	2,202.71	2,887.40	3,139.92	8.72
BET-XTTR	1,474.50	2,021.26	1,969.01	2,702.94	3,132.32	15.91
RTL	20,559.86	27,997.57	25,947.89	34,053.81	37,231.88	9.33

出典：BSE

BET指数は、BSE規制市場で取引を認められた最も流動性の高い20社の株価パフォーマンスを反映しており、2024年度に、2023年12月31日と比較して8.78%増加した。BSE規制市場で取引が認められた投資会社の指数であるBET-FIは、2024年度に、2023年12月31日と比較して4.57%増加した。BET-XT指数は、BSE規制市場で取引を認められた最も流動性の高い30社の株価パフォーマンスを反映しており、2024年度に、2023年12月31日と比較して9.40%増加した。BSE規制市場で取引を認められたエネルギー供給会社および公益事業会社の指数であるBET-NGIは、2024年度に、2023年12月31日と比較して7.05%増加した。株式セグメントであるMTF市場専用の指数（BETAeR0と呼ばれる。）は、最も流動性の高い35社で構成されており、2024年度に、2023年12月31日と比較して10.82%減少した。

マネーロンダリング

2008年、マネーロンダリングおよびテロ資金供与を目的とする金融システムの利用の防止に関する2005年10月26日付欧州議会および理事会指令第2005/60/EC号ならびに政府等において重要な地位を占める者に関するEC指令第2006/70/EC号の規定を完全に移行し、欧州評議会のマネーバル委員会により採択されたルーマニアに関する評価報告書の勧告を実施するために必要な、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止を目的とする重要な法律が可決されたことにより、マネーロンダリングの分野において大きな進展があった。

2009年以降、NBRのマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止（AML/CFT）に係る監督機能は、専門部門（国際的制裁実行の監視部門、ならびにマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止部門）を通じて発揮されている。

この間、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止の監督範囲が拡大され、信用機関のほか、中央銀行の特別登録簿に登録された決済機関、電子マネー機関およびノンバンク金融機関（貸金業者およびリース会社）、ならびに類似の外国機関のルーマニア支店が含まれるようになった。

さらに、マネーロンダリングまたはテロ資金供与のリスク水準と関連する、監督対象機関の活動の性質および規模を考慮したリスクベースの手法が監督対象機関の評価に導入された。

ノンバンク金融部門（保険、有価証券および投資ならびに年金）におけるマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に係る監督は、FSAにより専門部署を通じて実施されている。マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に係る監督は、監督を補完するために、関連するマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する情報を収集する専門の当該部署によって支援されており、解釈や専門知識の面で他の部署と連携している。

ルーマニアはEUの一員であるため、金融監督当局は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する監督カレッジ（EU内に拠点を置く同一金融グループに属する監督当局間の情報交換を目的とした機関）にも関与している。欧州の運営枠組みには、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する活動を監督し、機関間の対話を促進する超国家機関（EBAの一部であるAMLSC（マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に係る常設委員会）等）も含まれている。

さらに、2024年に包括的なマネーロンダリング防止パッケージが採択され、EUレベルで単一の規則集（今後3年間で施行される予定である。）を実施する範囲が定められた。

法律第129/2019号の発効により、ルーマニアの行政型の金融情報管理機関として国家資金洗浄防止管理局が設置されたが、これは法人格を有する専門機関であり、業務および機能面で独立かつ自律的であり、財務省に帰属している。同局の活動は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止および管理を目的とした金融情報の収集、分析、処理および発信、ならびに法律に従った報告主体の監督および管理である。

同局は、その業務の遂行に当たり、法務省、財務省、HCCJ、NBR、FSA、ルーマニア情報管理機関、自由専門職の自主規制当局および専門職団体を含む、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止および管理システムに関連するすべての当局および機関と協力する。

同局は、国家的なマネーロンダリングおよびテロ資金供与のリスク評価の実施と、特定されたリスクへの国家的対応を調整する機関である。2019年、NBRは、追加の人的資源を配分し、用いる手法および手段を絶えず改善することにより、自らの監督対象である信用機関および金融機関が晒されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与のリスクに関して、監督分野における業務遂行能力を強化する努力を続けた。後者は、かかる分野における新たな法的枠組みに合わせて調整され、このためマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止および対策に関するNBR規則第2/2019号が採択された。

適用された手続および方法論に関しては、リスクベースの監督および評価プロセスが、マネーロンダリングおよびテロ資金供与のリスクに対する機関のエクスポージャーに応じて調整され、かかるプロセスの質および有効性の大幅な改善につながった。さらに、その目的は、機関のリスクプロファイルとシステム上の重要性に基づき、オフサイトとオンサイトの監督活動の適切なバランスを確保することであった。その結果、事業モデル、内部統制、ダイナミクス、ならびにマネーロンダリングおよびテロ資金供与のリスク水準に応じて、要求される情報量、ならびに調査、確認および評価の頻度および程度が決定された。

マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止および対策に関する法律第129/2019号は、一部の法律を修正および補完し、第4次マネーロンダリング防止指令を変更するものであるが、これは2019年7月18日にルーマニア議会で可決され、ルーマニア官報第589号により交付された。

マネーロンダリングまたはテロ資金供与を目的とする金融システムの利用防止に関する指令(EU)第2015/849号を変更し、指令第2009/138/EC号および第2013/36/EU号を変更する2018年5月30日付欧州議会および理事会指令(EU)第2018/843号は、ルーマニアにおいて、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止および対策、一部の法律の改正および補足、信用機関および自己資本充実度に関する政府緊急令第99/2006号第218条の補完、財政手続法に関する法律第207/2015号の改正および補完、ならびに保険および再保険業務の認可および監督に関する法律第237/2015号第12段落(5)の補完のための、法律第129/2019号の改正および補完に関する政府緊急令第111/2020号により置き換えられた。政府緊急令第111/2020号は、承認後、法律第101/2021号により修正および補完された。

2025年3月13日、法律第129/2019号を改正する政府緊急令第10/2025号が採択された。かかる緊急令の目的は、資金の移転および特定の暗号資産に付随する情報に関する規則(EU)第2023/1113号を施行し、指令(EU)第2015/849号を改正することであった。かかる指令は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与防止要件を暗号

資産の移転に拡大するだけでなく、規則(EU)第2023/1114号で規制されているように、サービス・プロバイダーにも拡大するものである。

マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止および対策に関する法律第129/2019号を改正または補足するその他の法律、ならびに一部の法律を修正および補完する法律は以下のとおりである。

- ・ 一部の法律の修正および補完に関する法律第208/2020号
- ・ マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止および対策に関する法律第129/2019号第49条を補完し、一部の法律を修正および補完する2021年4月26日付法律第102号
- ・ マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止および対策に関連し、一部の法律を修正および補完する、法律第129/2019号の改正および補足に関する2021年12月28日付法律第315号

ルーマニアのマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する措置は、欧州評議会の一部である、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止の評価に関する専門家委員会（Moneyval）により評価された。最終報告書は、2023年5月の総会で採択された。

(5) 【財政】

予算制度

予算プロセス

ルーマニア財務省は、毎年2つの主要な予算法（中央国家予算法および国家社会保障予算法）を策定している。中央国家予算は、ルーマニア政府が財務省を通じて策定しており、予算配分の直接受益者（関係省庁）からの予算案（提案）に基づいている。

財務省に提出される予算案には、公的機関による投資およびその他の資本支出に関するプログラムが含まれる。これらの投資および資本支出プログラムは、有効な法的規定に従って承認された特定のプロジェクトのリストと、投資のためのその他の歳出の全世界での金額に基づいている。

予算は、その全体が議会で承認される。中央国家予算および国家社会保障予算が予算計上期間の前年度末までに承認されなかった場合、ルーマニア政府は、当年度の予算が採択されるまで、一定の制限の下、前年度予算の規定を適用する。

連結一般予算は、財務省により編成され、とりわけ中央国家予算および国家社会保障予算、特別基金、自治および独立財政機関の予算ならびに地方政府予算が含まれる。

国家社会保障制度および地方政府は、それぞれの歳入および歳出の管理に責任を負う。

国家社会保障予算

国家社会保障予算は、中央国家予算から独立しているが、毎年議会の承認を必要とする。公的年金制度は、「従量制」の原則に基づいており、雇用主が支払う拠出金が制度の主要な所得源となっている。国家社会保障予算からの歳出の大部分は、老齢年金、早期退職年金、部分早期退職年金、障害年金、遺族年金および死亡給付金を含む年金給付の形である。

特別基金

特別基金は、中央国家予算法の附属書として予算が承認される国民健康保険基金であり、国家社会保障予算法とともに承認される失業保険予算である。

地方予算

地方予算は、地方財政法および地方行政法に基づいて編成、承認および執行される。これらの法律は、地方自治体が独自に予算を策定し、承認することを認めており、個人所得税の一部および中央国家予算水準で徴収される特定のその他の税金を含む、特定の歳入源を地方自治体に割り当てる。追加の地方予算歳入は、固定資産税からもたらされる。地方自治体は、経常支出を均衡させることが義務付けられており、投資目的および地方公債の借換えのための融資の契約を締結することができる。

行政区画の予算は、運営と開発の2部門に分けて編成および承認される。これら2部門には、それぞれ歳入および歳出がある。したがって、運営支出には経常費用および借入金返済が含まれ、開発支出には資本支出および加盟後のEU共同融資プロジェクトが含まれる。

運営部門から開発部門への金額の移管は、運営費の支払いが完全に確保された後にのみ可能となる。

コミュン、町、市、ブカレスト地区、郡およびブカレスト自治体の地方予算、ならびに独自の歳入を財源とし、地方予算および外部補助金予算からの助成金で賄われている公的機関の予算は、「均衡予算」の条件で承認され、開発部門の赤字は、前年度の運営部門の黒字で賄うことができる。

年次予算には、前年度の未払金の支払いに対する個別の予算が含まれる。

各行政区画 / 小区画（市や郡等）の債務の許容水準は、承認を申請した年の直前3年間の平均で、各行政区画の私有地に属する同期間における特定の資産の売却による所得を差し引いた、各行政区画の歳入（税金、手数料、拠出金、その他の所得および所得税からの割当分となる。）の30%までに制限されている。EUからの加盟前および加盟後の償還不可能な外部資金の恩恵を受けるプロジェクトの資金調達に関連し、行政区画が契約および / または保証した融資は、計算に含まれない。

EUからの加盟前および加盟後の償還不可能な外部資金の恩恵を受けるプロジェクトの資金調達に関連し、行政区画が契約および / または保証した融資は、債務水準の30%の制限から免除される。

中期予算計画プロセス

ルーマニアでは、2003年から中期予算計画が実施されてきたが、中期予算枠組みが義務化されたのは、財政責任に関する法律第69/2010号（以下「**財政責任法**」という。）が2010年に施行され、中期予算の上限が議会の承認を必要とするようになってからである。

財政枠組みに関する最も重要な改革（財政責任法に規定されている。）には、以下のものが含まれる。

- ・ **中期計画の義務化**：予算カレンダーに新たな段階が導入された。財政省は、毎年7月15日までにFBS（その後3年間を対象とする。）を政府に提出するものとし、さらに、毎年8月15日までにこれを議会に提示するものとする。
- ・ **中期予算の主要目標に関する議会の承認**：内閣は、FBSとともに、構造的赤字（対GDP比）、現金予算収支（対GDP比）、人件費（対GDP比）、政府および地方自治体が発行する保証、地方自治体による融資契約、EUからの財政支援を除く歳出総額、公債（対GDP比）等の最大閾値を含む草案を議会に提出し、審議および採決を受ける。
- ・ **拘束力のある中期目標**：年間予算を編成する際には、上記の最大閾値を遵守しなければならない。
- ・ **免責条項**：FBSは、（ ）一般連結予算の範囲に変更がある場合、（ ）FBSの作成に用いられたマクロ経済指標が著しく悪化した場合、または（ ）政権が交代した場合に改訂することができる。後者の場合、新政権はそのプログラムがFBSと一致しているかどうかを公表し、一致していない場合は財務省が新たなFBS草案を作成する。かかる改訂は、議会の承認を得なければならない、財政審議会の審査および意見に従う。
- ・ **新財政規則**：（ ）構造的な赤字は、対GDP比0.5%（公債が対GDP比60%を大幅に下回る場合は対GDP比1.0%）を超えてはならない、（ ）公債は、対GDP比60%を超えてはならない、（ ）プルデンシャル公債の中間基準値は、対GDP比45%、50%および55%に設定される、（ ）上記の規則から逸脱した場合、自動修正メカニズムが導入される、（ ）公共部門の歳出の年間増加は、EC規則第1466/1997号の規則に沿ったものでなければならない、（ ）予算計画に使用されるマクロ経済予測は、ECの公式予測と比較され、いかなる差異も明確に提示されなければならない、（ ）予算年度中、公共投資の承認を受けた資金を経常支出に振り替えることはできない、（ ）予算の修正は、1年間に2回を超えてはならない、（ ）予算の修正は、下半期にのみ行うことができる。
- ・ **新財政機関**：財政責任法では、財政審議会を設置している。財政審議会は、ルーマニア・アカデミー、NBR、経済研究アカデミー、ルーマニア銀行研究所およびルーマニア銀行協会の各機関から1名ずつメンバーが選出され、議会によって任命される計5名で構成される独立機関で、任期は9年である。財政審議会は、公式のマクロ経済予測および予算予測、ならびにFBS、年次予算法、予算執行および予算歳出に影響を及ぼす可能性のある主要な立法措置について、意見および勧告を行う。財政審議会はまた、財政規則の遵守を監視する。

税制

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年および2024年の各12月31日現在の一般連結予算における主な歳入源の割合を示している。

	12月31日現在				
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
	(単位：%)				
社会保障への拠出	34.8	33.6	30.4	30.5	33.0
付加価値税	18.8	20.9	20.4	20.0	21.0
非財政収益	7.6	6.9	8.6	8.0	8.5
所得税	7.5	7.4	7.3	7.8	8.5
物品税	9.5	9.1	7.7	7.2	8.1
法人税	5.0	5.3	5.8	5.6	6.3
その他	16.8	16.8	19.8	20.9	14.6
合計	100	100	100	100	100

出典：財務省

付加価値税

財政法によると、2017年1月1日以降、標準付加価値税率は19%である。

2023年1月1日以降、ルーマニアは、以下のカテゴリーの商品・サービスのVAT税率を5%から9%に引き上げた。それらは、高級食品以外の食品、灌漑農業用水および上下水道用水、ヒトおよび動物用医薬品、農業に使用される肥料および殺虫剤、播種用または植栽用の種子およびその他の農産品、ならびに農業サービス、レストラン/ケータリングおよびホテル宿泊施設である。

同様に、砂糖もしくはその他の甘味料または香料を添加したノンアルコール飲料については、2023年1月1日以降、VAT税率が9%から19%に引き上げられた。

また、2023年6月11日以降、公的国营ネットワークまたは非営利団体による病院の建設、修復および近代化に関連するサービスの供給、ならびに公的国营ネットワークまたは非営利団体による病院が実施する医療機器、装置、付属品および衛生用資材の供給は、控除権付きでVATが免除される。

2024年1月1日以降、ルーマニアのVAT税率に関して以下の措置が適用される。

- ・ 9%の軽減VAT税率は、ノンアルコールビールおよび砂糖添加食品（製品100グラム中の砂糖含有量が合計10グラム以上であるもの）の供給については適用除外となったが、一部に例外がある。
- ・ 一定のカテゴリーの商品・サービスのVAT税率が5%から9%に引き上げられた（例えば、社会政策による住宅供給、高級食品、太陽光発電パネル、太陽熱発電パネル、ヒートポンプおよびその他の高効率暖房システム、催事場、遊園地および行楽地、見本市、展覧会、映画、スポーツ行事および文化行事へのアクセス）。
- ・ 5%の軽減VAT税率は、スポーツ施設の利用権および観光またはレジャー目的の人々を一定の乗物により輸送することについては適用除外となった。
- ・ 国営病院部門に対して実施される活動に適用される控除権付きのVAT免除は、適用除外となった。

ルーマニアではまた、教科書、書籍、新聞および雑誌の供給（専らまたは主として広告のために使用されるものを除く。）、城、博物館、記念館、歴史的、考古学的および建築的記念物、動物園および植物園への入場サービス（免除されるものを除く。）、寒冷期の地域暖房ならびに特定の形態の燃料材に対して、5%の軽減VAT税率が適用される。

小規模事業に適用されるVAT登録の閾値は、30万ルーマニア・レウ（約88,500ユーロ）であり、ルーマニアのEU加盟日の為替レートを使用して計算される。この閾値を下回る歳入を生み出す活動を行う事業者は、VAT目的で登録を行う義務を負わないが、VAT登録を選択することができる。ルーマニアでは現在、中小企業を支援するために採用された、売上高が450万ルーマニア・レウ（約90万ユーロ）未満の企業が利用できるVAT現金会計制度が任意で適用されている。

所得税

2023年1月1日以降、集団投資機関（投資ファンド）において関連法令で規定された参加権証券を保有した結果得られた所得を含む配当形式の所得は、財政上の観点から配当金とみなされ、その合計額の8%の税率が課される。同時に、2023年1月1日以降、有価証券の譲渡益の財政上の取扱いが変更されている。

仲介業者（投資管理会社、自己管理投資会社、代替投資ファンドのマネージャー、ルーマニアに恒久的施設を有し仲介業者としての能力を有するルーマニアの課税居住者または非居住者）は、納税者のために実行された各譲渡または取引について損益を計算し、所得税の計算、源泉徴収、申告および納付を行う義務がある。

有価証券の譲渡所得には、以下のとおり源泉税が課される。（ ）取得日から起算して365日以上 の期間内に取得および処分された各有価証券の譲渡益に対し1%の税率が適用され、（ ）取得日から起算して365日未満の期間内に取得および処分された各有価証券の譲渡益に対し3%の税率が適用される。

上記の利益の計算については、保有期間にかかわらず、銘柄毎に、譲渡または取引に関連する費用を含む加重平均価格法を適用して財務価値を決定する。所得税を計算し源泉徴収する義務は、各譲渡または取引について仲介業者に属する。有価証券の譲渡により生じた損失は、繰り越されることも補償されることもなく、納税者の確定的な損失となる。

金融商品の取引業務が仲介業者（特定の法律で定義される。）を通じて行われない場合、場合に応じて、収益の受益者がルーマニア国内に恒久的施設を有するルーマニア課税居住者および非居住者のために年間損益を決定し、所得の10%に課税する。

物品税

ルーマニアは、EUレベルで物品税の課税が義務付けられている製品（エチルアルコール、アルコール飲料、製造たばこ、エネルギー製品および電力）に物品税を適用しており、また、たばこを含有する非燃焼吸引用製

品、たばこ代用物（ニコチンの有無を問わない。）、液体（およびニコチンを含有するかしないかを問わない。）を含有する非燃焼吸引用製品、合計糖分レベルが100ミリリットル中5グラムから8グラムの範囲の砂糖添加ノンアルコール飲料、および合計糖分レベルが100ミリリットル中8グラムを超える砂糖添加ノンアルコール飲料に対しても、非加算物品税を適用している。たばこ代用物（ニコチンの有無を問わない。）、ニコチンを含まない液体を含有する非燃焼吸引用製品、合計糖分レベルが100ミリリットル中5グラムから8グラムの範囲の砂糖添加ノンアルコール飲料、および合計糖分レベルが100ミリリットル中8グラムを超える砂糖添加ノンアルコール飲料は、2024年1月1日以降、非加算物品税の対象となる。

上記の製品の物品税率は、財政法に関する法律第227/2015号（その後の改正を含む。）に規定されており、加算物品税製品については付属書1に、非加算物品税製品については付属書2に記載されている。

財政法に規定されているとおり、加算物品税およびを課される製品の税率（紙巻たばこ、葉巻たばこおよびシガリ口、細かく刻んだたばこ（紙巻き加工用）ならびにその他の喫煙用たばこを除く。）は、新物品税が適用される期間の前年度の9月に終了する12ヶ月間に算出された消費者物価の伸びを参照し、NISが公式に発表した2014年10月から2015年9月までの期間の消費者物価水準と比較することにより、毎年の更新が義務付けられている。2022年8月1日から2023年12月31日まで、アルコールおよびアルコール飲料の製品に対する物品税率は、当該計算から除外された。2024年1月1日から2024年12月31日まで、アルコールおよびアルコール飲料の製品に対する物品税率は、当該計算から除外される。

2023年度中、有鉛ガソリン、無鉛ガソリンおよび軽油の物品税率は、2022年9月に算出され、2014年10月から2015年9月までの期間と比較した過去12ヶ月間の消費者物価の上昇に係る更新から除外された。

2024年1月1日以降、ビール、スパークリングワイン、静置発酵した飲料（ビールおよびワインを除く。）、および中間生成物、アルコールとみなされるエチルアルコールおよびアルコール飲料、紙巻たばこ、細かく刻んだたばこ（紙巻き加工用）およびその他の喫煙用たばこ等の製品、たばこを含有する非燃焼吸引用製品、たばこ代用物（ニコチンの有無を問わない。）を含有する非燃焼吸引用製品、合計糖分レベルが100ミリリットル中5グラムから8グラムの範囲の砂糖添加ノンアルコール飲料、有鉛ガソリン、無鉛ガソリンならびに軽油について、物品税率が引き上げられた。有鉛ガソリン、無鉛ガソリンおよび軽油に対して2024年度に適用される物品税率は、以下のとおりである。

- ・ 有鉛ガソリン1トン当たり3,085.84ルーマニア・レウ、または1,000リットル当たり2,375.48ルーマニア・レウ
- ・ 無鉛ガソリン1トン当たり2,622.87ルーマニア・レウ、または1,000リットル当たり2,019.60ルーマニア・レウ
- ・ 軽油1トン当たり2,190.51ルーマニア・レウ、または1,000リットル当たり1,850.95ルーマニア・レウ

2024年に新たな物品税政策が採択された。インフレ率を伴うエネルギー製品に対する物品税が導入され、2023年12月31日に終了した年度までに50%となり、2024年7月まで一貫して維持される見込みである。病気休暇手当に対する健康保険料についての新たな源泉徴収が導入された。NAFAのデジタル化および徴収の改善により、歳入は増加した。

法人所得税

財政法によると、ルーマニアの法人税制は、以下の属性によって特徴付けられる。

- ・ 課税利益に対して16%の税率を適用することによって確立され、四半期毎または年1回の計算および納付が義務付けられている一般的な税制、法人税である。2024年度以降の年次税務損失とは、課税利益のうち70%を限度とする（同%を含む。）その後の連続する5年間への繰越分である。
- ・ 2024年1月1日以降、前年度に50万ユーロを超える売上高を登録し、計算年度において、事業年度/修正事業年度の開始日から四半期/計算年度の終了日までの累積で決定する利益税が最低売上税を下回る納税者は、最低売上税のレベルの利益税を納付する義務を負う。
- ・ 信用機関（ルーマニア法人および信用機関のルーマニア支店を含む。）に関して、外国法人は利益税に加えて売上税を納付する義務を負い、売上税は、売上高に以下の税率を適用して計算される。
 - a) 2024年1月1日から2025年12月31日（同日を含む。）までの期間は、2%。
 - b) 2026年1月1日以降、1%。
- ・ 特定のNACE事業コードに対応して、石油・天然ガス部門で活動を行う法人に対しては、利益税に加えて特定売上税が課される。
- ・ 2024年1月1日付で新たな条件が追加されており、零細企業の収入に対する税率は以下のとおりである。

- a) 収入が60,000ユーロ以下（同額を含む。）であり、かつ一定の活動を行っていない零細企業については、売上高の1%。
- b) 収入が60,000ユーロを超えるか、または一定の活動を行っている零細企業については、売上高の3%。
- ・ 零細企業として分類するための閾値は、以下のとおりである。
 - a) 2025年度の収入が250,000ユーロを超えない。
 - b) 2026年1月1日以降の収入が100,000ユーロを超えない。

その他の法人税制優遇措置は、以下のとおりである。

(A) 研究開発 (R&D) 活動に対する財政的優遇措置

研究開発活動を行うルーマニアの納税者は、以下のような法人所得税軽減のための様々な優遇措置を受けることができる。

- ・ 対象となる研究開発関連費用に対する、50%の追加控除
- ・ 研究開発活動に使用される機器および装置の加速償却額は、資産の財務価値の50%を上限とし、使用初年度に控除することができる。資産の残りの財務価値は、残りの耐用年数にわたって減価償却される。

研究開発奨励金の対象となる経費は、以下のとおりである。

- ・ 納税者が研究開発活動に使用する有形および無形資産の減価償却費および賃貸料
- ・ 研究開発活動に直接携わる人員の給与および関連費用
- ・ 研究開発活動に使用する資産の維持および補修費用
- ・ 第三者から提供されるサービスの費用、消耗品の費用、在庫品および原材料の費用等を含む営業費用
- ・ 研究結果に直接割り当てられることも、割り当てキーを使用して比例的に割り当てられることもできる間接費

(B) 再投資収益に対する法人所得税免除

- ・ 免税は、技術設備および機械、コンピューターおよび周辺機器、税金レジスターならびにソフトウェアおよびソフトウェアの使用権の製造および/または購入に再投資された収益に適用される。
- ・ 2023年1月1日現在、投資利益に対する免税枠は、生産、加工および改修に使用される資産に対する投資に拡大される。

(C) 自己資本成長のための法人税および零細企業所得税の減税

- ・ パンデミック時に損失を出した企業の自己資本の増加を奨励するため、2021年から2025年にかけて、措置も導入されている。自己資本比率が50%を超える企業に対しては、法人税率が2パーセンテージ・ポイント引き下げられる。さらに、1年間に自己資本を5%から25%の間で増加させる企業に対しては、5パーセンテージ・ポイントから10パーセンテージ・ポイントのさらなる法人税率の引下げが可能である。

エネルギー会社および電気通信会社に関する一定の措置

政府緊急令第114/2018号は、電気通信会社およびエネルギー会社を含むルーマニア経済の様々な部門に一定の措置を導入した。特に、()国家通信管理規制局 (ANCOM) の年間監視料金を、電気通信事業者の前年度の総売上高の3%に引き上げ、()ANREの年間手数料を、エネルギー会社の認可された事業活動によって生じた前年度の総売上高の2%に引き上げ、()既存の移動通信ライセンスの延長には、延長申請日の前年度のルーマニアの携帯電話通信市場の総売上高の4%に相当する料金に、延長が申請される年数を乗じた額の手数料の支払いを条件とし、()新たな移動通信ライセンスの発行には、発行日の前年度のルーマニアの携帯電話通信市場の総売上高の2%または4% (ライセンスが申請される周波数帯によって異なる。) に相当する料金に、新たなライセンスが申請される年数を乗じた額の手数料の支払いを条件とし、()適用される規制の違反に対する罰則を大幅に強化した。政府緊急令第114/2018号は、当該罰則を科すことを決定する企業の前年度の売上高の10%を上限とする罰金を規定している。

政府緊急令第1/2020号は、認可保有者がANREに対する財政貢献を、認可された活動によって生み出されたエネルギー会社の前年度の売上高の2%の水準に定めた政府緊急令第114/2018号の規定を廃止した。

2020年1月以降、ANREにより課される関税および拠出金の水準は、ANRE長官の命令により毎年定められ、ルーマニア官報第 部に掲載される。

非居住者課税

非居住者がルーマニアの源泉から得た以下の種類の所得は、源泉徴収の対象とはみなされない。

- ・ 公的債務証券の支払利息
- ・ 政府公的債務証券の保有に係るリスク管理目的でデリバティブ金融商品を利用する取引から得られる所得
- ・ 国債および行政区画が発行する債券の国内または外国市場での売買による所得
- ・ 金融政策目標達成のためにNBRが発行する金融商品に係る利息およびNBRが発行する譲渡可能証券の売買による所得
- ・ 法律第31/1990号に従って設定され、その後の改正および補足を経て再公表された、ルーマニア企業が発行した債務証券からの利子。但し、当該債務証券が管轄規制当局の承認を受けた目論見書に基づいて発行され、当該利子が債務証券の発行者と関係のない者に支払われる場合に限る。

地方税および手数料

財政法は、地方予算の歳入を生み出す地方税および手数料を規制している。地方税および手数料には、固定資産税（建物税、土地税および自動車税）、広告税、証明書ならびに許可証発行手数料のほか、地方自治体が設定できるその他の税および手数料が含まれる。

建物税を決定する主な基準は、主に所有者（個人または法人）の法的地位ではなく、不動産の実際の用途（住宅、非住宅または混合住宅）である。

税率は、類似型の建物を所有する個人と法人で同程度である。非住宅建物の課税標準は、全国公認評価人協会が承認した基準に基づく建物の評価額である。

例外として、個人所有の住宅用建物の価値については、建物の品質、立地および地方自治体のランクを考慮し、法律で定められた係数で調整された地域ベースの価値を考慮して算出される。

地方自治体は、特定の地域の状況に応じて、地方税または手数料を最大50%引き上げることができるため、地方自治の恩恵をより多く受けることができる。また、その地域の市街地にある整備不良の建物または土地については、地方自治体は税金を最大500%引き上げることができる。

地方税および手数料に関連する財政法に規定されている価値は、前年のインフレ指数に基づいて毎年更新される。

予算所得の徴収

予算所得の徴収を強化し、財政当局の効率を高め、脱税に対抗するため、以下のような特定の措置が実施されている。

- ・ バーチャル・プライベート・スペースは、2022年3月1日以降、法人のための単一のコミュニケーション・チャンネルとして設立された。
- ・ 納税者を分類するためのリスク基準を定義する適用可能な法的枠組みの発効
- ・ レジスターは、NAFAのITシステムに接続されている。
- ・ 財政監査の通常の実施方法としての机上監査
- ・ 財政手続法に一連の改正を導入することによる、財政管理機構の組織および運営の分野における改革
- ・ 納税者支援に特化したウェビナー・サービスの実施
- ・ 2021年11月から稼働している電子請求書システム
- ・ 関連する経済部門間のVAT財政ギャップを算出するための代替モデルの開発

一般連結予算

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年および2024年の各12月31日に終了した各年の一般連結予算に関連する歳入および歳出を示している。

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
(単位：百万ルーマニア・レウ)					
A. 歳入	322,656.5	379,717.9	460,202.7	520,589.8	574,598.8
経常収入	288,054.5	339,808.4	410,081.8	451,554.7	530,281.4
税金	151,276.6	186,103.0	230,461.7	251,030.2	291,708.1

法人からの手数料収入、利益 およびキャピタル・ゲイン	19,142.3	24,102.2	31,426.0	33,386.7	40,321.3
個人からの手数料収入、利益 およびキャピタル・ゲイン	24,333.8	28,017.1	33,707.6	41,637.7	50,455.5
資産使用料および税金	5,935.9	6,547.4	6,821.6	7,242.9	8,286.6
商品・サービスに係る手数料 および税金	99,821.9	124,797.2	155,286.2	165,717.7	189,060.3
対外貿易および国際取引に係る 手数料	1,119.6	1,526.8	1,938.7	1,713.5	1,926.8
その他の手数料および税金	923.2	1,112.3	1,281.6	1,331.7	1,657.7
社会保障への拠出	112,250.7	127,493.4	139,920.2	158,655.4	189,510.1
非財政収入	24,527.3	26,212.0	39,699.9	41,869.2	49,063.3
資本からの収入	776.0	1,473.1	1,408.6	1,285.5	1,401.8
寄付	3.4	6.0	32.0	16.1	12.7
分配金額	266.6	(17.3)	274.6	101.3	294.0
EUからの受取額	33,555.8	38,447.7	48,405.7	67,632.2	42,608.9
金融業務	-	-	-	-	-
B. 歳出合計	424,455.2	459,627.1	540,968.5	610,656.5	727,316.2
経常費用	393,091.0	427,640.3	502,909.8	573,869.5	665,123.3
人件費	109,976.2	111,898.8	117,683.4	132,691.2	164,595.4
商品・サービス	57,094.9	64,178.6	72,468.7	77,149.0	93,658.8
利息	14,513.1	17,979.5	29,094.3	29,913.1	36,278.3
助成金	8,140.2	8,648.4	18,006.4	18,012.0	17,096.0
行政部門間の振替え	1,529.1	1,696.8	2,196.1	2,651.7	3,175.2
その他の振替え	19,065.2	25,424.1	27,002.3	28,762.4	35,197.6
加盟後非償還型EU基金(国内協調融 資を含む。)を財源とするプロジェ クト	341.7	217.5	1,180.3	10,107.6	29,281.4
社会扶助	138,552.9	147,248.0	174,301.5	191,013.8	223,932.3
加盟後非償還型EU基金を財源とす るプロジェクト(2014 - 2020年度財 政プログラム)	34,764.7	41,340.7	49,461.4	65,894.1	17,460.8
NRRPプロジェクト(贈与および 貸付金)	-	-	844.2	5,894.5	23,505.5
準備金	-	-	-	-	-
その他の費用	8,356.9	8,323.6	10,074.3	10,905.3	19,558.4
償還型資金援助(地方ファンドを含 む。)を財源とするプログラム	756.0	684.2	597.0	874.8	1,383.6
資本支出	33,177.0	33,673.3	40,553.5	38,817.5	65,194.0
貸付金	-	-	-	-	-
過年度に係る支払い	(1,812.8)	(1,686.4)	(2,494.9)	(2,030.5)	(3,001.2)
C. 黒字 / 赤字	(101,798.7)	(79,909.2)	(80,765.8)	(90,060.7)	(152,717.4)
GDPに対する赤字の割合(%)	(9.6)	(6.7)	(5.7)	(5.6)	(8.7)
GDPに対する赤字の割合(%) (ESA2010基準)	(9.2)	(7.1)	(6.3)	(6.6)	(9.3)
GDP(十億ルーマニア・レウ)	1,066.8	1,189.1	1,401.3	1,604.6	1,760.1

注：

- (1) 一般連結予算に関するデータは、一部または全額を自己の歳入、内外の地方債および地方予算外の収支で賄う地方公共機関の予算、省庁に從属する公共機関の予算、財産基金および補償金の交付等の予算を含めて作成したものである。データは現金ベースで作成されている。

出典：財務省

2020年度予算の執行

運営データによると、2020年度の一般政府予算は、101.8十億ルーマニア・レウの赤字（対GDP比9.5％）となった。2020年度の一般政府予算の結果は、財政赤字が2019年度の対GDP比4.6％から対GDP比4.9％増加したことを示している。

一般政府歳入

2020年度の一般連結予算の歳入は、前年度の受取額を0.5％上回る322.6十億ルーマニア・レウとなった。

個人からの手数料収入、利益およびキャピタル・ゲインは、2019年度と比較して4.9％増加し、2020年度には24.3十億ルーマニア・レウとなった。この増加の大部分は、年金所得税の変動（40.9％まで増加）によるものであった。さらに、個人の所得税および社会保険料の単一申告は9.2％まで増加し、配当税は7.9％まで増加した。

社会保障への拠出は、2019年度と比較して0.7％微増し、2020年度には112.3十億ルーマニア・レウとなった。

所得税収入は、2019年度と比較して9.8％減少し、2020年度には16.0十億ルーマニア・レウとなった。経済主体からの所得税収入は2019年度と比較して5.2％減少し、商業銀行からの所得税収入は2019年度と比較して44.0％減少した。法人からの所得、利益およびキャピタル・ゲインに対するその他の税金は、2020年度において、前年度比15.4％減の3.2十億ルーマニア・レウとなった。これらの歳入の変動は、不調な経済状況、零細企業に対し所得税を支払う納税者による納税義務の再構築および期間変更の申告ならびに満期に係る税金の支払いに対して納税者に付与された10％のボーナスによっても影響を受けた。

支払いおよび寄付のためにEUから払い戻された金額は、2019年度に記録された水準と比較して32.4％増加し、2020年度には合計33.6十億ルーマニア・レウとなった。

一般政府歳出

一般連結予算の歳出は、2019年度と比較して名目ベースで14.8％増加し、424.4十億ルーマニア・レウとなった。

人件費は、給与の引上げおよび食事手当を反映して、前年度比7.5％増の109.98十億ルーマニア・レウとなった。

商品・サービス支出は、前年度比7.0％増の57.1十億ルーマニア・レウとなった。一般連結予算内では、地方行政レベル（その管轄下の病院を含む。）が平均と比較して増加したが、これは主にCOVID-19に感染した患者の診断および治療に必要な医薬品、衛生用品、試薬ならびにその他の製品への追加支払いによるものであった。

助成金支出は8.1十億ルーマニア・レウであり、うち大部分は農業部門および運輸部門に割り当てられ、それぞれ農業生産者支援のための助成金ならびに旅客輸送および価格・関税差のための助成金に配分された。

社会扶助支出は、前年度比20.8％増の138.6十億ルーマニア・レウとなった。社会扶助支出の増加は主に、2019年9月1日からの年金ポイントの引上げおよび2020年9月1日からの年金ポイントの引上げ（177ルーマニア・レウ引き上げられ、1,265ルーマニア・レウから1,442ルーマニア・レウとなった。）により影響を受けた。また、2020年9月1日からの年金受給者向けの社会手当の引上げ（704ルーマニア・レウから800ルーマニア・レウに引上げ）ならびに2019年5月1日付、2020年1月1日付および2020年8月1日付の国民児童手当の引上げも反映しており、これらの手当は、2020年7月の支払額と比較して約20％増加している。

資本支出および国内外から資金提供を受けた重要な財政開発プログラムに関する歳出を含む投資支出は、前年度比9.5十億ルーマニア・レウ増加し、過去10年間で最大の投資額となる53.2十億ルーマニア・レウとなった。一般連結予算内では、国家予算および地方予算（内国債によるものおよび非償還型外部資金援助を財源とするプロジェクトに関連するものの両方）が増加している。これを受け、地方行政は、2014 - 2021年度財政枠組みに関連する非償還型外部資金援助による財政プロジェクトに、前年同期比64.6％増の投資を行った。

2021年度予算の執行

運営データによると、2021年度の一般政府予算は、79.9十億ルーマニア・レウの赤字（対GDP比6.7%）となった。2021年度の一般政府予算の結果は、財政赤字が2020年度の対GDP比9.6%から対GDP比2.9%減少したことを示している。

一般政府歳入

2021年度の一般連結予算の歳入は、前年度の徴収額を17.7%上回る379.71十億ルーマニア・レウに達した。

個人からの手数料収入、利益およびキャピタル・ゲインは、2021年度に28.02十億ルーマニア・レウとなり、2020年度比で15.1%の増加を記録した。この増加の重要な要因は、年金所得税のプラスの動向（38.6%に増加）であった。加えて、個人の所得税および社会保険料の申告は18.8%に、配当税は32.0%に増加した。

社会保障への拠出は、2021年度に127.5十億ルーマニア・レウとなり、2020年度比で13.6%の増加を記録した。

所得税収入は、2021年度に20.0十億ルーマニア・レウとなり、2020年度比で25.4%増加した。この増加は、主要な要因である経済主体からの利益に対する税収により決定され、2020年度比で28.4%の増加となった。純付加価値税収入は、2021年度に79.4十億ルーマニア・レウを記録し、2020年度比で30.5%増加した。物品税収入は、2021年度に34.5十億ルーマニア・レウとなり、2020年度比で12.3%増加した。

非財政収入は、2021年度に26.2十億ルーマニア・レウとなり、2020年度比で6.9%の増加を記録した。この増加はそれぞれ、利権および賃貸料からの収入（16.7%増）ならびに国有企業からの配当金（4.4%増）の増加によるものであった。

EUからの支払いおよび寄付金による払戻額は、2021年度には合計で38.4十億ルーマニア・レウとなり、2020年度の水準から14.5%増加した。

一般政府歳出

一般連結予算の歳出は、459.6十億ルーマニア・レウとなり、名目ベースで2020年度比8.3%の増加であった。

人件費は、111.9十億ルーマニア・レウとなり、前年度比で1.7%増加した。対GDP比では、人件費は対GDP比9.4%となり、前年度比で1.7パーセンテージ・ポイント減少した。

商品・サービスに係る支出は、64.2十億ルーマニア・レウとなり、前年度比で12.4%増加した。国家予算において前年度比21.1%増、SNHIFの予算において11.4%増であった。主な授権職員から伝えられたデータによると、商品・サービス全体のうち7.85十億ルーマニア・レウの主な内訳は、SARS-CoV-2コロナウイルスに感染した患者の診断および治療に必要な医薬品、衛生用品、試薬、その他の製品ならびにCOVID-19に対するワクチン代であった。

助成金に係る支出は、8.65十億ルーマニア・レウに上り、そのほとんどが農業部門および運輸部門に割り当てられ、それぞれが農業生産者支援のための助成金ならびに旅客輸送および価格・関税差のための助成金であった。

社会扶助に係る支出は、147.3十億ルーマニア・レウとなり、前年度比で6.3%増加した。これは主に、2020年9月1日以降、年金点数が1,265ルーマニア・レウから1,442ルーマニア・レウへと177ルーマニア・レウ引き上げられたことによるものであった。またこれには、2020年9月1日以降の年金受給者に対する社会手当の704ルーマニア・レウから800ルーマニア・レウへの引上げ、2019年5月1日、2020年1月1日、2020年8月1日（2020年7月に支給された手当よりも約20%増）および2021年1月1日（2020年12月に支給された手当よりも約16%増）の子どもに対する国家手当の引上げも反映されている。

非償還型外部資金援助（EUからの農業に係る助成金を含む。）を財源とするプロジェクトへの支出は、前年度比18.9%増の41.34十億ルーマニア・レウとなった。

投資支出（設備投資ならびに内部および外部の資金源からの最も重要な金融開発プログラムを含む。）は、59.3十億ルーマニア・レウとなり、前年度比で11.5%増加した。また、2021年度の投資支出総額の48.1%を占める、加盟後非償還型外部資金援助によるプロジェクトの増加がより顕著となり、前年度比で6.9十億ルーマニア・レウの増加となった。

2022年度予算の執行

2022年度の一般連結予算の執行は80.8十億ルーマニア・レウの赤字（対GDP比5.7%）となり、2021年度と比較して約1.0パーセンテージ・ポイント低下した。これは、予算収入が0.7パーセンテージ・ポイント増加し、歳出総額が0.3パーセンテージ・ポイント低下したことに起因する。

2022年度の一般連結予算の歳入総額は460.2十億ルーマニア・レウとなり、2021年度同期の水準を21.2%上回った。これは主に、付加価値税収入、保険料、エネルギー部門（商品・サービスに対するその他の税金）からの追加収入、非財政収入および欧州基金の増加によるものである。

個人からの手数料収入、利益およびキャピタル・ゲインの合計は33.7十億ルーマニア・レウとなり、前年度比で20.3%の増加を記録した。これは、配当税による収入（79.9%増）、単一申告（32.3%増）および年金関連税（25.1%増）の増加に支えられたものである。

給与税収入は10.5%増加し、経済における賃金基金の推移（12.7%増）を下回った。当該分類における収入動態は、農業部門および建設労働者に付与された施設における食品産業の拡大（法律第135/2022号に基づく賃金からの所得税免除によるマイナスの影響）の影響を受けた。

社会保障への拠出は139.9十億ルーマニア・レウを記録し、前年度比で9.7%増となった。給与税と同様に、保険料の伸びは賃金基金の動きを下回り、（法律第135/2022号に従い、2022年7月以降の収入に影響を与えた）農業部門および食品産業における建設労働者に付与された措置の拡大の結果、低水準で推移した。9月以降は、建設業、農業および食品産業の雇用者に対する税制優遇措置の上限が月額30,000ルーマニア・レウから10,000ルーマニア・レウへ変更されたこと、ならびに報酬が最低給与総額を下回る個人のパートタイム雇用契約に基づく所得について、月額計算の基準を国毎の最低給与総額の水準とする措置により、拠出金に好影響がもたらされた。

利益税からの収入は26.7十億ルーマニア・レウとなり、前年度比で33.0%増となった。これは、経済主体からの利益税の増加（前年度比で29.3%増（5.6十億ルーマニア・レウ））および商業銀行からの利益税の振替（1.0十億ルーマニア・レウ）の両方により支えられている。

付加価値税からの純収入は94.1十億ルーマニア・レウを記録し、前年度比で18.6%増となったが、付加価値税還付の水準が高いことを背景に、マクロ経済ベースのダイナミクスを下回っている（前年度比15.0%増）。

物品税収入は35.3十億ルーマニア・レウとなり、前年度比で2.4%増となった。構成を見ていくと、エネルギー製品の物品税収入は前年度比で2.4%増となり、これは2022年1月1日からの3.6%の物品税の引上げと、前年同期と比較した燃料消費量の増加に起因する。2022年8月1日からたばこに係る物品税の水準が5.5%引き上げられたこと（2021年4月1日以降、たばこ1,000本につきかかる消費税は563.97ルーマニア・レウだったのに対し、2022年8月1日以降はたばこ1,000本につき594.97ルーマニア・レウとなった。）により、たばこ製品の物品税収入は1.9%増加した。物品税収入の月次推移は、一般に、消費する製品の財政倉庫の経済事業者の政策によって決定され、変動性が高い。

商品・サービスに対するその他の税金および関税は合計19.2十億ルーマニア・レウとなり、エネルギー部門からの追加収入により、前年度に比べ13.7十億ルーマニア・レウの増収となった。

非財政収入は合計39.7十億ルーマニア・レウとなり、NBRの純収入、配当金、利息、石油使用料を含む財産からの収入の増加に支えられ、前年度比で51.5%の増加を記録した。非財政収入の額は、計上される温室効果ガス排出権証書の販売額によって決定される。

EUからの支払いおよび寄付による償還額は合計48.44十億ルーマニア・レウとなり、前年度比で26.0%増となった。

一般連結予算の支出は541.0十億ルーマニア・レウとなり、名目ベースで前年度と比較して17.7%増加した。2022年度の歳出は、対GDP比では、2021年度の対GDP比38.7%から、2022年度の対GDP比38.4%へと0.8パーセンテージ・ポイント低下した。

人件費は前年度から5.2%増加して、117.68十億ルーマニア・レウとなった。GDPに占める人件費の割合は8.3%となり、前年度より1.1パーセンテージ・ポイント低下した。

商品・サービスに係る支出は72.5十億ルーマニア・レウで前年度と比較して13.4%増加した。

利息費用は29.1十億ルーマニア・レウとなった。前年度と比較して、公債ポートフォリオに関連する支払利息は11.1十億ルーマニア・レウ増加した。これは、特に2021年後半から顕在化した国内外でのインフレ状況下における金利の上昇およびウクライナの武力紛争により発生した不確実性に起因する。

社会扶助費は前年度と比較して18.4%増加し、174.3十億ルーマニア・レウとなった。社会扶助費の伸びは主に、このカテゴリーに属する全員が2,200ルーマニア・レウの所得を得られるよう、2022年1月1日から年金ポイントが1,442ルーマニア・レウから1,586ルーマニア・レウに10%引き上げられたこと、年金受給者に対する社会手当（最低年金額）の水準が800ルーマニア・レウから1,000ルーマニア・レウに引き上げられたこと、年金

額が1,600ルーマニア・レウ以下の公的年金制度の退職者に対して財政援助が行われたこと、および2022年1月に、障害者に対して第13回目の手当が支給されたことに起因する。

社会扶助費はまた、2022年7月から公的制度および国家軍事年金制度の退職者ならびに特別法で規定された権利の受給者で所得が2,000ルーマニア・レウ以下の者に対し、700ルーマニア・レウの財政援助を支給したことによる影響を受けた。

同時に、子どもに対する国家手当は、2022年1月1日以降、2歳になるまでまたは障害児の場合は3歳になるまでの子どもに対して600ルーマニア・レウに引き上げられたことを反映して増加した。同時に、障害児は18歳に達するまで当該手当の給付を受けることができる。また、2歳から18歳までの子どもだけでなく、高校や専門学校に通う18歳以上の若者が卒業するまで支給される国家手当が243ルーマニア・レウに増額され、これには、法律で定められた大学入学前教育を受ける26歳までの障害者も含まれる。社会扶助費はまた、2022年末までの電気および天然ガスの消費に関連する料金を補償するため、3.9十億ルーマニア・レウを国家予算から支払ったことによる影響を受けた。

助成金に係る支出は18.01十億ルーマニア・レウとなった。これは主に、旅客輸送および農業生産者支援のための助成金ならびに2021年の寒冷期において非世帯消費者の電気および天然ガスの消費に対する補償制度（7.1十億ルーマニア・レウ、助成金全体の39.1%相当）によるものである。

その他の費用は10.1十億ルーマニア・レウとなり、これは主に、施行中の法律に基づき国家財産返還局が発行した支払名義に関する金額、児童および学生のための奨学金ならびに文化団体およびその他の市民に対する補償金であった。

非償還型外部資金援助（EUからの農業関連助成金を含む。）を財源とするプロジェクトへの支出は、50.92十億ルーマニア・レウとなり、2021年度と比較して22.5%増加した。

資本支出および国内外からの資金調達を受けた重要な財政開発プログラムに関する歳出を含む投資支出は、72.53十億ルーマニア・レウとなり、2021年度の59.26十億ルーマニア・レウから22.4%増加した。また、非償還型外部資金援助による投資の割合も増加しており、投資支出全体の51.21%を占めている。

2023年度予算の執行

運用データによると、2023年度の一般連結予算の執行は、前年度の80.77十億ルーマニア・レウの赤字（対GDP比5.76%）と比較して90.06十億ルーマニア・レウの赤字（対GDP比5.61%）に終わった。2023年度の歳入総額は、520.59十億ルーマニア・レウに達し、前年度比で13.1%増加した。これは主に欧州基金、給与、所得税および保険料からの収入によるものである。付加価値税収入（10.9%増加し104.3十億ルーマニア・レウ）、個人所得税（19.9%増）、社会保障への拠出（13.4%増）、法人所得税（9.2%増）、物品税（5.5%増）および非財政収入（5.5%増）は緩やかな伸びを記録した。EUからの払戻金も2023年度に39.7%増加し、67.6十億ルーマニア・レウとなった。

費用は、610.65十億ルーマニア・レウ（2022年度同期比で12.9%）増加した。対GDP比で表すと、2023年度の歳出は対GDP比38.0%の水準を維持した。人件費は、2022年度比で12.8%増加し、商品・サービス支出は同時期に6.5%増加し、社会扶助支出は同時期に6.5%増加した。利息支出は2.8%増加して29.91十億ルーマニア・レウとなり、資本支出および国内外から資金提供を受けた重要な財政開発プログラムに関する歳出を含む投資支出は38.8%増加して100.66十億ルーマニア・レウとなった。非償還型外部資金援助（EUからの農業関連助成金を含む。）を財源とするプロジェクトへの支出は、2023年度には78.41十億ルーマニア・レウとなった。

2024年度予算の執行

2024年度の一般連結予算の執行は、暫定データに基づき、2023年度に計上された90.06十億ルーマニア・レウの赤字（対GDP比5.61%）と比較して、152.72十億ルーマニア・レウの赤字（対GDP比8.65%）となった。

2024年度の歳入総額は、574.60十億ルーマニア・レウに達し、経常収入の回収率向上（17.4%増）により、前年度比で10.4%増加した。これらの増加は、主に社会保障拠出金、VAT、物品税、個人所得税、法人所得税および非財政収入等の収入の増加により支えられ、後者には、政府緊急令第107/2024号を通じて導入された税制上の恩赦の影響が含まれている。

一般政府歳出は、727.32十億ルーマニア・レウに達し、前年度比で19.1%の名目増加となった。対GDP比での2024年度の歳出は、3.16パーセンテージ・ポイント増加し、2023年度の対GDP比38.06%から2024年度は対GDP比41.22%に増加した。

2025年度の当初予算計画

2025年度予算は、以下の主要なマクロ経済の前提を考慮し作成された。

	2023年	2024年	2025年
GDP、現在価格(十億ルーマニア・レウ)	1,604.6 ^(*)	1,764.5	1,912.6
実質成長率(%)	2.4 ^(*)	1.0	2.5 ^(**)
インフレ率			
-年平均(%)	10.4	5.6 ^(***)	4.4
-年度末(%)	6.6	5.1 ^(***)	3.8
平均従業員数(千人)	5,364.9	5,412.0	5,475.0
年度末時点の登録失業者数(千人)	235.6	255.0	250.0
-年度末時点の登録失業率(%)	3.0	3.2	3.1
平均総賃金(1ヶ月当たりのルーマニア・レウ)	7,042	8,118	8,620
商品輸入-成長率(%)	1.2	-0.4	3.1
商品輸出-成長率(%)	-3.2	3.3	4.3
GDPに対する経常収支の割合(%)	-7.0	-7.9	-7.4

注： 2024年および2025年の推計は、国家戦略予測委員会の2024年秋の予測に基づく。

(*) 2024年10月10日からNISのプレスリリース第268号で公表されたセミファイナル・データに基づく。

(**) 中期予算構造計画(2025-2031年)の推計による2025年のデータ

(***) NISによる達成状況

予算政策における最も重要な目標は、2025年度から財政赤字の調整軌道に復帰し、一方では2031年度末のEUの機能に関する条約により定められた基準値(対GDP比3%)内に収まる速度で、他方では経済を支え、投資を促進する能力に影響を及ぼさない速度で調整することである。2025年度の予算案は、対GDP比7.0%の赤字が見込まれているが、これは、2025 - 2031年度中期のルーマニア国家予算構造計画による想定と同一であり、かかる予算案は勧告EC(2024年度)725最終稿を通じてEUにより最近承認された。

2025年度において、一般連結予算の歳入総額は、主に欧州の資金により、2024年度と比較して対GDP比2.3パーセンテージ・ポイント(92.9十億ルーマニア・レウ)増加する見込みであるが、中期的には、NRRPから資金提供された計画が段階的に完了するため、予想されるGDPの割合は減少する。

2025年度の歳出総額は、2024年度に予測された水準と比較して対GDP比0.7パーセンテージ・ポイント増加したが、対GDP比7.8%の投資支出を記録配分するために要する財政余地を創出するにとどまる。

2025年度の一般連結予算(現金)の歳出総額は、EU基金を財源とする歳出および利息支出を除いて、2024年度と比較して3.7%増加する予定であり、2024年11月26日付欧州勧告第725号および第957号により制定された5.1%の割合を下回る。

政府は、2025年度の予算調整目標を支援するために、政府緊急令第156/2024号に反映された措置である歳出および歳入の両側面に関する一連の措置を講じている。

2025年度および来年度の追加税制措置

政府は2025年8月1日より実施する税制措置を策定した。これは2025年にはGDPの0.2%、2026年には年率換算でGDPの0.5%と推計されている。2026年1月1日から、政府は歳入税面でGDPの0.5%の追加措置を検討し、社会扶助および給与を現行水準で固定する。これによりGDPの1%に相当する影響が生じる可能性がある。

一般連結予算の未払金

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年および2024年の部門別政府未払金(IMFとの間で締結されたスタンダード・バイ融資協定(2009年 - 2011年)における定義に従い、中央および地方政府の複数機関がそれぞれのサプライヤーに対して90日を超えて未払いとなっている額)の内訳を示している。地方自治体の未払額が最も多く、その未払額は投資プロジェクトに係る支払いである。

12月31日現在

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
(単位：百万ルーマニア・レウ)					
国家予算 ⁽¹⁾	23.05	23.05	18.04	25.71	57.4
地方政府予算	206.63	149.04	264.55	260.76	462.5
社会保障予算	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	229.68	172.09	282.59	286.48	519.9

注：

(1) 国家予算および自己資金を含む。

出典：財務省

(6) 【公債】

概要

ルーマニアの公債は、2007年6月に施行された政府緊急令第64/2007号（以下「債務令」という。）の対象となっている。ルーマニアは、政府の公的債務の報告においては、直接負担した政府の公的債務とルーマニア政府が財務省を通じて保証する政府の公的債務とを区別しており、また、国庫勘定の貸方から一時的に繰り入れられた金額および関係省庁が直接契約した債務を含めている。また、ルーマニアは、地方の公的債務の報告においては、債務令および地方財政に関する法律第273/2006号に従って地方行政当局が直接負担したかまたは保証した債務を含めている。

国内法に基づいて算出された公的債務総額（保証を含む。）の水準は、2022年12月末現在は対GDP比59.3%であったのに対して、2023年12月末現在は対GDP比59.6%に上昇した。下表は、2020年、2021年、2022年、2023年および2024年における国内法に基づく公的債務の指標を示している。

	2020年12月31日		2021年12月31日		2022年12月31日		2023年12月31日		2024年12月31日 (暫定データ)	
	(単位：百万 ルーマニア ・レウ)	(単位： 百万ユーロ)	(単位：百万 ルーマニア ・レウ)	(単位： 百万ユーロ)	(単位：百万 ルーマニア ・レウ)	(単位： 百万ユーロ)	(単位：百万 ルーマニア ・レウ)	(単位： 百万ユーロ)	(単位：百万 ルーマニア ・レウ)	(単位： 百万ユーロ)
1. 政府公債	573,986.6	117,876.2	679,132.2	137,251.1	803,254.3	162,358.9	933,520.2	187,657.3	1,105,721.4	222,295.8
a) 直接公債	541,082.3	111,118.89	636,276.2	128,590.0	741,795.7	149,936.5	867,927.7	174,471.9	1,046,920.8	210,474.4
b) 保証債務	32,904.3	6,757.36	42,856.0	8,661.1	61,458.6	12,422.4	65,592.5	13,185.5	58,800.6	11,821.4
-GDPにおける割合 (%)	53.7%	53.7%	57.0%	57.0%	57.8%	57.8%	58.2%	58.2%	62.8%	62.8%
-直接債務のGDPに おける割合(%)	50.6%	50.6%	53.4%	53.4%	53.4%	53.4%	54.1%	54.1%	59.5%	59.5%
-保証債務のGDPに おける割合(%)	3.1%	3.1%	3.6%	3.6%	4.4%	4.4%	4.1%	4.1%	3.3%	3.3%
2. 地方債務	17,483.3	3,590.4	18,914.7	3,822.6	20,403.9	4,124.2	23,379.7	4,699.8	25,415.2	5,109.5
a) 直接契約	16,888.8	3,468.35	18,420.4	3,722.7	19,969.2	4,036.3	22,890.5	4,601.5	24,976.8	5,021.4
b) 地方自治体による 保証	594.5	122.09	494.3	99.9	434.7	87.9	489.2	98.3	438.4	88.1
-GDPにおける割合 (%)	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.4%
-直接債務のGDPに おける割合(%)	1.6%	1.6%	1.5%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
-保証債務のGDPに おける割合(%)	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 公債	591,469.9	121,466.7	698,046.9	141,073.7	823,658.2	166,483.0	956,899.9	192,357.2	1,131,136.6	227,405.3
公債総額のGDPにおけ る割合(%)	55.3%		58.5%		59.3%		59.6%		64.3%	
GDP(百万ルーマニ ア・レウ)	1,069,629.0		1,192,285.0		1,389,450.0		1,604,554.0		1,760,118.0	
公債総額の歳入にお ける割合(%)	183.3%		183.8%		179.0%		183.8%		196.9%	
一般連結予算の歳入 (百万ルーマニア・レ ウ)	322,656.5		379,717.9		460,202.7		520,595.8		574,598.8	
報告期間末時点の為 替レート(ユーロノ ルーマニア・レウ)	4.8694		4.9481		4.9474		4.9746		4.9741	

出典：財務省

EUの算定方法によると、2023年12月31日現在の政府債務は対GDP比48.9%、2024年12月31日現在は54.8%であった。

政府の公的債務

2024年12月末現在の政府債務（政府が直接契約したものおよび財務省を通じて保証するもの）は対GDP比62.8%で、地方債務（地方自治体が直接契約したものおよび保証するもの）は公債総額の1.4%であった。国内の公債は対GDP比38.1%（公債総額の59.3%）であり、対外公債は対GDP比26.2%（公債総額の40.7%）であった。金利種類別では、政府公債の大部分が固定金利であり、2023年度末現在は76.0%であったのと比べて2024年12月現在は77.7%であった。非居住者は国内市場で発行された国債の21.7%を保有していた。国内法に従って、ルーマニアの直接的な対外債務またはルーマニアが保証する債務を表す政府の対外公的債務の水準は、2023年12月から2024年12月にかけて、主に公債の資金調達および借換えのためのユーロ債発行により、85.4十億ルーマニア・レウ増加した。政府の対外公的債務の水準は、2023年度末現在は対GDP比23.1%であったのに対して2024年12月末現在は対GDP比25.9%に上昇した。

国内法に基づく政府の国内公債は、2023年12月から2024年12月にかけて86.8十億ルーマニア・レウ増加し、政府の国内公的債務の水準は、2023年度末に対GDP比36.3%であったのに対して2024年12月末には対GDP比38.1%に上昇した。2024年12月末現在、国内市場で発行されたルーマニア・レウ建ておよびユーロ建ての国債の残高は、2023年12月31日現在の361.2十億ルーマニア・レウに対して442.1十億ルーマニア・レウとなり、このうち財務省短期証券は20.4十億ルーマニア・レウ、債券（個人向け国債49.4十億ルーマニア・レウを含む。）は421.7十億ルーマニア・レウであった。

2020年、2021年、2022年、2023年および2024年の国内法に基づく政府の公的債務の推移は以下のとおりである。

	2020年		2021年		2022年		2023年		2024年	2024年
	2020年 12月31日	12月31日 - パーセント -	2021年 12月31日	12月31日 - パーセント -	2022年 12月31日	12月31日 - パーセント -	2023年 12月31日	12月31日 - パーセント -	12月31日 (暫定データ)	12月31日 - パーセント -
(単位：百万ルーマニア・レウ)										
政府公債	573,986.6	100%	679,132.2	100%	803,254.3	100%	933,520.2	100%	1,105,721.4	100%
種類別										
-直接債務	541,082.3	94.3%	636,276.2	93.7%	741,795.7	92.3%	867,927.7	93.0%	1,046,920.8	94.7%
-保証債務	32,904.3	5.7%	42,856.0	6.3%	61,458.6	7.7%	65,592.5	7.0%	58,800.6	5.3%
債権者別										
-多国間	51,279.1	8.9%	51,439.3	7.57%	65,586.7	8.2%	74,143.6	7.9%	81,841.6	7.4%
-二国間	78.2	0.0%	61.2	0.01%	53.7	0.0%	46.7	0.0%	272.1	0.0%
-民間銀行およびその他	522,629.3	91.1%	627,631.7	92.42%	737,613.9	91.8%	859,329.9	92.1%	1,023,607.7	92.6%
金融商品別										
-財務省短期証券	5,498.2	1.0%	6,557.7	1.0%	5,080.8	0.6%	7,034.0	0.8%	20,370.0	1.8%
-資金管理商品	0.0	0.0%	6,000.0	0.9%	8,450.0	1.1%	12,500.0	1.3%	17,800.0	1.6%
-債券(ルーマニア・レウ建ておよび外国為替)	232,138.4	40.4%	247,114.9	36.4%	270,064.5	33.6%	319,959.3	34.3%	372,349.0	33.7%
-財務プログラムおよびフィデリティ・プログラム	10,258.8	1.8%	17,230.9	2.5%	27,484.1	3.4%	34,241.5	3.7%	49,394.8	4.5%
-ユーロ債	177,538.9	30.9%	218,457.5	32.2%	251,695.8	31.3%	296,913.8	31.8%	371,947.3	33.6%
-借入金	83,978.4	14.6%	100,135.4	14.7%	135,460.0	16.9%	144,996.5	15.5%	153,679.7	13.9%
-国庫余剰金からの借入金	64,573.9	11.3%	83,635.8	12.3%	105,019.1	13.1%	117,875.1	12.6%	120,180.6	10.9%

当初満期別

-短期	70,072.2	12.2%	101,211.4	14.9%	131,913.2	16.4%	145,665.3	15.6%	179,042.5	16.2%
-中期(1 - 5年)	165,093.3	28.8%	141,301.7	20.8%	140,235.4	17.5%	202,495.8	21.7%	190,653.9	17.2%
-長期	338,821.1	59.0%	436,619.1	64.3%	531,105.7	66.1%	585,359.1	62.7%	736,025.0	66.6%

金利種類別

-固定	458,528.9	79.9%	521,301.1	76.8%	601,807.7	74.9%	709,940.2	76.0%	858,919.1	77.7%
-変動	115,457.7	20.1%	157,831.1	23.2%	201,446.6	25.1%	223,580.0	24.0%	246,802.3	22.3%

通貨別

-ルーマニア・レウ	308,576.3	53.8%	367,685.2	54.1%	443,492.7	55.2%	523,390.2	56.1%	607,630.1	55.0%
-米ドル	39,997.4	7.0%	43,938.4	6.5%	56,309.7	7.0%	68,044.2	7.3%	98,847.4	8.9%
-ユーロ	223,652.7	39.0%	265,949.3	39.2%	302,149.3	37.6%	341,005.9	36.5%	397,099.6	35.9%
-カナダ・ドル	102.0	0.0%	37.6	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
-日本円	1,658.2	0.3%	1,521.8	0.2%	1,302.6	0.2%	1,079.9	0.1%	2,144.3	0.2%

出典：財務省

2024年12月末現在、政府保証の残高は58.8十億ルーマニア・レウ（対GDP比3.3%）であり、そのうち0.2十億ルーマニア・レウは企業向け保証、48.1十億ルーマニア・レウは政府プログラムの下での保証、7.5十億ルーマニア・レウはルーマニア輸出入銀行の名義による政府勘定での保証、3.2十億ルーマニア・レウはEUによる保証であった。

2024 - 2026年度FBSに従い、2024年度の政府保証の発行額の上限は40十億ルーマニア・レウに設定された。

2024年12月末現在の債務残高に基づく2024年度の国内法に従った政府債務元利返済の総額は130.8十億ルーマニア・レウであり、そのうち124.0十億ルーマニア・レウは直接債務、6.8十億ルーマニア・レウは保証債務であった。

下表は、2024年12月末現在の債務残高に基づき、国内法に基づくルーマニアの公的政府債務の債務元利返済スケジュールを示している。

	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	それ以降
(単位：百万ルーマニア・レウ)							
直接の債務元利返済：							
元金	88,839.7	108,804.6	127,691.6	82,389.6	93,445.0	100,410.0	550,736.5
利息および手数料	35,163.7	48,117.7	46,928.9	39,346.0	35,483.9	31,691.2	213,901.7
直接の政府債務元利返済の総額	124,003.4	156,922.3	174,620.5	121,735.6	128,929.0	132,101.2	764,638.2
債務元利返済の保証：							
元金	6,814.9	7,038.8	7,300.9	6,295.1	5,943.6	5,806.2	23,083.4
利息および手数料	15.2	9.0	6.0	4.7	28.1	52.4	318.5
政府債務元利返済の保証の総額	6,830.2	7,047.8	7,306.9	6,299.7	5,971.7	5,858.6	23,401.8
政府債務元利返済							
元金	95,654.6	115,843.4	134,992.4	88,684.7	99,388.6	106,216.2	573,819.9
利息および手数料	35,178.9	48,126.7	46,934.9	39,350.7	35,512.0	31,743.6	214,220.2
政府債務元利返済の総額	130,833.5	163,970.1	181,927.3	128,035.4	134,900.6	137,959.8	788,040.0

注：

(1) 国内市場で発行された国債の借換えを含む。

(2) 外貨建ての支払いは、2024年12月末時点の為替レートを用いてルーマニア・レウに換算されている。

出典：財務省の暫定データ

公的債務証券および対外資金調達プログラム

国債

ルーマニア・レウ建ての財務省長期証券および財務省短期証券は、財務省によるNBRを通じた定期的な入札で売却される。国内発行市場は、プライマリー・ディーラーとして活動する選ばれた銀行集団を基盤としている。

財務省長期証券の取引は、3つの流通市場、すなわち、規制外の店頭市場、ブルームバーグが開発し、財務省が市場形成の最低要件に対するプライマリー・ディーラーのパフォーマンスを監視するために使用している電子プラットフォームであるE-BondおよびBSEの規制市場で行われている。

2024年度におけるルーマニアの国内国債の構成は以下のとおりである。

- ・ 発行日から1年以内に満期が到来する利付証券または割引証券として発行されることのある財務省短期証券または財務省証券
- ・ 満期が2年から15年（ルーマニア・レウ建て）ならびに最長3年および4年（ユーロ建て）の利付証券として発行された中長期ベンチマーク債

ルーマニアの国内市場で発行された発行済国債（個人向け国債を含む。）は、2023年12月末現在は354.2十億ルーマニア・レウ、2024年12月末現在は421.7十億ルーマニア・レウであった。

現地通貨建て債務の平均残余期間（以下「ATM」という。）は、2023年現在の5.1年に対して2024年12月現在は4.6年に縮小し、債務全体のATMは、2023年12月現在の7.4年に対して2024年12月現在は6.9年であった。国内市場で発行された399.6十億ルーマニア・レウの国債の満期構成（2024年12月末）は、短期が9.4%、中期および長期が90.6%である。

2024年12月現在のルーマニアの発行済国際債券は54.8十億ユーロ、20.6十億米ドルおよび33.0十億円であり、2023年12月現在は46十億ユーロおよび15.1十億米ドルであった。

対外資金調達プログラム

世界銀行の2025 - 2029年国別パートナーシップ枠組みは、主に3つの主要分野に焦点を当てている。1つ目は、人的資本の向上である。これは、人間開発の結果に格差をもたらす教育、保健および社会的保護の機会の不平等に対処するものである。2つ目は、民間資本の解放を通じたより競争力のある経済における優れた雇用創出である。これは、金融および市場へのアクセスの向上ならびに民間資本促進のための土台強化に重点を置く。3つ目は、グリーンエネルギー移行を可能にする軽減措置および適応措置も支援しながら激的な変化を予防し対応する能力の構築に重点を置く、回復力の強化およびグリーン移行の加速である。最初の3年間の全体的な資金調達枠は、6十億米ドル近くになると予想されている。

（ECのウェブサイトに掲載されている最新のデータによると）2022年3月までに欧州戦略投資基金（EFSI）を通じて提供された融資総額は1十億ユーロであり、今後5.2十億ユーロのさらなる投資を呼び込むことが期待される。

2021 - 2027年度多年次財政枠組みの間、インベストEUプログラムは、これまでのEUの多様な金融商品を統合し、欧州の企業およびプロジェクトへの融資および投資をより簡単で、効率的かつ柔軟なものにする。EIBグループおよびEBRDが実施した加盟諸国区分（MS-C）への拠出の決定を受け、ルーマニアはインベストEUの主要な受益国の1つ（MS-Cを含む契約済みオペレーション、対GDP比）となっている。MS-Cを除くと、ルーマニアはMS階層の中間位置に占めている。2025年1月31日時点でECのウェブサイトにて入手可能な最新のデータによると、インベストEUプログラムに基づくルーマニアの契約済みオペレーションの額は411.78百万ユーロであり、MS-Cを含む契約済みオペレーションの額は2,877百万ユーロに上った。MS-Cに基づくルーマニアの保証は需要により超過し、2025年ではほぼ底をついている。

2020年12月1日現在、ルーマニアにおいて世界銀行、EIB、EBRD、CEBおよび国際協力銀行（JBIC）と締結している公債ポートフォリオの残高は総額3,900百万ユーロであり、主にインフラおよび社会部門の公共プロジェクトへの資金供給のためのソブリン・ローンおよび保証からなる。

さらに、複数の新たなオペレーションの準備が行われている。この中で最も進展しているのは、推定650百万ユーロのIBRDとの新たな開発政策オペレーションおよび推定10億ユーロのシビウ - ピテシュティ高速道路セクションA1への協調融資のためのEIBローンである。

公債の推移

国内法に基づく公債は、速報値によると、2023年12月現在は対GDP比59.6%であったのに対し、2024年12月現在は対GDP比64.3%に増加した。

債務管理

政府は、その公債管理について、2024年8月に2024年度から2026年度までの中期戦略を承認した。承認された戦略の主な目的は次のとおりである。すなわち、()中長期的なコストを最小限に抑えつつ、政府の資金需要をカバーすること、()政府の公債ポートフォリオのリスクを制限すること、()国債の国内市場を発展させることである。

2010年度以降、公債管理を改善し、財政赤字の補填と債務の借換えの季節的圧力を回避するため、財務省は外貨建ての準備金（バッファ）を設定した。これは、最長4ヶ月間における財政赤字の補填および公債の借換えの必要額に相当する金額に強化される予定である。

さらに財務省は、デリバティブ金融商品（通貨スワップおよび金利スワップ）の利用を想定している。この点に関して財務省は、金融デリバティブの利用を可能にするために公債に関する法的枠組みを修正し、これらの金融商品の利用のための特定の文書（ISDAマスター契約等）の交渉および締結を含め、デリバティブ金融商品の取引に特有のすべてのプロセスをカバーするために実施すべき行為および手段を確立するための内部手続を策定中である。ISDAマスター契約は、2022年度に複数の取引相手方と締結され、現在もさらなる取引相手方との契約の締結に向けた努力が続けられている。

EUの算定方法に基づく公債⁽¹⁾

EUの算定方法に基づく一般政府債務の水準は、2023年12月31日現在は対GDP比48.9%であったのに対して2024年12月31日現在は対GDP比54.8%⁽²⁾に上昇し、そのうち対外一般政府債務は対GDP比27.2%、国内一般政府債務は対GDP比27.6%であった。

2023年度に、政府は、203.8十億ルーマニア・レウ相当（対GDP比12.7%）を借り入れた。これは、財務省が2023年12月31日に公表した連結一般財政赤字の執行（約90.0十億ルーマニア・レウ）に関するデータに基づく対GDP比5.7%に相当する財政赤字および2023年度に借り換えられた債務の金額（約95.8十億ルーマニア・レウ）をカバーし、残余额は外貨バッファの強化および2024年度の政府の資金需要の一部事前融資に割り当てられた。

2024年度に、政府は、252.3十億ルーマニア・レウ相当（対GDP比14.3%）を借り入れた。これは、財務省が2024年12月31日に公表した連結一般財政赤字の執行（約152.7十億ルーマニア・レウ）に関するデータに基づく対GDP比8.65%に相当する財政赤字および2024年度に借り換えられた債務の金額（約95.6十億ルーマニア・レウ）をカバーし、残余额は外貨バッファの強化および2025年度の政府の資金需要の一部事前融資に割り当てられた。

債務構成について、中央政府の債務水準は、2023年12月31日現在は対GDP比47.5%であったのに対して2024年12月31日現在は対GDP比53.4%に上昇し、地方政府の債務水準は、2023年12月31日現在と同水準の対GDP比1.4%であった。当初満期別では政府債務の8.3%が短期債務であり、通貨別では政府債務の51.5%が外貨建てで、そのうち79.7%がユーロ建てであった。

一般政府債務を持続可能な水準に維持するため、財政責任法は、政府債務の限度額に関する規則をEUの算定方法に従って計算して以下のように定めている。

- ・ 政府債務が45%から50%の場合、財務省は、債務増加について説明して当該指標を持続可能な水準に維持するための提案を提示する報告書を政府に提出する。
- ・ 政府債務が50%から55%の場合、政府は、公的部門の賃金の凍結を含め、GDPに対する当該指標の比率を低下させる措置が含まれる法律で承認されたプログラムを開始および採用する。
- ・ 政府債務が55%から60%の場合、上記の措置に加え、政府は公的部門の社会保障支出を凍結する措置を提案する。

- ・ 一般政府債務が60%を超える場合、上記の措置に加え、政府は公債を年平均5%削減する計画を議会に提案する。

2024年4月30日付で、EU加盟国に対する新たな経済ガバナンスの枠組みが発効した。かかる新たな枠組みの主な目的は、加盟国の債務持続可能性を強化し、成長を促進する改革と優先投資を通じて全加盟国の持続可能で包括的な成長を促進することである。

かかる新たな枠組みでは、各自の財政状況に応じて加盟国を区別するリスクベースの監視が導入される。このアプローチは、債務を下降軌道に確実に乗せること（債務持続可能性セーフガード）または財政バッファの創出のため、対GDP比3%の条約上の債務基準値を下回る安全マージンを確保すること（赤字回復力セーフガード）に支えられた透明性の高いEU共通の枠組みを遵守したものである。

純支出という単一の運用指標が財政監視の基礎となり、これにより財政ルールが簡素化される。財政計画が理事会により承認されると、財政監視は承認された純支出の軌道の遵守のみに基づいて行われることとなる。

加盟国は、財政目標、優先的な改革および投資ならびに財政調整期間中に生じ得るマクロ経済の不均衡に対処するための措置を定めた中期計画を示すことが義務付けられている。財政、改革および投資の目的を単一の中期計画に統合することは、一貫性があり合理的なプロセスを構築することに役立つであろう。

注：

- (1) EMUにおける過剰財政赤字手続（以下「EDP」という。）および成長・安定協定の目的において、EUの機能に関する条約の2012年統合版に付属する現行の議定書12は、政府債務の完全な定義として「債務とは、一般政府部門間および一般政府部門内で連結された、年度末時点で残存する債務の額面金額の総額を意味する。」と規定している。

この定義は、ESA 2010の金融負債の定義を参照して政府債務の構成要素を特定した、欧州委員会規則(EU)第220/2014号（ESA 2010の金融商品への言及が更新されたのみ）により改正された理事会規則(EC)第479/2009号により補足されている。この文脈において、過剰財政赤字手続における政府債務（EDP債務）の残高は、N年度末時点の、一般政府部門（S.13）に分類されるすべての部署の、次のカテゴリーにおける債務の合計に等しい。すなわち、AF.2（通貨および預金）+ AF.3（債務証券）+ AF.4（借入金）である。

- (2) 2025年4月付財政通知に基づき更新されたデータ

対外債務不履行

該当事項なし

(7) 【その他】

該当事項なし

2 【発行者が地方公共団体である場合】

該当事項なし

3 【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

該当事項なし